松元小学校校舎１号棟長寿命化改良本体工事

図面リスト

図面番号	図面種別	図面番号	図面種別
A － 00	図面リスト	A － 30	２階　普通教室（特別支援）展開図（改修前・改修後）
A － 01	建築工事特記仕様書 5-1	A － 31	３階　普通教室　平面詳細図（改修前・改修後）
A － 02	建築工事特記仕様書 5-2	A － 32	３階　普通教室　展開図（改修前・改修後）
A － 03	建築工事特記仕様書 5-3	A － 33	階段平面詳細図（改修前・改修後）
A － 04	建築工事特記仕様書 5-4	A － 34	階段断面詳細図（１）（改修前・改修後）
A － 05	建築工事特記仕様書 5-5	A － 35	階段断面詳細図（２）（改修前・改修後）
A － 06	外壁改修工事特記仕様書（1）	A － 36	２階 廊下展開図（改修前）
A － 07	外壁改修工事特記仕様書（2）	A － 37	３階 廊下展開図（改修前）
A － 08	工事概要・工事区分・石綿含有材撤去特記仕様書	A － 38	２階 廊下展開図（改修後）
A － 09	法令等適用リスト	A － 39	３階 廊下展開図（改修後）
A － 10	附近見取図・屋外仮設計画図・配置図	A － 40	建具キープラン（改修前）
A － 11	屋内仮設計画図（前期）	A － 41	建具表（改修前）
A － 12	屋内仮設計画図（後期）・工事範囲求積図	A － 42	建具キープラン（改修後）
A － 13	外部仕上表・内部仕上表（１）	A － 43	建具表（改修後１）
A － 14	内部仕上表（２）	A － 44	建具表（改修後２）
A － 15	１階 平面図	A － 45	屋上防水改修詳細図
A － 16	２階 平面図	A － 46	1・2号棟渡り廊下詳細図
A － 17	３階 平面図	A － 47	改修詳細図（１）
A － 18	屋根伏図	A － 48	改修詳細図（２）
A － 19	立面図（１）	A － 49	改修詳細図（３）
A － 20	立面図（２）	A － 50	改修詳細図（４）
A － 21	立面図（３）	A － 51	改修詳細図（５）
A － 22	１階 床伏図・天井伏図（改修後）	A － 52	改修詳細図（６）
A － 23	２階 床伏図・天井伏図（改修後）	A － 53	改修詳細図（７）
A － 24	３階 床伏図・天井伏図（改修後）	A － 54	改修詳細図（８）
A － 25	断面詳細図（改修前）	A － 55	改修詳細図（９）
A － 26	断面詳細図（改修後）	A － 56	改修詳細図（１０）
A － 27	２階　普通教室　平面詳細図（改修前・改修後）		
A － 28	２階　普通教室　展開図（改修前・改修後）		
A － 29	２階　普通教室（特別支援）平面詳細図（改修前・改修後）		

ゲンプラン設計株式会社
一級建築士事務所鹿児島県知事第１－３０－８７号
管理建築士　東野幸史長　一級建築士登録第３２６６３１号

松元小学校校舎１号棟長寿命化改良本体工事

図面リスト

A3 NO. SCALE

A-00

鹿児島市建設局建築部建築課

建　築　工　事　特　記　仕　様　書

Ⅰ.工　事　概　要

1. 工　事　名　称　松元小学校校舎1号棟長寿命化改良本体工事
2. 工　事　場　所　鹿児島市上谷口町956番地1
3. 工　事　種　目　（・新築　・増築　・改築　⊙ 改修　・その他 ）
4. 工　事　期　間　令和　7　年　3　月　7　日まで

Ⅱ.建　築　工　事　仕　様

○ 1. 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」（建築工事編）（令和4年版）、「公共建築改修工事標準仕様書」（建築工事編）（令和4年版）及び「公共建築木造工事標準仕様書」（令和4年版）による。

○ 2. 特記事項の適用は次のとおりとする。
　1）項目は ○ 印の付いたものを適用する。
　2）特記事項は ⊙ 印の付いたものを適用する。
　　⊙ 印の付かない場合は、※ 印の付いたものを適用する。
　　⊙ 印と ※ の付いた場合は、共に適用する。
　3）特記事項に記載の（　）内表示番号は、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）の当該項目、当該図、又は当該表を示す。
　4）形状寸法の単位は、特記なきかぎりミリメートルとする。

Ⅲ.一　般　事　項

適用	特　記　事　項
○	1. 本工事は鹿児島市建設工事請負契約書に基づき、施工するものとする
○	2. 前払金　※請求することができる　・令和　年度中に請求すること
○	3. 中間前金払 1）請負金額が100万円以上で年度内に完成する工事は，契約時において中間前金払か部分払かのいずれかを選択する。 なお，契約に当たり部分払をすることを選択した場合には，中間前金払は行わない。 2）中間前金払を受けるための要件（全て満たすこと。） ｱ）請負金額の10分の4の前金払がなされていること。 ｲ）工期の2分の1を経過していること。 ｳ）工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施するべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。 ｴ）既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負金額の2分の1以上の額に相当するものであること。 3）中間前払金の割合について 請負代金の10分の2以内とする。ただし，中間前払金を支出した後の前払金の合計額が請負代金の額の10分の6を超えてはならないものとする。
○	4. 部分払　部分払については、鹿児島市契約規則による。
○	5. 部分払対象品目 工事の出来形部分並びに、工事現場に搬入した工事材料のうち、次の工事に含まれるものは部分払いの対象とする。ただし、監督員の検査に合格したものであって確認写真及び出来高等の確認ができるものに限る。 1.仮設工事　2.土工事　3.地業工事　4.鉄筋工事　5.ｺﾝｸﾘｰﾄ工事　6.鉄骨工事　7.ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ・ALCﾊﾟﾈﾙ・押出成形ｾﾒﾝﾄ板工事 8.防水工事　9.石工事　10.ﾀｲﾙ工事　11.木工事　12.屋根及びとい工事　13.金属工事　14.左官工事　15.建具工事 16.ｶｰﾃﾝｳｫｰﾙ工事　17.塗装工事　18.内装工事　19.ﾕﾆｯﾄ及びその他の工事　20.排水工事　21.舗装工事　22.植栽及び屋上緑化工事
○	6. 火災保険等 請負契約締結後速やかに次の工事保険に加入し、証券又はこれに代わるもの（保険証券等）の写しを直ちに監督員に提出すること。 保証期間は工期後満21日間（24時）までとする。 ※ 火災保険等（工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）等に生じる損害を填補） （ ※ 火災等　※ 工事材料等の盗難等　・その他（　　）に対応したものを含むこと。） ※ 請負業者賠償責任保険（工事の施工に伴い第三者に与えた損害を填補） なお、上記の保険内容が含まれる火災保険、建設工事保険、組立保険等でも可とする。 その場合、保険証券等により保険内容が確認できるものであること。 7　住宅瑕疵担保履行法について 受注者は、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」（平成19年法律第66号）に基づき、保険への加入又は保証金の供託を行うものとする。なお、保険加入の場合は、着工前に保険法人に申し込む必要があるので注意すること。
○	8. 契約不適合担保責任検査 契約不適合担保責任（鹿児島市建設工事請負契約書第41条）の確実な履行を図るため、受注者は、契約不適合責任期間の満了前に、受注者の負担で、契約不適合担保責任検査を実施すること。受注者は、発注者から契約不適合担保責任検査実施の通知を受けた場合は、発注者の指定する方法により速やかに契約不適合担保責任検査の実施日及び報告書提出日を回答したうえで、契約不適合担保責任検査を実施し、その結果を報告すること。なお、履行の追完方法は発注者と協議のうえ、実施すること。
○	9. 施工体制台帳の提出等 1）建設工事の一部を下請に付する場合は、施工体制台帳及び添付書類を作成し、工事現場に備え置くとともに、その写しを監督員に遅滞なく（遅くとも下請工事の着手前までに）提出すること。また、施工体制台帳の記載事項又は添付書類に変更があったときは、その都度、当該変更があった年月日を付記して、変更に関する事項について、作成し提出すること。 2）工事を施工するために、建設工事の一部又は以下の各号の業務を下請に付する場合は、施工体系図を作成し、工事の期間中、工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示するとともに、その写しを監督員に遅滞なく（遅くとも下請工事の着手前までに）提出すること。また、施工体系図の記載事項に変更があったときは、その都度、変更に関する事項について、作成し提出すること。 (1)伐採及び測量・調査等の工事現場で作業を行う業務　(2)土砂やコンクリート殻等の運搬のみを行う業務 (3)工事現場の警備（交通誘導を含む）を行う業務　(4)その他監督職員が記載を指示した業務等
○	10. 環境基本計画 1）本工事に伴う環境への影響を抑制するため、工事車両通行往復ルートの分別、交通整理員の配置、走行速度の制限、ルートの設定等の対策を講じること。 2）本工事に使用する建設機械については、原則として、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第10条第1項に基づく環境物品等調達方針に適合するものを使用すること。 3）本工事に伴い提出する関係書類については、可能な限り、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第10条第1項に基づく環境物品等調達方針適合製品又はエコマーク製品、グリーンマーク製品などの環境ラベリング製品を使用すること。 4）本工事に伴い提出する関係書類については、写真やメーカー提出の資料等、両面印刷では支障を生ずるものは除き、可能な限り、両面印刷とすること。 5）工事に伴い発生する廃棄物については、缶・ビン、ペットボトル、プラスチック容器類を搬出しやすいような分別ボックスの設置スペース又は分別ヤードを設置するなどして、分別の徹底及びリサイクルに努めること。
○	11. 排出ガス対策型建設機械の使用について 本工事において以下の対象機種を使用する場合は、排出ガス対策型建設機械又は「排出ガス浄化装置」装着機械の使用を原則とする。 ただし、①リース業者等が対策型建設機械を供給できない場合、②自社で未対策型建設機械を保有し対策型建設機械を使用することが妥当でない場合等は、監督員との協議により、未対策型建設機械を使用してもよいものとする。 （1）バックホウ　（2）ホイールローダ　（3）ブルドーザ　（4）発動発電機　（5）空気圧縮機　（6）油圧ユニット　（7）ローラ類 （8）ラフテレーンクレーン なお、排出ガス対策型建設機械又は「排出ガス浄化装置」装着機械の使用の有無を施工計画書に明示すること。
○	12. 低騒音型建設機械の使用の原則化について 本工事は「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和62年建設省経機発第58号）に基づき「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」（平成9年建設省告示第1536号）により指定された低騒音型建設機械の使用を原則とする。 なお、低騒音型建設機械の使用の有無を施工計画書に明示すること。
○	13. ダンプトラック等による過積載等の防止について 1）工事用資機材等の積載超過のないようにすること。 2）過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。 3）資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することがないようにすること。 4）さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることがないようにすること。 5）「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「法」という。）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。 6）下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。 7）1)から6)のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

適用	特　記　事　項
○	14. 産業廃棄物収集運搬車に係る表示及び書面備え付けについて 両側面に「産業廃棄物の収集又は運搬に供する運搬車である旨」及び「排出事業者名」を表示するとともに、その運搬車に「産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車であることを証する書面」を備え付けること。 [表示例]　産業廃棄物収集運搬車　←140ポイント（おおむね縦横50mm）以上の識別しやすい色の文字及び数字 ○○株式会社　←90ポイント（おおむね縦横30mm）以上の識別しやすい色の文字及び数字 なお、産業廃棄物収集運搬許可業者に委託して収集又は運搬させる場合には、別途「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」に基づく、表示規定によること。
○	15. 内装仕上に使用する材料等の選定について 1）ホルムアルデヒドを発散する建材については、F☆☆☆☆の規格に適合すること。 ただし、これによりがたい場合は、監督員と協議し、承諾を得ること。 対象となる材料（居室に使用する内装材、並びに、造り付け木製家具） 木質建材（合板、木質フローリング、パーティクルボード、MDF等）、壁紙、ホルムアルデヒドを含む断熱材、接着剤、仕上塗材等 2）クロルピリホスについて クロルピリホスを添加しないこと。 クロルピリホスを添加した材料でないこと。 3）建築材料の種別、種類、数量、及び面積等について 必要書類等 ｱ）施工計画書提出時に、JIS、JASの表示、又は、国土交通大臣認定書の写し等を添付し監督員の承諾を得ること。 ｲ）材料搬入時に表示等の確認をし、記録写真を提出すること。 ｳ）工事終了後に、内装仕上部分を写した写真を提出すること。 ※　塗料は、ホルマリン不検出のもので、水性形のものとする。（水廻り及び湿度の高い箇所を除く） ただし、有機溶剤系塗料を使用する場合は、トルエンやキシレンの放散が極力小さいものとする。
○	16. 現場代理人の工事現場への常駐を要しない場合について 1）現場代理人の工事現場への常駐を要しない場合 現場代理人は現場に常駐し、その運営、取締りを行うこととされているが、以下の要件を満たす場合には、工事請負契約第10条第3項の「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない」ものとして取り扱うこととする。ただし、いずれの場合にも連絡が常にとれる体制を確保する必要や、現場保全の義務（現場の巡回等）があるため、現場代理人を設置しておくことは必要である。 ｱ）契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間 ｲ）工事請負契約書第20条により工事が一時中止されている期間 ｳ）橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間 ｴ）前3号に掲げる期間のほか、受注者から工事完成の通知があり、完成検査、事務手続、後片付け等のみが残っているなど、工事現場において作業等が行われていない期間 2）発注者への報告 上記1)の要件を満たす場合は、現場代理人の工事現場における常駐は不要とし、他の工事と兼務することを可能とするが、「工事打合簿」等により、工事現場において作業等が行われていない期間を明確にしておくこと。
	17. 現場代理人の兼任について 1）現場代理人の兼任を認める工事 現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金の変更、契約の解除等を除く。）を処理する受注者の代理人であるが、次の ｱ)から ｵ)の全てを満たし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合、工事現場の兼任を認めるものとする。 ｱ）兼任できる工事は3件までとし、それぞれの工事の当初請負金額の合計が8，000万円未満であること。 ※設計変更により、兼任する工事の請負金額の合計が8，000万円以上となった場合においては、受注者の都合により現場代理人を変更できるものとする。（現場代理人の負担軽減措置） その場合は、「現場代理人等変更通知書」により現場代理人の変更手続きを行うこと。 ｲ）発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡が取れること。 ｳ）兼任する工事は、同一市町村内又は工事現場の相互の間隔が概ね10km以内の範囲 ｴ）発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。 ｵ）兼任する現場代理人は、必ず担当工事現場のいずれかに常駐するとともに、1日1回以上、担当工事現場を巡回し、現場管理等に当たること。 2）手続き 現場代理人の兼任を行う場合には、兼任（変更）申請書を提出し、発注者の承認を得たのち、必要に応じ、現場代理人等変更通知書により、発注者に通知すること。なお、各々の工事において、発注者に現場代理人の兼任の承認を得ること。 3）受注者に対する措置請求 安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故等が発生した場合、建設工事請負契約書第12条に基づき、受注者に対して、必要な措置を取るべきことを請求するものとする。
○	18. 低入札価格調査に基づく措置について 低入札価格調査基準価格未満の価格での受注者に対しては、次に掲げる措置を講じるものとする。 1）施工体制の強化 ｱ）低入札価格調査の対象となった工事（以下「調査対象工事」という。）には、専任の主任技術者等を配置すること。 ｲ）調査対象工事を施工する場合において、契約日の属する年度及びその前年度に完成した工事に関し、次のいずれかに該当する場合は、配置すべき主任技術者又は監理技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者を専任で1人配置すること。 a) 65点未満の工事成績評定を通知された場合 b) 工事請負契約書に基づき修補又は損害賠償を請求された場合 c) 品質管理・安全管理に関し、指名停止又は書面による警告・注意の喚起を受けた場合 d) 自らに起因して工期を大幅に遅らせた場合 2）監督体制の強化 ｱ）受注者は、施工体制台帳を提出し、その内容についてのヒアリングを求められたときはこれに応じなければならない。 ｲ）受注者は、特記仕様書に基づく施工計画書を提出し、その内容についてのヒアリングを求められたときはこれに応じなければならない。
○	19. 「快適トイレ」の試行について 1）本工事は、建設現場における「快適トイレ」設置の試行対象工事である。 2）受注者は積極的に快適トイレの試行に取り組むこと。 3）快適トイレを設置する場合は、「建設現場における「快適トイレ」設置の試行の改定について（令和3年7月26日付け鹿児島市建設局通知）」に基づき行うものとする。なお、通知は鹿児島市ホームページから入手できる。
○	20. 枠組足場の設置について 枠組足場の設置を必要とする場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」（厚生労働省平成21年4月）によるものとする。 なお、これにより難い場合は、監督員と協議の上、決定することとする。
○	21. 交通誘導員について 本工事の交通誘導員の編成人員は、見積閲覧書によるものとするが、交通管理者等との協議の結果、又は現場条件等により変更が生じた場合は別途協議する。 また、受注者は工事着手前に、実施工程に対応した配置予定図と配置予定時間を施工計画書に記載しなければならない。
	22. 地下工事について 地下室等（地下工作物）がある場合等は、周辺地盤や地下水への影響について、建設場所や建物の規模などを考慮した上で観測体制を含めた施工をすること。施工の際は周辺環境に配慮しながら地下水等の観測を行い、異常が生じた場合は必要な措置を行うこと。 建設場所毎の事前調査等は事前に打合せを行い遺漏のないようにすること。 23. 杭打ち・地盤改良工事について 地下水汚濁への影響などについては事前調査を行い（近隣に井戸がある場合や中間に逸水層がある場合）、工法について施工計画段階で検討し、施工の際は十分に注意しながら施工を行い異常が生じた場合には必要な措置を行うこと。
○	24. 周辺住民への説明等について 工事現場の周辺住民に対しては、事前に十分な工事内容の説明（作業時間、工法、期間等）を行い協力を得られるように努めるとともに、工事期間中は迷惑、紛争等のないように十分注意すること。 （近隣住民から相談・苦情の申立て等があった場合には誠意をもって、速やかに対処すること。）
○	25. 本工事は公共工事であることを十分認識し、工事の施工に必要な官公署その他への手続きは、速やかに行うとともに、安全管理を含む諸管理に十分留意して作業を行うこと。

適用	特　記　事　項
○	26. ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について ヤンバルトサカヤスデのまん延を防止するため、当該現場での土壌や植物等の搬出入に当っては、以下の項目を参考に、十分注意を払うとともに、ヤンバルトサカヤスデの棲息が確認された場合は、棲息状況等の調査報告書を監督員に提出し、まん延防止対策を講ずること。（※発生地については、鹿児島市ホームページで確認すること。） 1）原則、土・樹木等は、発生地区からの搬出を極力おさえ、廃棄木材については、産業廃棄物の取扱いが可能な焼却施設にて、焼却処理を行うこと。 2）工事区域周辺部への拡散防止のため、周辺部に薬物散布等の措置を行うこと。 3）やむを得ず、土・樹木等を発生地区から撤出する場合は、薬剤処理・薫蒸後、搬出を行うこと。 4）発生地区に搬入した建設機材等は、付着土壌の除去並びに薬剤処理後、撤出を行うこと。 5）未発生地区においても、発生地区からの土・樹木等の搬入や、建設機材の移動等があった場合は、1)～4)の措置が講じられているかを確認すること。
○	27. 本工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、道路交通法及び建設工事公衆災害防止対策要綱その他関係法令等に従い適切に処理すること。また、必要な届出等は滞りなく行うこと。
○	28. 工事現場及びその周囲は危険防止に十分注意し工事を行い、現場周辺の公共物（特に側溝等）の維持管理及び地域住民、通行人への危害防止に万全を期すること。万一事故の起きた場合、受注者が復旧し、又、補償をするものとする。
○	29. 工事現場への通行、諸運搬にあたっては、特に現場周辺の住民・通行人及び児童・生徒等への危害防止に万全を期すること。
○	30. 工事現場内での火気責任者を定め、火気の取扱いには十分注意すること。
○	31. 工事において支障物件がある場合は、その処理方法等は監督員との協議による。
○	32. 工事現場の快適な作業環境を確保するため、受注者事務所、監督員事務所、従業員休憩所、便所等は関係法令に従い、適切な材料・構造などのものとすること。
○	33. 本工事の施工に際しては、地場産業育成の立場から、できるだけ市内の専門業者や作業員を活用し、資材についても市内業者から購入し、使用するよう努めること。
○	34. 再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含めて提出するとともに、工事現場の見やすいところに掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）して公衆の閲覧に供することとし、あわせてインターネットに公表するよう努めるものとする。また、その実施状況を記録した実施書を完成書類に含めて提出するものとする。
○	35. 本工事により発生する建設廃棄物のうち、焼却施設及び最終処分場に搬入する産業廃棄物には、産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること。
○	36. 暴力団関係者等による不当介入を受けた場合の措置 暴力団関係者等による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、その旨を遅滞なく発注者及び警察に通報すること。また、暴力団関係者等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
○	37. 駐車場は建設業者の責任において確保し、周辺道路上への駐車は絶対に行わないこと。
	38. 工事現場隣接家屋について、事前に状況調査（建物の実情）を実施し写真等記録に残すこと。調査範囲は監督員と打合せをすること。 また、工事完了後家屋、構造物に被害不具合等の申出があった場合は、速やかな対応をすること。 39. 本工事に伴いスラブに設ける盤出し用の開口部については、建築基準法を満足する工法で確実に塞ぐこと。
○	40. 工事完成写真の仕様について 1）インク、用紙等は普通の使用条件のもとで、5年程度で顕著な劣化が生じないものとすること。 2）カラー写真（ネガフィルムタイプ）と電子媒体による写真の混合管理は行わないこと。 3）完成検査若しくは、工事目的物引渡完了後5年間写真管理に利用した電子媒体を保管すること。
○	41. 再生資材（再生クラッシャラン等）については、再資源化施設製造のものを使用すること。
○	42. 法定外労災保険の付保について 1）法定外の労災保険の付保 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。 なお、当該保険契約を締結したときは、その証券またはこれに代わるもの（保険証券等）の写しを直ちに監督員に提出すること。 保証期間は工期後満21日間（24時）までとする。 2）墜落制止用器具の使用について 高さが2m以上の作業床がない箇所、または作業床の端・開口部等で囲い・手すり等の設置が困難な箇所における作業については、労働者の危険を防止する手段として、墜落制止用器具の使用を講じること。
○	43. 営繕工事における週休2日試行工事について 1）本工事は、営繕工事における週休2日試行工事の対象である。 2）試行に当たっては、「営繕工事における週休2日試行工事実施要領（令和4年4月1日施行）（以下、「実施要領」という。）」に基づき行うものとする。なお、実施要領は鹿児島市ホームページから入手できる。
○	44. 電子納品 1）本工事は、電子納品試行対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「鹿児島市電子納品運用ガイドライン（案）【建築・設備編】（以下、ガイドラインという。）」に定める基準に基づいて作成した電子データを指す。 2）ガイドラインに基づいて作成した電子成果品は電子媒体（CD－R又はDVD－R）で正本1部、副本1部の計2部提出する。電子化しない成果品については従来どおりの取扱とする。電子納品レベル及び成果品の電子化の範囲については、事前協議を行い決定するものとする。
○	45. 架空線の防護措置について 架空線の防護措置における防護管設置については、受注者が架空線管理者と協議するものとし、防護管設置の必要があるとされた場合は、監督員と協議により設計変更の対象とする。
○	46. 施工体制点検等への協力 請負代金額が4，000万円（建築一式工事は8，000万円）以上の工事においては、「鹿児島市施工体制点検要領」に基づく点検を、また請負代金額が4，000万円（建築一式工事は8，000万円）未満の建設工事の下請契約を締結した工事においては、同要領の枠組外における「一括下請負に関する確認」を実施するので、受注者はこれに協力すること。
○	47. 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の提出 工事の施工により発生する産業廃棄物については、処分状況等の記録（E票の写し及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）総括表）を工事完成図書に添付すること。なお、工事完了時点で最終処分が完了せず、E票が処分業者より返送されていない場合は、A票、B2票及びD票のうち直近に返送されたものの写しを添付すること。 ただし、この場合においても、最終処分が完了し、E票が処分業者より返送され次第、直ちに同票の写しを提出すること。 電子マニフェストの場合は，受渡確認表の写しを添付すること。
○	48. 監理技術者等の途中交代 監理技術者等の途中交代が認められる場合としては、主任技術者又は監理技術者の死亡、疾病、退職等、真にやむを得ない場合の他、下記に該当する場合である。 1）受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合 2）橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点 3）ダム、トンネル等大規模な工事で1つの契約工期が多年に及ぶ場合 上記の場合にあっても、受注者と発注者が協議し、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められる場合のみ途中交代が可能となる。
○	49. 監理技術者等の途中交代の試行について 本工事は、工程上一定の区切りと認められる時点で、監理技術者又は主任技術者の途中交代を認める試行工事である。 1）工程上一定の区切りと認められる時点とは、品質管理・出来形管理が必要な工事目的物の施工が完了した時点とし、仮設備の撤去、後片付け及び検査等を行う期間は、監理技術者等の途中交代を認めることとする。 2）受注者と発注者が協議し、工事の継続性、安全管理、工程等に支障がないと認められる場合のみ途中交代が可能となる。なお、総合評価落札方式の場合は、当該工事の入札契約手続きにおける競争参加資格を満足する者を配置しなければならない。
○	50. 公共工事における現場一斉閉所の実施について 受注者は、公共工事における現場一斉閉所の実施に協力するものとする。なお、現場閉所の実施への協力は、受注者の判断によるもの（任意）とし、実施の有無等について発注者への報告は必要ないものとする。なお、県ホームページに本取組みに係るチラシを掲載しているので確認のこと。

ゲンプラン設計株式会社 一級建築士　第 326631 号 東野幸史良	松元小学校校舎1号棟長寿命化改良本体工事	
	建築工事特記仕様書　5－1	A－01
	鹿児島市建設局建築部建築課 Ver.R60401	

章	適用	項目	特記事項
1 各章共通事項	○	1. 適用基準等	⊙ 建築工事標準詳細図 ： 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（令和４年版） ・敷地調査共通仕様書 ： 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修(令和元年版) ・公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) ： 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修(令和4年版) ・公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) ： 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修(令和4年版) ・公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) ： 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修(令和4年版) ・公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) ： 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修(令和4年版) ・公共建築設備工事標準図(電気設備工事編) ： 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修(令和4年版) ・公共建築設備工事標準図(機械設備工事編) ： 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修(令和4年版) ⊙ 営繕工事写真撮影要領(平成31年版)・同解説 ⊙ 工事写真撮影ガイドブック(建築工事及び解体工事編) ： 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 ・営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施方針 ： 国土交通省大臣官房官庁営繕部制定 ・営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施要領 ： 関東地方建設局営繕部作成
	○	2. 電気保安技術者	※ 適用する (1. 3. 3)
		3. 施工条件	(1. 3. 5)
	○	4. 技能士	・鉄筋施工(鉄筋組立作業) ・ｺﾝｸﾘｰﾄ圧送施工 ・型枠施工 ・とび ・ﾌﾞﾛｯｸ建築 (1. 5. 2) ・鉄工(・構造物鉄工作業 ・製缶作業) ・ｴｰｴﾙｼｰﾊﾟﾈﾙ施工 ・石材施工(石張り作業) ⊙ 防水施工(⊙ ｳﾚﾀﾝｺﾞﾑ系塗膜防水工事作業 ⊙ ｼｰﾘﾝｸﾞ防水工事作業 ・合成ｺﾞﾑ系ｼｰﾄ防水工事作業 ・ｱｽﾌｧﾙﾄ防水工事作業 ・ｱｸﾘﾙｺﾞﾑ系塗装防水工事作業) ・タイル張り ・建築大工 ・かわらぶき ・建築板金(内外装板金作業) ⊙ 左官 ・ｻｯｼ施工 ⊙ ｶﾞﾗｽ施工 ・ｶｰﾃﾝｳｫｰﾙ施工 ⊙ 建具製作(⊙ 木製建具 手加工作業 ・ｱﾙﾐ製室内建具製作作業 ・木製建具 機械加工作業) ⊙ 内装仕上げ施工(⊙ ﾎﾞｰﾄﾞ仕上げ工事作業 ⊙ 鋼製下地工事作業 ⊙ ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ系床仕上げ工事作業 ・ｶｰﾍﾟｯﾄ系床仕上げ工事作業) ⊙ 塗装(建築塗装作業) ・畳製作 ・表装 ・造園 ・熱絶縁施工(吹付硬質ｳﾚﾀﾝﾌｫｰﾑ断熱工事作業) ⊙ 樹脂接着剤注入施工
	○	5. 工事実績情報の登録	受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、 (1. 1. 4) 工事実績情報ｼｽﾃﾑ(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「通知書」を作成し 監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以 内に、完成時は工事完成後10日以内に、(一財)日本建設情報総合ｾﾝﾀｰに登録しなければならない。 また、登録完了後は、(一財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」を、監督員に提出しなければな らない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。 (ただし、期間には、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)に定める行政機関の休日は含まない)
	○	6. 建築材料等	本工事に使用する建築材料等のうち、特定のものが特記された場合は、設計図書に規定するもの又はこれらと 同等のものとする。ただし、同等のものとする場合は、監督員の承諾を受ける。なお、「評価名簿による」と特記さ れたものについては、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料 等評価名簿(最新版)」による。また、評価を受けたものを使用する場合は、評価書の写しを監督員に提出し、その 確認をもって、品質・性能の確認があったものとすることができる。
	○	7. 特別な材料の工法	建築工事共通仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法による。
	○	8. 発生材の処理等	建設副産物の処理 (1. 3. 11) 1. 本工事より発生する建設副産物については、再生資源の活用を行うことを原則とし、「廃棄物処理法」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」(ﾘｻｲｸﾙ法)、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設ﾘｻｲｸﾙ法)、「建設工事公衆災害防止対策要綱」及び「建設副産物適正処理推進要綱」を遵守するとともに、ﾏﾆﾌｪｽﾄｼｽﾃﾑにより適正処理を行うこと。 2. 建設発生土及び建設廃棄物にあたっては、建設副産物適正処理推進要綱や関係法令を遵守すること。 3. 建設発生土及び建設廃棄物処理に起因する災害及び苦情については、受注者の責任において処理すること。 4. 建設廃材処分場は、不燃物は最寄りの処分場、可燃物は最寄りの焼却施設とする。 5. 建設廃棄物のうち、再生資材として有効利用できるｺﾝｸﾘｰﾄ・ｱｽﾌｧﾙﾄ塊、金属くず、木くず等については、最寄りの再資源化施設(許可を受けた施設)へ搬出すること。 6. ﾏﾆﾌｪｽﾄ(管理票)の備考欄にせっこうﾎﾞｰﾄﾞの有無を明記するとともに、せっこうﾎﾞｰﾄﾞが含まれている場合は製造会社名等を明記すること。 7. 特別管理産業廃棄物の種類及び処理方法は図示による。
	○	9. 施工図等の取扱い	施工図等の著作権に係わる当該建築物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。
	○	10. 設備工事との取合い	施工範囲 図示した鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ梁の貫通孔及び鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ部で、補強を必要とする貫通孔、開口部の補強、壁、天井の仕上材、下地材の補強、駆動装置が電動による建具類の2次配線及び操作ｽｲｯﾁ並びに自動開閉装置取付け箇所の切込み及び補強は標準詳細図などのとおりとし、本工事とする。 なお、細部については監督員と協議する。 施工図 設備機器の位置、取合いなどの検討のできる施工図を提出して、監督員の承諾を受ける。
	○	11. 完成図等	・完成図等を提出する。 (1) 電子データ ⅰ) データ提出媒体:「CDーR」又は「DVDーR」とする。 ⅱ) データ保存形式: CADﾃﾞｰﾀ (国土交通省の「官庁営繕事業に係る電子納品運用ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ【営繕業務編】」のCADﾃﾞｰﾀ交換標準に対応したもの)及び画像ﾃﾞｰﾀ。 ただし、原則に依りがたい場合は、事前に監督員の承諾を得るものとする。 (2) 2つ折製本(A3判)2部を監督員に提出する。装丁や文字の仕上げについては監督員と協議。 ・保全に関する資料 部数1部(監督員の指定する様式) ・取扱い説明書 部数 部 (建設戸数＋2戸分)
	○	12. 工事写真	区分 / 分類 / 規格 / 撮影枚数 / 部数 / 原画の大きさ / 備考 ※着工前 / ※カラー ・ / ※L版程度 ・ / / ※1部 ・ / 24×36以上 / ※工事中 / ※カラー ・ / ※L版程度 ・ / / ※1部 ・ / 24×36以上 / ※完成時 / ※カラー ・ / ※L版程度 ・キャビネ版 / 枚 / ※1部 ・ / ・60×90以上 ・24×36以上 / 外観4面 主要内部 ・実績報告用写真(2部)を監督員に提出する。 着工前と完成時の外観4面及び完成時の主要内部その他監督員の指示する工種の状況及び完成写真、その他監督員の指示する工種の状況及び完成写真
		13. 竣工写真	竣工写真は下記業者の撮影とし、箇所及び方法については監督員の指示による。 撮影業者 ※ 監督員の承諾する撮影業者(ただし、建築竣工写真撮影の実績のある業者とする。) ・完成後(解体工事の場合は、着工前及び完成後)の航空写真及びその電子データを提出すること。 撮影業者 ※ 監督員の承諾する撮影業者(ただし、建築竣工写真撮影の実績のある業者とする。)
	○	14. 既存建物との取合い	工事中、取合部その他本工事範囲外の部分に汚損又は損傷した場合は監督員に報告するとともに承諾を受けて現状に準じて補修する。
	○	15. 揮発性有機化合物の室内濃度の測定	揮発性有機化合物の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、報告すること。 また、指針値を上回った場合は、引渡しをするまでの間、換気の繰り返し又はﾍﾟｰｸｱｳﾄ等により濃度の低下に努め、指針値以下になるようにすること。なお、住宅については「住宅の品質確保の促進等に関する法律」の評価方法基準第5の6-3の(3)の定めにより測定等を行うこと。 測定対象 ・ 住宅 (建設戸数の1割以上(10戸未満の場合は1戸以上)で, 各住戸2室以上) ⊙ 非住宅 (測定対象室(普通教室 4室)) 測定項目 ・ 5項目(ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ、ﾄﾙｴﾝ、ｷｼﾚﾝ、ｴﾁﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝ、ｽﾁﾚﾝ) ⊙ 6項目(上記5項目及びﾊﾟﾗｼﾞｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝ)
		16. 部分使用	・有 (部分使用の場所等)
	○	17. 指定部分	⊙ 有 (範囲、時期については監督員の指示による)

章	適用	項目	特記事項
1 各章共通事項		18. 品質計画	建築基準法により定められた風速 Vo(※38 ・) 地表面粗度区分 ・Ⅰ ・Ⅱ ・Ⅲ ・Ⅳ 適用工種 ・ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ ・ALCﾊﾟﾈﾙ ・押出成形ｾﾒﾝﾄ板工事 ・防水工事 ・石工事 ・屋根及びとい工事 ・金属工事
		19. 住宅性能評価	・適用する ・しない 住宅の品質確保の促進等に関する法律第3条第1項の規定に基づく評価方法基準の下記項目ごとに示した等級基準を満たすこと。 性能評価項目 / 等級評価説明 / 等級 劣化の軽減 / 劣化対策等級(構造躯体等) / ※3 ・( ) 維持管理への配慮 / 維持管理対策等級 / ※2 ・( ) 温熱等級 / 省エネルギー対策等級 / ※4 ・( ) 空気環境 / ホルムアルデヒド対策 / ※3 ・( ) 音環境 / 重量床衝撃音対策 / ※2 ・( ) 等価損失等級(外壁開口部) 高齢者等への配慮 / 高齢者等配慮対策等級 / ※3 ・( )
2 仮設工事	○	1. 監督員事務所	※ 設ける(規模: ⊙ 1号(10㎡程度) ・2号(20㎡程度) ・3号(35㎡程度) ・4号(65㎡程度) (2. 3. 1) ・5号(100㎡程度) ・設けない ・ 仮設便所 ・ 工事用電話 ・ 設置する備品等の種類及び数量(監督員との協議による) 仕上げは下表を標準とする。 部位等 / 仕上げ 床 / 合板張り又はビニル床シート張り 内壁、天井 / 合板又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルションペイント塗り 屋根 / 塗装溶融亜鉛めっき鋼板張り、又は鉄板張り、調合ペイント塗り
	○	2. 工事用水	構内既存の施設 ※ 利用できない ⊙ 利用できる (※ 有償 ・無償) 構内既存の給水設備を利用する場合は、水道局へ臨時給水の申請を行い、水道ﾒｰﾀｰを設置すること。
	○	3. 工事用電力	構内既存の施設 ※ 利用できない ・利用できる (※ 有償 ・無償)
		4. 敷地調査	平板、周辺設備マンホール等の取り合い。
	○	5. その他	※表示板の大きさ等: ※下図による。 設置位置は監督員との協議による。また, 取付けは, 強風等に対し安全な工法とする。 (参考例) 市章 150*150程度 / シンボルマーク 150*150程度以上 工事名 ○○○○○○○○新築本体工事 発注者 鹿児島市長 設計者 鹿児島市○○局○○部○○課 監理者 鹿児島市○○局○○部○○課 施工者 ○○○○建設株式会社 連絡先 ○○ 工 期 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 900(600)程度 1800(900)程度
3 土工事	○	1. 埋戻し及び盛土	種別 ・A種 ※B種 ・C種 ・D種 (3. 2. 3)(表3. 2. 1) 各層厚さ ※ 300mm程度ごとに締め固める
	○	2. 地均し	工事完了後の整地は建物周囲2m程度の範囲について水はけよく地均しを行う。 (3. 2. 4) ただし、仮設等で使用した範囲については原形に復る。
	○	3. 建設発生土の処理	※( )処分場へ搬出するものとする。その他処分場にて投棄処分を行う場合は、 (3. 2. 5) 必ず処理場変更願承諾申請書を提出し、監督員にその承諾を得るものとする。 ・ 構内指示の場所にたい積 ・ 構内指示の場所に敷き均し ・ 存置する ※ 存置しない
	○	4. 山留め	(3. 3. 3)
4 地業工事		1. 砂利地業	材料 ⊙ 再生クラッシャラン ・ 切込砂利及び切込砕石 (4. 6. 2) 厚さ ※ 60 ・( ) (4. 6. 3)
		2. 砂地業	厚さ ※ 30 ・( ) (4. 6. 3)
		3. 捨ｺﾝｸﾘｰﾄ地業	厚さ ※ 50 ・( ) (4. 6. 2)(4. 6. 4)
		4. 床下防湿層	施工箇所 ※ 建物内の土間スラブ及び土間コンクリート下(ピット下を除く) (4. 6. 2)(4. 6. 5) 材料 ※ ポリエチレンフィルム ・( ) 厚さ ※ 0.15 ・( ) 重ね合せ及び基礎梁際の折り下がりは、250mm程度とする。
5 鉄筋工事	○	1. 鉄筋の種類	※JISG3112 ・JIS3117 (5. 2. 1)(表5. 2. 1) 種類の記号 / 呼び名 (mm) ⊙ SD295 / D16以下 ・SD345 / D19以上 ・SD390 / D29以下 ・ ・高強度せん断補強筋(建築基準法第37条認定を受けたもの、種別、使用部位、加工: ( ) ※ 図面による
		2. 溶接金網	・鉄線の形状、網目寸法及び鉄線の径: ※ 図示による (5. 2. 2)
	○	3. 継手及び定着	柱及び梁の主筋 (※ D19以上 ・) ・重ね継手 ※ガス圧接 (5. 3. 4) その他の鉄筋 (※ D16以下 ・) ※ 重ね継手 ・( )
		4. 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔	かぶり厚さは目地底から算定する。 (5. 3. 5) ※(表5. 3. 6)による ・構造特記仕様書による ・図示による ・耐久上不利な箇所及び鉄筋のかぶり厚さ 施工箇所 / 鉄筋のかぶり厚さ(mm)
		5. 帯筋	形の種別 ⊙ H形 ・W－1形 ・SP形(ｽﾊﾟｲﾗﾙ筋) ・丸形 (別図2. 2)
		6. 最上階柱頭補強	※ 行う ・ 行わない
		7. 壁開口部の補強	一般壁 ・A形 ※B形 ・図示 (別図4. 3)(表4. 3)(表4. 4) 耐震壁 ※B形 ・図示
		8. 土間ｺﾝｸﾘｰﾄ補強	補強箇所 ⊙ 土間 ⊙ 犬走り ・( )
		9. 梁貫通孔の補強形式	補強形式 ※H形 ・ (別図7. 1)(表7. 1～3)
		10. 圧接完了後の試験	検査方法 ・引張試験 ※ 超音波探傷試験 ※ 外観試験 (5. 4. 10)
	○	11. 各部配筋	図示のないものは、各部配筋参考図による。

章	適用	項目	特記事項
6 コンクリート工事	○	1. 一般事項	コンクリートの類別 ※Ⅰ類 ・Ⅱ類 (6. 2. 1) 気乾単位容積質量による種類 ⊙ 普通コンクリート ・ 軽量コンクリート (6. 2. 1) 設計基準強度(Fc) (6. 2. 2) 種別 / 普通コンクリートの設計基準強度 Fc (N/mm²) / 15 / 18 / 21 / 24 / 27 / 30 / 36 部品 / 基礎 / 壁 軽量コンクリートの設計基準強度 Fc(N/mm²) ・15 ・18 ・21 ・24 ・27 ・( ) (6. 2. 2) ※ 構造体強度補正値(普通ポルトランドセメント) その他のセメント種類は(表6. 3. 2)による コンクリート打込みから材齢28日までの予想平均気温θの範囲(℃) / 0≦θ<8 / 8≦θ (6. 3. 2) 構造体強度補正値(N/mm²) / 6 / 3
	○	2. コンクリートの品質	普通コンクリート気乾単位容積質量 ※ 2.3t/m3程度 ・( ) (6. 2. 3) スランプ (6. 2. 4) 打込み箇所 / 基礎、基礎梁、土間スラブ / 柱、梁、スラブ、壁 所要スランプ(cm) / ※ 15 ・18 ・ / ※ 18 ・ 部材の位置及び断面寸法の許容差並びにその測定方法 ※ 6. 2. 5(1) ・( ) (6. 2. 5) 合板使用打放し仕上げ種別 (6. 2. 5)(6. 8. 2) 種別 / 適用箇所 / JAS種別 / 合板厚さ / 塗装 ・A種 / ※ 表面加工品 ・B-C / ※12 ・15 / ※有 ・無 ・B種 / ・表面加工品 ※B-C / ※12 ・15 / ・有 ※無 ・C種 / ・表面加工品 ※B-C / ※12 ・15 / ・有 ※無 平たんさ ※表6. 2. 5 ・( ) (6. 2. 5)
	○	3. コンクリートの材料	セメント ※普通ポルトランドセメント又は混合セメントのA種 ・( ) (6. 3. 1)(表6. 3. 1) ・( )(適用箇所:) ・普通ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞｾﾒﾝﾄは、JIS R 5210ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞｾﾒﾝﾄに示された規定の他、右の規定に適合しなければならない。全アルカリの算出は、JIS R 5210ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞｾﾒﾝﾄ(低アルカリ形)による。 水和熱(J/g) / 7日 / 352以下 28日 / 402以下 全アルカリ(%) / 0.75以下 塩素(%) / 0.02以下 骨材 フェロニッケルスラグ骨材及び銅スラグ細骨材 (・使用する ・使用しない) アルカリシリカ反応性区分(※ A ・B) (6. 3. 1) 混和材料 ・混和剤(・AE剤 ⊙ AE減水剤 ・高性能AE減水剤 ・) ・混和材(・フライアッシュⅠ種 ・フライアッシュⅡ種 ・高炉スラグ微粉末 ・ｺﾝｸﾘｰﾄ用膨張材 ・) (6. 3. 1)
	○	4. 型枠	外部コンクリート打放し仕上げ打増し厚さ ※ 20mm ・( ) (6. 8. 1) ひび割れ誘発目地位置等 ※図示による ・( ) (6. 8. 1) 床型枠用鋼製デッキプレート 建築技術評価「鉄筋コンクリートの建築物等における床型枠用鋼製デッキプレートの開発」において評価を取得したもの又は、評価名簿によるもの。 (6. 8. 3) MCR工法用シート ・使用する ・使用しない スリーブ材種 ・鋼管 ・硬質ポリ塩化ビニル管 ・溶融亜鉛めっき鋼板 ・つば付き鋼板(6. 8. 2)(表6. 8. 1)
		5. 軽量コンクリート	種別 ・1種 ・2種 (6. 10. 1)(表6. 10. 1) スランプ ※21cm以下 ・( ) (6. 10. 2) 気乾単位容積質量( )
		6. 無筋コンクリート	適用箇所( ) (6. 14. 1) 設計基準強度 ※ 18N/mm2 ・( ) (6. 14. 1) スランプ ※ 15cm ・18cm ・( )
		7. 防水剤入ｺﾝｸﾘｰﾄ	施工箇所(屋根スラブ) スランプ(cm) ・15 ・( ) 混和剤(活性進化防水剤) 製造所 (監督員の承諾を得るものとする)
7 鉄骨工事	○	1. 鉄骨製作工場	※ 製作工場 (グレード ・H ・M ・R ・J ⊙ 指定なし) (7. 1. 3) 施工管理技術者 ※ 適用する ・ 適用しない (7. 1. 4)
	○	2. 材料	鋼材 (7. 2. 1)(表7. 2. 1) 種類の記号 / 使用箇所 / 規格等 SS400 / 図面による / ※JIS規格 ※JIS規格 / / ※JIS規格 ※JIS規格 ※JIS規格 高力ボルト (7. 2. 2) ※トルシア形高力ボルト(セットの種類2種(S 10 T)) ・ JIS形高力ボルト(セットの種類2種(F 10 T)) ・溶融亜鉛めっき高力ボルト(セットの種類1種(F 8 T相当)) 径 ( ) 普通ボルト (7. 2. 3)(表7. 2. 3) ボルト(※ 六角ボルト ・) ナット (※ 六角ナット ・) ボルト径 ( ) アンカーボルト (7. 2. 4) 構造用材質 (※ SNR400 ・) 建方用材質 (※ SS400 ・) 形状及び寸法 ( ) ターンバックル (7. 2. 6) ターンバックル胴の種類: ※割枠式 ・( ) ターンバックルボルトの種類: ※羽子板ボルト ・( ) デッキプレート (7. 2. 7) 構造用材質 ( ) 形状及び寸法 ( ) スタッド (7. 2. 8) 種類 ( ) 柱底均しモルタル (7. 2. 9) ・ 無収縮モルタル(製造所:評価名簿による) スカラップ ※ 改良型(国土交通省大臣官房官庁営繕部「建築鉄骨設計基準」 別図3. 11) ・( ) 材料試験 (7. 2. 10) ※ 規格品証明書を提出
	○	3. 工作一般	仮組 ・実施する ※ 実施しない (7. 3. 10) 高力ボルト及び普通ボルトのゲージ、ピッチ、へりあき等(国土交通省大臣官房官庁営繕部「建築鉄骨設計基準」による)

ゲンプラン設計株式会社
一級建築士 第 326631 号
東野幸史良

松元小学校校舎1号棟長寿命化改良本体工事

建築工事特記仕様書 5－2

鹿児島市建設局建築部建築課

A－02

Ver.R60401

章	適用	項目	特記事項
7 鉄骨工事		4. 溶接接合	開先形状(国土交通省大臣官房官庁営繕部「建築鉄骨設計基準」による) ・レ形　・K形　・(　　)　(7. 6. 4) 余盛り高さ　※鉄骨精度検査基準による　・(　　)　(7. 6. 7) ・鋼製エンドタブを切断する箇所及び範囲 (　　) 溶接部の試験　(7. 6. 12) ※外観試験 (a)(　　) (b)(　　) ※超音波探傷試験　※行う AOQL(工場溶接)　※4.0%　・2.5% 検査水準　※第6水準　・(　　)
	○	5. 錆止め塗装	耐火被覆材の接着する面の塗装範囲(　　)　(7. 8. 2) 耐火被覆材の接着する面以外の塗装範囲(　　) 種別　鋼製スリーブ内面(　※A種　・B種)　(7. 8. 4)(表18. 3. 1) 耐火被覆材の接着面　(　　)　(7. 8. 4)
		6. 耐火被覆	種類　(　　)　(7. 9. 2) 材料　(　　) 工法　(　　) 耐火性能(　　)　(7. 9. 3)
	○	7. 工事現場施工	建方精度　※鉄骨精度検査基準による　・(　　)　(7. 10. 2) アンカーボルト　・構造用アンカーボルト　形状(　　)寸法(　　)　(7. 10. 3) ・アンカーフレーム　形状(　　)寸法(　　) ・建方用アンカーボルト 保持及び埋込工法(・A種　※B種　・C種)　(表7. 10. 1) 柱底均しモルタル工法　工法(※A種・B種)　厚さ(　　)
	○	8. 軽量形鋼	ボルト接合　※普通ボルト接合　・(　　)　(7. 11. 2)
		9. 溶融亜鉛めっき工法	亜鉛めっき　(7. 12. 4)(表14. 2. 2) 亜鉛めっき種別 / 材料 / 適用部位 A種 / 最小板厚6.0mm以上の形鋼、鋼板類 / B種 / 最小板厚3.2mm以上、6.0mm未満の形鋼、鋼板類 / C種 / 最小板厚1.6mm以上、3.2mm未満の形鋼、鋼板類 普通ボルト・ナット類及びアンカーボルト類 / 高力ボルト接合摩擦面　・ブラスト処理　・(　　)　(7. 12. 5)
8 コンクリートブロック工事		1. 補強コンクリートブロック造塀及び塀	ブロックの種類　(　　)　(8. 2. 2) モデュール呼び寸法(　　) 正味厚さ　(　　) 各部の配筋　※図示による　(8. 2. 5) 2 コンクリートブロック帳壁及び塀　ブロックの種類　※表8. 3. 1　(8. 3. 2) 配筋　(8. 3. 4) 縦筋 / 横筋 / 開口補強筋(縦横) / 端部補強筋 D10−400@ / D10−400@ / 1−D13 / 1−D13 壁鉄筋の継手(　　)定着(　　)末端部折り曲げ形状(　　)
	○	3 ALCパネル	区分(平パネル)　単位荷重(1800−1200)　厚さ(100)　幅(図示)　長さ(図示)　(8. 4. 2) 耐火性能(　1　) 外壁パネル構法　構法の種別:(⊙A種　・B種)　目地幅(　15　)　(8. 4. 3) 耐火目地材(　−　)
		4 押出成形セメント板	種類(　　)形状(　　)厚さ(　　)幅(　　)　(8. 5. 2) 外壁パネル工法　工法の種別:(・A種　・B種)工法(　　)目地幅(　　)　(8. 5. 3) 間仕切壁パネル工法　工法の種別:(・B種　・C種)　(8. 5. 4)
9 防水工事		1. 合成高分子系ルーフィングシート防水	(9. 4. 2〜3)(表9. 4. 1) 工程種別 / 適用箇所 / 仕上げ塗料塗り / 厚さ ・S−F1 / / ・カラー　・シルバー / ※1.2mm　・ ・S−F2 / / / ※1.5mm　・ ・S−M1 / / ・カラー　・シルバー / ※1.5mm　・ ・S−M2 / / / ※1.5mm　・ 機械的固定方法　建築基準法に基づく風圧力に対応した工法とし監督員の承諾を受けること　(9. 4. 4) 可塑剤移行防止用シート　※発泡ポリエチレンシート　・(　　)
	○	2. 塗膜防水	ウレタンゴム系塗膜防水　(9. 5. 3)(表9. 5. 1〜2) 工程種別 / 施工箇所 / 備考 ⊙X−1(絶縁工法) / ※屋根 / ⊙X−2(密着工法) / ※屋根 / ゴムアスファルト系塗膜防水 工程種別 / 施工箇所 / 備考 ・Y−1 / 地下外壁 / ・Y−2 / 屋内 / 保護層　・適用する　・適用しない
	○	3. シーリング	シーリングの種類は、表9. 7. 1による　(9. 7. 2)(表9. 7. 1) 目地寸法　※9. 7. 3(1)(ア〜ウ)　・(　　)　(9. 7. 3) 接着性試験　※簡易接着性試験　・引張接着性試験　(9. 7. 5)
		4. 屋根コンクリート防水	屋上等の活性進化防水剤入りコンクリートタンピング金ごて押え(防水剤は6章 コンクリート工事による)
	○	5. 保証書及び期間	防水工事の施工については、10年保証書を提出すること。 なお、保証書は、受注者と施工業者の連帯とする(シーリングを除く)。 保証書の必要な防水工事の施工業者は建設業法の許可業者とする。
10 石工事		1. 共通事項	石の割付け　・(　　)　・図示による　(10. 1. 3) 石材の加工 組面仕上げの場合　・監督員と協議　・図示による ワックスの使用　・使用する　・使用しない　(10. 1. 5)
		2. 材料	テラゾ　(10. 2. 1) 種類及び大きさ　※大理石(1.5〜12mm)　・(　　) テラゾブロック　形状　・平物　・役物 仕上げ面　・片面　・両面 寸法(　図示による　) 表面仕上げ　・粗磨き　・水磨き　・本磨き
11 タイル工事	○	1. 共通事項	伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地　(11. 1. 3) 位置　外壁(　※表11. 1. 1　・図示による)　屋内(　・　　) 寸法　※9. 7. 3　・(　　)
	○	2. 施工後の確認及び試験	※外観の確認　※打診による確認　・引張接着試験　(11. 1. 7)
	○	3. 材料	タイルの種類　(11. 2. 2)(11. 3. 2) 施工箇所 / 形状・寸法 / 耐凍害性 / 耐滑り性 / 役物 / 色 汚垂タイル / 図示 / ・有　⊙無 / ⊙有　・無 / ・有　⊙無 / ⊙標準　・特注 / / ・有　・無 / ・有　・無 / ・有　・無 / ・標準　・特注 / / ・有　・無 / ・有　・無 / ・有　・無 / ・標準　・特注 / / ・有　・無 / ・有　・無 / ・有　・無 / ・標準　・特注 製造所　(　監督員の承諾を得るものとする。) タイル試験張り　(・実施する　⊙実施しない)　タイル見本焼き(・実施する　⊙実施しない)
		4. セメントモルタルによるタイル張り	・既調合モルタル(　　)　(11. 2. 3) ・下地及びタイルごしらえ　(・MCR工法　・目荒し工法(高圧水洗))　(11. 2. 7)(表11. 2. 3) タイル張りの種別　・(　　)　・(　　) 工法　(　　)　・(　　)
	○	5. 有機系接着剤によるタイル張り	・外装タイルにおける目地詰め　(・行う　・行わない)　(11. 3. 3) ・下地及びタイルごしらえ　(・MCR工法　・目荒し工法)　(11. 3. 5)
12 木工事	○	1. 材料	木材　木材については、市内で生産・加工された木材の使用に努めること。市内産材の確保が難しい場合でも、可能な限り県産材の使用に努めること。　(12. 2. 1) ・地域産材の場所　(　　)地域 ただし、次の部位については「認証かごしま材」又は「認証かごしま材」と同等の基準を満足している市内産材を使用すること。 なお、「認証かごしま材」同等材の使用にあたっては、下記の条件を満足したものとする。 ア. 認証かごしま材の品質(乾燥、寸法、面材品質)と同等の基準を満足している旨及び原木の生産地を記載した旨の出荷証明書が添付されたもの イ. 監督員の立会い検査により、上記アの品質が確認されたもの 指定部分　・構造材全て　・その他(・　　・　　) 含水率　構造材　※20%以下とする。 下地材　※A種　・B種 造作材　※A種　・B種 製材 「JAS1083」による製材 下地用針葉樹製材　樹種、等級、寸法、形状、含水率、保存処理及び材面の品質　※図示による 等級　・図示による　※2級 造作用針葉樹製材　樹種、寸法、等級、形状、含水率、保存処理及び材面の品質　※図示による 板類における等級　※枠、額縁、敷居、かもい、かまちの類の見え掛り面は上小節、それ以外は小節以上 ・図示による 広葉樹製材　樹種、寸法、保存処理及び材面の品質　※図示による 等級　※1等　・図示による　・(　　) 含水率　※10%以下　・図示による　・(　　) 「JAS1083」以外の製材 下地、造作及び仕上げに用いる製材　樹種、寸法、材面の品質、含水率及び防虫処理　※図示による 造作材の材面の品質の基準　※A種　・B種　(表12. 2. 2) 造作用集成材 「集成材のJAS」による造作用集成材 造作用集成材　品名、樹種、見付け材面数、寸法　※図示による 見付け材面の品質　※1等　・図示による 化粧ばり造作用集成材　品名、樹種、化粧薄板の厚さ、見付け材面数、寸法　※図示による 見付け材面の品質　※1等　・図示による 化粧ばり構造用集成柱　品名、樹種、化粧薄板の厚さ、寸法、見付け材面の品質　※図示による 「集成材のJAS」以外の造作用集成材 造作用集成材　樹種、寸法、見付け材面の品質　※図示による 含水率　※15%以下　・図示による・(　　) 化粧ばり造作用集成材　樹種、寸法、化粧薄板の厚さ、見付け材面の品質　※図示による 含水率　※15%以下　・図示による・(　　) 化粧ばり構造用集成柱　樹種、寸法、見付け材面の品質、化粧薄板の厚さ　※図示による 含水率　※15%以下　・図示による・(　　) 造作用単板積層材 「JAS0701(単板積層材)」に基づく造作用単板積層材 品名、寸法、表面の品質及び防虫処理　※図示による 「JAS0701(単板積層材)」以外の造作用単板積層材 寸法、表面の品質及び防虫処理　※図示による 含水率　※14%以下　・図示による・(　　) JAS3079(直交集成板)　品名、曲げ強度、種別、接着性能(使用環境)、樹種及び寸法　※図示による 合板等 下地用普通合板　品名、単板の樹種名、防虫処理　※図示による 厚さ　※5, 5mm　・図示による　接着の程度　※1類　・図示による 板面の品質　※2等以上(広葉樹)　※C−D以上(針葉樹)　・図示による 下地用構造用合板　品名、単板の樹種名、保存処理、防虫処理、強度等級　※図示による 厚さ　※12mm　・図示による 接着の程度　※1類(湿潤箇所を除く)　※特類(湿潤箇所)　・図示による 等級　※2級以上　・(　　) 板面の品質　※C−D以上　・図示による 化粧ばり構造用合板　品名、厚さ、単板の樹種名、接着の程度、防虫処理　※図示による 湿潤状態となる場所に使用する場合の接着の程度　※特類　・図示による 天然木化粧合板　厚さ、接着の程度、化粧板に使用する単板の樹種名、防虫処理　※図示による 特殊加工化粧合板　品目、厚さ、接着の程度、単板の樹種名、化粧加工の方法、防虫処理　※図示による パーティクルボード　表裏面の状態による区分、難燃性による区分及び厚さ　※図示による 曲げ強さによる区分、耐水性による区分、厚さ ※厚さ15mm、曲げ強さ13タイプ、耐水性MR1(M)又はMR2(P)タイプ 構造用パネル　品名、厚さ　※図示による MDF　表裏面の状態による区分、曲げ強さによる区分、接着剤による区分　※図示による 難燃性による区分、厚さ　※図示による 接合具等　(12. 2. 2) 造作材の化粧面の釘打ち　※隠し釘打ち　・釘頭埋め木　・つぶし頭釘打ち　・釘頭現し 諸金物の形状、寸法、材質　※12. 2. 2(2)(ア)による　・(　　)　・図示による 諸金物の形状、寸法、材質　※12. 2. 2(2)(ア)による　・(　　)　・図示による
12 木工事	○	2. 防腐・防蟻・防虫処理	しろあり防除工事 鹿児島県土木部建築課監修　鹿児島県しろあり防除工事特記仕様書により、社団法人日本しろあり対策協会鹿児島県支所登録施工業者が施工する。(使用薬剤は、非有機リン系薬剤とする) 土壌処理　※行う(範囲:　　)　⊙行わない 木材処理　※行う(範囲:各階のFL+1m以下の下地材(合板等除く))　・行わない 防腐・防蟻処理　・薬剤の加圧注入による防腐　・防蟻処理　(12. 3. 1) ⊙薬剤の塗布等による防腐　・防蟻処理 防虫処理　・行う　※行わない　(12. 3. 2) 土壌処理、木材処理共に行った際は、受注者と白蟻防除工事施工業者連帯の5年保証書を提出する。 木材処理のみ行った際は、白蟻防除工事施工業者による施工証明書を提出する。
		3. RC造等の内部間仕切軸組及び床組	木材　(12. 4. 1) 間仕切軸組に用いる製材　・杉　・松　・(　　) 床組に用いる製材(土間スラブ類の土台、転ばし大引、転ばし根太)　・ひのき　・保存処理木材　・(　　) 床組に用いる製材(上記以外)　・杉　・松　・(　　)
	○	4. 窓、出入口その他	木材　窓、出入口、その他に用いる製材　吊元枠、水掛りの下枠、敷居　※ひのき　・(　　)(12. 5. 1) その他　・松　※杉　・(　　)
		5. 床板張り	木材　(12. 6. 1) 縁甲板、上がりがまちに用いる製材　※ひのき　・(　　)　・図示による
	○	6. 壁及び天井下地	木材　(12. 7. 1) ⊙杉　・松　・(　　)　・図示による
13 屋根及びとい工事		1. 共通事項	※公共建築木造工事標準仕様書(平成31年版)5章の規定による。 ※建築基準法施行令第46条第4項表1に掲げる軸組を用いて、同4項の壁量を満たす建築物　木標仕(5. 1. 1)
		2. 木材	部材寸法、その他　木標仕(5. 2. 2) 柱　:　(　120*120　)　@ 950 間柱　:　(　120*60　)　@ 455 胴縁　:　(　13*45　)　@ 455 木摺　:　(　13*75　)　@ 455 天井 吊木受　:　(　45*120〜150　)　@ 950 吊木　:　(　45*45　)　@ 950 野縁受　:　(　45*45　)　@ 950 野縁　:　(　45*45　)　@ 455 ※但し、下地材の間隔は、使用材料の規格寸法にあわせる。
		3. 接合金物・接合具等	構造材及び下地材に対する釘の打ち込み本数等　木標仕(5. 2. 4) ※木標仕5章の規定以外は図示による。 ボルトの径　(　※図示　・(　　)) ※木標仕5章の規定以外は図示による。 ボルトが受ける応力の種類 ・引張りを受けるボルト　(　※図示　・(　　)) ・せん断力を受けるボルト　(　※図示　・(　　)) 複合金物の工法等を木材に接合するためのボルト等の種類、形状、寸法及び本数 ※図示及び木標仕5章各節の規定による。 ・(　　) ※構造金物はZマーク品又は(公財)日本住宅・木材技術センターにより認定されたものを使用する。 ※「木造の継手及び仕口の構造方法を定める件」(平成12年5月31日　建設省告示第1460号)　木標仕(5. 4. 2)による。
		4. 仕口及び継手の工法	
		1. 長尺金属板葺	(13. 2. 2)(13. 2. 3)(表13. 2. 1) 屋根葺き形式 / 材種(板・コイル) / 表面処理 / 板厚(mm) ・心木なし瓦棒葺 / ・溶装溶融亜鉛めっき鋼板(JIS G 3312) / ・フッソ樹脂塗装 / ※0.4　・0.5 ・立て平葺 / ・溶融アルミニウムめっき鋼板(JIS G 3314) / ・亜鉛めっき塗装 / ・0.6　・0.8 ・横葺 / ・塗装溶融亜鉛−5%アルミニウム合金めっき鋼板(JIS G 3318) / ・焼付塗装 / ・0.8　・1.0 ・ / ・溶融55%アルミニウム−亜鉛合金めっき鋼板(JIS G 3321) / ・ / ・1.2　・ ・ / ・塗装溶融55%アルミニウム−亜鉛合金めっき鋼板(JIS G 3322) / ・ / ※0.6 ・鼻隠し・ケラバ 専門工事業者は製造所の指定業者とする 塗膜の耐久性の種類　表面　・1類　・2類　・3類　裏面　・1類　・2類　・(　　) めっき付着量　・(　　) 下葺材料　※アスファルトルーフィング940　・改質アスファルトルーフィング下葺材
		2. 折板葺	工法　建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法　※図示による 横葺きの場合のけらば納め　・つかみ込み納め　・けらば納め 材料　※塗装溶融亜鉛めっき鋼板　(板厚(mm)　・0.6　・0.8)　(13. 3. 2)(13. 3. 3) ・　(板厚(mm)　・　) 寸法　山高(　　)mm　山ピッチ(　　)mm 形式　※重ね形　・はぜ締め形　・かん合形 直接外気の影響を受けない屋内のタイトフレームに使用する材料　※図示による 軒先面戸板　※有り　・無し 断熱材張り　(種別:　厚さ:　防火性能:　) 工法　建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法　※図示による
	○	3. とい	とい　(13. 5. 2)(表13. 5. 1) 材種等　※図示による 外部縦どい受け金物　※ステンレス製　・鋼製(亜鉛めっき)　(13. 5. 2) 形状・取付間隔　※図示による
		4. 保証書及び期間	屋根工事の施工については、10年保証書を提出すること。なお、保証書は、受注者と施工業者の連帯とする。 保証書の必要な屋根工事の施工業者は建設業法の許可業者とする。

ゲンプラン設計株式会社
一級建築士　第 326631 号
東野幸史良

松元小学校校舎1号棟長寿命化改良本体工事

建築工事特記仕様書　5−3

鹿児島市建設局建築部建築課

A−03

Ver.R60401

章	適用	項目	特記事項

14 金属工事

○ 1. 一般事項

あと施工アンカー施工後の確認引張試験 ・実施する ⊙実施しない (14. 1. 3)

○ 2. 表面処理

・アルミニウム及びアルミニウム合金 (14. 2. 1)(表14. 2. 1)

種類	施工箇所
・AB－1種(無着色) ・AB－2種(・ブラウン系 ・ブラック ・ステンカラー)	
・AC－1種(無着色) ・AC－2種(・ブラウン系 ・ブラック ・ステンカラー) ・BA－1種(無着色)	
・BA－2種(・ブラウン系 ・ブラック ・ステンカラー) ※BB－1種(無着色)	アルミ建具
・BB－2種(・ブラウン系 ・ブラック ・ステンカラー) ・BC－1種(無着色)	
・BC－2種(・ブラウン系 ・ブラック ・ステンカラー)	
・C種	

陽極酸化皮膜着色方法 ※二次電解着色 （色合: ）・（ ）

・鉄鋼の亜鉛めっき (14. 2. 2)(表14. 2. 2～4)

表面処理方法	種類	施工箇所
	・A種	
溶融亜鉛めっき	・B種	
	・C種 ・D種	
電気亜鉛めっき	・E種 ・F種	

○ 3. 軽量鉄骨天井下地

野縁等の種類 屋内 ※19形 ・25形 (14. 4. 2)(表14. 4. 1)
屋外 ・19形 ※25形
・野縁受、吊ボルト及びインサート間隔(屋外)（ ） (14. 4. 3)(表14. 4. 2)
・野縁の間隔(屋外)（ ）
・ダクト等により吊りボルトの間隔が900㎜を超える場合の補強方法※図示による ・（ ） (14. 4. 4)
・天井ふところが1.5m以上の補強方法 ※図示による ・（ ）
・屋外の軒･ピロティ等の天井における耐風圧性を考慮した補強 ※図示による ・（ ）

○ 4. 軽量鉄骨壁下地

スタッド、ランナーの種類 (14. 5. 1～14. 5. 4)(表14. 5. 1)

種類	部材		施工箇所
・50形	・スタッド	・ランナ	
⊙ 65形	・スタッド	・ランナ	
・90形	・スタッド	・ランナ	
⊙ 100形	・スタッド	・ランナ	

5. 金属成形板張り (14. 6. 2)(14. 6. 3)

形状	製法	材種	寸法(mm)	厚さ(mm)	表面処理(14.2.1～3、表14.2.1～2 による)
・スパンドレル形	・押出し ・ロール	※アルミニウム製 ・			
・パネル形	※プレス				

伸縮調整継手 ※設けない ・設ける(施工箇所は図示)

6. アルミニウム製笠木 (14. 7. 2)(14. 7. 3)

種類	表面処理	備考
・250形	・AB－1種 ・AB－2種 ・AC－1種 ・AC－2種	・隅角部及び突当たり部等の役物は本体製造所の仕様による
・300形	・BA－1種 ・BA－2種 ※BB－1種 ・BB－2種	
・350形	・BC－1種 ・BC－2種 ・C種	

※工法は建築基準法に基づく風圧力に対応した工法とし監督員の承諾を受けること

15 左官工事

○ 1. モルタル塗り

材料 (15. 3. 2)
モルタル ・現場調合材料 ・既調合材料(材料は監督員の承諾による)
防水モルタルの防水剤
製造所（ 監督員の承諾を得るものとする。）
・既製目地材 形状（ ）

○ 2. 仕上塗材仕上げ

材料 (15. 6. 2)(表15. 6. 1～2)
JIS A 6909(建築用仕上塗材)

種類	呼び名	仕上げ形状等
・薄付け仕上塗材	※外装薄塗材E	・砂壁状 ・着色骨材砂壁状
⊙複層仕上塗材	※複層塗材E	※ゆず肌状 ・凸部処理 ・凹凸状
	・複層塗材RE	耐候性 ※耐候形3種
	・防水形複層塗材E	上塗材
		溶媒 ※水系 ・溶剤系
		樹脂 ※アクリル系
		外観 ※つやあり ・つやなし ・メタリック
⊙可とう形改修用仕上塗材	⊙可とう形改修塗材E	⊙ゆず肌、ローラー、シリコン系

16 建具工事

○ 1. アルミニウム製建具 (16. 2. 2,4,5)(表16. 2. 1，2)

種別		外部に面する建具	内部建具	枠見込み(mm)
※普通ドアセット、サッシ	※コンクリート系・鉄骨下地	・A種 ⊙B種		※70 ・
		・C種		※100 ・図示
	・木下地	・D種 ・E種		※70
・防音ドアセット		遮音性の等級( )		
・断熱ドアセット		断熱性の等級( )		
・耐震ドアセット		面内変形追随性の等級( )		
表面処理(表14.2.1による)		※BB−1種 ・	※AC−1種 ・	

網戸防虫網 ※合成樹脂製 ・ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ステンレス(SUS316)製 (16. 2. 3)
製造所（ 監督員の承諾を得るものとする。）

○ 2. 鋼製建具 (16. 4. 2,4,5)(表16. 4. 1,2)

種別	簡易気密型ドアセットの性能	外部に面する建具の耐風圧性		鋼板類の厚さ
・標準型建具	・表16. 4. 1を適用する ・適用しない	・S－4 ・S－6	・S－5 ・	※表16. 4. 2による ・適用しない
・標準型建具以外の建具	・表16. 4. 1を適用する ・適用しない	・S－4 ・S－6	・S－5 ・	※表16. 4. 2による ・適用しない

製造所（ 監督員の承諾を得るものとする。）

3. ステンレス製建具

材料 ※SUS304 ・SUS430J1L ・SUS443J1 ・（ ） (16. 6. 3)
表面仕上げ ※HL ・No.8(鏡面) ・#400 ・No.2B ・（ ） (16. 6. 4)
曲げ加工 ※普通曲げ ・角出し曲げ (16. 6. 5)
製造所（ 監督員の承諾を得るものとする。）

○ 4. 木製建具

建具材の含水率 ※A種 ・B種 ・C種 (16. 7. 2)(表16. 7. 1)
かまち戸の樹種 かまち（ ） 鏡板（ ）
ふすま紙の上張り ・新鳥の子 ・鳥の子 ・ビニル紙 ・雲花紙
枠 ⊙木製枠 ・鋼製枠 ・（ ）
くつずり ・ステンレス製(HL仕上げ) ・（ ）
フラッシュ戸 表面板の厚さ ※表16.7.6 ・（ ） (16. 7. 3)
見込み寸法 かまち戸（ ※36㎜ ・ ） ふすま戸（ ※19.5 ・21 ・18 ） (16. 7. 3)
戸ぶすま（ ※30㎜ ・ ） 紙張り障子（ ※30㎜ ・ ）

○ 5. 建具用金物

※建具製作所の仕様による ・図示による (16. 8. 1,2,3)(表16. 8. 1)
マスターキー ※製作する ⊙製作しない (16. 8. 4)
鍵箱 ※必要（ 組用） ⊙不要

6. 重量シャッター (16. 11. 2～5)

種類	耐風圧性能	開閉機能	シャッターケースの設置	危害防止機構
・管理用シャッター	・50 ・80	※上部電動式(手動併用)	・有 ・無	
・外壁用防火シャッター	・120 ・		※有	※危険防止措置 ・シャッターの二段降下方式
・屋内用防火シャッター		・上部手動式		
・防煙シャッター				

7. 軽量シャッター

開閉形式 ※手動式 ・上部電動式(手動併用) (16. 12. 2)
耐風圧性能 ・50 ・65 ・80 ・
スラットの材質 ※塗装亜鉛めっき鋼板又は鋼帯 ・（ ） (16. 12. 3)
スラットの形状 ・インターロッキング形 ・オーバーラッピング形 (16. 12. 4)

○ 8. ガラス

JIS規格品 (16. 14. 2)
※材料、厚みは図示による

○ 9. ガラス留め材

アルミニウム製建具 ※シーリング(SR-1) (16. 14. 2,3)
・ガスケット(グレイジングチャンネル形)(窓に適用)
鋼製･ステンレス製建具 ※シーリング(SR-1) (表 9. 7. 1)
木製建具 ※シーリング(SR-1)

10. ガラスブロック積み

JIS A 5212(ガラスブロック(中空)) (16. 14. 5)
表面形状( ) 呼び寸法( ) 厚さ（ ）
壁用金属枠及び補強材 （ ）
力骨

材質	寸法	形状
※ステンレス鋼(SUS304) ・	※径5.5mm ・	※はしご形状腹筋及び単筋 ・

シーリング材（ ）
金属製化粧カバー 材質( ) 寸法( ) 形状( )
ガラスブロックの目地幅の寸法
平積み ※8～15mm ・（ ）
曲面積み ※外側15mm以下、内側6mm以上 ・（ ）
伸縮調整目地位置 ※6m以下 ・（ ）
目地部の力骨の補強方法 ※製造所の仕様 ・（ ）

18 塗装工事

○ 1. 材料

※屋内の壁及び天井の塗装仕上げ材は，防火材料の指定がある場合は建築基準法に基づき、指定又は認定を受けたものとする。基材同等の認定表示のあるものとする。

○ 2. 素地ごしらえ

⊙木部 不透明塗料塗り （ ※A種 ・B種 ） (18. 2. 2)(表 18. 2. 1)
透明塗料塗り （ ・A種 ※B種 ）
⊙鉄鋼面 （ ・A種 ・B種 ※C種 ） (18. 2. 3)(表 18. 2. 2)
(耐候性塗料塗り(DP)の場合は、B種とする)
・亜鉛めっき鋼面 （ ・A種 ・B種 ） (18. 2. 4)(表 18. 2. 3)
⊙モルタル及びせっこうプラスター面 （ ・A種 ※B種 ） (18. 2. 5)(表 18. 2. 4)
⊙コンクリート及びALCパネル及び押出成形セメント板面 （ ・A種 ※B種 ） (18. 2. 6)(表 18. 2. 5)
(耐候性塗料塗り(DP)、2液形ポリウレタンエナメル塗り、アクリルシリコン樹脂エナメル塗り、 (表 18. 2. 6)
常温乾燥形ふっ素エナメル塗りについては、表18. 2. 6による)
⊙せっこうボード及びその他ボード面 継目処理工法 （ ※A種 ・B種 ） (18. 2. 7)(表 18. 2. 7)
その他 （ ・A種 ※B種 ）

○ 3. 塗料塗り

⊙錆止め塗料塗り (18. 3. 2～3)(表 18. 3. 1～6)

下地	塗料種別		塗り種別
鉄鋼面	SOP	※A種	見え掛り部分 ※A種 ・B種
	EP-G	・A種 ※B種	見え隠れ部分 ・A種 ※B種
	DP	1回目 ※C種 2･3回目 ※D種	表18. 3. 4
亜鉛めっき鋼面	SOP	※A種 ・B種	鋼製建具 ※A種 ・B種
	EP-G	※C種	その他 ・A種 ※B種
	DP	※B種	

⊙合成樹脂調合ペイント塗り(SOP)
塗料種類 ※1種 ・2種 (18. 4. 2)
木部塗り種別 (屋外) ※A種 ・B種 (18. 4. 3)
(屋内) ・A種 ※B種 (多孔質広葉樹の場合を除く)
鉄鋼面塗り種別 ・A種 ※B種 (18. 4. 4)
⊙クリヤラッカー塗り(CL) (18. 5. 2)(表 18. 5. 1)
塗り種別 ・A種 ※B種
・アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り(NAD) (18. 6. 2)(表 18. 6. 1)
塗り種別 ・A種 ※B種
⊙耐候性塗料塗り(DP)
⊙鉄鋼面上塗り塗料の等級 ・1級 ・2級 ⊙3級 (18. 7. 2)(表 18. 7. 1)
・亜鉛めっき鋼面上塗り塗料の等級 ・1級 ・2級 ・3級 (18. 7. 3)(表 18. 7. 2)
・コンクリート面･押出成形セメント板面上塗り塗料の等級 (18. 7. 4)(表 18. 7. 3)
・1級 ・2級 ⊙3級
⊙つや有合成樹脂エマルションペイント塗り(EP-G) (18. 8. 2～5)(表 18. 8. 1～4)
⊙塗り種別(下地:コンクリート、モルタル、プラスター、せっこうボード等) ・A種 ※B種
・塗り種別(下地:鉄鋼面及び亜鉛めっき鋼面) ・A種 ※B種
・合成樹脂エマルションペイント塗り(EP) (18. 9. 2)(表 18. 9. 1)
塗り種別 ・A種 ※B種
・ウレタン樹脂ワニス塗り(UC) (18. 10. 2)(表 18. 10. 1)
木部塗り種別(一般木部及びフローリングは1液形) ・A種 ※B種
・オイルステイン塗り(OS) (18. 11. 2)(表 18. 11. 1)
塗料 ・（ ） ・図示による
・木材保護塗料塗り(WP) (18. 12. 2)(表 18. 12. 1)
塗り別 ・A種 ※B種

19 内装工事

○ 1. ビニル床シート、ビニル床タイル及びゴム床タイル張り

接着剤 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート、ビニル幅木に使用する接着剤は、ホルマリン不検出のもので、水性形のものとする。 (19. 2. 2)
接着剤に含まれる可塑剤は、難揮発性のものとする(水廻り及び湿度の高い箇所を除く)。

ビニル床シート

種類	色柄	厚さ	工法	備考
※FS ・	⊙無地 ⊙模様	※2.0 ・	※熱溶接 ・突付け	⊙防滑性ビニル床シート ・

ビニル床タイル

種類	色柄	厚さ(mm)	備考
・単層ビニル床タイル(TT) ・複層ビニル床タイル(FT) ・コンポジションビニル床タイル(KT) ・	・無地 ・模様	※2 ・3	・防滑性床タイル

特殊機能床材
帯電防止床シート又は床タイル 種類（ ） 性能( ) 厚さ( )
視覚障害者用床タイル 種類（ ） 形状( )
耐動荷重性床シート 種類（ ） 厚さ( )
ビニル幅木 厚さ(※1.5mm以上 ・) 高さ(※75mm ・100mm) 種類 （ ）
ゴム床タイル 種類( ) 厚さ( ) 色柄( ) 寸法( )
下地がセメント系及び木質系以外の場合の接着剤種別 ビニル床シート、タイル( )
ゴム床タイル( )

2. カーペット敷き

・織じゅうたん 種別 （・A種 ・B種 ・C種） 織り方( )(19. 3. 2～3)(表19. 3. 1～2)
パイル形状 （・カットパイル ・ループパイル ・ ）
帯電性(人体帯電圧 ※3kv以下 ・)
・タフテッドカーペット パイル形状 （・カットパイル ・ループパイル ・ ）
パイル長（ ） 帯電性(人体帯電圧 ※3kv以下 ・)
工法（・グリッパー ・全面接着）
・タイルカーペット 種類（※第1種 ・ ） パイル形状(※ループパイル ・)
寸法（※500mm角 ・ ） 総厚さ(※6.5mm ・)
平場敷き方 （※市松敷き ・ ）
階段敷き方 （※模様流し ・ ）
下敷き材 （ ※JIS L 3204 第2種2号 呼び厚さ8mm ・ ）
取付け用付属品 見切り 材質（ ） 種類( ) 形状( )
押え金物 材質（ ） 種類( ) 形状( )

3. 合成樹脂塗床 (19. 4. 2～3)(表19. 4. 4～8)

材料	種類	仕上げの種類
・厚膜型塗床材	・弾性ウレタン樹脂系塗床材	※平滑仕上げ ・防滑仕上げ ・つや消し仕上げ
	・エポキシ樹脂系塗床材	・薄膜流しのべ工法 （※平滑 ・防滑） ・厚膜流しのべ工法 （※平滑 ・防滑） ・樹脂モルタル工法 （※平滑 ・防滑）
・薄膜型塗床材	・エポキシ樹脂系塗床材	・平滑仕上げ

4. フローリング張り (19. 5. 2～7)(表19. 5. 1～5)

工法			フローリング種類	寸法等	樹種
※釘留め工法(接着剤併用)	※根太張り工法	単層	※フローリングボード	表19. 5. 1	・なら ・さくら ・
		複合	・A種 ・B種 ※C種	表19. 5. 2	
	・直張り工法	単層	※フローリングボード	表19. 5. 3	・なら ・さくら ・
		複合	・A種 ・B種 ・C種	表19. 5. 4	
・接着工法		単層	・フローリングブロック	※図示による	・なら ・さくら ・
			・フローリングボード	表19. 5. 5	
		複合	・A種 ・B種 ・C種	表19. 5. 6	

5. 畳敷き

畳の種別 (和室) ・A種 ・B種 ・C種 (19. 6. 2)(表 19. 6. 1)
・D種（ ・KT−Ⅰ ・KT−Ⅱ ・KT−Ⅲ ・KT−K ・KT−N ）
(柔道場) 製造所（ 監督員の承諾を得るものとする。）

ゲンプラン設計株式会社 一級建築士 第 326631 号 東野幸史良	松元小学校校舎1号棟長寿命化改良本体工事	
	建築工事特記仕様書 5－4	A－04
	鹿児島市建設局建築部建築課	

Ver.R60401

章	適用	項目	特記事項

19 内装工事

○ 6. せっこうボード、その他ボード及び合板張り

せっこうボード、その他ボード類 (19. 7. 2～3)(表 19. 7. 1～5)

種類	種別		張り方		厚さ	備考
⊙ せっこうボード	⊙ GB-R ⊙ GB-S ⊙ GB-F ・ GB-L	⊙ 下地張り	天井	※ 突付け ・ 突付けV目地 ・ 継目処理 ・ 目透し	※ 9.5 ・ 12.5 ・ 15.0 ・	
			壁	⊙ 突付け ・ 突付けV目地 ・ 継目処理 ・ 目透し	⊙ 9.5 ◎ 12.5 ・ 15.0 ・	
	GB-D	・ 上張り	天井	※ 突付け ・ 突付けV目地 ・ 継目処理 ・ 目透し	※ 9.5 ・ 12.5 ・ 15.0 ・	
			壁	・ 突付け ・ 突付けV目地 ・ 継目処理 ※ 目透し	・ 9.5 ※ 12.5 ・ 15.0 ・	
	⊙ トラバーチン模様 (GB-D)	直張り		※ 突付け ・ 突付けV目地 ・ 継目処理 ・ 目透し	※ 9.5	※ 不燃 ・ 準不燃 ※ 455×910 ・ 910×910
⊙ 化粧せっこうボード	・ 木目模様 (裏桟付) (GB-D)			・ 突付け ・ 突付けV目地 ・ 継目処理 ※ 目透し	※ 9.5 ・ 12.5 ・ 15.0 ・	防火認定は準不燃とし専用軽鉄下地材付き
⊙ 無石綿けい酸カルシウム板				⊙ 突付け ・ 突付けV目地 ⊙ 継目処理 ※ 目透し	※ 6 ・ 8 ・ 10 ・ 12 ・	JIS A5430に準拠したノンアスベストのもの
・ 木毛セメント板	・ 難燃木毛セメント板 (2級以上) ・ 断熱木毛セメント板	・ 30分耐火以上 ・ 準不燃	継目用金物		・ 15 ・ 20 ※ 25 ・ 30 ・ 40 ・ 50	監督員の承諾による工場

合板類

材種	樹種など	厚さ(mm)	工法
⊙ 普通合板	⊙ 生地のまま又は透明塗料塗りの場合 (・ ラワン ⊙ しな ・)	・ 5.5 ・ 9 ・ 12 ⊙ 図示	・ A種 ※ B種
	・ 不透明塗料塗りの場合 (・ ラワン ・ しな ・)	・ 5.5 ・ 9 ・ 12	・ A種 ※ B種
・ 特殊合板	・ 天然木化粧合板の化粧単板 (・ ラワン ・ しな ・)	化粧単板厚 ※ 0.3未満 ・ 板厚 ・ 4.2 ・	・ A種 ※ B種
	・ 特殊加工化粧合板の仕上げの種類 (・)	板厚 ・ 4.0 ・	・ A種 ※ B種

下地 ⊙ 軽量鉄骨下地 ⊙ 木下地 ・

7. 壁紙張り (19. 8. 2～3)

施工箇所	壁紙の種類					防火性能の級別	素地ごしらえ
	紙	繊物	ビニル	化学繊維	無機質		
	・	・	・	・	・	※ 1級 ・ 級	・ A種 ※ B種
	・	・	・	・	・	※ 1級 ・ 級	・ A種 ※ B種
	・	・	・	・	・	※ 1級 ・ 級	・ A種 ※ B種

8. 断熱・防露 (19. 9. 2～3)

種類		施行箇所	厚さ(mm)	品質等
・ 押出法ポリスチレンフォーム保温材	※ 2種b	・ 一般部	・ 20	特定フロンを使用しないもの
		・	・ 45.50	
	※ 3種b	・ 屋根	・ 20	
		・ ピット上部	・ 45.50	
		※ 断熱材補修部分		特定フロンを使用しないもの
・ 吹付け硬質ウレタンフォーム断熱材 (現場発泡断熱材)		・ 一般部	・ 15	難燃性 (※ 3級 ・)
		・ 熱橋部	・ 25.40	※A種1 ・A種1H
		製造所 : 監督員の承諾する製造所		

○ 9. その他

・ メラミン樹脂化粧板 厚さ(mm) ※ 1.2 ・ 1.6 ・ 2.5～3.0
⊙ メラミン不燃化粧板 厚3.0mm
・ 内装プレハブ工法: 製造所の仕様による

20 ユニット及びその他の工事

1. フリーアクセスフロア

床面から仕上げ材天端までの寸法 ※ 100 ・ 110 ・ (20. 2. 2)
表面仕上材 ※ カーペット ・ 帯電防止ビニル床タイル (・ 置敷タイプ ・ パネル一体タイプ)
床パネルの材質 ※ アルミ合金ダイカスト製 ・ スチール製又は複合材等 ・
寸法 ※ 450角以上、600角以下 ・
適用地震時水平震度(Ks) (1階及び地階) ※ 0.6以上 ・
(中間階) ※ 0.6以上、1.0以下 ・
(最上階) ※ 1.0以上 ・
耐荷重性能 ※ 3.000N(製造所は評価名簿による) ・ 5,000N ・
空調用孔あきパネル 枚数 ( ) 材質 ( )
コンセント開口 適用室 ( )
コンセント部分以外にフリーアクセスフロア内からフロア面上へ配線取り出し開口を全パネルに有すること。
試験方法は、JIS A 1450(フリーアクセスフロア試験方法)による。
特記以外の仕様は製造所の仕様とする。

2. 可動間仕切(既製間仕切) (20. 2. 3)

構造形式	表面板及び厚さ	パネル仕上げ	パネル見込み
※ パネル式 ・ スタッド式	鋼板厚さ(mm) ※ 0.5以上 ・	※ 焼付塗装(常備色程度) ・	※ 60以上 ・ 50
・ スタッドパネル式	鋼板厚さ(mm) ※ 0.5以上 ・ スタッド アルミニウム製 40角	※ 焼付塗装(常備色程度) ・	※ 30以上 ・

品質 JIS A 6512 又は 評価名簿による

3. 移動間仕切(スライディングウォール)

パネル操作方法 ( ) (20. 2. 4)
パネル表面材の材質 (※ 鋼板 ・)
パネル表面材仕上げ (・ 焼付け塗装 ・ 壁紙張り ・)
パネル圧接装置操作方法 ( ) 遮音性能 (・ 一般タイプ(36dB未満) ・ 遮音タイプ(36dB以上))
ハンガーレール 取付下地補強方法 (※ 20. 2. 4(3)(ウ) ・
固定方法 (・ あと施工アンカー(材質: 、寸法:) ・
製造所 評価名簿による

○ 4. トイレブース

表面仕上げ材 ※ メラミン樹脂系化粧板同等品以上(標準色 アルミ製コーナーエッジ付き) (20. 2. 5)
・ ポリエステル樹脂系化粧板
脚部 ※ 幅木タイプ ・ 足金物型
製造所 評価名簿による

○ 5. 手すり及びタラップ (20. 2. 6)(20. 2. 12)

種類	材料の種別	表面処理(14.2.1～3、表14.2.1～2 による)
・ 手すり	※ ステンレスSUS304 ・ 鉄(亜鉛めっき)	※ HL程度 ・ 鏡面程度 ・ #400 (外部) ※ C種 ・ (内部) ・
⊙ タラップガード	・ アルミ ※ ステンレスSUS304	(外部) ・ (内部) ・ ※ 研磨無し ・
	・ 鉄(亜鉛めっき)	(内外部) ※ C種 ・

ステンレスSUS430を使用する箇所 ( )

○ 6. 階段滑り止め (20. 2. 7)

材種 ※ SUS ・ ( )
形状 ※ ビニルタイヤ又は合成ゴムタイヤ入り ・ ゴムタイヤなし
両端フラットエンド ・ 無 ※ 有
幅(mm) ・ 35 ※ 40
取付け工法 ※ 接着工法 ・ 埋込み工法(溶接)

○ 7. 床目地棒

床仕上げの異なる箇所には目地棒を入れる。 (20. 2. 8)
・ 黄銅製 4×12 ・ ステンレス製 4×12 ※ ステンレス製∩型(幅40 内外厚さ2)

○ 8. 黒板及びホワイトボード (20. 2. 9)

	種類	寸法(mm)	色彩	備考
⊙ 黒板	※ 研出し ⊙ 焼付け		※ 緑 ・ 黒 ※ 緑 ・ 黒	※ 曲面 ・ スクリーン付引分け
・ ホワイトボード	※ ほうろう白板		※ 白 ※ 白	・ 曲面 ・ スクリーン付引分け

黒板及びホワイトボードについて5年保証書を提出すること。なお、保証書は受注者と施工業者の連帯とする。
(製品には、製造年月、製作所記名プレートを取り付ける。)

9. 鏡

厚さ ※ 5mm ・ (20. 2. 10)

○ 10. 表示

・ 対人衝突防止表示 ※ 図示(市販品 ※ ステンレス製 径約30mm ・) ・ 無し
⊙ 誘導標識、非常用進入口等の表示は消防法に適合する市販品とし、その他は共通詳細図による。(20. 2. 11)
⊙ 室名表示 ※ 図示による

11. ブラインド (20. 2. 13)

形式	スラットの材種	開閉方式	スラットの幅(mm)	ヘッドボックス及びボトムレール
・ 横形	※ アルミニウム合金	※ ギヤ式 ・ コード式 ・ 操作棒式	※ 25 ・	※ 鋼製
・ 縦形	・ アルミスラット ・ クロススラット	※ 2本操作コード式	・ 80 ・ 100	

○ 12. カーテン及びカーテンレール

レール、ブラケットの強さによる区分 ※ 10-90 ・ ( ) (20. 2. 16)(表 20. 2. 1)
材料 カーテンレール ※ アルミニウム及びアルミニウム合金の押出成型材(アルマイト仕上げ)
・ ステンレス製
工法 暗幕用カーテン両端、上部及び召合せ重なり ※ 300mm以上 ・

21 排水工事

1. 屋外雨水排水

材料 ※ 図示による

2. 縁石及び側溝

材料 ※ 図示による

22 舗装工事

○ 1. 路盤

・厚さ: ※図面による (22. 3. 2)
・材料: ※ 再生クラッシャランRC-40 ・ クラッシャランC-40 ・ 図面による (22. 3. 3)

○ 2. アスファルト舗装

・構成及び厚さ: ※図面による (22. 4. 2)
・ 再生アスファルトの種類 ・ 60～80 ・ 80～100 ・ ( )
・ シールコートの適用: ・ 行う ※ 行わない (22. 4. 3)
・ 表層の加熱アスファルトの混合物の種類: ・ ( ) (22. 4. 4)
・切取り検査: ・ 行う ※ 行わない (22. 4. 6)
・アスファルト混合物等の抽出試験: ・ 行う ※ 行わない

3. コンクリート舗装

・構成及び厚さ: ※図面による (22. 5. 2)
・寒冷期に施工する場合で早強セメントを用いる場合: ※ 用いない ・ 用いる (22. 5. 3)
・注入目地材料のタイプ: ※ 低弾性タイプ ・ ( )
・溶接金網の網目の形状寸法、鉄線の径: ※ 鉄線径 6mm 網目150mm

4. 透水性アスファルト舗装

・構成及び厚さ: ※図面による (22. 7. 2)
・路盤材料: フィルター層は良質なシラスとする

5. ブロック系舗装

・種類: ・ コンクリート平板舗装 ・ インターロッキングブロック舗装 ・ 舗石舗装 (22. 8. 1)
・構成及び厚さ: ※図面による (22. 8. 2)
・ブロックの敷設パターン: ※ 監督員の指示による ・ ( )

6. 砂利敷き

・構成及び厚さ: ※図面による
・種別: ・ A種 ・ B種 (22. 9. 2)

章	適用	項目	特記事項

ゲンプラン設計株式会社
一級建築士 第 326631 号
東野幸史良

松元小学校校舎1号棟長寿命化改良本体工事
建築工事特記仕様書 5－5
鹿児島市建設局建築部建築課
A－05
Ver.R60401

外壁改修工事特記仕様書

Ⅰ.外壁仕上塗材除去工事

1.分析状況

既存仕上塗材における石綿含有の有無

・ 未調査（以下の既存仕上塗材について石綿含有の分析調査を行い、監督員に結果を報告すること。石綿が含有されている場合は、施工範囲や工法等について監督員と協議すること。）　　調査箇所（　　計〇か所）

⊙ 調査済

・ 有　【使用箇所】　　外壁・上裏：（　　）　庇の天端・見付：（　　）

⊙ 無

2.適用範囲

コンクリート打放し仕上げ外壁、モルタル塗り仕上げ外壁における浮き、欠損、爆裂、ひび割れ、の劣化改修工事に先立ち行う石綿含有仕上塗材の除去工事に適用する。

3.法令等の遵守

大気汚染防止法、労働安全衛生法及び石綿障害予防規則、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するとともに、関係機関等と協議を行い、必要に応じて手続き等を遺漏なく適正に行うこと。

大気汚染防止法、石綿障害予防規則に定められた事項を掲示板により公衆及び作業員の見やすい箇所に掲示すること。また、必要に応じて周辺住民等へ掲示等で周知すること。

4.事前調査

除去作業に先立ち、事前調査を実施し、結果について工事現場に備え置くとともに、発注者へ書面により説明を行うこと。

5.施工計画

除去作業に先立ち、施工計画書（除去作業管理組織図、除去作業方法、掲示方法、産業廃棄物処理方法等）を作成して監督員に提出すること。

施工計画にあたり、令和3年3月厚労省及び環境省作成「建築物等の解体等作業に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」及び令和3年3月環境省作成「石綿含有廃棄物等処理マニュアル(第3版)」を参考とすること。

作業従事者及び施設利用者等の安全に配慮するとともに、施設利用者等の活動に支障が生じないよう留意すること。

6.除去作業

1）共通事項

① 石綿作業主任者・・・処理作業にあたって石綿障害予防規則に基づき選任すること。

② 処理作業従事者・・・石綿障害予防規則に基づく特別の教育を受けた者とすること。

③ 作業箇所に近接する室内の開口部等に粉塵が入らないよう窓を閉め、養生及び立入禁止措置を講ずること。

④ 作業箇所は、作業環境に応じてプラスチックシート等で適切に養生を行うこと。

⑤ 除去作業後、石綿作業主任者が目視により取り残しがないことを確認すること。

⑥ 除去完了後、作業箇所及びその周辺（ベランダ内部を含む）をHEPAフィルター付真空掃除機で清掃すること。

⑦ 除去した仕上塗材及び養生材、保護衣等は、排出形態に応じて適切に保管・運搬・処分を行うこと。

2）除去作業

① 除去工法は、以下の石綿障害予防規則第6 条の2第2 項ただし書きに基づく隔離養生及び湿潤化と同等以上の効果を有すること。それ以外の工法とする場合は監督員と協議すること。

⊙ 剥離剤併用手工具ケレン工法

・ 集じん装置付きディスクグラインダーケレン工法

② 使用する剥離剤については環境配慮型とし、使用前に事前試験を行い、 適正条件を確認してから本施工すること。

Ⅱ.一般事項

1.適用範囲

本特記の範囲は、設計図書に示した外壁のうちコンクリート打放し仕上げ外壁、モルタル塗り仕上げ外壁を対象とし、これらの浮き、欠損、爆裂、ひび割れの劣化を改修する工事に適用する。その他の仕上げ外壁については、監督員と協議し、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書」（建築工事編）（令和4年版）に基づき施工する。

※ 仕上塗材が石綿含有の場合は、各工法において下線部分を遵守すること。

2.打診調査及び調査報告書

外壁の改修範囲については、施工前に建築仕上診断技術者（ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞﾄﾞｸﾀｰ）による全面打診調査を行い、その結果に基づき、数量表及び図面（A3サイズ紙とJW-CADﾃﾞｰﾀ）で構成する「調査報告書」を作成し、監督員に提出すること。

なお、調査にあたってはマーキングを行い、監督員の打診検査後、全ての改修箇所について番号を表示すること。

3.検査

施工数量調査のマーキング後、監督員による打診検査を受けること。また、外壁改修完了後は吹付工事前に監督員の完了検査を受けること。

なお、施工中に、設計図書に明示のない箇所又は判断出来ない箇所が発見された場合は、監督員と協議を行い、施工すること。

4.試験

ポリマーセメントモルタル充填工法による改修箇所のうち監督員の指示する箇所について、表面引張り試験を監督員立会いのうえ実施し、その試験成績書を完成書類に添付すること。

5.工事施工

浮き部、ひび割れ部の樹脂注入工事に際しては、樹脂接着剤注入施工技能士を1名以上選任し、当該工事作業中自ら作業をするとともに他の技能者の作業指導を行い、施工品質の向上に努めるものとする。左官、塗装工事は技能士を適用する。

6.施工報告書

改修工事完了後、施工数量表及び施工図面（A3）で構成する「施工報告書」を作成し、完成書類に添付すること。

7.工事写真

改修工事を行った部分については、工程（工法・状態別に各2ヶ所）、完了後の写真を提出すること。

工事写真はすべてカラーとし、サイズはL版程度とする。

※ 撮影箇所及び方法等は、監督員と協議の上、決定すること。

8.電子ファイリングデータ

1）提出データ　：施工報告書、工事写真（完了後）

2）データ提出媒体：データ提出用は、「CD－R」または「DVD-R」とする。

3）データ保存形式：図面データは、国土交通省の「官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕業務編】」の標準形式とする。

写真データは、JPEG（写真帳等にまとめる場合はPDF）とする。

※ 原則に依りがたい場合は、事前に監督員の承諾を得るもの とする。

9.保証書

改修工事の施工については、保証書（3年）を提出すること。なお、保証書は受注者と施工業者の連帯とする。

※ マーキング、調査報告書、施工報告書、完成写真に付与する番号（面毎の通し番号）は統一すること。

Ⅲ.特記事項

1.ポリマーセメントモルタル充填工法

① 適用範囲

コンクリート打放しの欠損、爆裂の改修で全ての部位に適用し、モルタル塗り仕上げ面の欠損、爆裂、落下の恐れのある浮き（※1）の補修で下記の部位に適用する。ただし、0．25㎡未満で塗厚が30mmを超える場合は、監督員と協議の上、工法を決定すること。

イ）パラペット　ロ）庇鼻　ハ）窓面台及び笠木　ニ）揚裏　ホ）全ての部位の爆裂部

ヘ）柱壁、だき、まぐさの0．25㎡未満の部分

※ 改修工事に先立ち石綿含有仕上塗材を除去すること。（補修範囲及び周囲5cm部分）

② 材料

1）ポリマーセメントモルタルは、合成ゴム系、アクリル系とし既調合とする。なお、製品については次の品質基準に適合するものとする。

曲げ強さ：6N/mm²、　圧縮強さ：20N/mm²、　接着強さ：1N/mm²

2）被着面に塗布するプライマーは、ポリマーセメントモルタルの製造所の指定する製品とし、ポリマーセメントモルタルの付着に支障のないものとする。

3）防錆材等は、製造所の指定する製品とする。

4）鉄筋及びコンクリート面に塗布する防錆材等は、ポリマーセメントモルタルの付着に支障のないものとする。

③ 工法

1）テストハンマーの打撃により、はがれ、剥落のおそれのある部分を確認し、補修範囲について監督職員と協議する。

2）欠損部及び塗替部周辺の脆弱部は、健全部にカッターを入れ、他の部分の浮きを誘発することのないよう内側のモルタルをハンマー等により除去し、欠損部の状況を目視で確認する。

3）下地部分はワイヤーブラシ等でケレンし、汚れ、ほこり、油等の除去、清掃を行う。又、部分的に露出している鉄筋及びアンカー金物等は、健全部が露出するまでコンクリートをはつり落とし、ワイヤーブラシ等でケレンを行い、錆を除去し、防錆材等を塗布して防錆処理を行う。

4）プライマーを被着面に刷毛を用いて塗布する。

5）各層の塗り厚は7mm程度とし、養生期間は1週間以上とする。ただし、製造所の仕様等により期間を短縮する場合は、資料を監督員に提出し承諾を受けること。

6）ポリマーセメントモルタルの面積が0．25㎡以上で塗厚が厚い（厚さ25mm以上）場合は、ポリマーセメントモルタルの下塗りに先立ち、ステンレスアンカーピンを縦横200mm間隔程度に躯体コンクリートに固定し、ステンレスなまし線を張り、足がかりをよくしてからポリマーセメントモルタル塗りを行う。ステンレスアンカーピンは塗厚に応じて長さを変えること。

7）表面は金コテ又は刷毛引き仕上げとする。

8）各層とも急激な乾燥を避け、適切に養生する。

9）各工程に伴う作業は、製造所の仕様を準用する。

④ 確認

下地の脆弱部分の除去と堅固な下地を確認する。

2.モルタル塗替工法

① 適用範囲

モルタル塗り仕上げ面の欠損、落下の恐れのある浮き（※1）の改修で下記の部位及び他工法により施工ができない部分に適用する。

イ）柱壁、だき、まぐさの0．25㎡以上の部分　ロ）庇天端

※ 改修工事に先立ち石綿含有仕上塗材を除去すること。（改修範囲及び周囲5cm部分）

② 材料

1）ポリマーセメントモルタル、ポリマーセメントペースト用の混和材料は、JIS A 6203（セメント混和用ポリマーディスパージョン及び再乳化形粉末樹脂）の規格に適合したもので監督員の承諾を受けたものとする。

2）保水剤は、メチルセルロースの類とし、使用量等の資料を監督員に提出し承諾を受けること。

③ 工法

1）テストハンマーの打撃により、はがれ、剥落のおそれのある部分を確認し、補修範囲について監督員と協議する。

2）欠損部及び塗替部周辺の脆弱部は、健全部にカッターを入れ、他の部分の浮きを誘発することのないよう内側のモルタルをハンマー等により除去し、欠損部の状況を目視で確認する。

3）コンクリート面等の下地及び各塗り層は、清掃のうえ適度の水湿しを行った後、次の層を塗る。

4）下地部分はワイヤーブラシ等でケレンし、汚れ、ほこり、油等の除去、清掃を行う。又、部分的に露出している鉄筋及びアンカー金物等は、健全部が露出するまでコンクリートをはつり落とし、ワイヤーブラシ等でケレンを行い、錆を除去し、防錆材等を塗布して防錆処理を行う。

5）コンクリート下地には、モルタルとの付着力を大きくするためにセメントペースト（1mm程度、保水剤使用）又は、製造所の指定する吸水調整材を薄く塗付け、引き続き下塗りを行う。

6）モルタルの塗厚が厚い（厚さ25mm以上）場合は、モルタルの下塗りに先立ち、ステンレスアンカーピンを縦横200mm間隔程度に躯体コンクリートに固定し、ステンレスなまし線を張り、足がかりをよくしてから接着剤混入モルタル塗りを行う。ステンレスアンカーピンは塗厚に応じて長さを変えること。

7）現場調合ポリマーセメントモルタルの調合は、公共建築改修工事標準仕様書「4．4．9」による。

8）各層の塗厚は、7mm程度とし、下塗りの養生期間は2週間以上とること。（中塗り以降は乾燥次第随時塗付け可）

④ 確認

下地の脆弱部分の除去と堅固な下地を確認する。

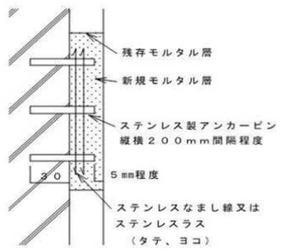

図－２　塗厚が２５mmを超える場合

図－１　鉄筋露出の場合（ポリマーセメントモルタル充填工法）

松元小学校校舎1号棟長寿命化改良本体工事	
外壁改修工事特記仕様書（1）	A-06
鹿児島市建設局建築部建築課	

Ver.R60401

3. アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法

① 適 用 範 囲

モルタル塗り仕上げ面で落下の恐れのない（※2）浮き部に適用する。

② 材　　料

1）エポキシ樹脂は、JISA6024（建築補修用注入エポキシ樹脂）に適合するものとする。

2）アンカーピンの材質は、ステンレス鋼（SUS304）とし、呼び径4mmの丸棒で全ネジ切り加工したものとする。

③ 工　　法

1）テストハンマーを用いて浮き部を確認し、チョーク等で明示の上、注入範囲について監督員と協議すること。

2）浮き部分に対するアンカーピン本数は、一般部分（壁面等）は16本／㎡、指定部分（揚裏、パラペット）は25本／㎡、狭幅部は幅中央に5本／mとする。又、所定の本数が浮き部分に対して均等に配置されるよう穿孔位置をマーキングする。

3）穿孔はコンクリート用ドリルを用い、使用するアンカーピンの直径より約2mm大きい直径とし、壁面に対し直角に穿孔する。穿孔はマーキングに従って行い、構造体コンクリート中に30mm程度の深さに達するまで行う。穿孔後は、十分孔内を清掃して、接着の妨げとなる切粉等を除去する。（清掃は電気ブロア器具同等以上の清掃器具を使用すること。）

※ 石綿含有仕上塗材の穿孔にあたっては、粉じん飛散防止の為、水循環式ﾄﾞﾘﾙ又は集じん装置（HEPAﾌｨﾙﾀｰ）ﾄﾞﾘﾙ使用とすること。

4）アンカーピン固定用エポキシ樹脂を手動式注入器を用い、注入口の最深部より徐々に充填する。充填量は、挿入孔1箇所当たり25mlとする。

5）アンカーピンを挿入孔最深部まで挿入し、パテ状エポキシ樹脂等で仕上げる。

6）注入部以外に付着した材料は、適切な方法で除去し、清掃する。

④ 確　　認

アンカーピン固定部のエポキシ樹脂の広がり、固着状況について全数をテストハンマーの打診により確認する。

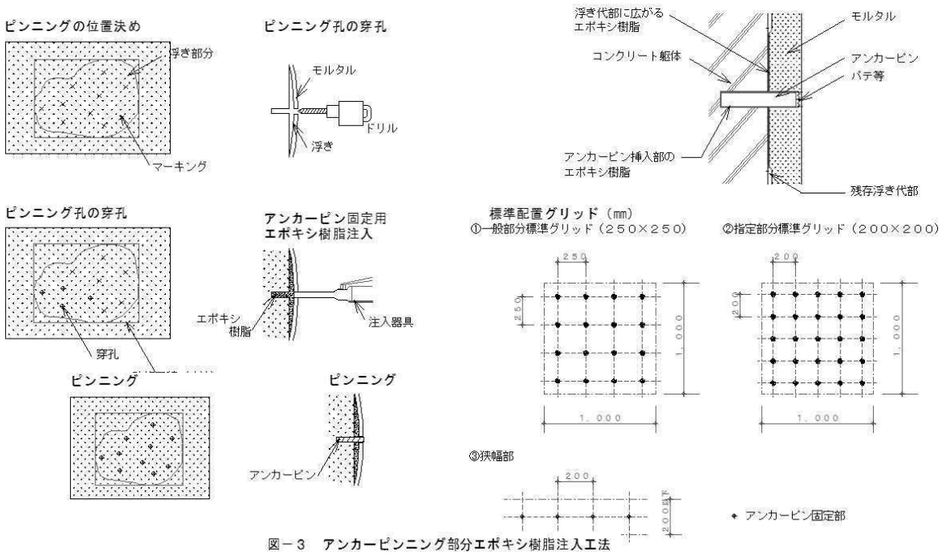

図－3　アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法

4. 防水モルタル塗替工法

① 適 用 範 囲

モルタル塗り仕上げ面の改修で監督員の指定する部分。

※ 改修工事に先立ち石綿含有仕上塗材を除去すること。（改修範囲及び周囲5cm部分）

② 材　　料

防水剤は、JISA1404に適合するものとする。

③ 工　　法

1）テストハンマーの打撃により、はがれ、剥落のおそれのある部分を確認し、補修範囲について監督員と協議する。

2）欠損部及び塗替部周辺の脆弱部は、健全部にカッターを入れ、他の部分の浮きを誘発することのないよう内側のモルタルをハンマー等により除去し、欠損部の状況を目視で確認する。

3）コンクリート面等の下地及び各塗り層は、清掃のうえ適度の水湿しを行った後、次の層を塗る。

4）下地部分はワイヤーブラシ等でケレンし、汚れ、ほこり、油等の除去、清掃を行う。又、部分的に露出している鉄筋及びアンカー金物等は、健全部が露出するまでコンクリートをはつり落とし、ワイヤーブラシ等でケレンを行い、錆を除去し、防錆材等を塗布して防錆処理を行う。

5）コンクリート下地には、モルタルとの付着力を大きくするためにセメントペースト（1mm程度.保水剤使用）を薄く塗付け、引き続き下塗りを行う。

6）防水モルタルの塗厚が厚い（厚さ25mmを超える）場合は、防水モルタルの下塗りに先立ち、ステンレスアンカーピンを縦横200mm間隔程度に躯体コンクリートに固定し、ステンレスなまし線を張り、足がかりをよくしてから防水モルタル塗りを行う。
ステンレスアンカーピンは塗厚に応じて長さを変えること。

7）防水モルタルの調合は、防水剤製造所の仕様による。

8）各層の塗厚は、15mm以下とし、下塗りの養生期間は2週間以上とること。（中塗り以降は乾燥次第随時塗付け可）

④ 確　　認

下地の脆弱部分の除去と堅固な下地を確認する。

5. 自動式低圧エポキシ樹脂注入工法

① 適 用 範 囲

コンクリート打放し仕上げ及びモルタル塗り仕上げのひび割れ幅が、0.2～1.0mm以下のひび割れ部について適用する。

② 材　　料

1）エポキシ樹脂はJISA6024（建築補修用注入エポキシ樹脂）に適合するものとする。

2）シール材は、注入材料製造所の指定する製品とし、既存の塗材、塗料等又は新規の塗材、塗料等に支障のないものとする。

③ 工　　法

1）ひび割れに沿って幅50mm程度の汚れを除去し、清掃する。

※ 石綿含有仕上塗材の清掃にあたっては、粉じん飛散防止のため、飛散の恐れがあるワイヤブラシ等によるケレンは行わないこと。

※ コケ等汚れにより清掃が困難な場合は、監督員と協議を行い、改修工事に先立ち石綿含有仕上塗材を除去すること。

2）注入孔位置をスケール等で測定し、チョーク等でその位置のマーキングを行う。

3）注入孔間隔は250mm程度とする。

4）注入器具又は台座をひび割れが中心にくるようにして、仮止めシール材等で取り付ける。

5）混練りしたエポキシ樹脂を注入器具に入れ、ゴム、バネ、空気圧等により注入圧を0．4N/mm²以下として注入する。

6）注入時は、台座やシール部からの漏れをチェックし、注入器具内のエポキシ樹脂の減量状態を確認して、足りない場合は補充する。なお、注入完了後は、注入器具を取り付けたまま硬化養生をする。

7）エポキシ樹脂注入材の硬化を見計らい、仮止めシール材及び注入器具を適切な方法で撤去し、清掃を行う。

④ 確　　認

注入時の確認は一つ上の注入器具から漏出することを確認する。注入後の確認は注入が行われたか否かを目視する。

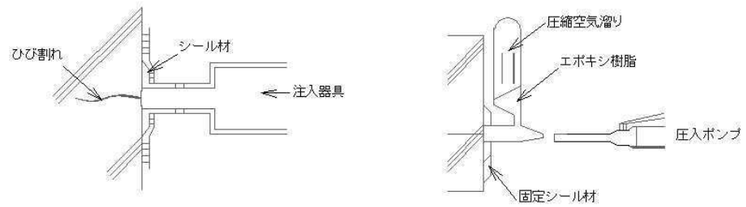

図－4　自動式低圧エポキシ樹脂注入工法

6. Uカットシーリング材充填工法

① 適 用 範 囲

コンクリート打放し仕上げ及びモルタル塗り仕上げのひび割れ幅が1.0mmを超え、かつ挙動されるひび割れ部をUカットシーリング用材を充填しポリマーセメントモルタルを塗り込む場合に適用する。

※ 改修工事に先立ち石綿含有仕上塗材を除去すること。（ひび割れ沿いの幅5cm部分）

② 材　　料

1）シーリング材は、JISA5758（建築用ｼｰﾘﾝｸﾞ材）に適合するものとする。

2）プライマーは、主材製造所の製品とし、被着体（塗装してある場合は塗料）に適したものとする。

3）バックアップ材は、合成樹脂又は合成ゴム製でシーリング材と接着しないものとし、使用箇所に適した形状で大きさが目地幅より2mm程度広いものとする。

③ 工　　法

1）ひび割れ状況について確認し、補修範囲について監督員と協議すること。

2）ひび割れ部に沿って電動カッター等を用いて幅10mm程度、深さ10～15mm程度にU字型の溝を設ける。

3）Uカット溝内部に付着している切片、粉塵等はワイヤーブラシ、はけ等で除去する。

4）被着体に適したプライマーを溝内部に塗残しのないよう均一に塗布する。

5）プライマー塗布後、ごみ・ほこり等が付着した場合又は当日充填が出来ない場合は再清掃し、プライマーを再塗布する。

6）プライマー塗布後、シーリング材を隅々まで行きわたるようにコーキングガンのノズルをUカット溝に当て、加圧しながら空隙、打残しがないように充填し、コンクリート表面から3～5mm程度低めに充填し、充填後はへらで押え、下地と密着させて表面を平滑に仕上げる。

7）ポリマーセメントモルタルをコンクリート表面に合わせて平滑に塗り込む。

④ 確　　認

シーリング材の充填状況を目視により確認する。

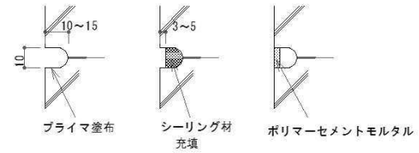

図－5　Uカットシーリング材充填工法

7. その他

① 以下の場合については、監督員と協議の上工法を決定すること。

イ）構造耐力に関するコンクリートの劣化ある場合

ロ）漏水がある場合

ハ）その他、施工方法について、判断出来ない箇所が発見された場合

② 発注時の外壁改修数量は推計値によるものである。

③ **石綿含有仕上塗材の高圧洗浄にあたっては、粉じん飛散防止のため、高圧水洗工法（15MPa 以下）とすること。**

※1　通常レベルの打撃力によってはく落する恐れのあるモルタル浮き

※2　通常レベルの打撃力によってはく落する恐れのないモルタル浮き

松元小学校校舎1号棟長寿命化改良本体工事	
外壁改修工事特記仕様書（2）	A-07
鹿児島市建設局建築部建築課	

Ver.R60401

□ 敷地・建物概要

工事名　：松元小学校校舎１号棟長寿命化改良本体工事
地名地番：鹿児島市上谷口町９５６番地１
道路　　：42条１項１号道路
主要用途：小学校
構造/階数：鉄筋コンクリート造　３階建て
工事種目：長寿命化改良工事　（※設備工事は別途）
改良面積：755.07㎡（内部）、473.86㎡（屋上）
用途地域：第一種住居専用地域
防火地域：ー
備考　　：大規模の修繕、大規模の模様替えには該当せず

□ 工事概要(今回工事範囲)

○ 長寿命化改良工事
外　部　:外壁改修工事（①ー１号棟）
屋上防水改修工事（①ー１号棟）
内　部　:内装(床・壁・天井・各下地)の改修工事
内部間仕切り壁、家具等の改修工事
教室―廊下間の間仕切り壁の改修工事

○ 環境対策工事
内　部　:窓ガラスの遮熱化･･･全面窓のガラスの取替え
（アタッチメント付ペアガラスの採用）

□ 工事区分（電気設備、給排水設備は別途工事）

	工事項目	建築工事	電気設備工事	給排水設備工事	冷房設備工事
1	仮囲い	○			
2	仮設仕切壁	○			
3	外部仮設足場・内部足場	○			
4	外壁改修・塗装	○			
5	室内仕切壁	○			
6	天井改修	○			
7	天井開口(器具用)		○		
8	天井点検口	○			
9	天井点検口・埋込天井開口補強	○			
10	建具	○			
11	コア抜き		○		○
12	換気扇取替		○		
13	壁用換気扇取付用アルミパネル	○			
14	換気扇用スイッチ		○		
15	廊下流し台	○			
16	廊下流し台　配管接続			○	
17	衛生器具面台	○			
18	屋上防水（玄関庇有）	○			
19	衛生器具　撤去・新設（補強裏板・コーキング共）			○	
20	水栓類			○	
21	発信機・表示灯		○		
22	発信機・表示灯撤去後穴埋め補修	○			
23	分電盤類撤去後の穴埋め補修	○			
24	換気設備		○		
25	既設配管撤去後の配管貫通部穴埋め		○	○	○
26	屋外配管用土間及びアスファルトハツリ・復旧		○	○	○

◎内・外装仕上塗材の除去について

１．既存塗材における石綿含有の有無
・　未調査（以下の既存仕上塗材について石綿含有の分析調査を行い、監督員に結果を報告すること。
石綿が含有されている場合は、施工範囲や工法等について監督員と協議すること。）
調査箇所（　　計　　か所　）
⊙　調査済（　⊙有　・無　）
【使用箇所】AEP塗装（RC壁）
※使用箇所のとりこわし及び改修工事に先立ち、石綿含有仕上塗材の除去工事を行うこと。

２．法令等の順守及び届出　　大気汚染防止法、労働安全衛生法及び石綿予防規則、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するとともに、関係機関等と協議を行い、届出の手続きを遺漏なく適正に行うこと。また、大気汚染防止法、石綿障害予防規則に定められた事項を掲示板により公衆及び作業員の見やすい箇所に掲示し、必要に応じて周辺住民等へ掲示等で周知すること。

３．施工計画　　除去作業に先立ち、施工計画書（除去作業管理組織図、除去作業方法、掲示方法、産業廃棄物処理方法等）を作成して監督員に提出すること。また、施工計画については、平成29年5月30日付け環水大大発第1705301号大気汚染防止法、石綿障害予防規則に定められた事項を掲示板により公衆及び作業員の見やすい箇所に掲示し、「石綿含有仕上塗材の除去等作業における石綿飛散防止対策について」及び平成28年4月28日付け国立研究開発法人研究所及び日本建築仕上材工業会協同研究による「建築物の改修・解体時における石綿含有仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針」を参考とし、作業従事者及び施設利用者等の安全に配慮するとともに、施設利用者等の活動に支障が生じないように留意すること。

４．共通事項
①石綿作業主任者・・・処理作業にあたって石綿障害予防規則に基づき選任すること。
②処理作業従事者・・・石綿障害予防規則に基づく特別の教育を受けた者とすること。
③特別管理産業廃棄物管理責任者・・・除去した仕上塗材等は特別管理産業廃棄物として取り扱うものとし、有資格者を選任して管理すること。
④作業箇所に近接する室内開口部等に粉塵が入らないよう窓を閉め、養生及び立入禁止措置を講ずること。
⑤作業箇所は、施工区画としてプラスチックシート等で適切に養生を行うこと。
⑥除去作業後、作業箇所及びその周辺をHEPAﾌｨﾙﾀｰ付掃除機で清掃すること。

５．その他
・除去作業を行う際は、石綿障害予防規則第6条に基づく隔離措置を講じること。

◎石綿含有成形板の対象物及び処理方法について

１．既存内装材における石綿含有の有無
・　未調査（以下の既存仕上材について石綿含有の分析調査を行い、監督員に結果を報告すること。
石綿が含有されている場合は、施工範囲や工法等について監督員と協議すること。）
調査箇所（　　計　　か所　）
⊙　調査済（　⊙有　・無　）
【使用箇所】ﾋﾞﾆﾙ床シート（階段ホール床）

２．処理方法
・他の解体工事に先立ち、除去材を湿潤化した後「手ばらし」により、破壊や粉砕しないように処理すること。
・処理にあたっては、養生シート等で区画し、飛散防止を図ること。
・撤去後、高性能真空掃除機にて清掃すること。

３．安全衛生管理
・石綿則に定める「石綿作業主任者」が作業管理者となり、その作業管理者の指示に従って作業する。
・石綿含有成形板の処理工事は、石綿の解体等の作業にかかる石綿則を遵守すること。
又、作業者は就業時に石綿則第27条に基づく特別の教育を受けた者とする。
・使用器具・機械類等は、石綿含有成形板の除去に必要な工具・機器類等であること。

４．集積・運搬・処分
・高所からの移動は、揚重機等を使用して、石綿含有成形板を高所から投下しないこと。
・除去した石綿含有成形板は、湿潤化の上、厚0.15mm以上のプラスチック袋に入れる等飛散防止の措置を講ずること。
・除去した石綿含有成形板の集積及び積込みは、廃棄物の積替え移動回数を最小限になるよう計画すること。
・石綿含有成形板の運搬にあたっては、運搬車両の荷台全体をシート等で完全に覆い、飛散防止に努めること。
・マニフェスト票の備考欄に「石綿含有成形板」であることを明示し、適正に処分すること。
※　関係法令：改正石綿障害予防規則（石綿則）

□防火材料・不燃材料等一覧表

名称	品質・規格・寸法など	認定番号
１時間耐火間仕切り壁	LGS(W=100)下地 下張り：強化石膏ﾎﾞｰﾄﾞ t=12.5 上張り：ｹｲ酸ｶﾙｼｳﾑ板 t=6.0（継目処理）	FP060NP-0384
不燃材料・準不燃材料		
ケイ酸カルシウム板	t=6.0、t=8.0　（無石綿）	NM-2773　（同等品以上）
石膏ボード（不燃）	t=12.5	NM-8619　（同等品以上）
石膏ボード（準不燃）	t=9.5	QM-9828　（同等品以上）
耐水石膏ボード（準不燃）	t=9.5、t=12.5	QM-9826　（同等品以上）
塗料	EP、EPG、VE、SOP	基材同等　第0001号

ゲンプラン設計株式会社
一級建築士事務所鹿児島県知事第１－３０－８７号
管理建築士　東野幸史郎　一級建築士登録第３２６６３１号

松元小学校校舎１号棟長寿命化改良本体工事
工事概要・工事区分
石綿含有材撤去特記仕様書
A3
NO. SCALE
A-08
鹿児島市建設局建築部建築課

関係法令　届出・許可等リスト

法令	項目	該当	不要	番号（日付）	備　考
建築基準法	計画通知	□	■	令和３年２月３日提出	
	確認済証	□	■		
	道路位置指定	□	■		
	道路相談	□	■		
	法43条ただし書き許可	□	■		
	崖相談	□	■		
	危険宅協議会	□	■		
	仮使用承認	□	■		
	建築許可	□	■		法44・48・56/2・85・86
	建築認定	□	■		法55
	建築承認	□	■		令115/2 四・巣20～24及び27
	全体計画認定	□	■		
建築基準法　関係規定	宅地造成	□	■		宅地造成工事規制区域内の切土(2m)・盛土(1m)又は500㎡超
	開発許可	□	■		市街化区域で開発1000㎡以上,市街化調整区域の開発行為等
	市街化調整区域内	□	■		市街化調整区域内の建築行為
	自転車附置義務	□	■		商業・近隣商業地域で遊技場300㎡超,金融機関・店舗500㎡超
	自動車附置義務	□	■		商業・近隣・駐車場整備地区で店舗等1500㎡超,住宅等2000㎡超
	高度地区	□	■		城山周辺地区 建築物の高さの最高限度20m)
	臨港地区内	□	■		本港新町・中央港新町・浜町等
	都市計画施設の区域内	□	■		都市計画道路・流通業務団地・公園等
	浄化槽・汲み取り	□	■		下水道処理区域外
	屋外広告物許可	□	■		広告物の設置
	保健所への通知	□	■		店舗・集会場等3000㎡, 学校8000㎡
	バリアフリー法	□	■		特別特定建築物2000㎡以上
	省エネ法	□	■		床面積300㎡以上
その他	公害防止事前協議	□	■		店舗・工場・福祉・医療施設等(物販店・事務所・倉庫は100㎡以上)
	地区計画	□	■		鴨池N1・弱ヶ崖・武岡台・星ヶ峰南・南皇徳寺台・与次郎ヶ浜地区等
	城山周辺地区	□	■		城山周辺
	福祉のまちづくり届出	□	■		福祉保健施設、医療・集会・物販・飲食施設300㎡以上等
	福祉環境整備届出	□	■		病院・福祉施設・集会場・物販店・飲食店等150㎡以上
	医療法	□	■		病院・診療所
	児童福祉法	□	■		保育所
	法第５１条施設	□	■		卸売市場・火葬場・と畜場・汚物処理場・ごみ焼却場等
	電波法	□	■		高さ31mを超えるもの
	風致地区内	□	■		慈眼寺風致地区・寺山風致地区
	急傾斜地崩壊危険区域	□	■		
	砂防法	□	■		砂防指定地内
	市有地内	□	■		城際町・下荒田四丁目・三和町
	公衆浴場法	□	■		公衆浴場
	ホテル・旅館	□	■		
	土地区画整理区域内	□	■		原良・吉野・宇宿・郡山・谷山地区
	河川改修計画区域	□	■		新川流域
	国道沿線	□	■		328号を除く
	高圧線近接地	□	■		
	里道（農道）・水路等	□	■		
	農地法	□	■		農地
	JR線路沿い	□	■		
	給油所	□	■		
	工場立地法	□	■		敷地9000㎡以上又は建築3000㎡以上
	風俗営業法	□	■		風俗営業及び風俗関連営業等の施設
	倉庫業法	□	■		倉庫業を営む倉庫
	歩道切下げ	□	■		市道における歩道への車両の乗り入れがある場合
	景観条例	□	■		1500㎡以上又は一低・二低で軒高7m又は3階以上等
	自然公園法	□	■		霧島屋久国立公園内(吉野町,桜島等)
	駐車場法	□	■		路外駐車場500㎡超
	史跡・文化財	□	■		遺跡範囲内等
	木材団地	□	■		東開町
	納骨堂・墓地	□	■		
	大規模小売店舗立地法	□	■		店舗床面積1000㎡超
	自主協定	□	■		星和台（喜入）
	建築協定	□	■		伊敷台1丁目
	リサイクル法	□	■		

建築基準法　適用リスト　適用・条件緩和等根拠

分類	項目		法	令	県条例	適用 有	適用 無	適用・条件緩和等根拠
集団規定	敷地の衛生・安全	崖	１９	－	３	■	□	
		雨水・排水排出又は処理	１９	－	－	■	□	
	道路規制	道路種別	４２	－	－	■	□	
		道路幅員	４２	－	－	■	□	
		接道義務	４３	－	－	■	□	
		敷地と道路の関係	４３	－	１９～２５	■	□	
	用途規制	用途規制	４８	－	－	■	□	
	面積制限	容積率	５２	－	－	■	□	
		建蔽率	５３	－	－	■	□	
	高さ制限	絶対高さ	５５	－	－	■	□	
		北側斜線	５６	－	－	■	□	
		道路斜線	５６	－	－	■	□	
		隣地斜線	５６	－	－	■	□	
		日影規制	５６の２	－	－	■	□	
単体規定	構造制限	大規模建築物の主要構造部	２１	－	－	□	■	
		屋根	２２	－	－	□	■	
		外壁	２３	－	－	□	■	
		木造の特殊建築物の外壁	２４	－	－	□	■	
		大規模木造建築物	２５	－	－	□	■	
		防火壁	２６	１１３	－	□	■	
		耐火要求のある特殊建築物	２７	－	－	■	□	
		防火・準防火地域	６１～６４	１３６の２	－	□	■	
	一般構造	居室の採光	２８	１９・２０	－	■	□	
		居室の換気	２８	２０の２	－	■	□	
		シックハウス　建築材料	２８の２	２００５	－	■	□	
		シックハウス　換気設備	２８の２	２００６	－	■	□	
		地階の居室	２９	２２の２	－	□	■	
		界壁の遮音構造	３０	２２の３	－	□	■	
		居室の天井高・床高	３６	２１・２２	－	■	□	
		階段	３６	２３～２７	－	■	□	
	避難規定	廊下	３５	１１９	－	■	□	
		直通階段までの歩行距離	３５	１２０	－	■	□	
		２以上の直通階段	３５	１２１	－	■	□	
		避難階段	３５	１２２・１２３	－	□	■	
		物販店舗の階段	３５	１２４	－	□	■	
		避難階の歩行距離	３５	１２５	－	■	□	
		出口・屋上広場・手摺	３５	１２５～１２６	－	■	□	
		排煙設備	３５	１２６の２・３	－	□	■	
		非常用照明	３５	１２６の４・５	－	□	■	
		非常用進入口	３５	１２６の６・７	－	■	□	
		敷地内通路	３５	１２８	－	■	□	
		大規模木造建築物の敷地内通路	３５	１２８の２	－	□	■	
	防火規定	内装制限	３５の２	１２８の４	－	□	■	
		無窓居室の主要構造部	３５の３	１１１	－	□	■	
		面積区画	３６	１１２	－	□	■	
		竪穴区画	３６	１１２	－	■	□	
		異種用途区画	３６	１１２	－	□	■	
		防火設備	３６	１１２	－	■	□	
		界壁・間仕切壁・隔壁	３６	１１４	－	■	□	
	建築設備等	避雷設備	３３	129の14・15	－	□	■	
		非常用EV	３４	129の3の3	－	□	■	
		防火ダンパー	３６	１１２・１１４	－	■	□	
		防火区画等貫通部措置	３６	１２９の２の５	－	■	□	
		ガス配管設備	３６	１２９の２の５	－	□	■	
その他	県条例	共同住宅・長屋・寄宿舎	－	－	７・８	□	■	
		ホテル・旅館・公衆浴場	－	－	９	□	■	
		劇場・映画館・集会場等	－	－	１０～１６	□	■	
		自動車車庫・自動車修理工場	－	－	１７・１８	□	■	
	市細則	工場・危険物調書	－	－	－	□	■	

消防法　適用リスト

項目			適用 有	適用 無	適用・条件緩和等根拠
要件		防火対象物	■	□	
		準地下街	□	■	
		無窓階	■	□	
消防の用に供する設備	消火設備	消火器	■	□	
		簡易消火用具（水バケツ・水槽・乾燥砂等）	■	□	
		屋内消火栓設備	□	■	耐火建築物の場合、簡読み適用1.400㎡以下不要
		スプリンクラー設備	□	■	
		水噴霧消火設備	□	■	
		泡消火合設備	□	■	
		不活性ガス消火設備	□	■	
		ハロゲン化物消火設備	□	■	
		粉末消火設備	□	■	
		屋外消火栓設備	□	■	
		動力消防ポンプ設備	□	■	
	警報設備	自動火災報知設備	■	□	
		ガス漏れ火災警報設備	□	■	
		漏電火災警報器	□	■	
		消防機関へ通報する火災報知設備	□	■	
		非常警報器具（警鐘）	□	■	
		非常警報器具（携帯用拡声器）	□	■	
		非常警報器具（手動式サイレン）	□	■	
		非常警報設備（非常ベル）	□	■	
		非常警報設備（自動式サイレン）	□	■	
		非常警報設備（放送設備）	□	■	
	避難設備	避難器具（すべり台）	□	■	
		避難器具（避難はしご）	■	□	
		避難器具（救助袋）	□	■	
		避難器具（緩降機）	□	■	
		避難器具（避難橋）	□	■	
		避難器具（その他の避難器具等）	□	■	
		誘導灯	□	■	
		誘導標識	■	□	
消防用水		防火水槽	□	■	
消火活動上必要な施設		排煙設備	□	■	
		連結散水設備	□	■	
		連結送水管	□	■	
		非常コンセント設備	□	■	
		無線通信補助設備	□	■	
		総合操作盤	□	■	
必要とされる防火性能を有する消防の用に供する設備等		パッケージ型消火設備	□	■	
		パッケージ型自動消火設備	□	■	
		加圧防排煙設備	□	■	

ゲンプラン設計株式会社
一級建築士事務所鹿児島県知事第１－３０－８７号
管理建築士　東野幸史郎　一級建築士登録第３２６６３１号

松元小学校校舎１号棟長寿命化改良本体工事

法令等適用リスト

A3 NO. SCALE

A-09

鹿児島市建設局建築部建築課

附近見取り図

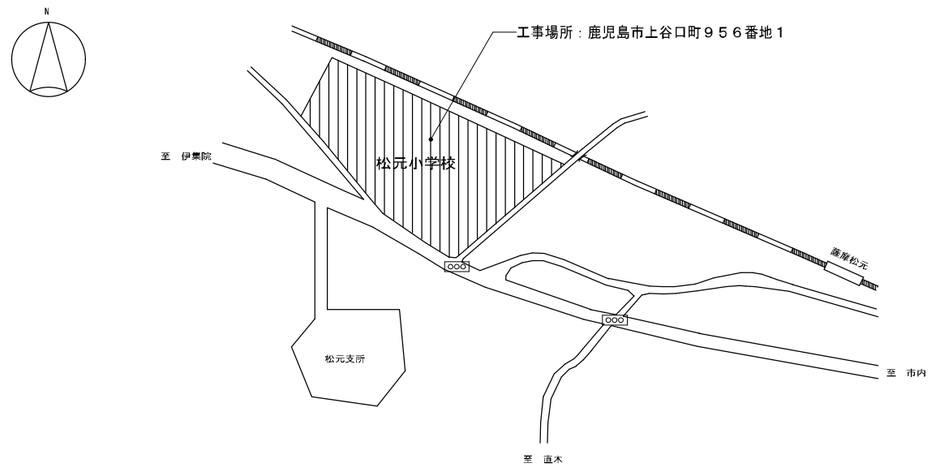

仮設通路断面図　S=1/60

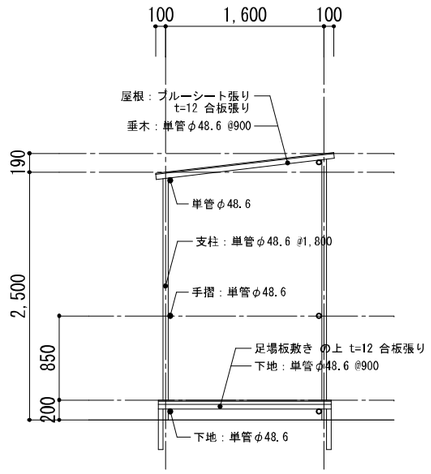

※参考図

屋外仮設計画図・配置図　S=1/1200

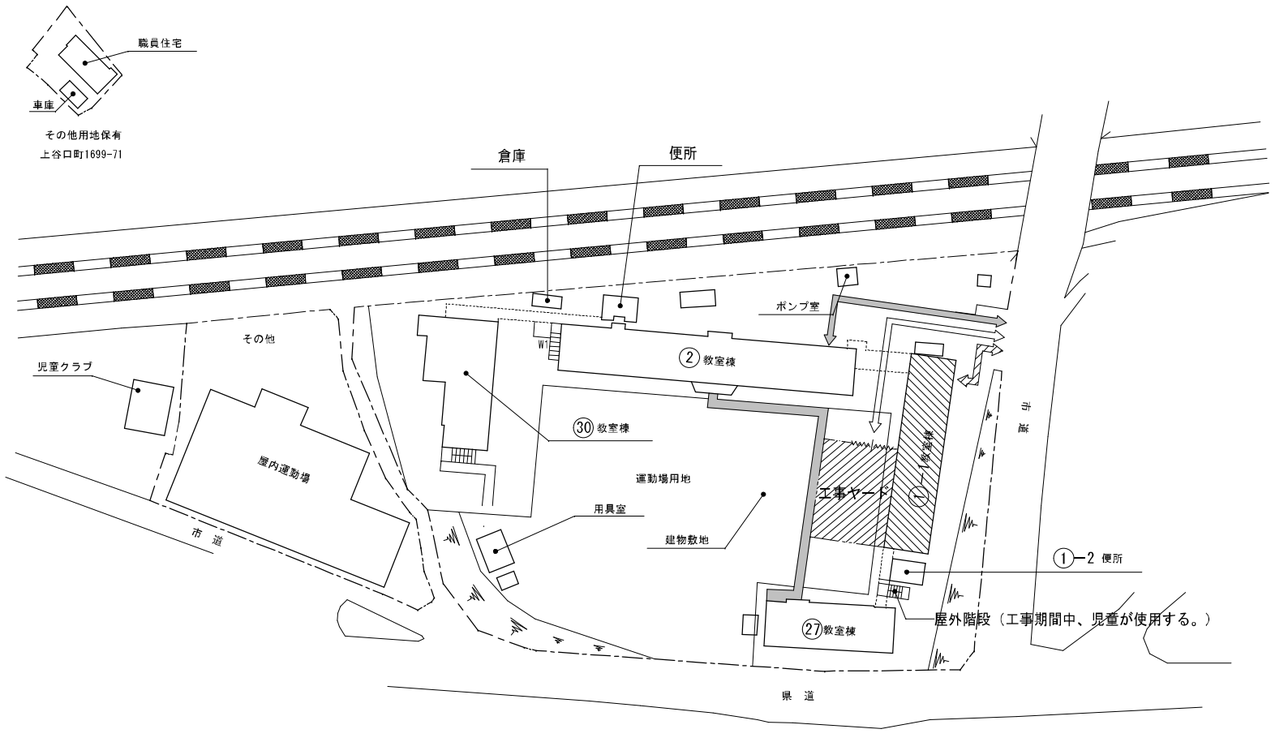

工事対象建物
工事ヤード
仮設通路（W=1,600）
仮設：クロスゲート W=6.0m（H=2.0m）
工事車両動線
給食車両動線
生徒動線
仮設：仮囲い（鋼製 H=2.0m）

※仮囲い等の詳細な位置は、監督員と十分協議のこと。
※必要に応じて、メッシュ囲いを設置すること。
※重機の運搬、コンクリート打設、廃材運搬時には、交通誘導員を配置すること。
　また、大型車両通行時や資材等搬入車両の出入りが重なる工程・施工工種の時も同様に交通誘導員を配置すること（誘導員の配置については施工計画書に記載し、監督員と協議を行うこと）。
※工事の際は、学校関係車両(給食車両含む)の通行の支障にならないよう十分配慮すること。
※工事に際しては、設備工事と十分に調整を行うこと。
※工事の際は、児童・教員・学校関係者の安全に注意して工事を行うこと。

校庭整地　範囲図　S=1/600

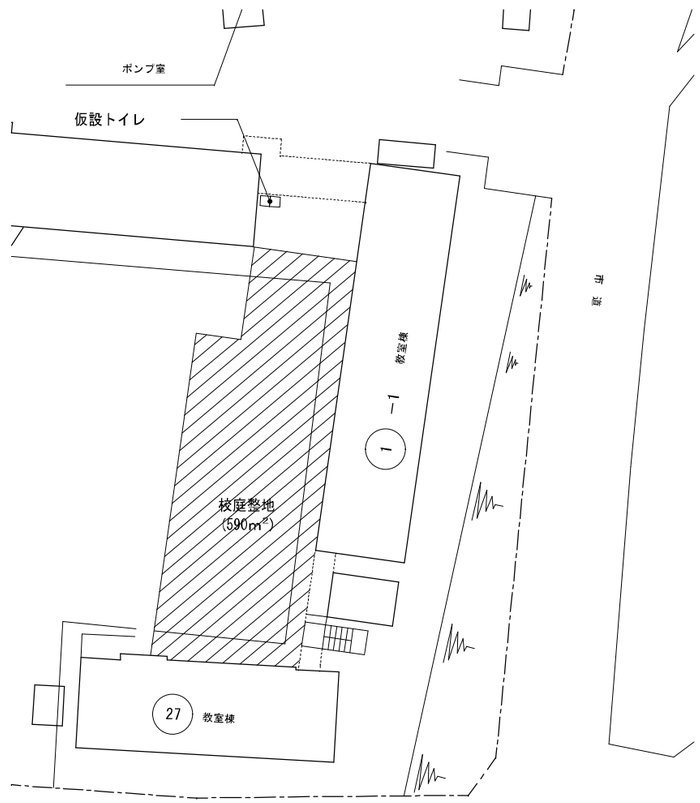

ゲンプラン設計株式会社 一級建築士事務所鹿児島県知事第１－３０－８７号 管理建築士　東野幸史良　一級建築士登録第３２６６３１号	松元小学校校舎１号棟長寿命化改良本体工事	
	附近見取図・屋外仮設計画図 配置図	A3 図示
	鹿児島市建設局建築部建築課	A-10

屋外仮設計画図

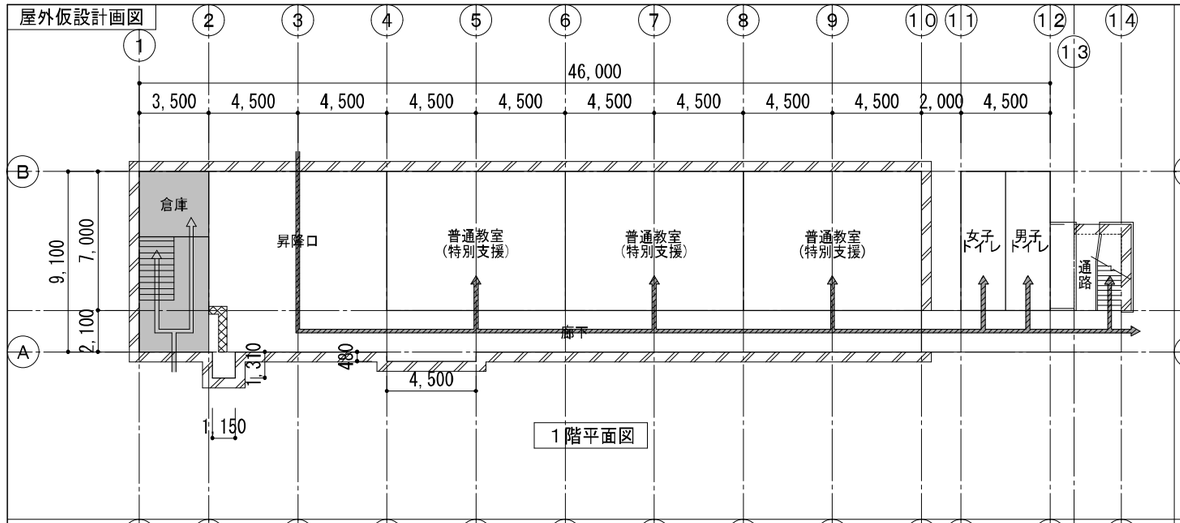

1階平面図

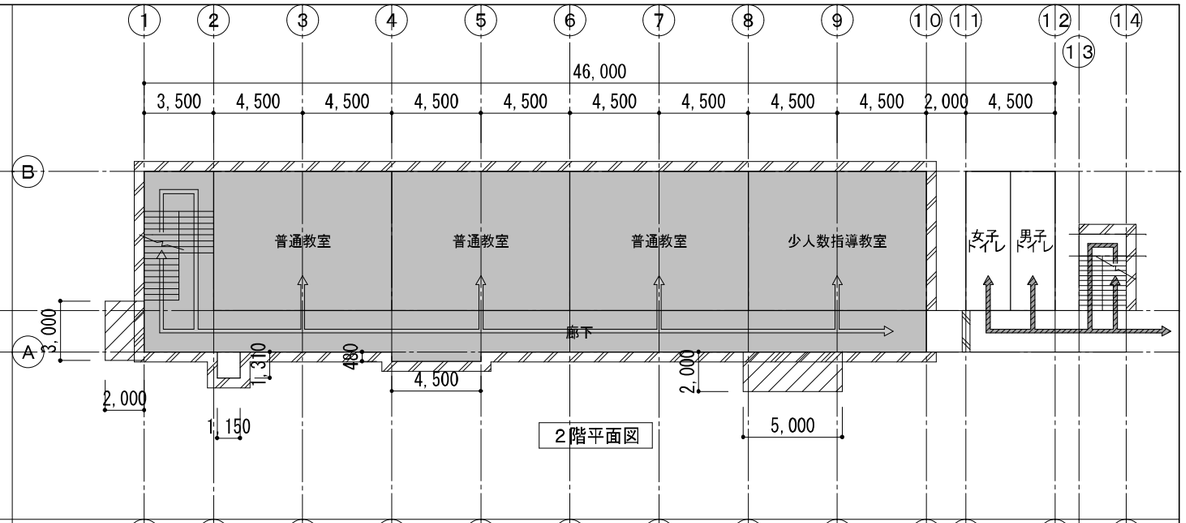

2階平面図

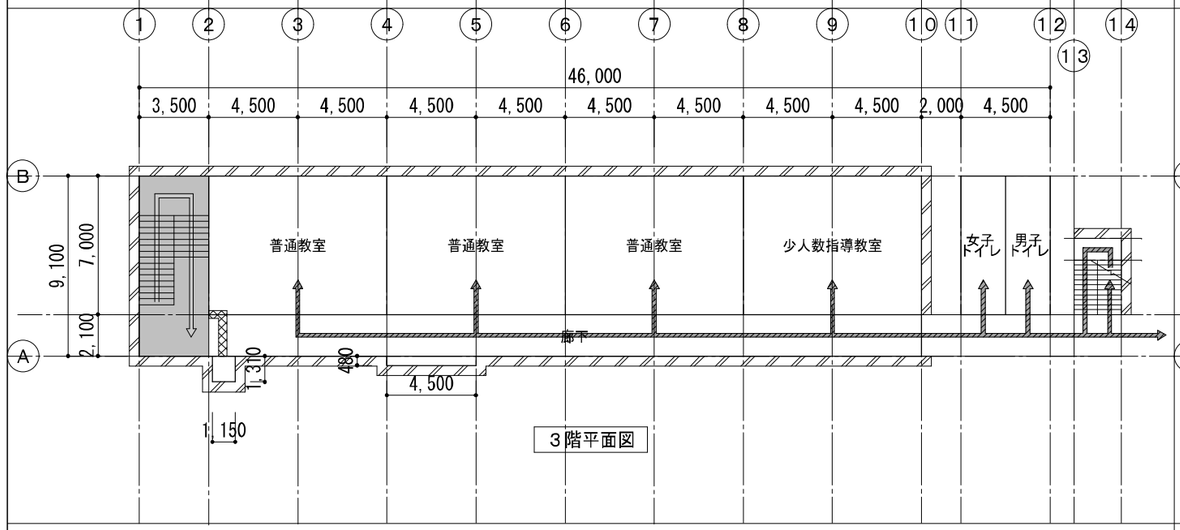

3階平面図

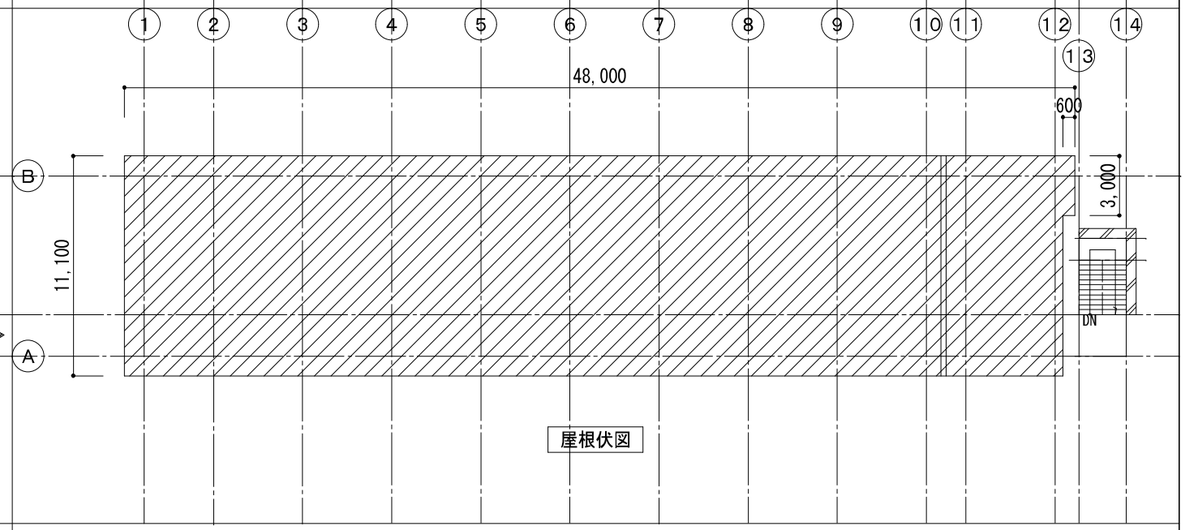

屋根伏図

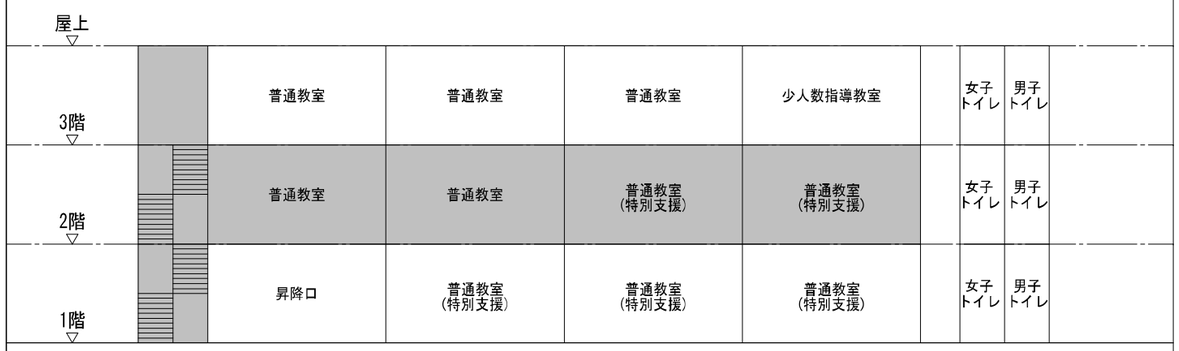

内部改修工事範囲

屋上防水改修範囲

内部間仕切り
仕様：LGS下地（W=65）GB-F t=12.5 + FK t=6.0（両面仕上）
片開きフラッシュ戸 750×1800 鍵付（アルミ製）

工事動線

生徒動線

外壁改修・足場範囲

※ 屋外階段部分の足場は、防護ｼｰﾄを内側に貼ること。
また、１階部分の階段下は通路として通れるように足場を組むこと。
※ 屋外階段の１階の通路・階段周りは金網等で足場内に立ち入れない様にすること。
※ 屋外階段の足場は学校、監督員と協議の上設置すること。

ゲンプラン設計株式会社 一級建築士事務所鹿児島県知事第１－３０－８７号 管理建築士 東野幸史長 一級建築士登録第３２６６３１号	松元小学校校舎１号棟長寿命化改良本体工事		
	屋内仮設計画図（前期）	A3 1/300	A-11
	鹿児島市建設局建築部建築課		

屋外仮設計画図

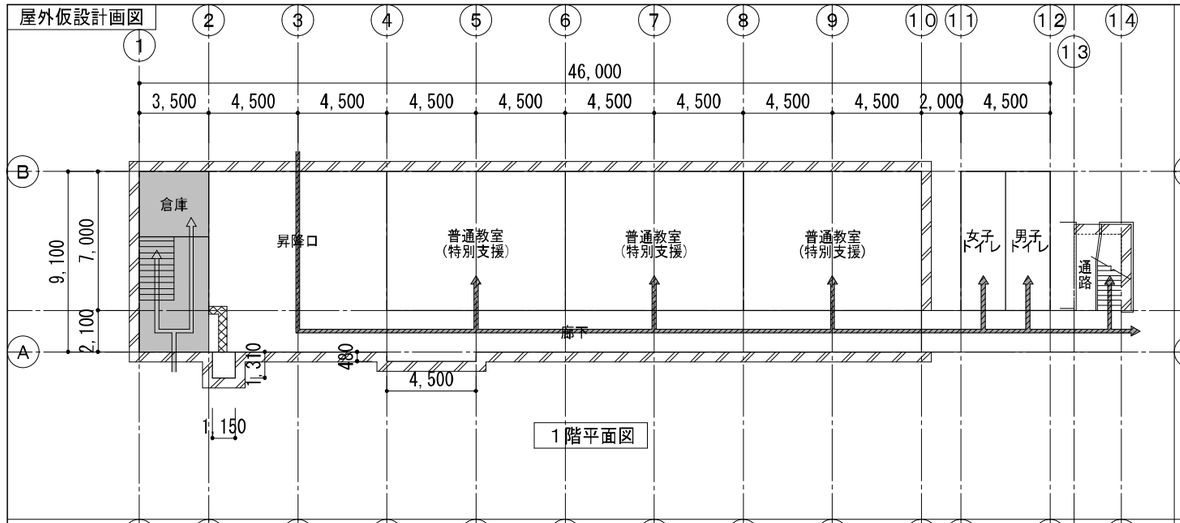

1階平面図

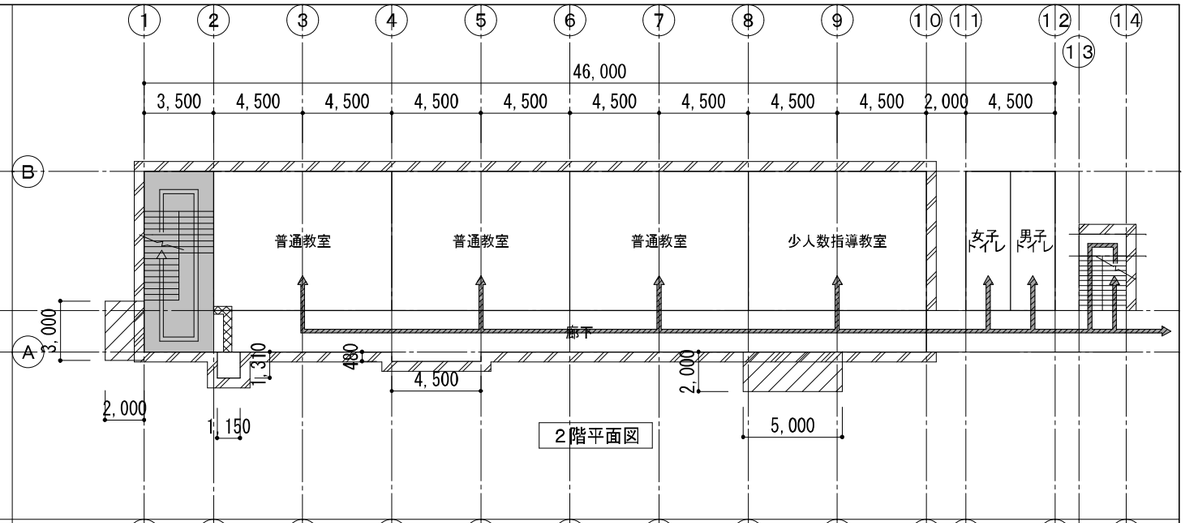

2階平面図

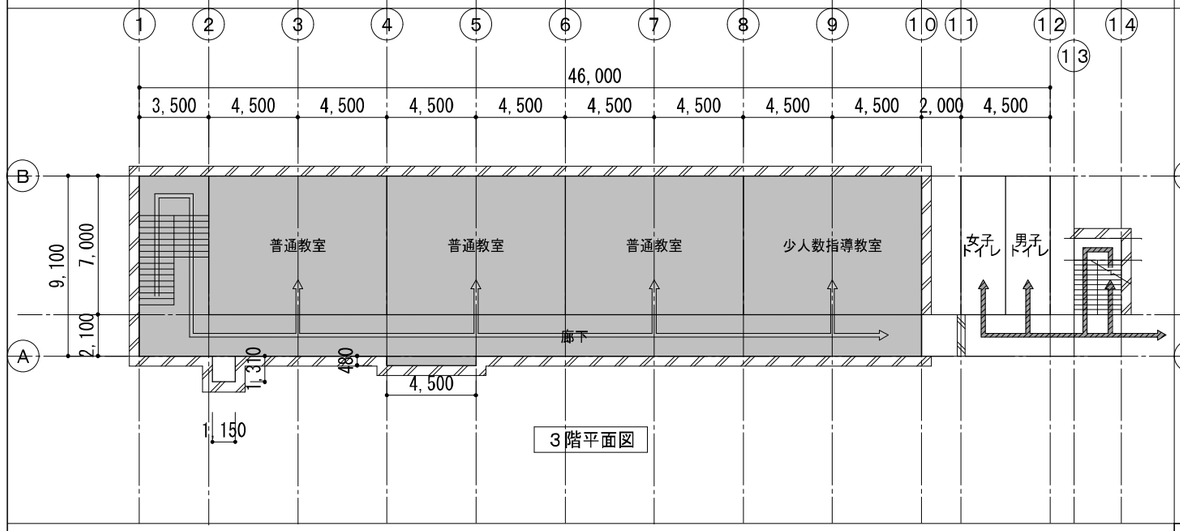

3階平面図

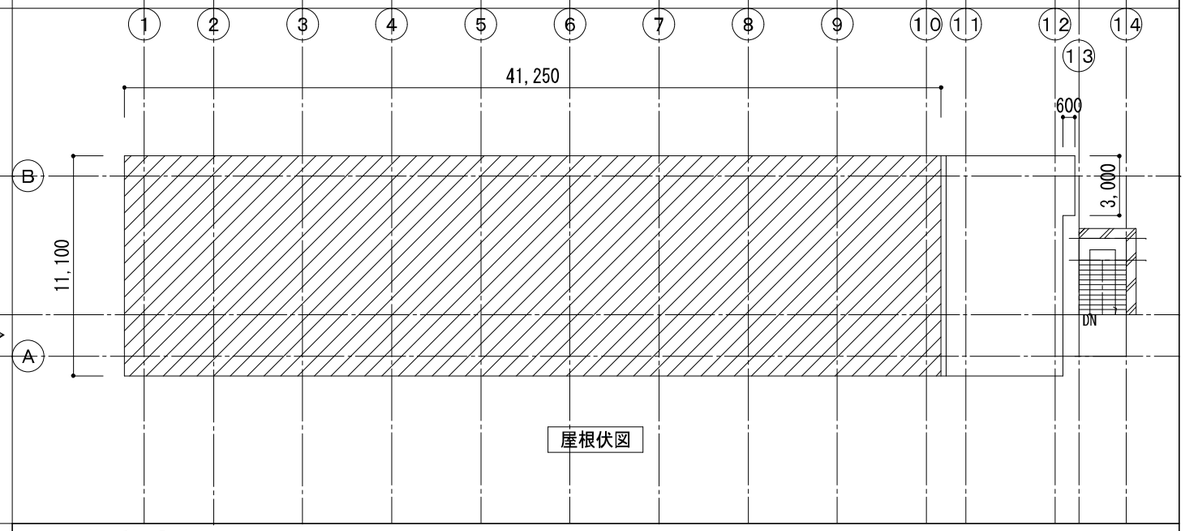

屋根伏図

■ 改修面積　計算表

1階	2階	3階
3.50 × 9.10 ＝ 31.85	39.50 × 9.10 ＝359.45	39.50 × 9.10 ＝359.45
	4.50 × 0.48 ＝ 2.16	4.50 × 0.48 ＝ 2.16
1階　合計　31.85 ㎡	2階　合計　361.61 ㎡	3階　合計　361.61 ㎡

庇・屋根

屋根：41.25 × 11.10 ＝457.875

屋根　合計　457.86 ㎡

庇　：2.00 × 3.00 ＝ 6.00

5.00 × 2.00 ＝ 10.00

庇　合計　16.00 ㎡

改修面積合計

■ 内部改修

31.85(1階) + 361.61(2階) + 361.61(3階)

＝ 755.07　　755.07 ㎡

■ 屋根・庇 改修

457.86(屋根) + 16.00(庇)　＝ 543.94

473.86 ㎡

内部改修工事範囲

屋上防水改修範囲

内部間仕切り
仕様：LGS下地（W=65）GB-F t=12.5 + FK t=6.0（両面仕上）
片開きフラッシュ戸 750×1800 鍵付（アルミ製）

工事動線

生徒動線

外壁改修・足場範囲

※ 屋外階段部分の足場は、防護ｼｰﾄを内側に貼ること。
また、1階部分の階段下は通路として通れるように足場を組むこと。
※ 屋外階段の1階の通路・階段周りは金網等で足場内に立ち入れない様にすること。
※ 屋外階段の足場は学校、監督員と協議の上設置すること。

ゲンプラン設計株式会社
一級建築士事務所鹿児島県知事第１－３０－８７号
管理建築士　東野幸史長　一級建築士登録第３２６６３１号

松元小学校校舎１号棟長寿命化改良本体工事

屋内仮設計画図（後期）
工事範囲求積図

A3
1/300

A-12

鹿児島市建設局建築部建築課

■　外部仕上表

部位	部分	改修前	改修後
屋上・軒庇	平場	ベストンコンクリート打 + タッピング金ゴテ押エ	高圧水洗浄(15MPa) + 下地調整 + ウレタン系塗膜防水（X-1）
	天端	弾性吹付タイル（ゆず肌）	高圧水洗浄(15MPa) + 下地調整 + ウレタン系塗膜防水（X-2）
	立上	吹付タイル（ヘッドカット）	高圧水洗浄(15MPa) + 下地調整 + ウレタン系塗膜防水（X-2）
	庇鼻	弾性吹付タイル（ゆず肌）	高圧水洗浄(15MPa) + シリコン系可とう形改修塗材Ｅ ﾛｰﾗｰ
壁・柱・梁		アクリルリシン吹付	高圧水洗浄(15MPa) + シリコン系可とう形改修塗材Ｅ ﾛｰﾗｰ
外部巾木		樹脂モルタル薄塗	高圧水洗浄(15MPa) +ＤＰ塗（Ｃ−２種）
庇	上部・鼻	弾性吹付タイル（ゆず肌）	高圧水洗浄(15MPa) + シリコン系可とう形改修塗材Ｅ ﾛｰﾗｰ
	庇裏	アクリルリシン吹付	高圧水洗浄(15MPa) + アクリル系軒天用仕上塗材
犬走り		モルタル金ゴテ押エ	高圧水洗浄(15MPa)
竪樋		ＶＰφ１００	竪樋：既存下地調整 + ＤＰ(ﾎﾟﾘｳﾚﾀﾝ)塗替え　　つかみ金物：既存のまま

部位	部分	改修前	改修後
建具		アルミサッシ	建具調整、一部新設、一部改修、シーリング打ち替え
ﾙｰﾌﾄﾞﾚﾝ		鋳鉄製コールタール焼付	下地調整(ＲＢ種) + ＤＰ(ポリウレタン系)塗替え
南側・西側・階段ホール・ポーチ	庇鼻	吹付タイル（ヘッドカット）	高圧水洗浄(15MPa) + シリコン系可とう形改修塗材Ｅ ﾛｰﾗｰ
	庇裏	アクリルリシン吹付	高圧水洗浄(15MPa) + アクリル系軒天用仕上塗材
	床	磁器質タイル 100角	磁器質タイル 100角 撤去 + 下地調整 + 磁器質タイル 100角 新設
昇降口ポーチ	床（ポーチ）	磁器質タイル 100角	既設のまま
	床（ｽﾛｰﾌﾟ）	コンクリート刷毛引き仕上	既設のまま
	庇	防火ｻｲﾃﾞｨﾝｸﾞ t=14 + 複層塗材E	既設のまま
	庇裏	FK t=6.0 目透し張 + EP-G	既設のまま
	笠木	ガルバリウム鋼板加工 t=0.4	既設のまま

■　内部仕上表（上段：改修前、下段：改修後）

階	室名	床高 (基準FLｺﾘ)	床 下地	床 仕上	巾木 仕上	巾木 H	壁 下地	壁 仕上	天井 下地	天井 仕上	天井高	廻縁	造作・備考
1階	倉庫	±0	MO	モルタル金コテ押エ　既設のまま	ﾓﾙﾀﾙ (既設のまま)	90	RC CB	RC部　：モルタル金コテ押エ　既設のまま CB部　：モルタル金コテ押エ　既設のまま	MO	リシン吹付　既設のまま	−	−	
	倉庫	±0	MO	モルタル金コテ押エ	ﾓﾙﾀﾙ	90	RC CB	RC部　：モルタル金コテ押エ CB部　：モルタル金コテ押エ	MO	リシン吹付	−	−	
2階	普通教室 2〜4通り	±0	MO	ﾓｻﾞｲｸﾊﾟｰｹｯﾄ貼 + ﾌﾛｱｵｲﾙ塗　撤去	木製巾木 + OP (撤去)	90	MO MO MO 木	RC部（外壁側）　：AEP（※）　撤去 RC部（教室間）　：木胴縁 + ベニヤ目透シ張 t=5.5　撤去 RC部（柱・梁型）：AEP（※）　撤去 間仕切部（廊下側）：ベニヤ目透シ張 t=5.5　撤去(下地共)	LGS MO	GB−R t=9.0 + 吸音板 t=9.0　撤去(下地共) 梁型：モルタル塗 + AEP（※）　撤去	3,000	−	撤去：児童用ロッカー / 教師用ロッカー / 掃除具入 / 掲示板 / カーテンボックス 新設：児童用ロッカー / 教師用ロッカー / 掃除具入 / 掲示板 / カーテンレール / カーテンボックス 改修：曲面黒板
	普通教室 2〜4通り	-6	RC	下地調整 + ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ t=2.0　新設	木製巾木 + CL (新設)	90	MO MO MO LGS100 LGS100	RC部（外壁・柱）：(腰壁) 木胴縁 + 杉板 t=12.0 + CL　新設 RC部（外壁・柱・梁）：(壁)　下地調整 + EP-G　新設 RC部（教室間）：(腰壁) 木胴縁 + 杉板 t=12.0 + CL　新設 間仕切部（廊下側）：(腰壁) GB-F t=12.5 + FK t=6.0 + 杉板 t=12.0 + CL　新設(下地共) 間仕切部（廊下側）：(壁)　GB-F t=12.5 + FK t=6.0 + EP-G　新設(下地共)	LGS MO	GB−D t=9.5　新設(下地共) 梁型：下地調整 + EP-G　新設	3,000	○	
	普通教室 4〜6通り	±0	MO	ﾓｻﾞｲｸﾊﾟｰｹｯﾄ貼 + ﾌﾛｱｵｲﾙ塗　撤去	木製巾木 + OP (撤去)	90	MO MO MO 木	RC部（外壁側）　：AEP（※）　撤去 RC部（教室間）　：木胴縁 + ベニヤ目透シ張 t=5.5　撤去 RC部（柱・梁型）：AEP（※）　撤去 間仕切部（廊下側）：ベニヤ目透シ張 t=5.5　撤去(下地共)	LGS MO	GB−R t=9.0 + 吸音板 t=9.0　撤去(下地共) 梁型：モルタル塗 + AEP（※）　撤去	3,000	−	撤去：児童用ロッカー / 教師用ロッカー / 掃除具入 / 掲示板 / カーテンボックス 新設：児童用ロッカー / 教師用ロッカー / 掃除具入 / 掲示板 / カーテンレール / カーテンボックス 改修：曲面黒板
	普通教室 4〜6通り	-6	RC	下地調整 + ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ t=2.0　新設	木製巾木 + CL (新設)	90	MO MO MO LGS100 LGS100	RC部（外壁・柱）：(腰壁) 木胴縁 + 杉板 t=12.0 + CL　新設 RC部（外壁・柱・梁）：(壁)　下地調整 + EP-G　新設 RC部（教室間）：(腰壁) 木胴縁 + 杉板 t=12.0 + CL　新設 間仕切部（廊下側）：(腰壁) GB-F t=12.5 + FK t=6.0 + 杉板 t=12.0 + CL　新設(下地共) 間仕切部（廊下側）：(壁)　GB-F t=12.5 + FK t=6.0 + EP-G　新設(下地共)	LGS MO	GB−D t=9.5　新設(下地共) 梁型：下地調整 + EP-G　新設	3,000	○	
	普通教室 6〜8通り	±0	MO	ﾓｻﾞｲｸﾊﾟｰｹｯﾄ貼 + ﾌﾛｱｵｲﾙ塗　撤去	木製巾木 + OP (撤去)	90	MO MO MO 木	RC部（外壁側）　：AEP（※）　撤去 RC部（教室間）　：木胴縁 + ベニヤ目透シ張 t=5.5　撤去 RC部（柱・梁型）：AEP（※）　撤去 間仕切部（廊下側）：ベニヤ目透シ張 t=5.5　撤去(下地共)	LGS MO	GB−R t=9.0 + 吸音板 t=9.0　撤去(下地共) 梁型：モルタル塗 + AEP（※）　撤去	3,000	−	撤去：児童用ロッカー / 教師用ロッカー / 掃除具入 / 掲示板 / カーテンボックス 新設：児童用ロッカー / 教師用ロッカー / 掃除具入 / 掲示板 / カーテンレール / カーテンボックス 改修：曲面黒板
	普通教室 6〜8通り	-6	RC	下地調整 + ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ t=2.0　新設	木製巾木 + CL (新設)	90	MO MO MO LGS100 LGS100	RC部（外壁・柱）：(腰壁) 木胴縁 + 杉板 t=12.0 + CL　新設 RC部（外壁・柱・梁）：(壁)　下地調整 + EP-G　新設 RC部（教室間）：(腰壁) 木胴縁 + 杉板 t=12.0 + CL　新設 間仕切部（廊下側）：(腰壁) GB-F t=12.5 + FK t=6.0 + 杉板 t=12.0 + CL　新設(下地共) 間仕切部（廊下側）：(壁)　GB-F t=12.5 + FK t=6.0 + EP-G　新設(下地共)	LGS MO	GB−D t=9.5　新設(下地共) 梁型：下地調整 + EP-G　新設	3,000	○	
	普通教室 8〜10通り	±0	MO	ﾓｻﾞｲｸﾊﾟｰｹｯﾄ貼 + ﾌﾛｱｵｲﾙ塗　撤去	木製巾木 + OP (撤去)	90	MO MO MO 木	RC部（外壁側）　：AEP（※）　撤去 RC部（教室間）　：木胴縁 + ベニヤ目透シ張 t=5.5　撤去 RC部（柱・梁型）：AEP（※）　撤去 間仕切部（廊下側）：ベニヤ目透シ張 t=5.5　撤去(下地共)	LGS MO	GB−R t=9.0 + 吸音板 t=9.0　撤去(下地共) 梁型：モルタル塗 + AEP（※）　撤去	3,000	−	撤去：児童用ロッカー / 教師用ロッカー / 掃除具入 / 掲示板 / カーテンボックス 新設：児童用ロッカー / 教師用ロッカー / 掃除具入 / 掲示板 / カーテンレール / カーテンボックス 改修：曲面黒板
	普通教室 8〜10通り	-6	RC	下地調整 + ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ t=2.0　新設	木製巾木 + CL (新設)	90	MO MO MO LGS100 LGS100	RC部（外壁・柱）：(腰壁) 木胴縁 + 杉板 t=12.0 + CL　新設 RC部（外壁・柱・梁）：(壁)　下地調整 + EP-G　新設 RC部（教室間）：(腰壁) 木胴縁 + 杉板 t=12.0 + CL　新設 間仕切部（廊下側）：(腰壁) GB-F t=12.5 + FK t=6.0 + 杉板 t=12.0 + CL　新設(下地共) 間仕切部（廊下側）：(壁)　GB-F t=12.5 + FK t=6.0 + EP-G　新設(下地共)	LGS MO	GB−D t=9.5　新設(下地共) 梁型：下地調整 + EP-G　新設	3,000	○	
3階	普通教室 2〜4通り	+21	MO	ｸｯｼｮﾝｼｰﾄ張 t=2.0 + 構造用合板 t=12.0 + 集成ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞ t=15.0　撤去	木製巾木 + OP (撤去)	90	MO MO MO 木	RC部（外壁側）　：AEP（※）　撤去 RC部（教室間）　：木胴縁 + ベニヤ目透シ張 t=5.5　撤去 RC部（柱・梁型）：AEP（※）　撤去 間仕切部（廊下側）：ベニヤ目透シ張 t=5.5　撤去(下地共)	LGS MO	GB−R t=9.0 + 吸音板 t=9.0　撤去(下地共) 梁型：モルタル塗 + AEP（※）　撤去	3,000	−	撤去：児童用ロッカー / 教師用ロッカー / 掃除具入 / 掲示板 / カーテンボックス 新設：児童用ロッカー / 教師用ロッカー / 掃除具入 / 掲示板 / カーテンレール / カーテンボックス 改修：曲面黒板
	普通教室 2〜4通り	-6	RC	下地調整 + ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ t=2.0　新設	木製巾木 + CL (新設)	90	MO MO MO LGS100 LGS100	RC部（外壁・柱）：(腰壁) 木胴縁 + 杉板 t=12.0 + CL　新設 RC部（外壁・柱・梁）：(壁)　下地調整 + EP-G　新設 RC部（教室間）：(腰壁) 木胴縁 + 杉板 t=12.0 + CL　新設 間仕切部（廊下側）：(腰壁) GB-F t=12.5 + FK t=6.0 + 杉板 t=12.0 + CL　新設(下地共) 間仕切部（廊下側）：(壁)　GB-F t=12.5 + FK t=6.0 + EP-G　新設(下地共)	LGS MO	GB−D t=9.5　新設(下地共) 梁型：下地調整 + EP-G　新設	3,000	○	
	普通教室 4〜6通り	+21	MO	ｸｯｼｮﾝｼｰﾄ張 t=2.0 + 構造用合板 t=12.0 + 集成ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞ t=12.0　撤去(下地共)	木製巾木 + OP (撤去)	90	MO MO MO 木	RC部（外壁側）　：AEP（※）　撤去 RC部（教室間）　：木胴縁 + ベニヤ目透シ張 t=5.5　撤去 RC部（柱・梁型）：AEP（※）　撤去 間仕切部（廊下側）：ベニヤ目透シ張 t=5.5　撤去(下地共)	LGS MO	GB−R t=9.0 + 吸音板 t=9.0　撤去(下地共) 梁型：モルタル塗 + AEP（※）　撤去	3,000	−	撤去：児童用ロッカー / 教師用ロッカー / 掃除具入 / 掲示板 / カーテンボックス 新設：児童用ロッカー / 教師用ロッカー / 掃除具入 / 掲示板 / カーテンレール / カーテンボックス 改修：曲面黒板
	普通教室 4〜6通り	-6	RC	下地調整 + ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ t=2.0　新設	木製巾木 + CL (新設)	90	MO MO MO LGS100 LGS100	RC部（外壁・柱）：(腰壁) 木胴縁 + 杉板 t=12.0 + CL　新設 RC部（外壁・柱・梁）：(壁)　下地調整 + EP-G　新設 RC部（教室間）：(腰壁) 木胴縁 + 杉板 t=12.0 + CL　新設 間仕切部（廊下側）：(腰壁) GB-F t=12.5 + FK t=6.0 + 杉板 t=12.0 + CL　新設(下地共) 間仕切部（廊下側）：(壁)　GB-F t=12.5 + FK t=6.0 + EP-G　新設(下地共)	LGS MO	GB−D t=9.5　新設(下地共) 梁型：下地調整 + EP-G　新設	3,000	○	

注1）床下地調整はポリマーセメントペーストとする。
注2）最上階の天井仕上げ材撤去後ただちに床版、階段上裏を打診確認し、改修の必要性について監督員と協議すること。
注3）階段上裏について打診確認し、改修の必要性について監督員と協議すること。
注4）廊下−教室間間仕切り壁は、天井ｽﾗﾌﾞまでC-100×50×20×2.3@455の上、GB-F t=12.5 + FK t=6.0とする。
※防滑性ビニル床シート：フラットタイプ（粒子入り）　※3階天井裏には、ｸﾞﾗｽｳｰﾙ（24kg/m3）を充填すること。

凡例

ＲＣ　：鉄筋コンクリート造	ＧＢ−Ｄ：化粧せっこうボード
ＬＧＳ　：軽量鉄骨下地	ＦＫ　：けい酸カルシウム板
ＣＢ　：コンクリートブロック（有筋）	化粧ＦＫ：化粧けい酸カルシウム板
ＧＢ−Ｒ：せっこうボード	ＥＰ−Ｇ：つや有合成樹脂エマルションペイント塗り（Ｂ種）
ＧＢ−Ｓ：シージングせっこうボード	ＥＰ　：合成樹脂エマルションペイント塗り
ＧＢ−Ｆ：強化せっこうボード	ＡＥＰ　：アクリル系合成樹脂エマルションペイント塗り

（※）アスベスト含有材を示す。

ゲンプラン設計株式会社
一級建築士事務所鹿児島県知事第１−３０−８７号
管理建築士　東野幸史良　一級建築士登録第３２６６３１号

松元小学校校舎１号棟長寿命化改良本体工事
外部仕上表・内部仕上表（１）　A3 NO. SCALE
鹿児島市建設局建築部建築課
A-13

■　内部仕上表（上段：改修前、下段：改修後）

階	室名	床高 (基準FLｺﾝｸﾘ)	床 下地	床 仕上		巾木 仕上	巾木 H	壁 下地	壁 仕上		天井 下地	天井 仕上		天井高	廻縁	造作・備考
	普通教室 6～8通り	+21	MO	ｸｯｼｮﾝｼｰﾄ張 t=2.0 + 構造用合板 t=12.0 + 集成ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞ t=12.0	撤去(下地共)	木製巾木 + OP (撤去)	90	MO MO MO 木	RC部（外壁側）　：AEP（※） RC部（教室間）　：木胴縁 + ベニヤ目透シ張 t=5.5 RC部（柱・梁型）　：AEP（※） 間仕切部（廊下側）：ベニヤ目透シ張 t=5.5	撤去 撤去 撤去 撤去(下地共)	LGS MO	GB－R t=9.0 + 吸音板 t=9.0 梁型：モルタル塗 + AEP（※）	撤去(下地共) 撤去	3,000	－	撤去：児童用ロッカー / 教師用ロッカー / 掃除具入 / 掲示板 / カーテンボックス 新設：児童用ロッカー / 教師用ロッカー / 掃除具入 / 掲示板 / カーテンレール / カーテンボックス 改修：曲面黒板
	普通教室 6～8通り	-6	RC	下地調整 + ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ t=2.0	新設	木製巾木 + CL (新設)	90	MO MO MO LGS100 LGS100	RC部（外壁・柱）　：(腰壁) 木胴縁 + 杉板 t=12.0 + CL RC部（外壁･柱･梁）：(壁)　下地調整 + EP-G RC部（教室間）　：(腰壁) 木胴縁 + 杉板 t=12.0 + CL 間仕切部（廊下側）：(腰壁) GB-F t=12.5 + FK t=6.0 + 杉板 t=12.0 + CL 間仕切部（廊下側）：(壁)　GB-F t=12.5 + FK t=6.0 + EP-G	新設 新設 新設 新設(下地共) 新設(下地共)	LGS MO	GB－D t=9.5 梁型：下地調整 + EP-G	新設(下地共) 新設	3,000	○	
	普通教室 8～10通り	+21	MO	ｸｯｼｮﾝｼｰﾄ張 t=2.0 + 構造用合板 t=12.0 + 集成ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞ t=12.0	撤去(下地共)	木製巾木 + OP (撤去)	90	MO MO MO 木	RC部（外壁側）　：AEP（※） RC部（教室間）　：木胴縁 + ベニヤ目透シ張 t=5.5 RC部（柱・梁型）　：AEP（※） 間仕切部（廊下側）：ベニヤ目透シ張 t=5.5	撤去 撤去 撤去 撤去(下地共)	LGS MO	GB－R t=9.0 + 吸音板 t=9.0 梁型：モルタル塗 + AEP（※）	撤去(下地共) 撤去	3,000	－	撤去：児童用ロッカー / 教師用ロッカー / 掃除具入 / 掲示板 / カーテンボックス 新設：児童用ロッカー / 教師用ロッカー / 掃除具入 / 掲示板 / カーテンレール / カーテンボックス 改修：曲面黒板
	普通教室 8～10通り	-6	RC	下地調整 + ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ t=2.0	新設	木製巾木 + CL (新設)	90	MO MO MO LGS100 LGS100	RC部（外壁・柱）　：(腰壁) 木胴縁 + 杉板 t=12.0 + CL RC部（外壁･柱･梁）：(壁)　下地調整 + EP-G RC部（教室間）　：(腰壁) 木胴縁 + 杉板 t=12.0 + CL 間仕切部（廊下側）：(腰壁) GB-F t=12.5 + FK t=6.0 + 杉板 t=12.0 + CL 間仕切部（廊下側）：(壁)　GB-F t=12.5 + FK t=6.0 + EP-G	新設 新設 新設 新設(下地共) 新設(下地共)	LGS MO	GB－D t=9.5 梁型：下地調整 + EP-G	新設(下地共) 新設	3,000	○	
共通	階段	－	MO MO MO	踏面：ﾋﾞﾆﾙ床シート 蹴上：人造石研出 段鼻：段鼻タイル（ﾉﾝｽﾘｯﾌﾟ）	撤去 既設のまま 撤去	ﾓﾙﾀﾙ + VP (既設のまま)	90	MO	RC部　：AEP（※）	撤去	MO	リシン吹付	既設のまま	－	－	撤去：掲示板 / 人研ぎ流し 既設のまま：手摺 新設：掲示板 / ステンレス流し
	階段	－	MO	下地調整 + 防滑性ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ(粒子入) t=2.0	新設	下地調整 + EP-G (塗替)	90	MO	下地調整 + EP-G	新設	MO	下地調整 + EP-G	塗替	－	－	
	階段ホール	-8	MO	ﾋﾞﾆﾙ床シート（※）	撤去	ﾓﾙﾀﾙ + VP (既設のまま)	90	MO	AEP（※）	撤去	LGS MO	GB－R t=9.0 + 吸音板 t=9.0 下がり壁：リシン吹付	撤去(下地共) 既設のまま	2,700	－	撤去：掲示板 新設：掲示板 / ﾀﾗｯﾌﾟｶﾞｰﾄﾞ
	階段ホール	-6	MO	下地調整 + ｱﾝﾀﾞｰﾚｲｼｰﾄ(1階ﾉﾐ) + 防滑性ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ(粒子入) t=2.0	新設	下地調整 + EP-G (塗替)	90	MO	下地調整 + EP-G	新設	LGS MO	GB－D t=9.5 下がり壁：下地調整 + EP-G	新設(下地共) 塗替	2,700	－	
	廊下	-8	MO MO	人造石研出 モザイクタイル 47角	既設のまま 既設のまま	ﾓﾙﾀﾙ + VP (既設のまま) 木製巾木 (撤去)	90	MO 木	RC部（外壁側）　：AEP（※） 間仕切部（教室側）：ベニヤ目透シ張 t=5.5	撤去 撤去(下地共)	LGS	GB－R t=9.0 + 吸音板 t=9.0	撤去(下地共)	2,700	－	撤去：掲示板 / 汚水・手洗流し 新設：掲示板 / ｽﾃﾝﾚｽ流し 改修：廊下棚
	廊下	-6	MO	下地調整 + 防滑性ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ(粒子入) t=2.0	新設	下地調整 + EP-G (塗替) 木･ﾋﾞﾆﾙ製巾木 (新設)	90 90	MO LGS100	RC部（外壁側）　：既設下地調整 + EP-G 間仕切部（教室側）：GB-F t=12.5 + FK t=6.0 + EP-G	新設 新設(下地共)	LGS	GB－D t=9.5	新設(下地共)	2,700	○	

注1）床下地調整はポリマーセメントペーストとする。
注2）最上階の天井仕上げ材撤去後ただちに床版、階段上裏を打診確認し、改修の必要性について監督員と協議すること。
注3）階段上裏について打診確認し、改修の必要性について監督員と協議すること。
注4）廊下-教室間間仕切り壁は、天井ｽﾗﾌﾞまでC-100×50×20×2.3@455の上、GB-F t=12.5 + FK t=6.0とする。
※防滑性ビニル床シート：フラットタイプ（粒子入り）　※3階天井裏には、ｸﾞﾗｽｳｰﾙ（24kg/m3）を充填すること。

凡例

RC　：鉄筋コンクリート造	GB－D：化粧せっこうボード
LGS　：軽量鉄骨下地	FK　：けい酸カルシウム板
CB　：コンクリートブロック（有筋）	化粧FK：化粧けい酸カルシウム板
GB－R：せっこうボード	EP－G：つや有合成樹脂エマルションペイント塗り（B種）
GB－S：シージングせっこうボード	EP　：合成樹脂エマルションペイント塗り
GB－F：強化せっこうボード	AEP　：アクリル系合成樹脂エマルションペイント塗り

（※）アスベスト含有材を示す。

ゲンプラン設計株式会社
一級建築士事務所鹿児島県知事第１－３０－８７号
管理建築士　東野幸史良　一級建築士登録第３２６６３１号

松元小学校校舎１号棟長寿命化改良本体工事
内部仕上表（２）　A3 NO. SCALE　A-14
鹿児島市建設局建築部建築課

1階平面図（改修前）

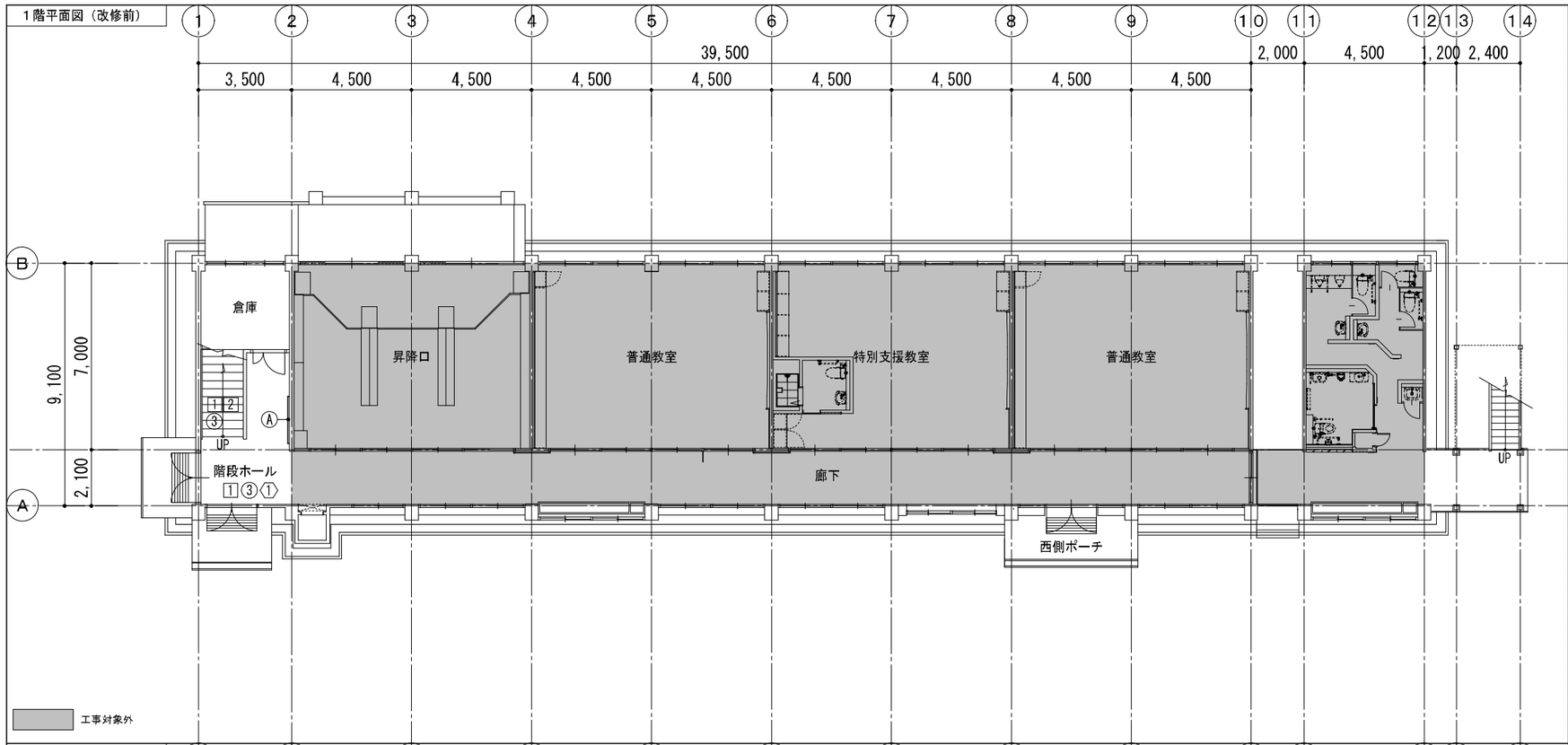

番号	部分名称	番号	部分名称
	■ 撤去		
1	床:ﾋﾞﾆﾙ床シート		
2	床:段鼻タイル（ﾉﾝｽﾘｯﾌﾟ）		
3	床:ﾓｻﾞｲｸﾊﾟｰｹｯﾄ貼 + ﾌﾛｱｵｲﾙ塗		
4	床:フローリング		
①	壁(廊下・教室間): ベニヤ目透シ張 t=5.5（木下地共）		
②	壁(教室間): ベニヤ目透シ張 t=5.5（木胴縁共）		
③	壁:AEP塗装		
④	壁:陶器質タイル 100角		
⑤	壁:型板ガラス t=4.0（アルミ枠）		
①	天井：GB−R t=9.0 + 吸音板 t=9.0 （下地共）		
②	天井：AEP塗装		
Ⓐ	掲示板　1,850×900		
Ⓑ	掲示板　1,450×900		
Ⓒ	人研ぎ流し　L=4,000		
Ⓓ	教師用ロッカー		
Ⓔ	掲示板　1,600×1,250		
Ⓕ	掲示板		
Ⓖ	掃除具入		
Ⓗ	生徒用ロッカー		
Ⓘ	畳（木枠共）		
Ⓙ	掲示板　1,850×960		
Ⓚ	木製学校間仕切(木建具共)		
Ⓛ	人研ぎ流し　L型　2,550×1,070		
Ⓜ	人研ぎ流し　L型　2,550×2,730		
Ⓝ	掲示板　1,800×900		

1階平面図（改修後）

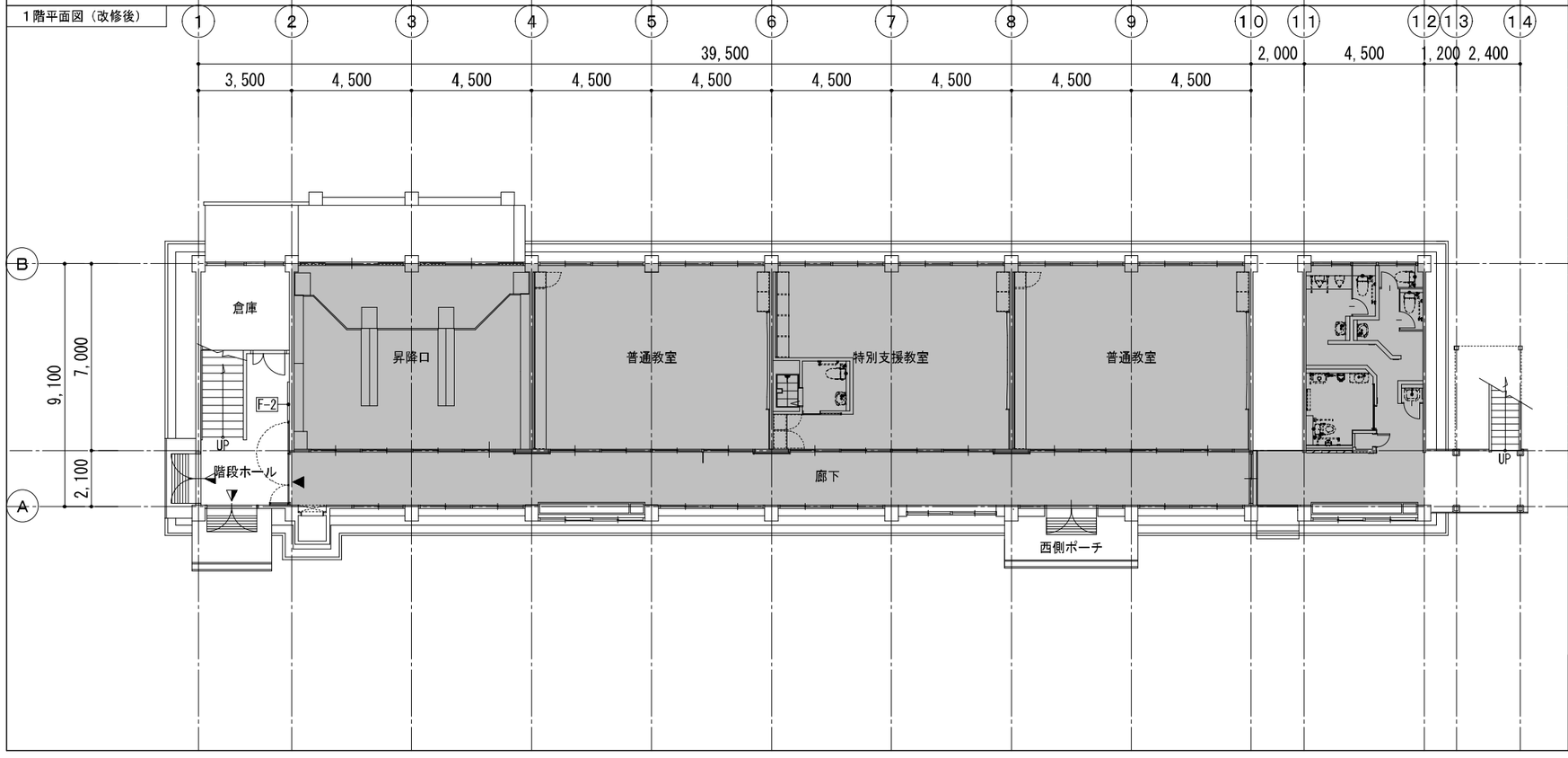

番号	部分名称	番号	部分名称
	■ 新設		
E-1	ステンレス流し（廊下）		
E-2	ステンレス流し（２階 階段ホール）		
E-3	ステンレス流し（３階 階段ホール）		
F-1	曲面黒板（張替え）		
F-2	掲示板		
G-1	木製額縁下枠新設		
G-2	教室フック取付用窓下枠		
G-3	廊下フック取付用窓下枠		
H-1	室名札・ピクトサイン		
I-1	生徒用ロッカー		
I-2	掃除具入		
I-3	教師用ロッカー		

符号	名称	備考
▲	避難誘導標識（避難口用　防火戸用）	塩ビ製 t=5.0
▲	避難誘導標識（避難口用　サッシ中桟用）	塩ビ製 t=5.0
△	避難誘導標識 FL+1,000以下（避難通路用　受付）	塩ビ製 t=5.0
消	消火器ボックス設置位置	消火器表示ｼｰﾙ(102×240)

※ 誘導標識の設置場所は消防と協議のうえ、決定すること。

ゲンプラン設計株式会社
一級建築士事務所鹿児島県知事第１−３０−８７号
管理建築士　東野幸史長　一級建築士登録第３２６６３１号

松元小学校校舎１号棟長寿命化改良本体工事

１階 平面図

A3 1/200

鹿児島市建設局建築部建築課

A-15

２階平面図（改修前）

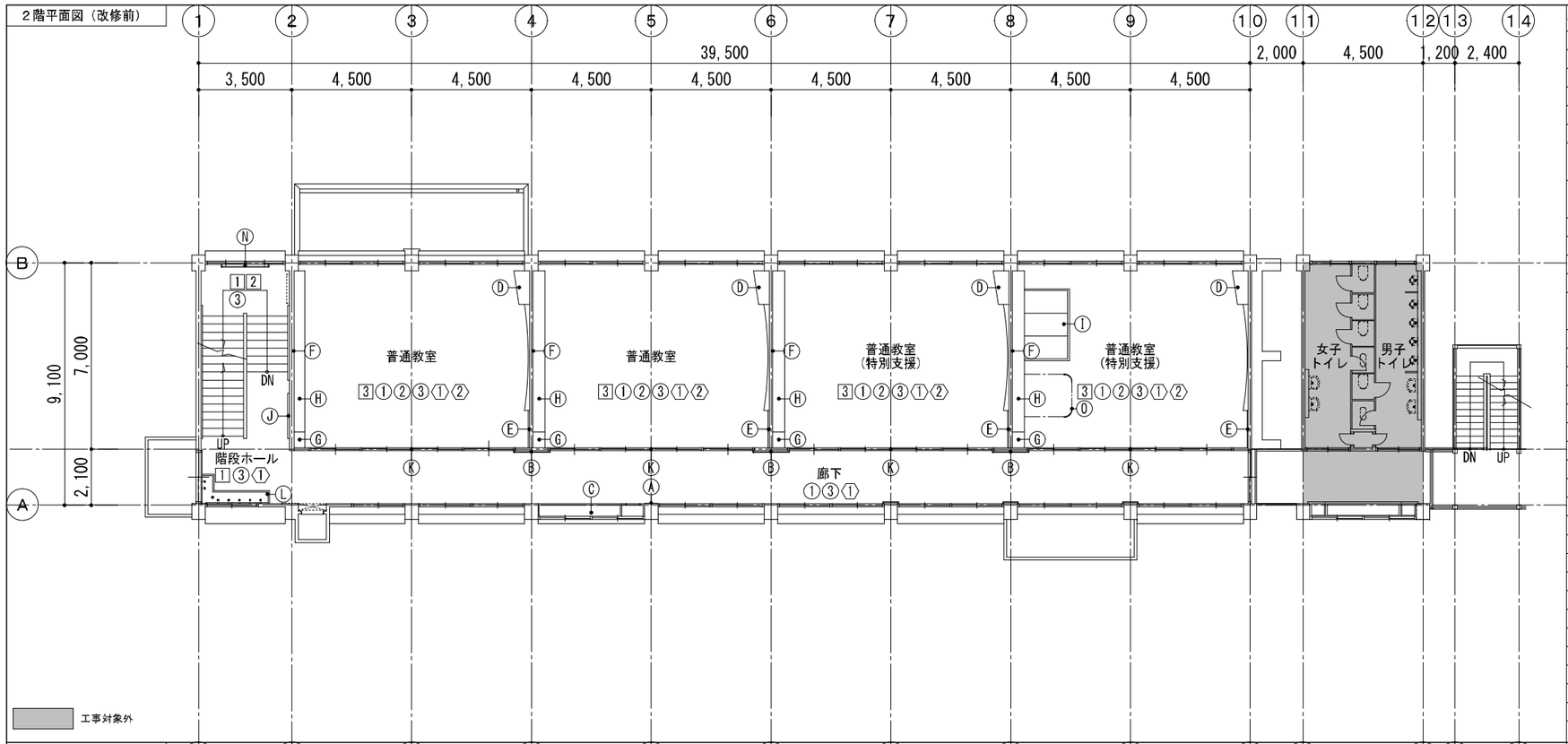

番号	部分名称	番号	部分名称
	■ 撤去		
1	床:ﾋﾞﾆﾙ床シート		
2	床:段鼻タイル（ﾉﾝｽﾘｯﾌﾟ）		
3	床:ﾓｻﾞｲｸﾊﾟｰｹｯﾄ貼 + ﾌﾛｱｵｲﾙ塗		
4	床:フローリング		
①	壁(廊下・教室間): ベニヤ目透シ張 t=5.5（木下地共）		
②	壁(教室間): ベニヤ目透シ張 t=5.5（木胴縁共）		
③	壁:AEP塗装		
④	壁:陶器質タイル 100角		
⑤	壁:型板ガラス t=4.0（アルミ枠）		
①	天井：GB−R t=9.0 + 吸音板 t=9.0 （下地共）		
②	天井：AEP塗装		
Ⓐ	掲示板　2,700×900		
Ⓑ	掲示板　1,450×900		
Ⓒ	人研ぎ流し　L=4,000		
Ⓓ	教師用ロッカー		
Ⓔ	掲示板　1,600×1,250		
Ⓕ	掲示板		
Ⓖ	掃除具入		
Ⓗ	生徒用ロッカー		
Ⓘ	畳（木枠共）		
Ⓙ	掲示板　1,850×960		
Ⓚ	木製学校間仕切(木建具共)		
Ⓛ	人研ぎ流し　L型　2,550×1,070		
Ⓜ	人研ぎ流し　L型　2,550×2,730		
Ⓝ	掲示板　1,800×900		
Ⓞ	カーテンレール		

２階平面図（改修後）

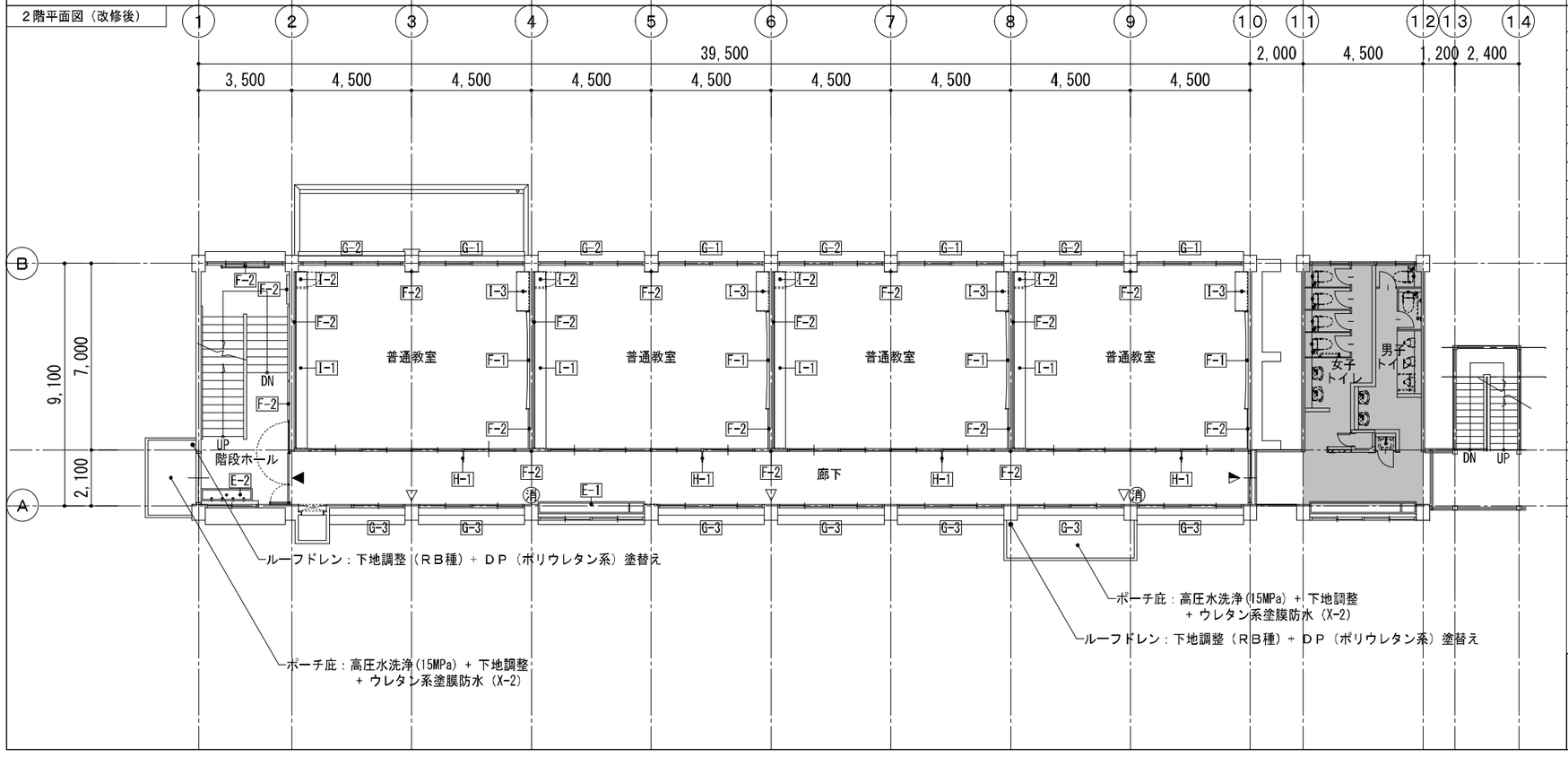

番号	部分名称	番号	部分名称
	■ 新設		
E-1	ステンレス流し（廊下）		
E-2	ステンレス流し（２階 階段ホール）		
E-3	ステンレス流し（３階 階段ホール）		
F-1	曲面黒板（張替え）		
F-2	掲示板		
G-1	木製額縁下枠新設		
G-2	教室フック取付用窓下枠		
G-3	廊下フック取付用窓下枠		
H-1	室名札・ピクトサイン		
I-1	生徒用ロッカー		
I-2	掃除具入		
I-3	教師用ロッカー		

符号	名称	備考
▲	避難誘導標識（避難口用　防火戸用）	塩ビ製 t=5.0
▲	避難誘導標識（避難口用　サッシ中桟用）	塩ビ製 t=5.0
△	避難誘導標識 FL+1,000以下（避難通路用　受付）	塩ビ製 t=5.0
消	消火器ボックス設置位置	消火器表示ｼｰﾙ(102×240)

※ 誘導標識の設置場所は消防と協議のうえ、決定すること。

ゲンプラン設計株式会社
一級建築士事務所鹿児島県知事第１−３０−８７号
管理建築士　東野幸史郎　一級建築士登録第３２６６３１号

松元小学校校舎１号棟長寿命化改良本体工事

２階 平面図　A3 1/200

鹿児島市建設局建築部建築課

A-16

3階平面図（改修前）

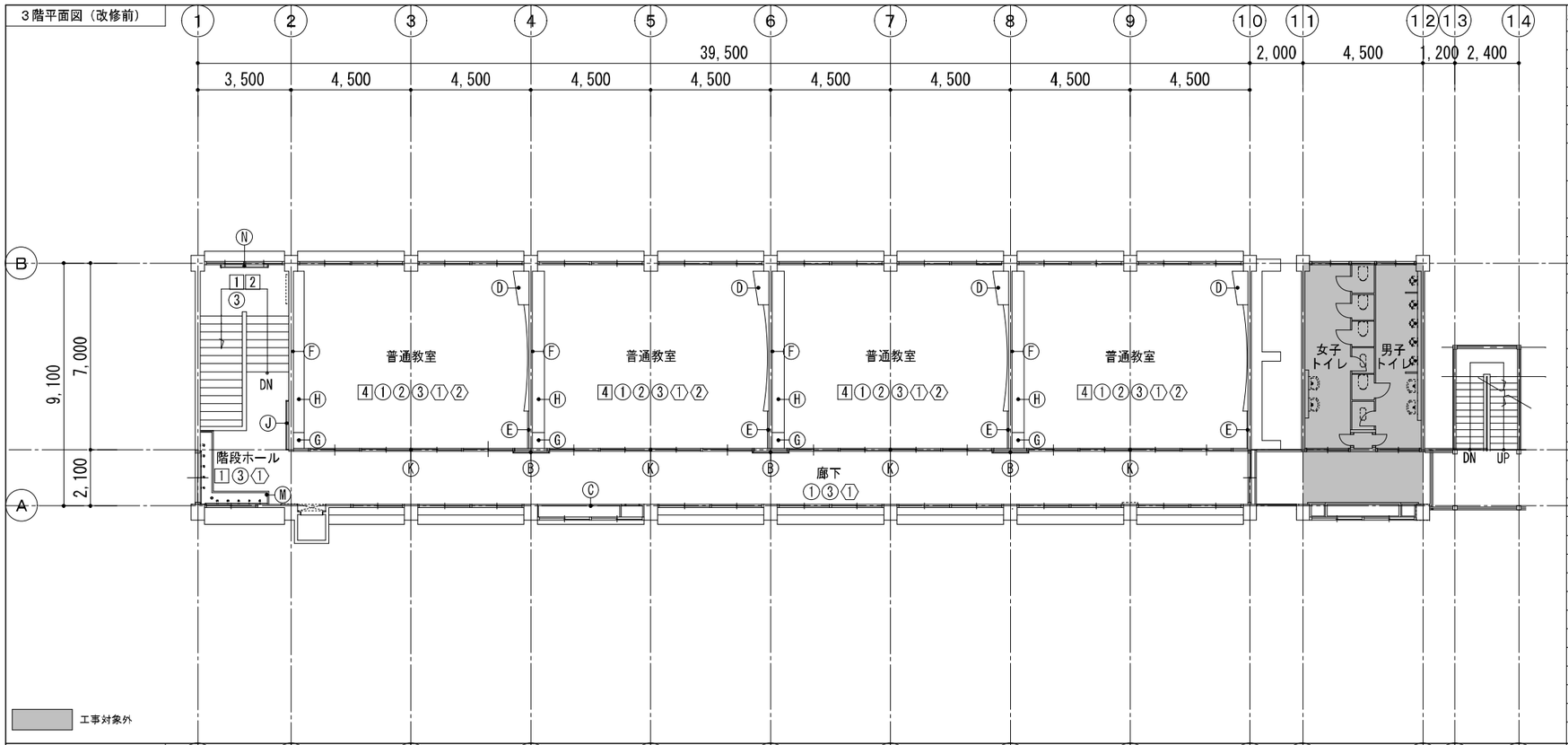

番号	部分名称	番号	部分名称
	■ 撤去		
1	床:ﾋﾞﾆﾙ床シート		
2	床:段鼻タイル（ﾉﾝｽﾘｯﾌﾟ）		
3	床:ﾓｻﾞｲｸﾊﾟｰｹｯﾄ貼 + ﾌﾛｱｵｲﾙ塗		
4	床:フローリング		
①	壁(廊下・教室間): ベニヤ目透シ張 t=5.5（木下地共）		
②	壁(教室間): ベニヤ目透シ張 t=5.5（木胴縁共）		
③	壁:AEP塗装		
④	壁:陶器質タイル 100角		
⑤	壁:型板ガラス t=4.0（アルミ枠）		
①	天井：GB−R t=9.0 + 吸音板 t=9.0 （下地共）		
②	天井：AEP塗装		
Ⓐ	掲示板 2,700×900		
Ⓑ	掲示板 1,450×900		
Ⓒ	人研ぎ流し L=4,000		
Ⓓ	教師用ロッカー		
Ⓔ	掲示板 1,600×1,250		
Ⓕ	掲示板		
Ⓖ	掃除具入		
Ⓗ	生徒用ロッカー		
Ⓘ	畳（木枠共）		
Ⓙ	掲示板 1,850×960		
Ⓚ	木製学校間仕切(木建具共)		
Ⓛ	人研ぎ流し L型 2,550×1,070		
Ⓜ	人研ぎ流し L型 2,550×2,730		
Ⓝ	掲示板 1,800×900		

3階平面図（改修後）

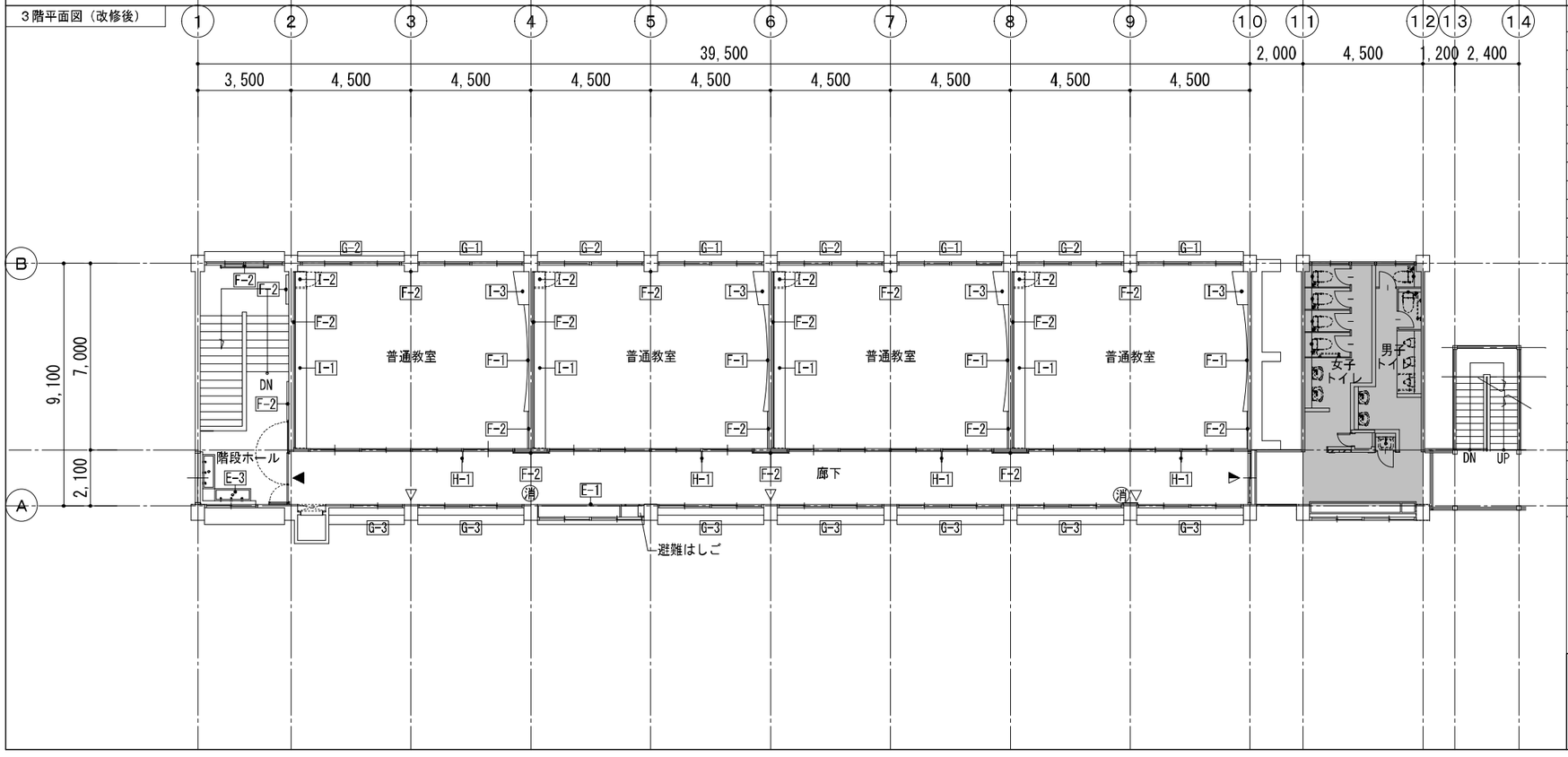

番号	部分名称	番号	部分名称
	■ 新設		
E-1	ステンレス流し（廊下）		
E-2	ステンレス流し（２階 階段ホール）		
E-3	ステンレス流し（３階 階段ホール）		
F-1	曲面黒板（張替え）		
F-2	掲示板		
G-1	木製額縁下枠新設		
G-2	教室フック取付用窓下枠		
G-3	廊下フック取付用窓下枠		
H-1	室名札・ピクトサイン		
I-1	生徒用ロッカー		
I-2	掃除具入		
I-3	教師用ロッカー		

符号	名称	備考
▲	避難誘導標識（避難口用 防火戸用）	塩ビ製 t=5.0
◮	避難誘導標識（避難口用 サッシ中桟用）	塩ビ製 t=5.0
△	避難誘導標識 FL+1,000以下（避難通路用 受付）	塩ビ製 t=5.0
消	消火器ボックス設置位置	消火器表示ｼｰﾙ(102×240)

※ 誘導標識の設置場所は消防と協議のうえ、決定すること。

ゲンプラン設計株式会社
一級建築士事務所鹿児島県知事第１−３０−８７号
管理建築士 東野幸史長 一級建築士登録第３２６６３１号

松元小学校校舎１号棟長寿命化改良本体工事

３階 平面図

A3 1/200

鹿児島市建設局建築部建築課

A-17

屋根伏図（改修前）

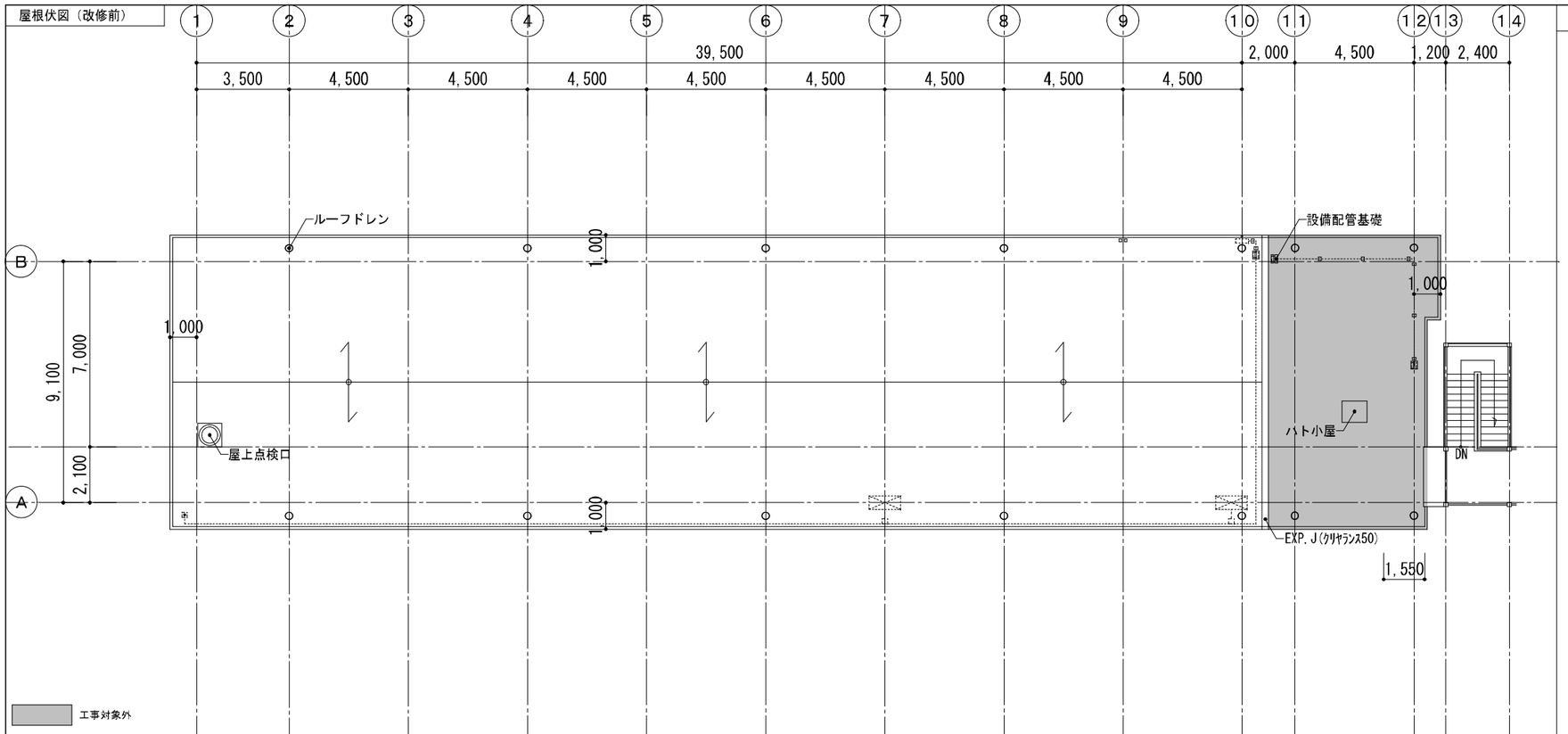

屋根伏図（改修後）

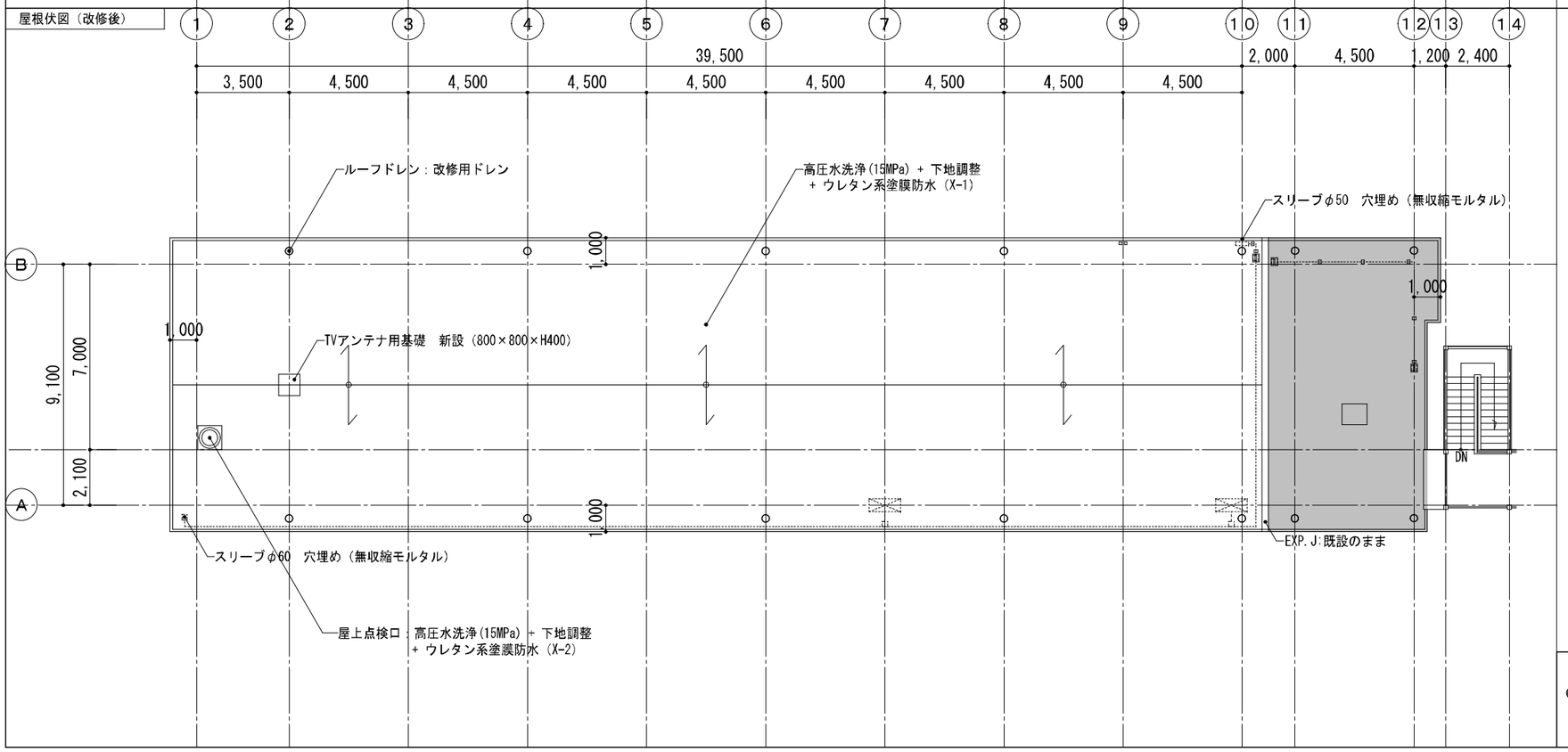

屋上防水改修工事 概要

□ 屋上防水改修

・平場部(RC部)：

高圧水洗浄(15MPa)、下地調整(ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄﾓﾙﾀﾙ)の上、ウレタン系塗膜防水(X-1)

・立上り部：

高圧水洗浄(15MPa)、下地調整(ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄﾓﾙﾀﾙ)の上、ウレタン系塗膜防水(X-2)

・脱気装置：

主材料製造所の仕様に基づき適切に設けること。

・その他：

設備配管基礎：一時移動・再設置（６箇所）

塗膜防水の端部納まり及び重ね幅 Wについては、主材料製造所の仕様とすること。

TVアンテナ基礎 800×800×H400　新設

□ ドレン改修

・R階ルーフドレン：改修用ドレン（１０箇所）

□ 特記事項

※外部配管などについて、塗膜が劣化している場合は監督員に報告すること。

なお、電線類は養生し塗装しない。

※施工年月日,施工会社,連絡先,工法を記入したプレートを設置すること。(A4版程度)

※竪樋：既存下地調整の上DP(ﾎﾟﾘｳﾚﾀﾝ)塗替え（掴み金物：既存のまま）

ゲンプラン設計株式会社 一級建築士事務所鹿児島県知事第１－３０－８７号 管理建築士　東野幸史長　一級建築士登録第３２６６３１号	松元小学校校舎１号棟長寿命化改良本体工事		
	屋根伏図	A3 1/200	A-18
	鹿児島市建設局建築部建築課		

南・東側立面図（改修前）

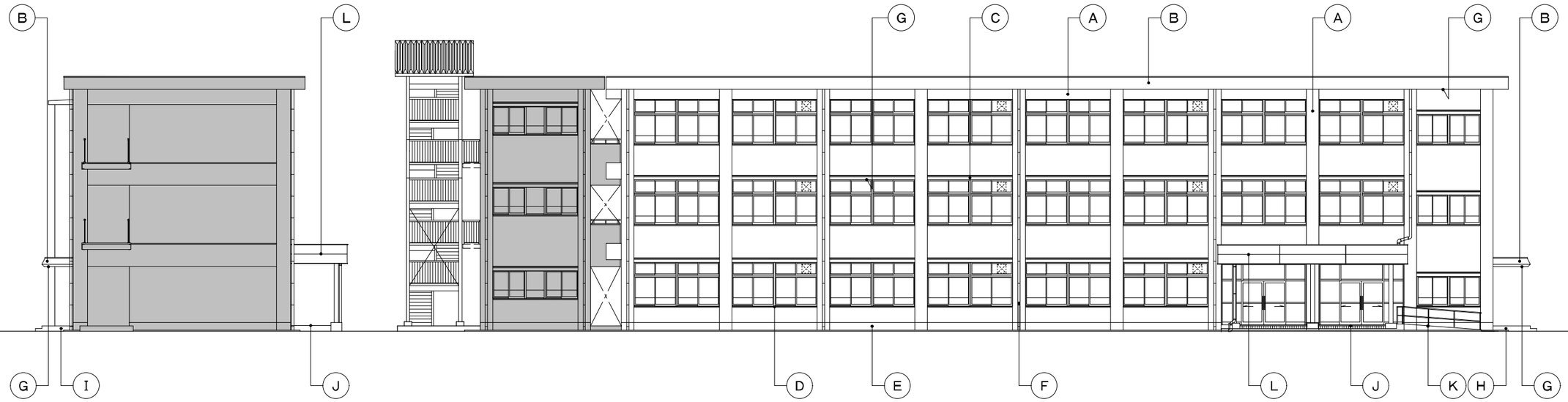

南側立面図　　東側立面図

■凡例

部位	改修前		部位	改修前		部位	改修前	
外壁･柱･梁	Ⓐ	アクリルリシン吹付	外部巾木	Ⓔ	樹脂モルタル薄塗	西側ポーチ	Ⓘ	磁器質タイル　100角（段鼻タイル）
パラペット立上 ポーチ庇	Ⓑ	吹付タイル（ヘッドカット）	樋	Ⓕ	ＶＰφ100	昇降口ポーチ	Ⓙ	磁器質タイル 100角
庇	Ⓒ	吹付タイル（ゆず肌）	上裏	Ⓖ	アクリルリシン吹付	昇降口スロープ	Ⓚ	コンクリート刷毛引キ仕上
面台	Ⓓ	弾性吹付タイル（ゆず肌）	北側ポーチ 階段ホールポーチ	Ⓗ	磁器質タイル　100角（段鼻タイル）	昇降口 庇	Ⓛ	防火ｻｲﾃﾞｨﾝｸﾞ t=14 + 複層塗材E

南・東側立面図（改修後）

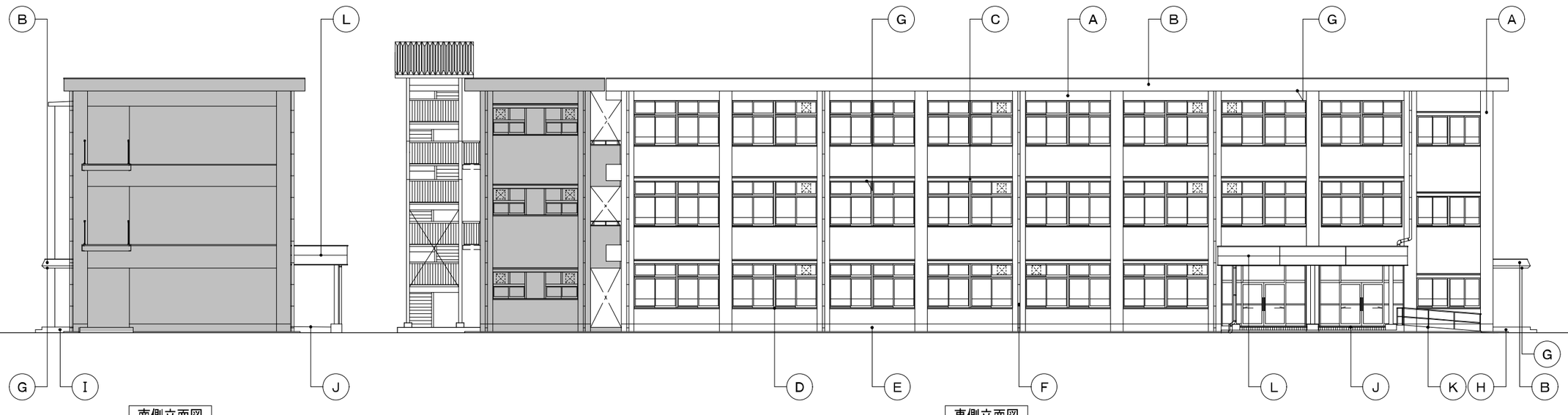

南側立面図　　東側立面図

■凡例

部位	改修後		部位	改修後		部位	改修後	
外壁･柱･梁 上裏	Ⓐ	高圧洗浄 + ｼﾘｺﾝ系可とう形改修塗材Ｅ ﾛｰﾗｰ	外部巾木	Ⓔ	ＤＰ塗（Ｃ－２種）	西側ポーチ	Ⓘ	磁器質タイル 100角（段鼻タイル）撤去 + 下地調整 + 磁器質タイル 100角 新設
パラペット立上 ポーチ庇	Ⓑ	高圧洗浄 + ｼﾘｺﾝ系可とう形改修塗材Ｅ ﾛｰﾗｰ	樋	Ⓕ	竪樋：既存下地調整 + ＤＰ(ﾎﾟﾘｳﾚﾀﾝ)塗替え つかみ金物：既存のまま	昇降口ポーチ	Ⓙ	既設のまま
庇	Ⓒ	高圧洗浄 + ｼﾘｺﾝ系可とう形改修塗材Ｅ ﾛｰﾗｰ	上裏	Ⓖ	高圧洗浄 + アクリル系軒天用仕上塗材	昇降口スロープ	Ⓚ	既設のまま
面台	Ⓓ	高圧洗浄 + ｼﾘｺﾝ系可とう形改修塗材Ｅ ﾛｰﾗｰ	北側ポーチ 階段ホールポーチ	Ⓗ	磁器質タイル 100角 撤去 + 下地調整 + 磁器質タイル 100角 新設	昇降口 庇	Ⓛ	既設のまま

ゲンプラン設計株式会社
一級建築士事務所鹿児島県知事第１－３０－８７号
管理建築士　東野幸史長　一級建築士登録第３２６６３１号

松元小学校校舎１号棟長寿命化改良本体工事		
立面図（１）	A3 1/200	A-19
鹿児島市建設局建築部建築課		

北・西側立面図（改修前）

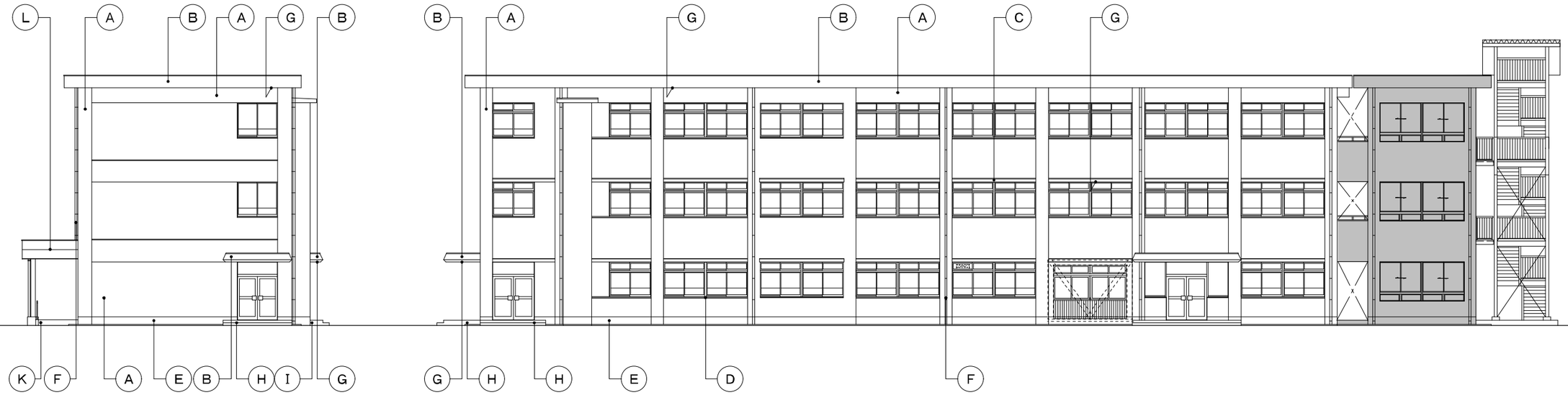

北側立面図　　西側立面図

■凡例

部位	改修前		部位	改修前		部位	改修前	
外壁･柱･梁	Ⓐ	アクリルリシン吹付	外部巾木	Ⓔ	樹脂モルタル薄塗	西側ポーチ	Ⓘ	磁器質タイル　100角（段鼻タイル）
パラペット立上 ポーチ庇	Ⓑ	吹付タイル（ヘッドカット）	樋	Ⓕ	ＶＰφ100	昇降口ポーチ	Ⓙ	磁器質タイル 100角
庇	Ⓒ	吹付タイル（ゆず肌）	上裏	Ⓖ	アクリルリシン吹付	昇降口スロープ	Ⓚ	コンクリート刷毛引キ仕上
面台	Ⓓ	弾性吹付タイル（ゆず肌）	北側ポーチ 階段ホールポーチ	Ⓗ	磁器質タイル　100角（段鼻タイル）	昇降口 庇	Ⓛ	防火ｻｲﾃﾞｨﾝｸﾞ t=14 + 複層塗材E

北・西側立面図（改修後）

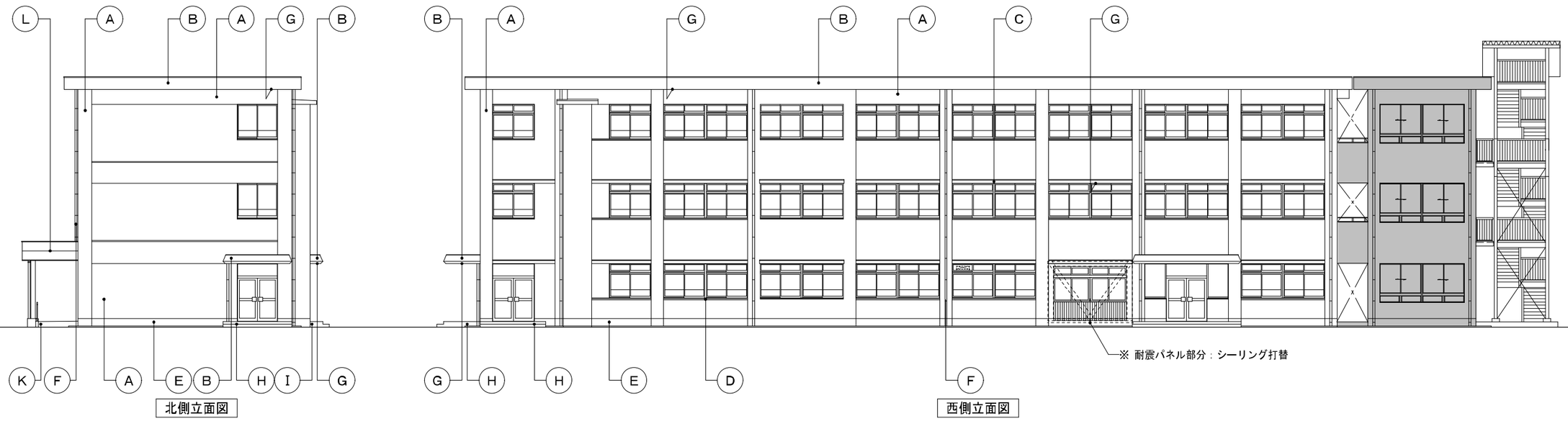

北側立面図　　西側立面図

■凡例

部位	改修後		部位	改修後		部位	改修後	
外壁･柱･梁 上裏	Ⓐ	高圧洗浄 + ｼﾘｺﾝ系可とう形改修塗材Ｅ ﾛｰﾗｰ	外部巾木	Ⓔ	ＤＰ塗（Ｃ－２種）	西側ポーチ	Ⓘ	磁器質タイル 100角（段鼻タイル）撤去 + 下地調整 + 磁器質タイル 100角 新設
パラペット立上 ポーチ庇	Ⓑ	高圧洗浄 + ｼﾘｺﾝ系可とう形改修塗材Ｅ ﾛｰﾗｰ	樋	Ⓕ	竪樋：既存下地調整 + ＤＰ(ﾎﾟﾘｳﾚﾀﾝ)塗替え つかみ金物：既存のまま	昇降口ポーチ	Ⓙ	既設のまま
庇	Ⓒ	高圧洗浄 + ｼﾘｺﾝ系可とう形改修塗材Ｅ ﾛｰﾗｰ	上裏	Ⓖ	高圧洗浄 + アクリル系軒天用仕上塗材	昇降口スロープ	Ⓚ	既設のまま
面台	Ⓓ	高圧洗浄 + ｼﾘｺﾝ系可とう形改修塗材Ｅ ﾛｰﾗｰ	北側ポーチ 階段ホールポーチ	Ⓗ	磁器質タイル 100角 撤去 + 下地調整 + 磁器質タイル 100角 新設(一部ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装)	昇降口 庇	Ⓛ	既設のまま

ゲンプラン設計株式会社 一級建築士事務所鹿児島県知事第１－３０－８７号 管理建築士　東野幸史長　一級建築士登録第３２６６３１号	松元小学校校舎１号棟長寿命化改良本体工事		
	立面図（２）	A3 1/200	A-20
	鹿児島市建設局建築部建築課		

南・東側立面図（改修前）

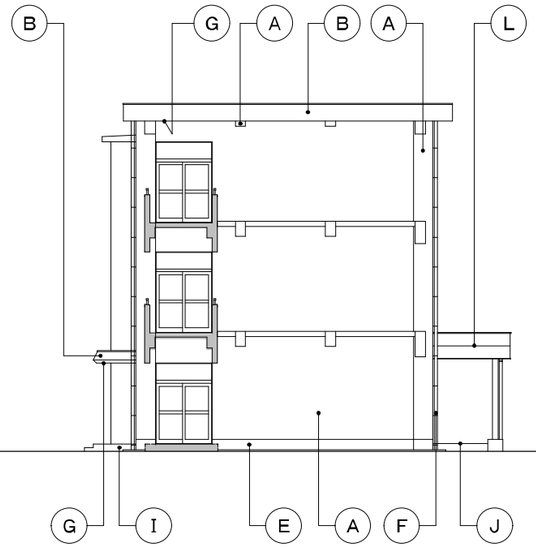

A側立面図

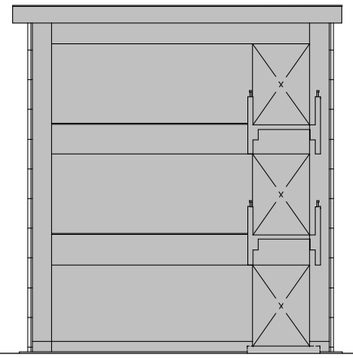

B側立面図

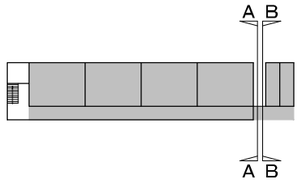

キープラン

■凡例

部位	改修前		部位	改修前		部位	改修前	
外壁･柱･梁	Ⓐ	アクリルリシン吹付	外部巾木	Ⓔ	樹脂モルタル薄塗	西側ポーチ	Ⓘ	磁器質タイル　100角（段鼻タイル）
パラペット立上 ポーチ庇	Ⓑ	吹付タイル（ヘッドカット）	樋	Ⓕ	ＶＰφ100	昇降口ポーチ	Ⓙ	磁器質タイル 100角
庇	Ⓒ	吹付タイル（ゆず肌）	上裏	Ⓖ	アクリルリシン吹付	昇降口スロープ	Ⓚ	コンクリート刷毛引キ仕上
面台	Ⓓ	弾性吹付タイル（ゆず肌）	北側ポーチ 階段ホールポーチ	Ⓗ	磁器質タイル　100角（段鼻タイル）	昇降口 庇	Ⓛ	防火ｻｲﾃﾞｨﾝｸﾞ t=14 + 複層塗材E

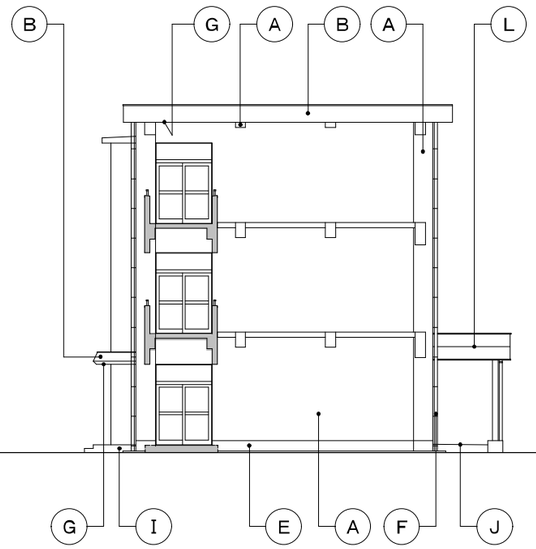

A側立面図

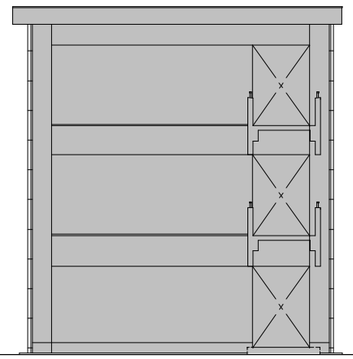

B側立面図

■凡例

部位	改修後		部位	改修後		部位	改修後	
外壁･柱･梁 上裏	Ⓐ	高圧洗浄 + ｼﾘｺﾝ系可とう形改修塗材Ｅ ﾛｰﾗｰ	外部巾木	Ⓔ	ＤＰ塗（Ｃ－２種）	西側ポーチ	Ⓘ	磁器質タイル 100角（段鼻タイル）撤去 + 下地調整 + 磁器質タイル 100角 新設
パラペット立上 ポーチ庇	Ⓑ	高圧洗浄 + ｼﾘｺﾝ系可とう形改修塗材Ｅ ﾛｰﾗｰ	樋	Ⓕ	竪樋：既存下地調整 + ＤＰ(ﾎﾟﾘｳﾚﾀﾝ)塗替え つかみ金物：既存のまま	昇降口ポーチ	Ⓙ	既設のまま
庇	Ⓒ	高圧洗浄 + ｼﾘｺﾝ系可とう形改修塗材Ｅ ﾛｰﾗｰ	上裏	Ⓖ	高圧洗浄 + アクリル系軒天用仕上塗材	昇降口スロープ	Ⓚ	既設のまま
面台	Ⓓ	高圧洗浄 + ｼﾘｺﾝ系可とう形改修塗材Ｅ ﾛｰﾗｰ	北側ポーチ 階段ホールポーチ	Ⓗ	磁器質タイル 100角 撤去 + 下地調整 + 磁器質タイル 100角 新設	昇降口 庇	Ⓛ	既設のまま

ゲンプラン設計株式会社
一級建築士事務所鹿児島県知事第１－３０－８７号
管理建築士　東野幸史良　一級建築士登録第３２６６３１号

松元小学校校舎１号棟長寿命化改良本体工事		
立面図（３）	A3 1/200	A-21
鹿児島市建設局建築部建築課		

1階天井伏図（改修後）

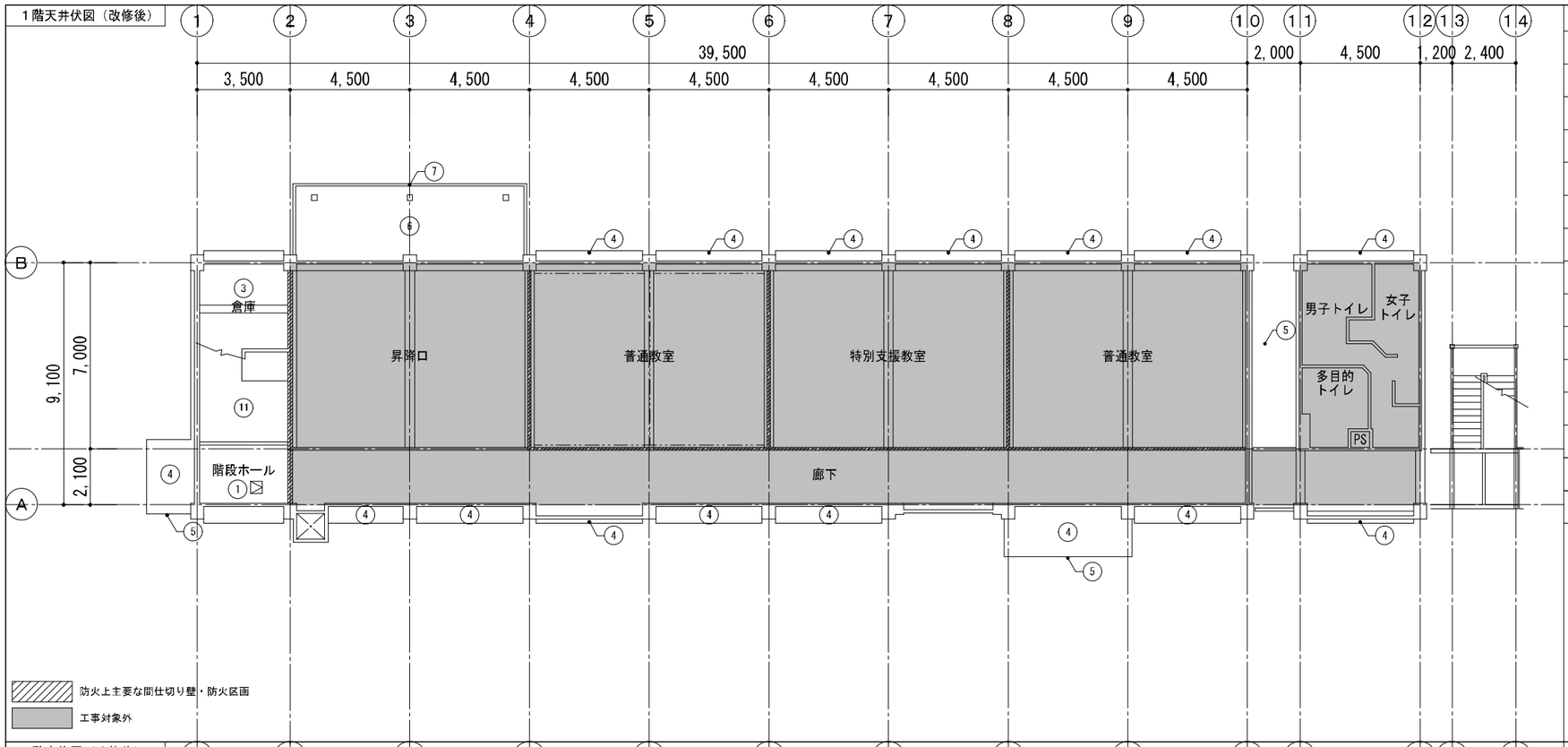

番号		概　要	備　考
①	仕上	GB-D t=9.5　新設	
	下地	LGS下地 新設	
②	仕上	下地調整 + EP-G 新設	
	下地	既存塗膜 除去	
③	仕上	リシン吹付（既設のまま）	
	下地	RC下地　（既設のまま）	
④	仕上	高圧洗浄 + アクリル系軒天用仕上塗材	
	下地	RC下地	
⑤	仕上	高圧洗浄 + シリコン系可とう形改修塗材E ローラー	
	下地	RC下地	
⑥	仕上	FK t=6.0 + EP-G（既設のまま）	
	下地	LGS下地（ 既設のまま）	
⑦	仕上	アルミ製見切　W=100（既設のまま）	
	下地	—	
		天井点検口　450角　アルミ製、仕上げは天井仕上材と同じ	1ヵ所

※天井点検口及び開口補強の位置は設備業者と打合せの上、監督員の承諾を得ること。

1階床伏図（改修後）

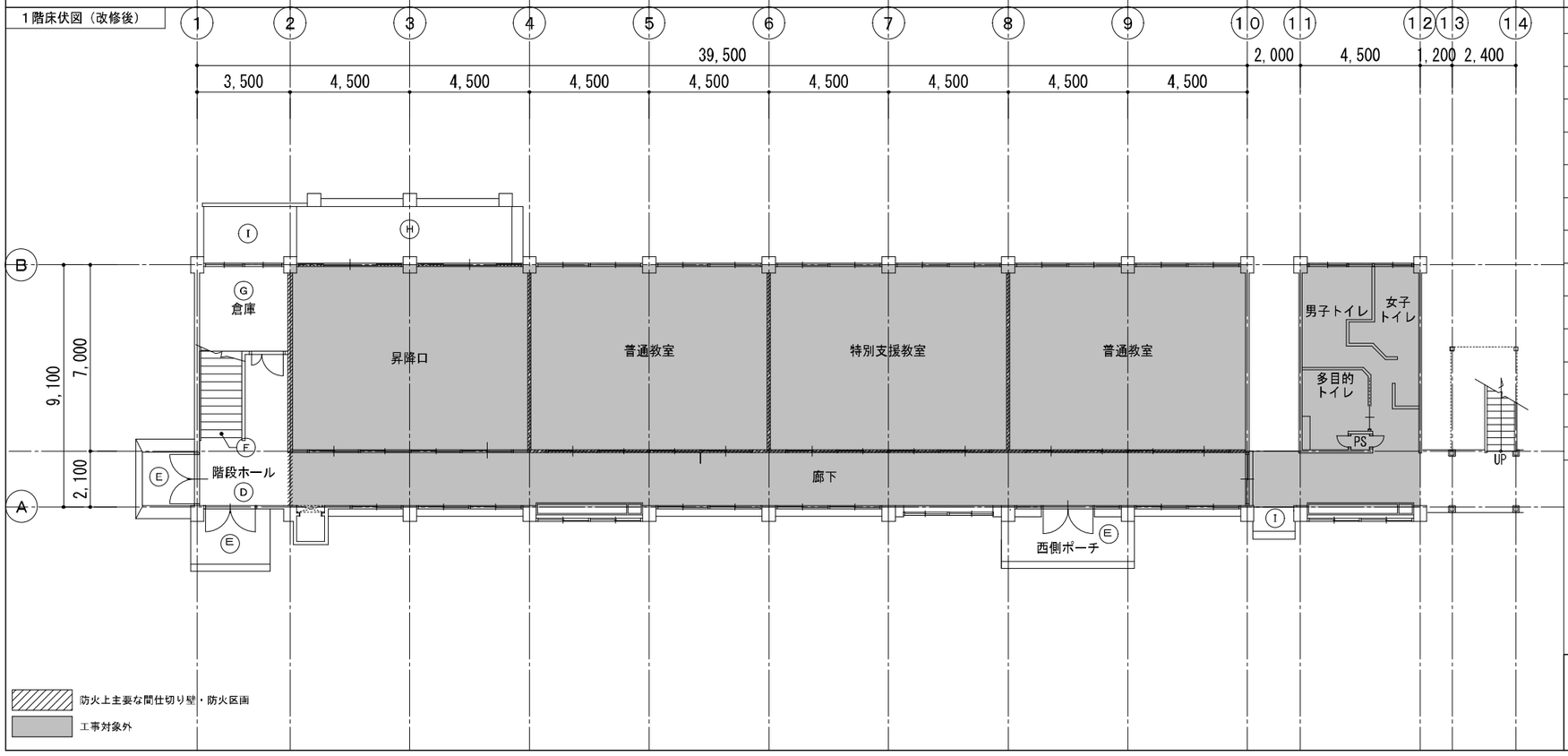

番号		概　要	備　考
Ⓔ	仕上	下地調整 + 既設磁器質ﾀｲﾙ 100角 新設	
	下地	既設磁器質ﾀｲﾙ 100角 撤去	
Ⓕ	仕上	下地調整 + 防滑性ﾋﾞﾆﾙｼｰﾄ（ｽﾃﾝﾚｽﾉﾝｽﾘｯﾌﾟ 共）新設	
	下地	ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ 撤去	
Ⓖ	仕上	モルタル金コテ押エ（既設のまま）	
	下地	RC下地	
Ⓗ	仕上	既設磁器質ﾀｲﾙ 100角（既設のまま）	
	下地	RC下地	
Ⓘ	仕上	コンクリート金コテ押エ（既設のまま）	
	下地	RC下地	

ゲンプラン設計株式会社
一級建築士事務所鹿児島県知事第１－３０－８７号
管理建築士　東野幸史郎　一級建築士登録第３２６６３１号

松元小学校校舎１号棟長寿命化改良本体工事

１階　床伏図・天井伏図（改修後）　A3　1/200

鹿児島市建設局建築部建築課

A-22

２階天井伏図（改修後）

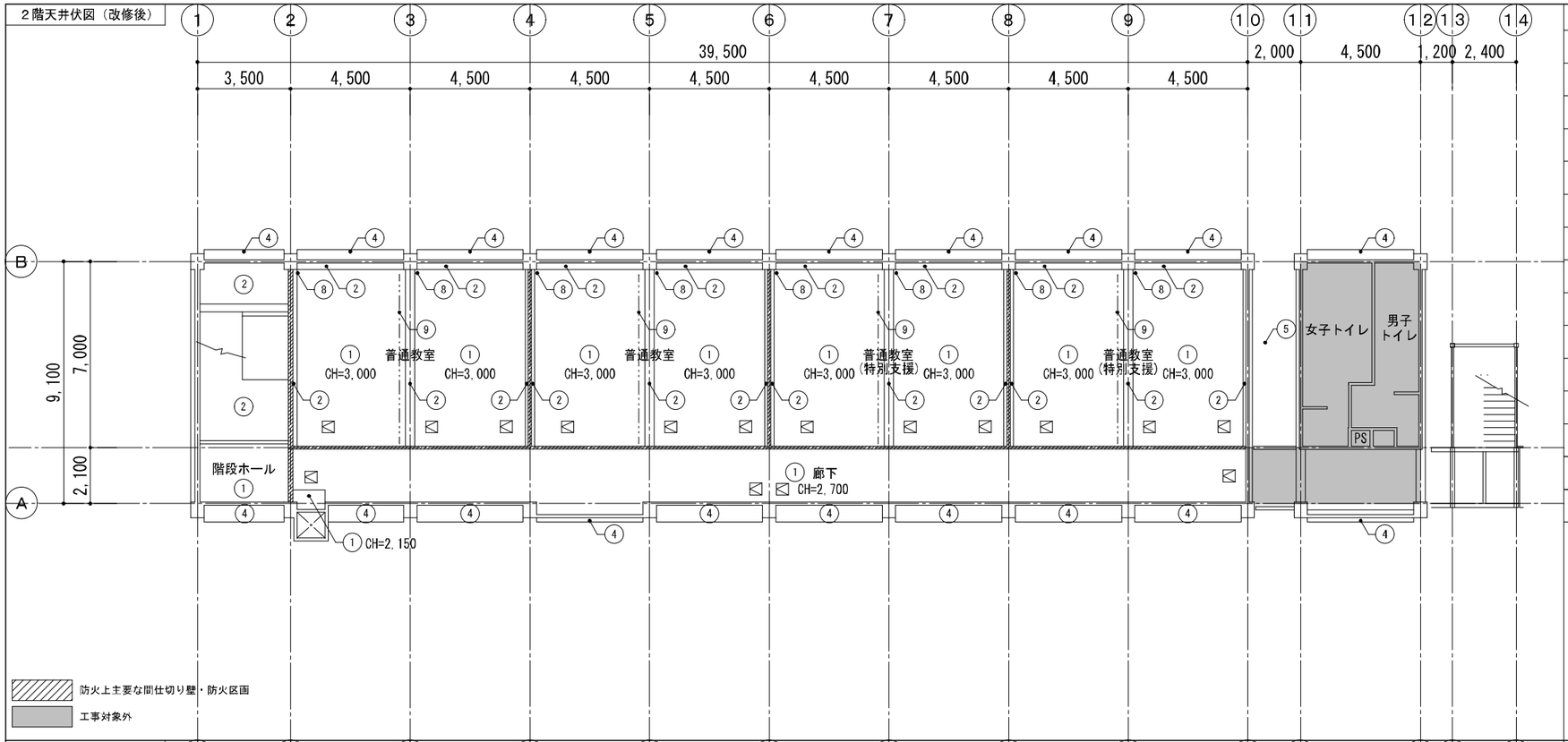

番号		概　要	備　考
①	仕上	GB-D t=9.5　新設	
	下地	LGS下地 新設	
②	仕上	下地調整 + EP-G 新設	
	下地	既存塗膜撤去	
④	仕上	高圧洗浄 + アクリル系軒天用仕上塗材	
	下地	RC下地	
⑤	仕上	高圧洗浄 + シリコン系可とう形改修塗材E ローラー	
	下地	RC下地	
⑧	仕上	アルミ製カーテンボックス	
	下地	―	
⑨	仕上	カーテンレール	
	下地	―	
⊠		天井点検口　450角　アルミ製、仕上げは天井仕上材と同じ	16ヵ所

※天井点検口及び開口補強の位置は設備業者と打合せの上、監督員の承諾を得ること。

２階床伏図（改修後）

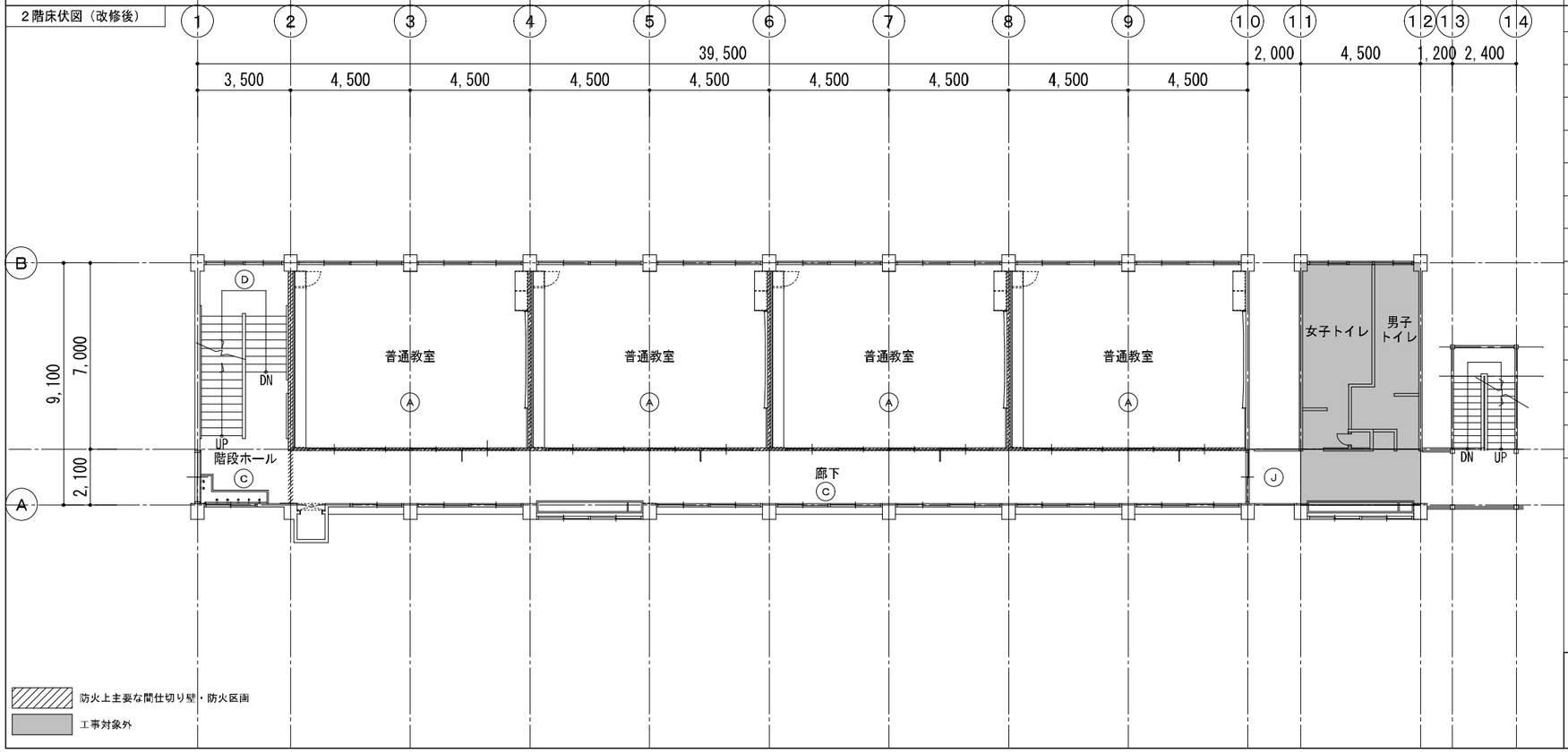

番号		概　要	備　考
Ⓐ	仕上	下地調整 + ﾋﾞﾆﾙ床シート t=2.0	
	下地	ﾓｻﾞｲｸﾊﾞｰｹｯﾄ 撤去	
Ⓒ	仕上	下地調整 + 防滑性ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ(粒子入) t=2.0	
	下地	人造石研出 既設のまま	
Ⓓ	仕上	下地調整 + 防滑性ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ(粒子入) t=2.0	
	下地	既設ﾋﾞﾆﾙ床シート 撤去	
Ⓙ	仕上	防水モルタル + 屋外用防滑性ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ t=2.5（スロープ）	
	下地	RC下地	

ゲンプラン設計株式会社
一級建築士事務所鹿児島県知事第１－３０－８７号
管理建築士　東野幸史長　一級建築士登録第３２６６３１号

松元小学校校舎１号棟長寿命化改良本体工事

２階 床伏図・天井伏図（改修後）

A3 1/200

鹿児島市建設局建築部建築課

A-23

３階天井伏図（改修後）

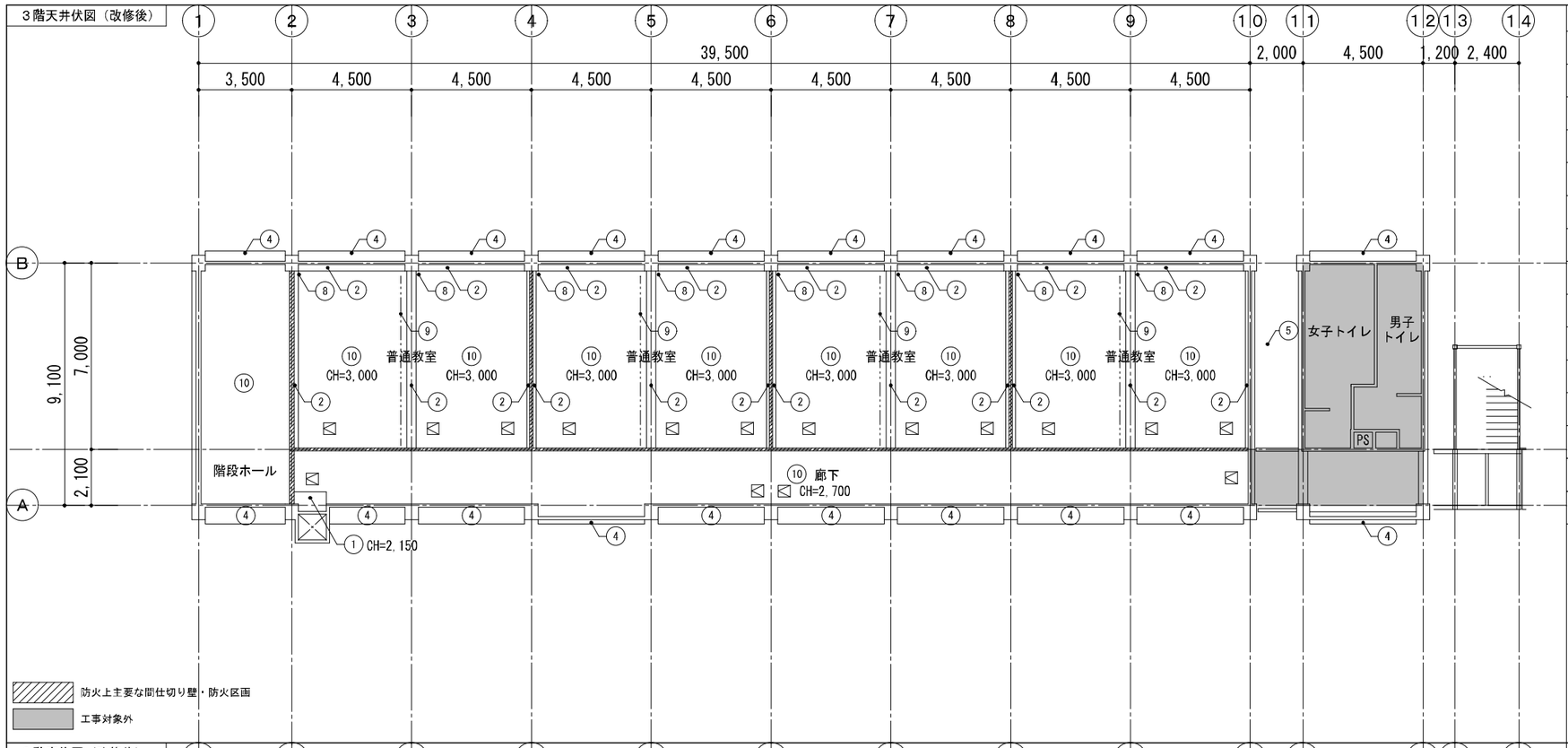

番号		概　要	備　考
①	仕上	GB-D t=9.5　新設	
	下地	LGS下地 新設	
②	仕上	下地調整 + EP-G 新設	
	下地	既存塗膜撤去	
④	仕上	高圧洗浄 + アクリル系軒天用仕上塗材	
	下地	RC下地	
⑤	仕上	高圧洗浄 + シリコン系可とう形改修塗材E ローラー	
	下地	RC下地	
⑧	仕上	アルミ製カーテンボックス	
	下地	―	
⑨	仕上	カーテンレール	
	下地	―	
⑩	仕上	GB-D t=9.5　新設	
	下地	LGS下地（ｸﾞﾗｽｳｰﾙ 24K/m² t=50・片面アルミ箔）新設	
		天井点検口　450角　アルミ製、仕上げは天井仕上材と同じ	16ヵ所

※天井点検口及び開口補強の位置は設備業者と打合せの上、監督員の承諾を得ること。

３階床伏図（改修後）

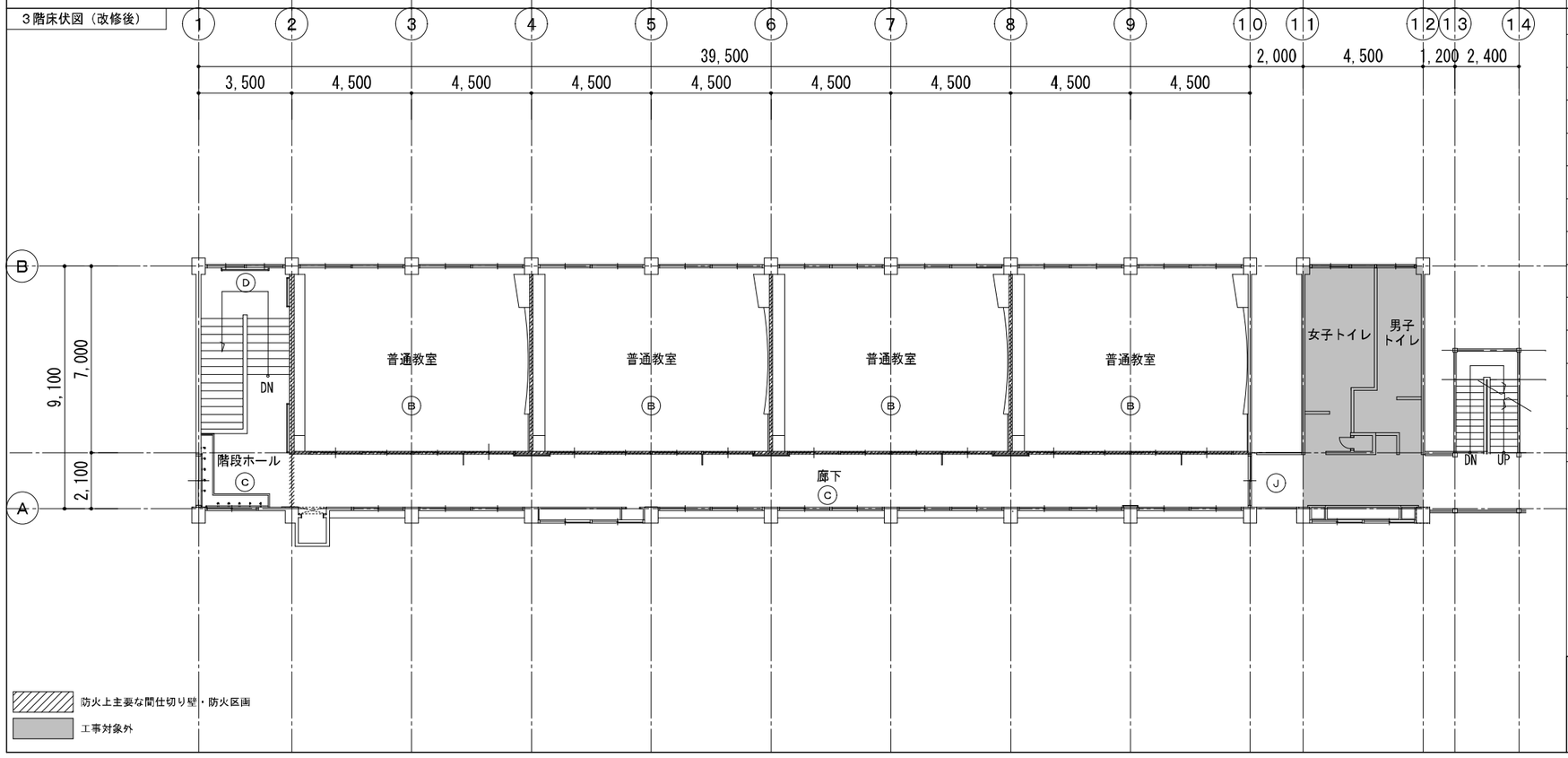

番号		概　要	備　考
Ⓑ	仕上	下地調整 + ﾋﾞﾆﾙ床シート t=2.0	
	下地	フローリング 撤去	
Ⓒ	仕上	下地調整 + 防滑性ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ(粒子入) t=2.0	
	下地	人造石研出 既設のまま	
Ⓓ	仕上	下地調整 + 防滑性ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ(粒子入) t=2.0	
	下地	既設ﾋﾞﾆﾙ床シート 撤去	
Ⓙ	仕上	防水モルタル + 屋外用防滑性ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ t=2.5（スロープ）	
	下地	RC下地	

ゲンプラン設計株式会社
一級建築士事務所鹿児島県知事第１－３０－８７号
管理建築士　東野幸史良　一級建築士登録第３２６６３１号

松元小学校校舎１号棟長寿命化改良本体工事

３階　床伏図・天井伏図（改修後）　A3　1/200

鹿児島市建設局建築部建築課

A-24

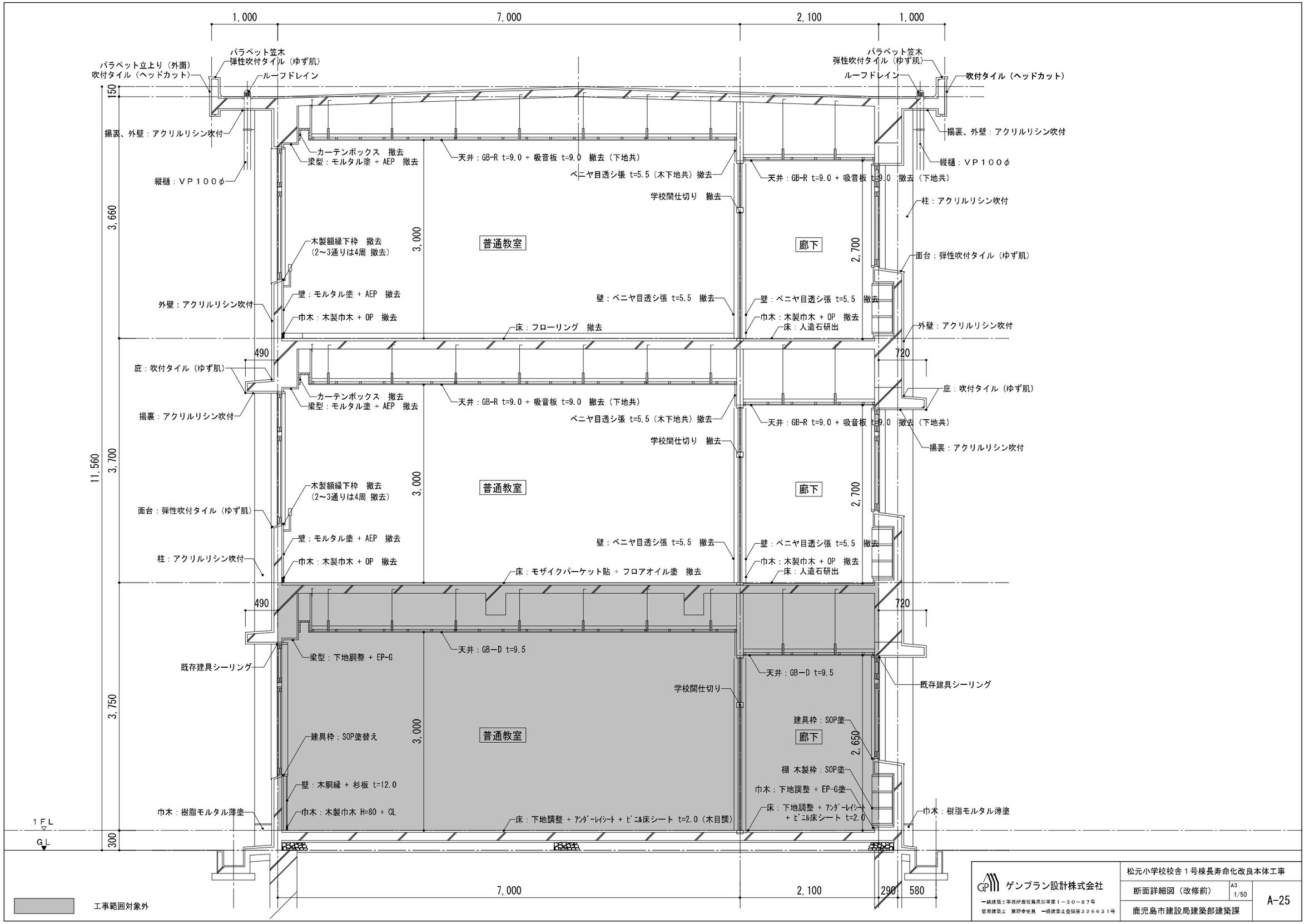
1,000
7,000
2,100
1,000
パラペット笠木
弾性吹付タイル（ゆず肌）
パラペット立上り（外面）
吹付タイル（ヘッドカット）
ルーフドレイン
吹付タイル（ヘッドカット）
150
揚裏、外壁：アクリルリシン吹付
カーテンボックス　撤去
梁型：モルタル塗 + AEP　撤去
天井：GB-R t=9.0 + 吸音板 t=9.0　撤去（下地共）
ベニヤ目透シ張 t=5.5（木下地共）撤去
天井：GB-R t=9.0 + 吸音板 t=9.0　撤去（下地共）
縦樋：ＶＰ１００φ
学校間仕切り　撤去
柱：アクリルリシン吹付
3,660
3,000
普通教室
廊下
2,700
木製額縁下枠　撤去
（2～3通りは4周 撤去）
面台：弾性吹付タイル（ゆず肌）
壁：モルタル塗 + AEP　撤去
壁：ベニヤ目透シ張 t=5.5　撤去
壁：ベニヤ目透シ張 t=5.5　撤去
外壁：アクリルリシン吹付
巾木：木製巾木 + OP　撤去
巾木：木製巾木 + OP　撤去
床：フローリング　撤去
床：人造石研出
外壁：アクリルリシン吹付
490
720
庇：吹付タイル（ゆず肌）
庇：吹付タイル（ゆず肌）
カーテンボックス　撤去
梁型：モルタル塗 + AEP　撤去
天井：GB-R t=9.0 + 吸音板 t=9.0　撤去（下地共）
揚裏：アクリルリシン吹付
ベニヤ目透シ張 t=5.5（木下地共）撤去
天井：GB-R t=9.0 + 吸音板 t=9.0　撤去（下地共）
学校間仕切り　撤去
揚裏：アクリルリシン吹付
11,560
3,700
3,000
普通教室
廊下
2,700
木製額縁下枠　撤去
（2～3通りは4周 撤去）
面台：弾性吹付タイル（ゆず肌）
壁：モルタル塗 + AEP　撤去
壁：ベニヤ目透シ張 t=5.5　撤去
壁：ベニヤ目透シ張 t=5.5　撤去
柱：アクリルリシン吹付
巾木：木製巾木 + OP　撤去
巾木：木製巾木 + OP　撤去
床：モザイクパーケット貼 + フロアオイル塗　撤去
床：人造石研出
490
720
天井：GB－D t=9.5
梁型：下地調整 + EP-G
既存建具シーリング
天井：GB－D t=9.5
学校間仕切り
既存建具シーリング
3,750
3,000
普通教室
廊下
建具枠：SOP塗
建具枠：SOP塗替え
2,650
棚 木製枠：SOP塗
壁：木胴縁 + 杉板 t=12.0
巾木：下地調整 + EP-G塗
巾木：樹脂モルタル薄塗
巾木：木製巾木 H=80 + CL
床：下地調整 + ｱﾝﾀﾞｰﾚｲｼｰﾄ + ﾋﾞﾆﾙ床シート t=2.0（木目調）
床：下地調整 + ｱﾝﾀﾞｰﾚｲｼｰﾄ
+ ﾋﾞﾆﾙ床シート t=2.0
巾木：樹脂モルタル薄塗
1ＦＬ
ＧＬ
300
7,000
2,100
290
580
工事範囲対象外
ゲンプラン設計株式会社
一級建築士事務所鹿児島県知事第１－３０－８７号
管理建築士　東野幸史郎　一級建築士登録第３２６６３１号
松元小学校校舎１号棟長寿命化改良本体工事
断面詳細図（改修前）
A3
1/50
A-25
鹿児島市建設局建築部建築課

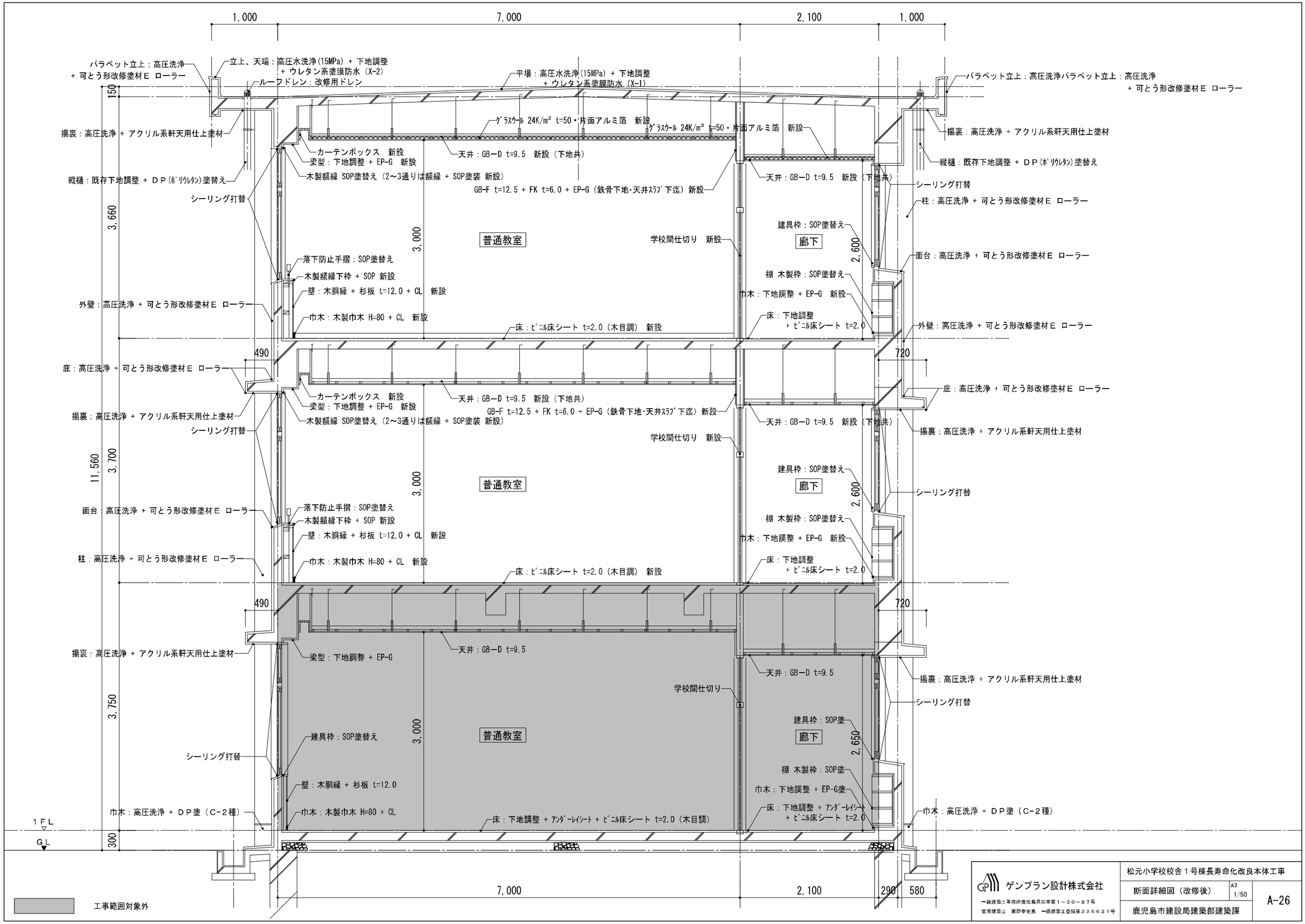

ゲンプラン設計株式会社
一級建築士事務所鹿児島県知事第１－３０－８７号
管理建築士 東野幸宏 一級建築士登録第３２６６３１号

松元小学校校舎１号棟長寿命化改良本体工事

断面詳細図（改修後） A3 1/50

A-26

鹿児島市建設局建築部建築課

２階　普通教室（改修前）

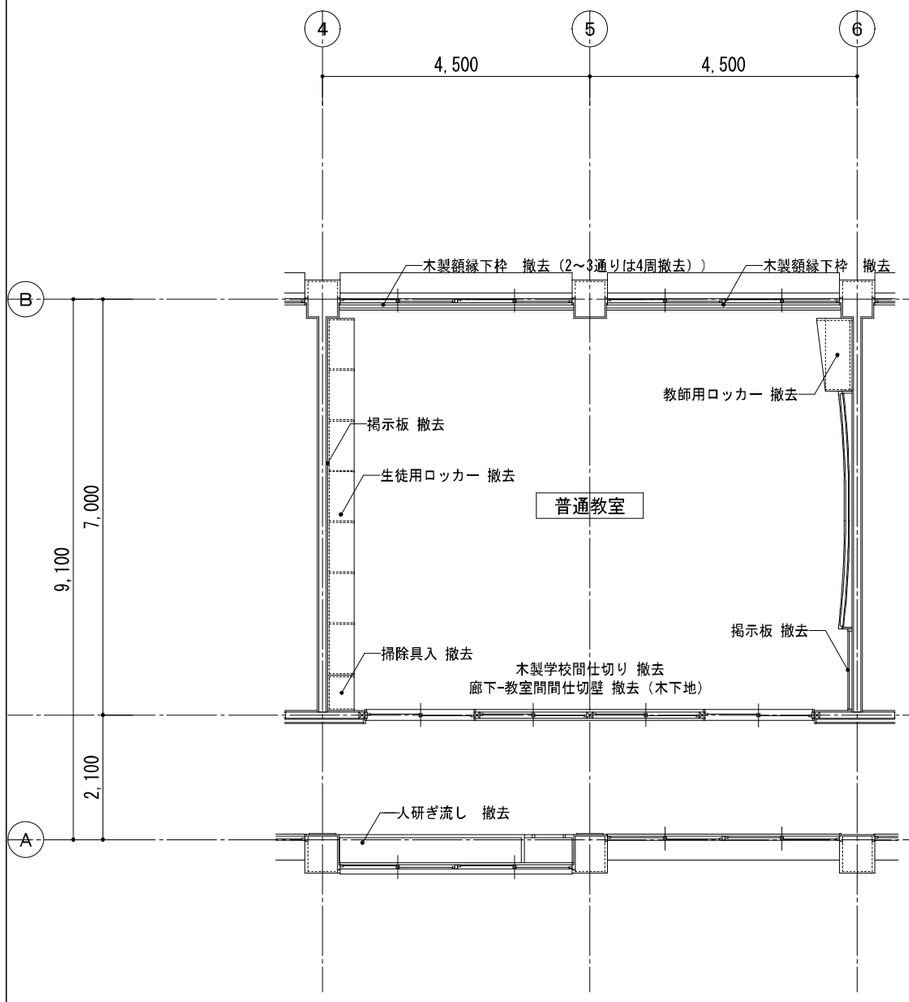

２階　普通教室（改修後）

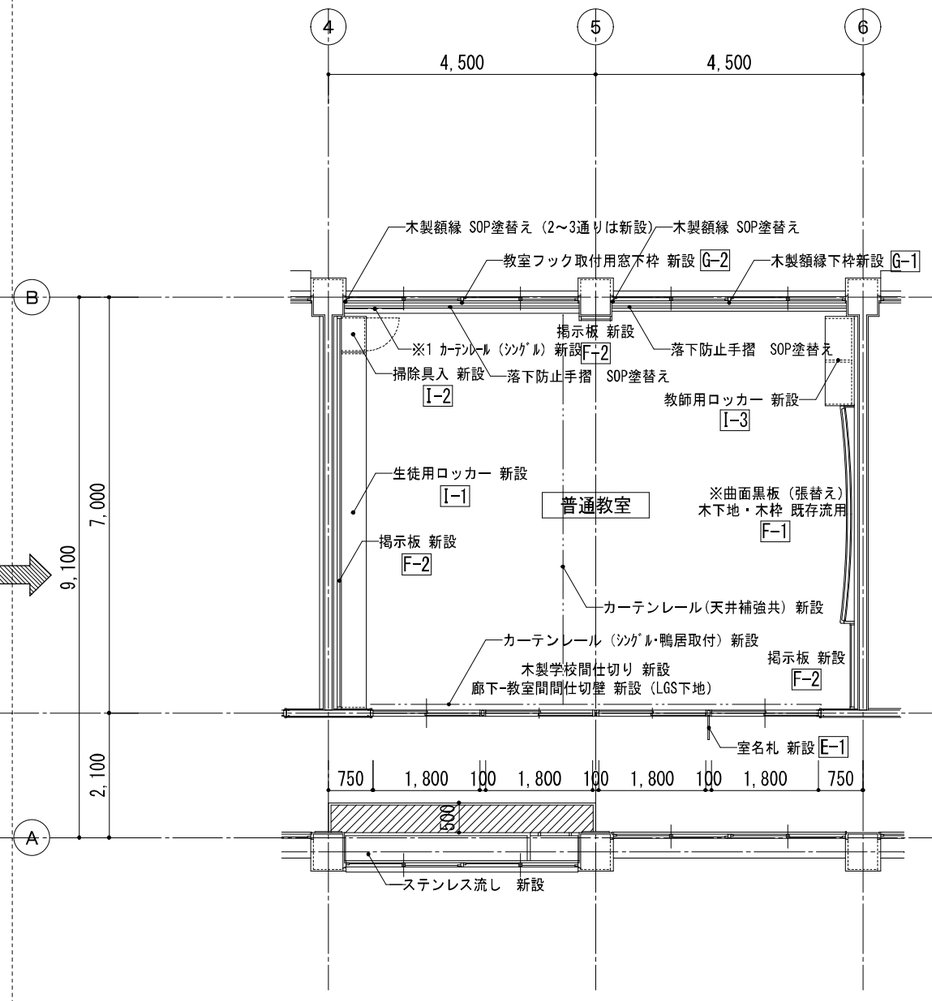

室名	普通教室（改修前）		
	部分	下地	仕上
床		ﾓﾙﾀﾙ下地	ﾓｻﾞｲｸﾊﾟｰｹｯﾄ貼 + ﾌﾛｱｵｲﾙ塗　撤去
巾木			木製巾木 + VP H=80　撤去
壁	A面･柱,梁型	ﾓﾙﾀﾙ下地	AEP塗　撤去
	B･D面	ﾓﾙﾀﾙ下地	ベニヤ目透シ張 t=5.5　撤去
	C面	木下地　撤去	ベニヤ目透シ張 t=5.5　撤去
天井		LGS下地　撤去	GB－R t=9.0 + 吸音板 t=9.0　撤去
備考	撤去：生徒用ロッカー、掃除具入、教師用ロッカー、掲示板、カーテンレール		

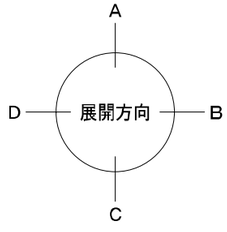

室名	普通教室（改修後）		
	部分	下地	仕上
床		ﾓﾙﾀﾙ下地　調整	ﾋﾞﾆﾙ床シート t=2.0（木目調）　新設
巾木			木製巾木 H=80 + CL　新設
壁	A面･柱,梁型	ﾓﾙﾀﾙ下地　調整	(腰壁) 木胴縁 + 杉板 t=12.0 + CL　新設
		ﾓﾙﾀﾙ下地　調整	(壁)　EP-G　新設
	B面	木胴縁　新設	(腰壁) 杉板 t=12.0 + CL　新設
		木胴縁　新設	(壁)　掲示板　新設
	C面	LGS100下地 新設	(腰壁) GB-F t=12.5 + FK t=6.0 + 杉板 t=12.0 + CL　新設
		LGS100下地 新設	(壁)　GB-F t=12.5 + FK t=6.0 + EP-G　新設
	D面	木胴縁　新設	(壁)　掲示板　新設
天井		LGS下地　新設	GB－D t=9.5　新設
備考	改修：※曲面黒板（張替え） 新設：生徒用ロッカー、掃除具入、教師用ロッカー、掲示板、アルミカーテンボックス、室名札 カーテンレール（下地補強共）		

※ 廊下・教室間の間仕切り壁（GB-F t=12.5 + FK t=6.0）は、防火上主要な間仕切り壁とし、天井ｽﾗﾌﾞ下まで達せしめること。

※1 ｶｰﾃﾝﾚｰﾙ(ｼﾝｸﾞﾙ)の位置は各教室の壁換気の位置に合わせる。

▨ 廊下のﾋﾞﾆﾙ床シートとは色違いを使用すること。

ゲンプラン設計株式会社
一級建築士事務所鹿児島県知事第１－３０－８７号
管理建築士　東野幸史長　一級建築士登録第３２６６３１号

松元小学校校舎１号棟長寿命化改良本体工事

２階 普通教室
平面詳細図（改修前・改修後）

A3
1/100

鹿児島市建設局建築部建築課

A-27

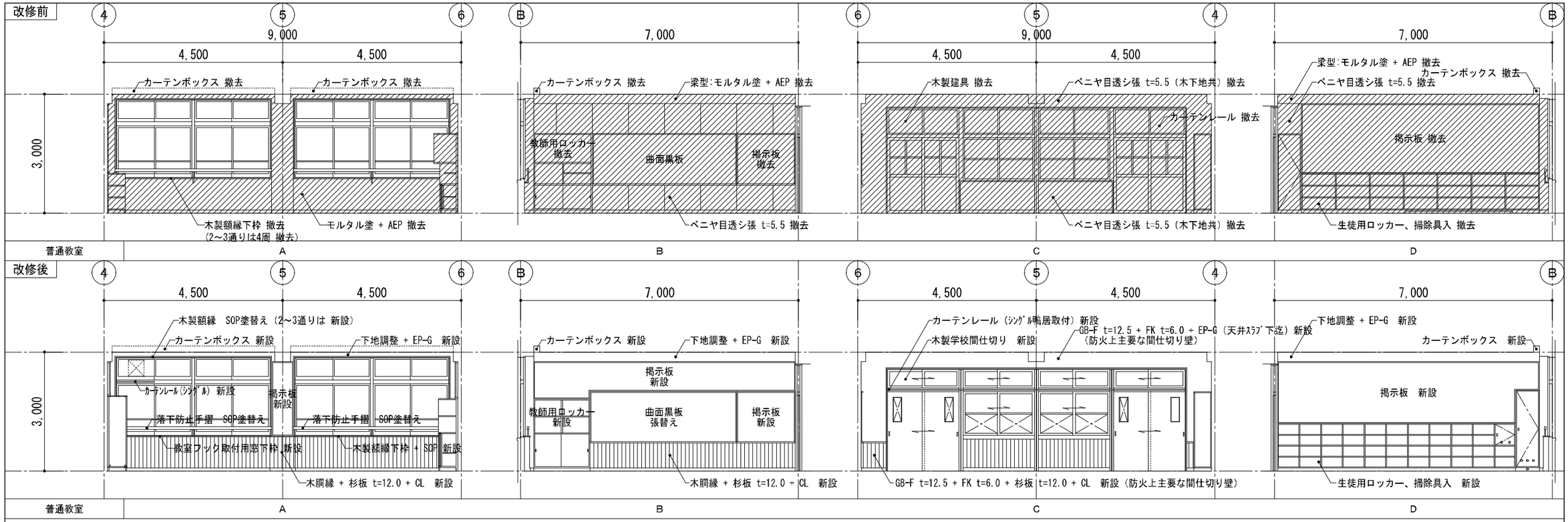

ゲンプラン設計株式会社
一級建築士事務所鹿児島県知事第１－３０－８７号
管理建築士 東野幸史良 一級建築士登録第３２６６３１号

松元小学校校舎１号棟長寿命化改良本体工事

２階 普通教室
展開図（改修前・改修後）

A3
1/100

鹿児島市建設局建築部建築課

A-28

2階　普通教室 特別支援（改修前）

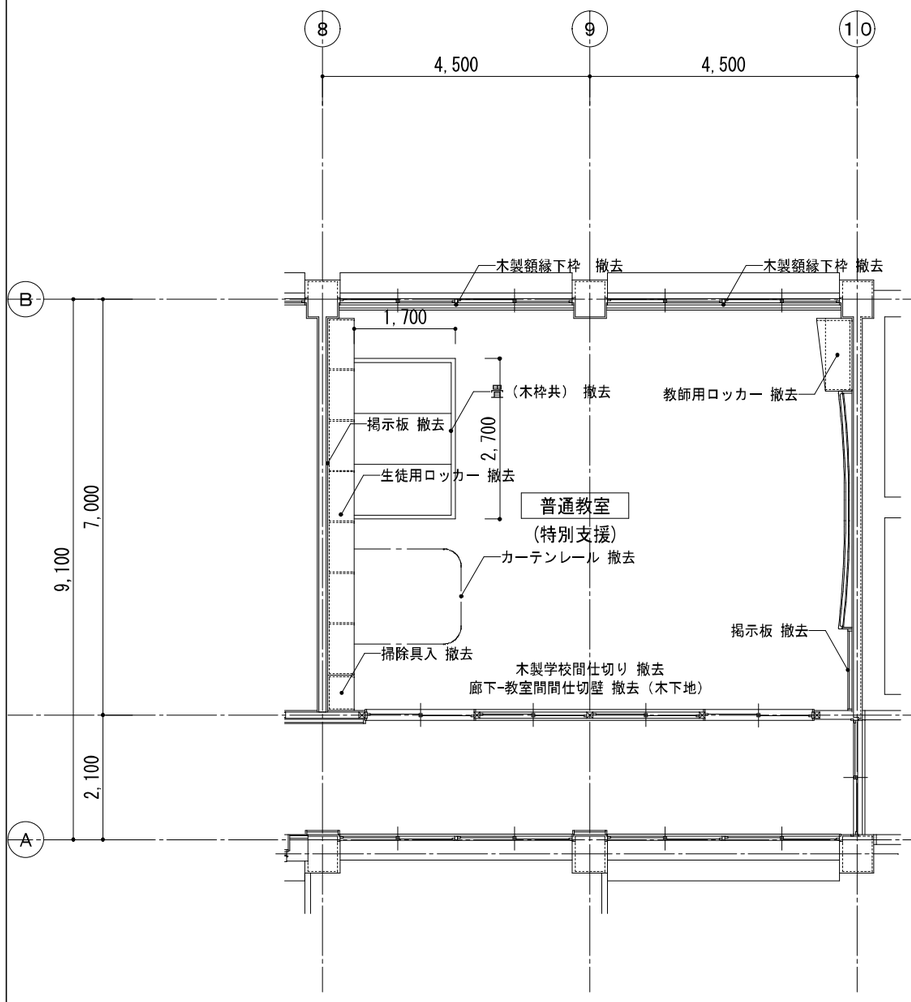

2階　普通教室（改修後）

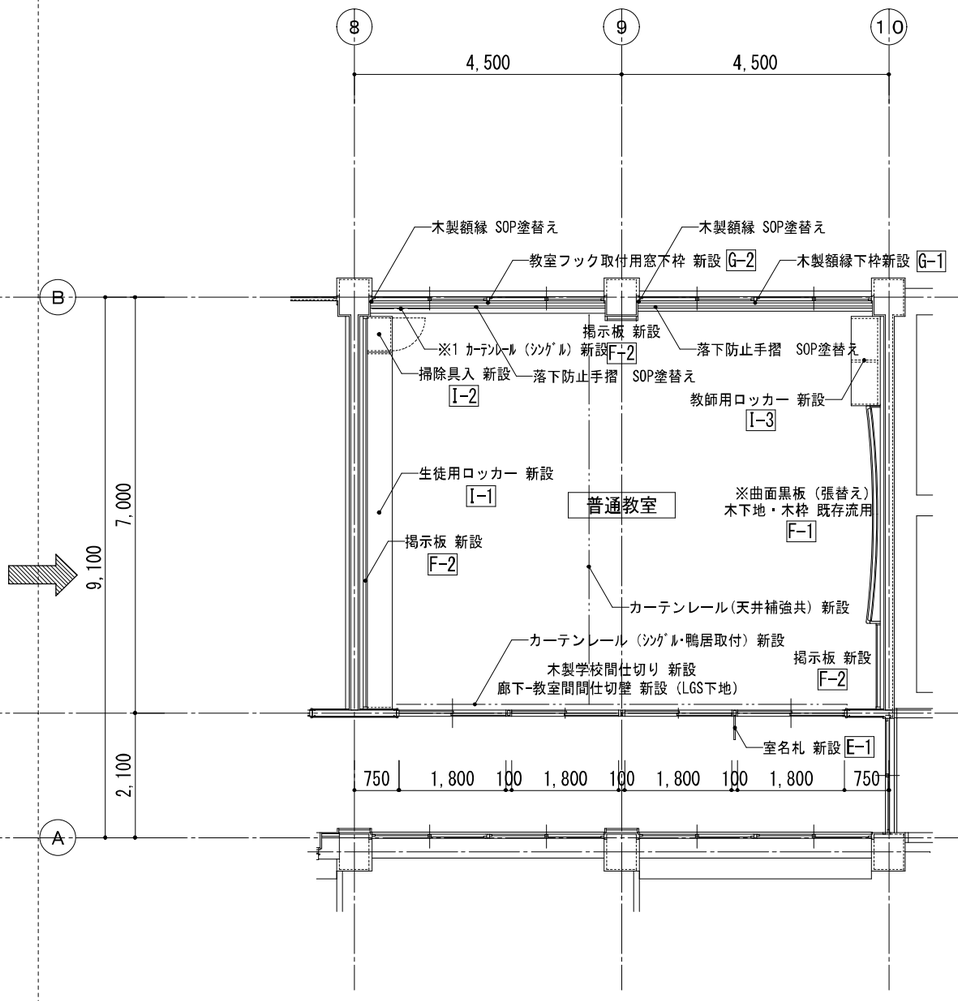

室名	普通教室 特別支援（改修前）		
	部分	下地	仕上
床		ﾓﾙﾀﾙ下地	ﾓｻﾞｲｸﾊﾟｰｹｯﾄ貼 + ﾌﾛｱｵｲﾙ塗　撤去
巾木			木製巾木 + VP H=80　撤去
壁	A面･柱,梁型	ﾓﾙﾀﾙ下地	AEP塗　撤去
	B･D面	ﾓﾙﾀﾙ下地	ベニヤ目透シ張 t=5.5　撤去
	C面	木下地　撤去	ベニヤ目透シ張 t=5.5　撤去
天井		LGS下地　撤去	GB－R t=9.0 + 吸音板 t=9.0　撤去
備考	撤去：生徒用ロッカー、掃除具入、教師用ロッカー、掲示板、カーテンレール		

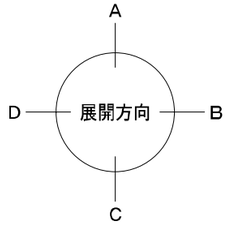

室名	普通教室（改修後）		
	部分	下地	仕上
床		ﾓﾙﾀﾙ下地　調整	ﾋﾞﾆﾙ床シート t=2.0（木目調）　新設
巾木			木製巾木 H=80 + CL　新設
壁	A面･柱,梁型	ﾓﾙﾀﾙ下地　調整	(腰壁) 木胴縁 + 杉板 t=12.0 + CL　新設
		ﾓﾙﾀﾙ下地　調整	(壁)　EP-G　新設
	B面	木胴縁　新設	(腰壁) 杉板 t=12.0 + CL　新設
		木胴縁　新設	(壁)　掲示板　新設
	C面	LGS100下地 新設	(腰壁) GB-F t=12.5 + FK t=6.0 + 杉板 t=12.0 + CL　新設
		LGS100下地 新設	(壁)　GB-F t=12.5 + FK t=6.0 + EP-G　新設
	D面	木胴縁　新設	(壁)　掲示板　新設
天井		LGS下地　新設	GB－D t=9.5　新設
備考	改修：※曲面黒板（張替え） 新設：生徒用ロッカー、掃除具入、教師用ロッカー、掲示板、アルミカーテンボックス、室名札 カーテンレール（下地補強共）		

※ 廊下・教室間の間仕切り壁（GB-F t=12.5 + FK t=6.0）は、防火上主要な間仕切り壁とし、天井ｽﾗﾌﾞ下まで達せしめること。

※1 ｶｰﾃﾝﾚｰﾙ(ｼﾝｸﾞﾙ)の位置は各教室の壁換気の位置に合わせる。

ゲンプラン設計株式会社
一級建築士事務所鹿児島県知事第１－３０－８７号
管理建築士　東野幸史長　一級建築士登録第３２６６３１号

松元小学校校舎１号棟長寿命化改良本体工事

２階 普通教室（特別支援）
平面詳細図（改修前・改修後）

A3
1/100

鹿児島市建設局建築部建築課

A-29

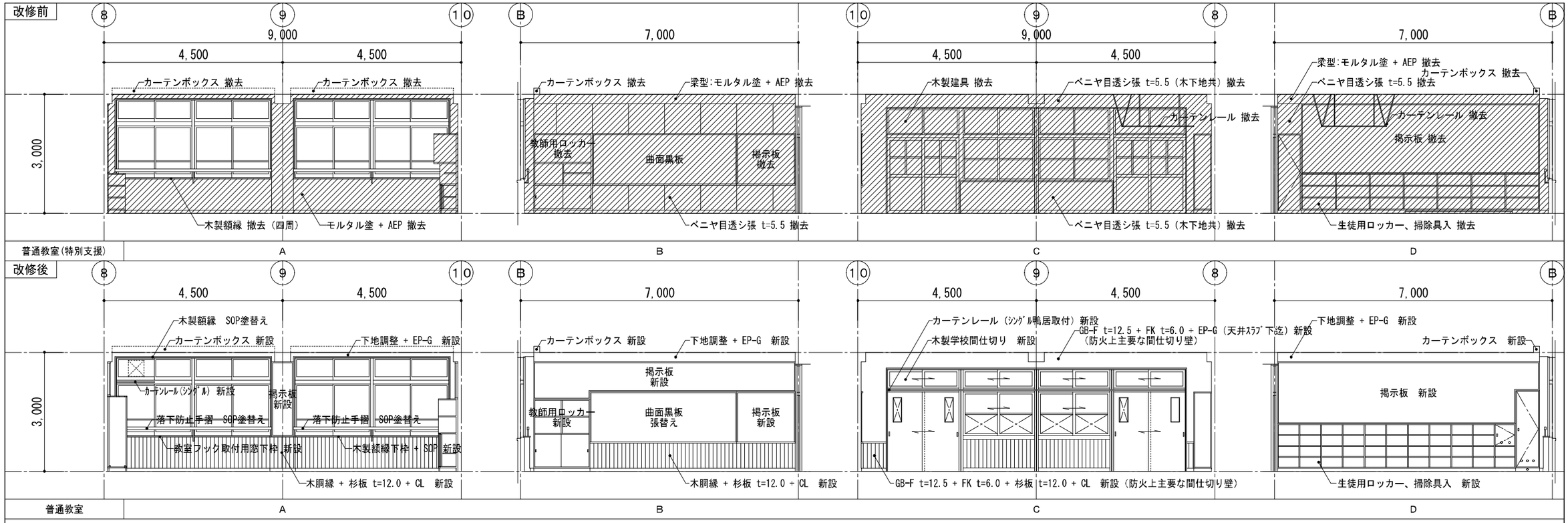

ゲンプラン設計株式会社 一級建築士事務所鹿児島県知事第１－３０－８７号 管理建築士 東野幸史良 一級建築士登録第３２６６３１号	松元小学校校舎１号棟長寿命化改良本体工事		
	２階 普通教室（特別支援） 展開図（改修前・改修後）	A3 1/100	A-30
	鹿児島市建設局建築部建築課		

３階　普通教室（改修前）

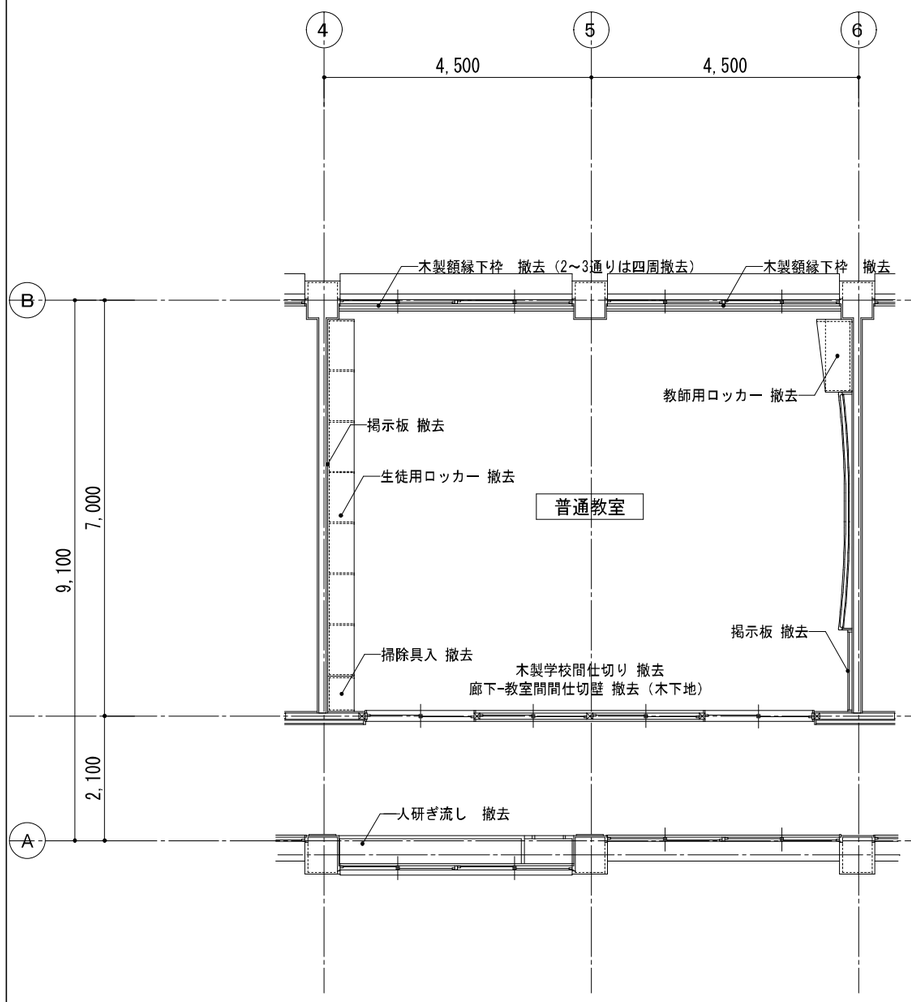

３階　普通教室（改修後）

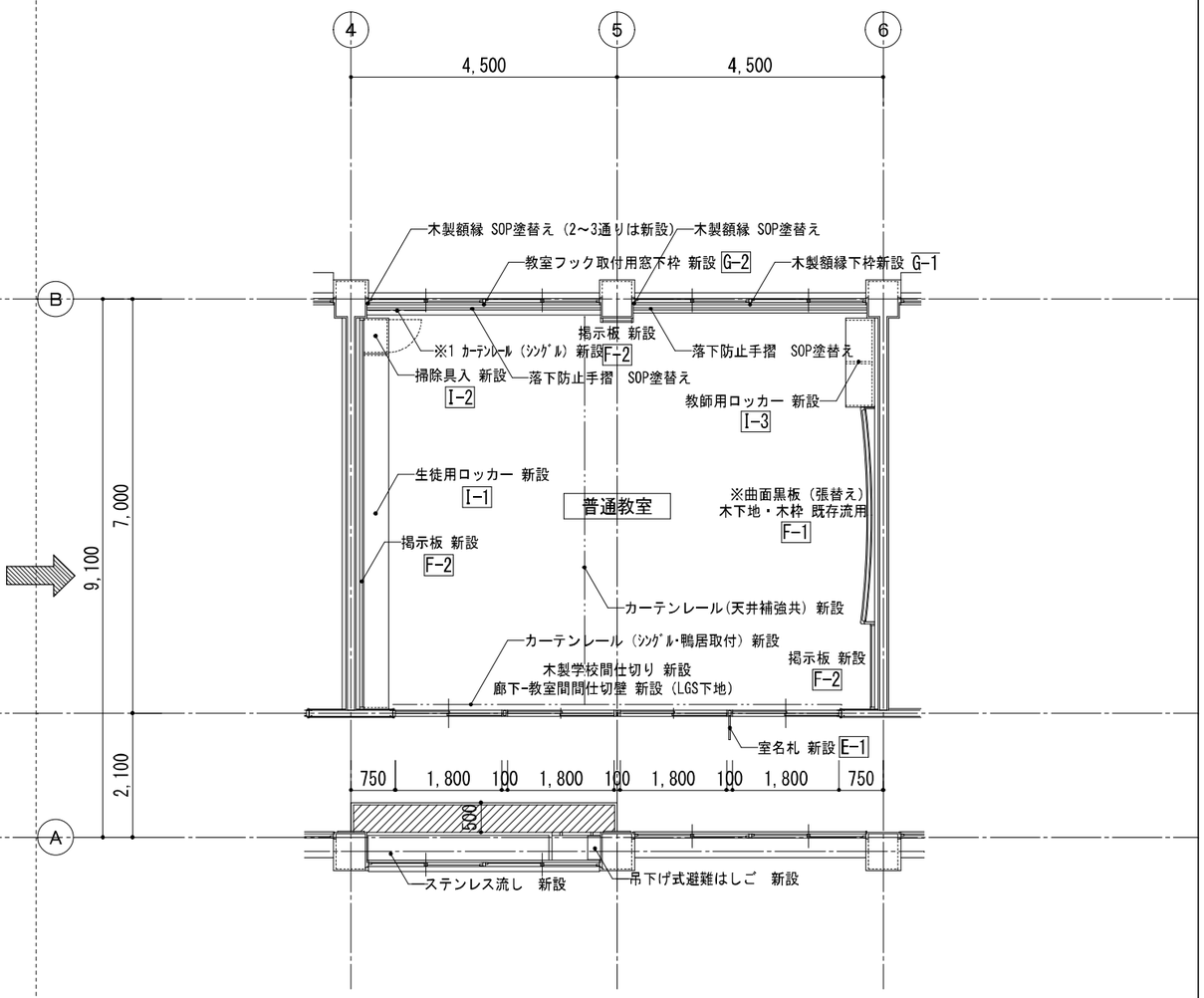

室名	普通教室（改修前）		
	部分	下地	仕上
床		ﾓﾙﾀﾙ下地	ｸｯｼｮﾝｼｰﾄ張 t=2.0 + 構造用合板 t=12.0 + フローリング t=15.0　撤去
巾木			木製巾木 + VP H=80　撤去
壁	A面･柱,梁型	ﾓﾙﾀﾙ下地	AEP塗　撤去
	B･D面	ﾓﾙﾀﾙ下地	ベニヤ目透シ張 t=5.5　撤去
	C面	木下地　撤去	ベニヤ目透シ張 t=5.5　撤去
天井		LGS下地　撤去	GB－R t=9.0 + 吸音板 t=9.0　撤去
備考	改修：曲面黒板 撤去：生徒用ロッカー、掃除具入、教師用ロッカー、掲示板、カーテンレール		

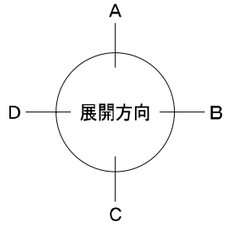

室名	普通教室（改修後）		
	部分	下地	仕上
床		ﾓﾙﾀﾙ下地　調整	ﾋﾞﾆﾙ床シート t=2.0（木目調）　新設
巾木			木製巾木 H=80 + CL　新設
壁	A面･柱,梁型	ﾓﾙﾀﾙ下地　調整	(腰壁) 木胴縁 + 杉板 t=12.0 + CL　新設
		ﾓﾙﾀﾙ下地　調整	(壁)　EP-G　新設
	B面	木胴縁　新設	(腰壁) 杉板 t=12.0 + CL　新設
		木胴縁　新設	(壁)　掲示板　新設
	C面	LGS100下地 新設	(腰壁) GB-F t=12.5 + FK t=6.0 + 杉板 t=12.0 + CL　新設
		LGS100下地 新設	(壁)　GB-F t=12.5 + FK t=6.0 + EP-G　新設
	D面	木胴縁　新設	(壁)　掲示板　新設
天井		LGS下地　新設	GB－D t=9.5　新設
備考	改修：※曲面黒板（張替え） 新設：生徒用ロッカー、掃除具入、教師用ロッカー、掲示板、アルミカーテンボックス、室名札 カーテンレール（下地補強共）		

※ 廊下・教室間の間仕切り壁（GB-F t=12.5 + FK t=6.0）は、防火上主要な間仕切り壁とし、天井ｽﾗﾌﾞ下まで達せしめること。

※1 ｶｰﾃﾝﾚｰﾙ(ｼﾝｸﾞﾙ)の位置は各教室の壁換気の位置に合わせる。

▨ 廊下のﾋﾞﾆﾙ床シートとは色違いを使用すること。

ゲンプラン設計株式会社
一級建築士事務所鹿児島県知事第１－３０－８７号
管理建築士　東野幸史長　一級建築士登録第３２６６３１号

松元小学校校舎１号棟長寿命化改良本体工事

３階 普通教室
平面詳細図（改修前・改修後）

A3
1/100

鹿児島市建設局建築部建築課

A-31

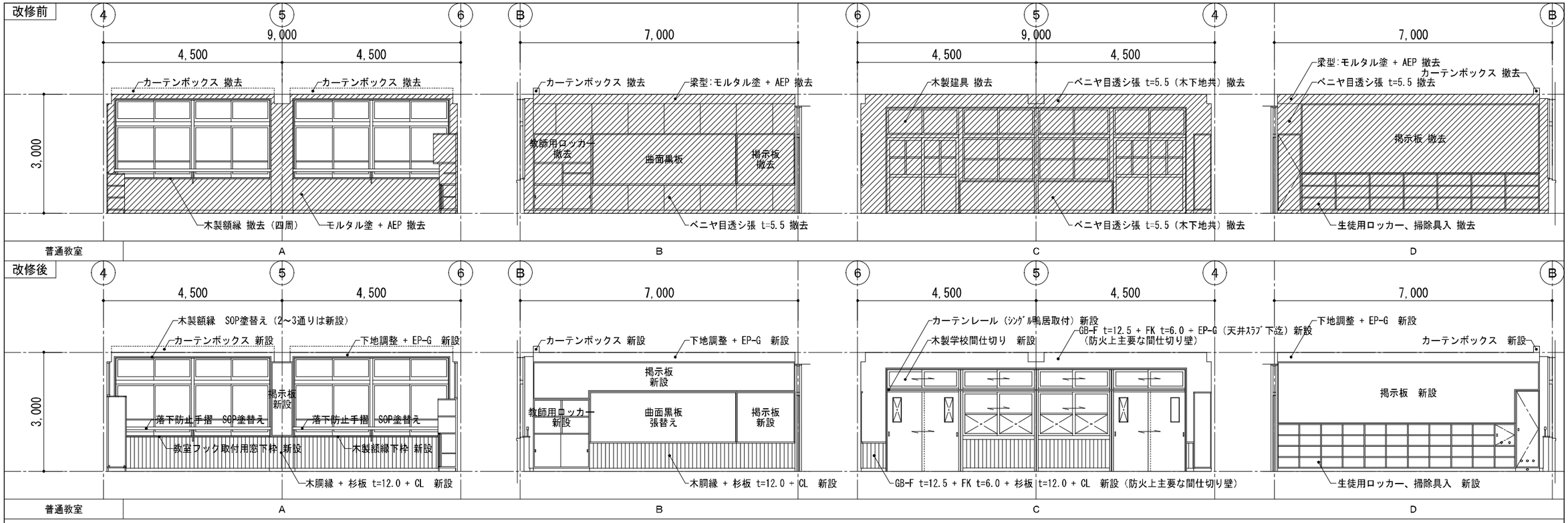

ゲンプラン設計株式会社
一級建築士事務所鹿児島県知事第１－３０－８７号
管理建築士 東野幸史良 一級建築士登録第３２６６３１号

松元小学校校舎１号棟長寿命化改良本体工事

３階 普通教室
展開図（改修前・改修後）

A3
1/100

鹿児島市建設局建築部建築課

A-32

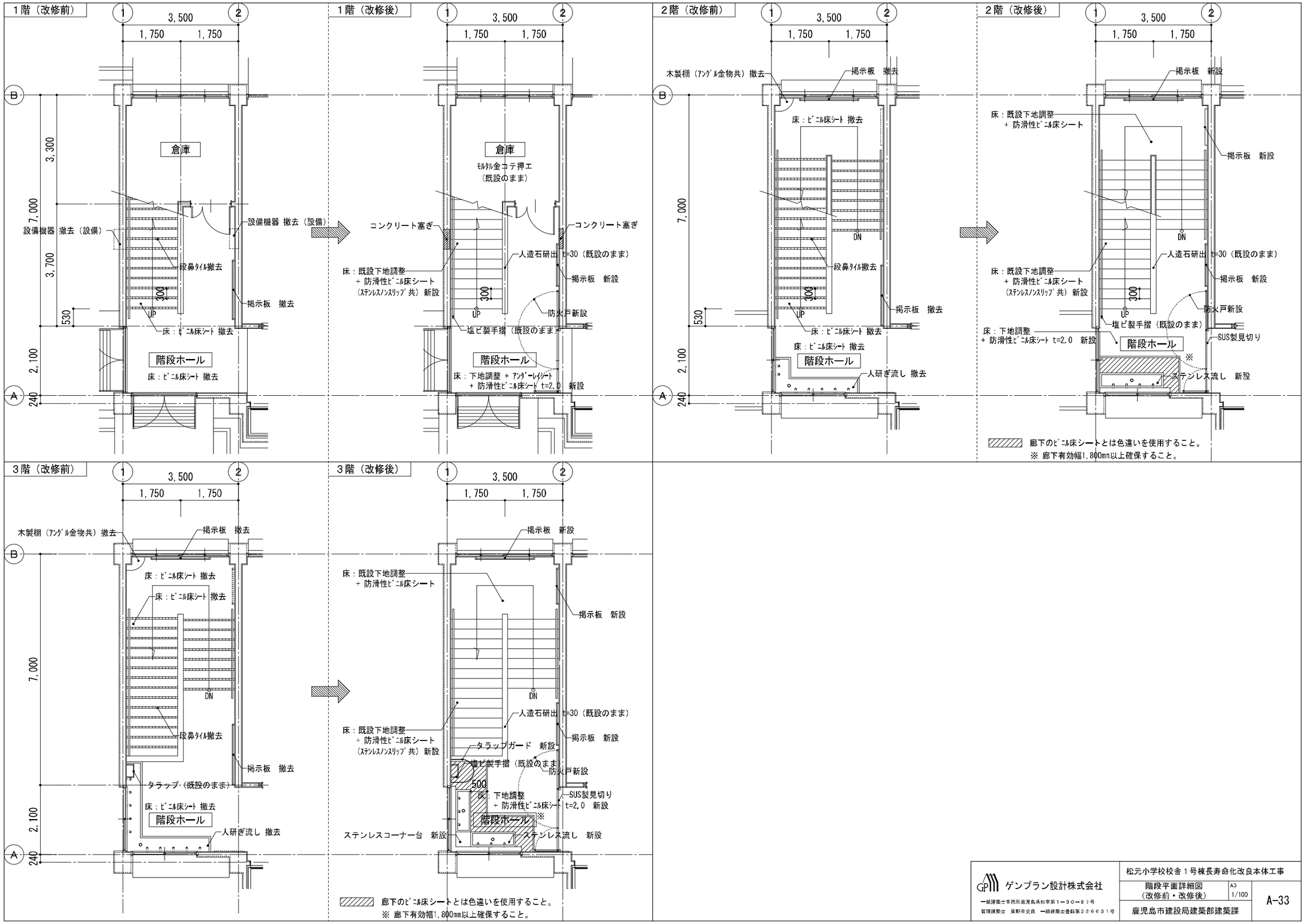

ゲンプラン設計株式会社 一級建築士事務所鹿児島県知事第１－３０－８７号 管理建築士 東野幸史良 一級建築士登録第３２６６３１号	松元小学校校舎１号棟長寿命化改良本体工事 階段平面詳細図 （改修前・改修後） A3 1/100 鹿児島市建設局建築部建築課	A-33

B面（改修前）

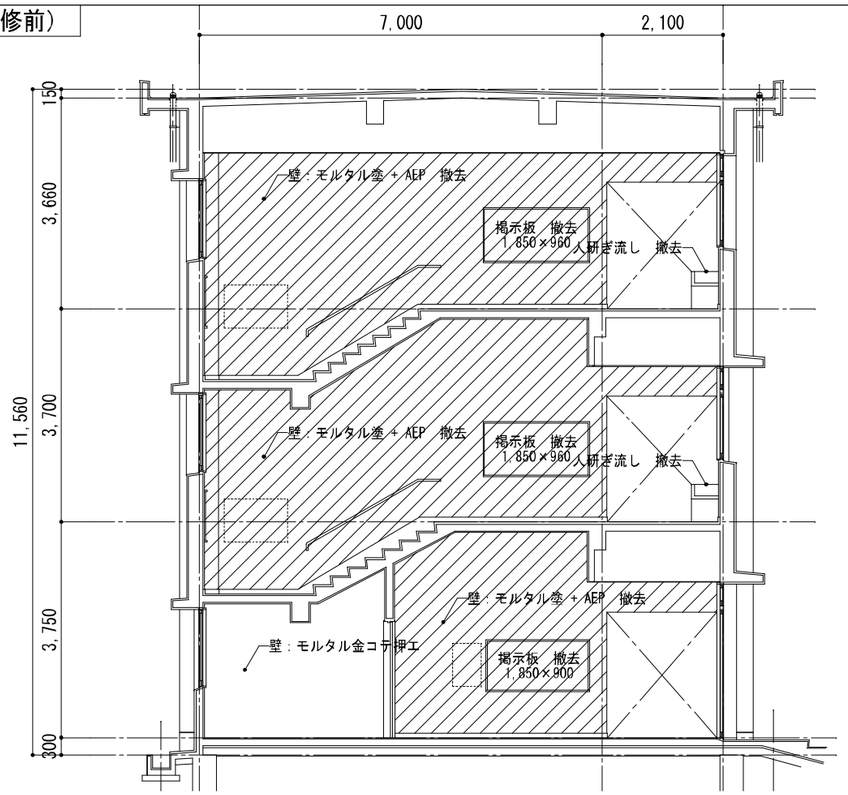

B面（改修後）

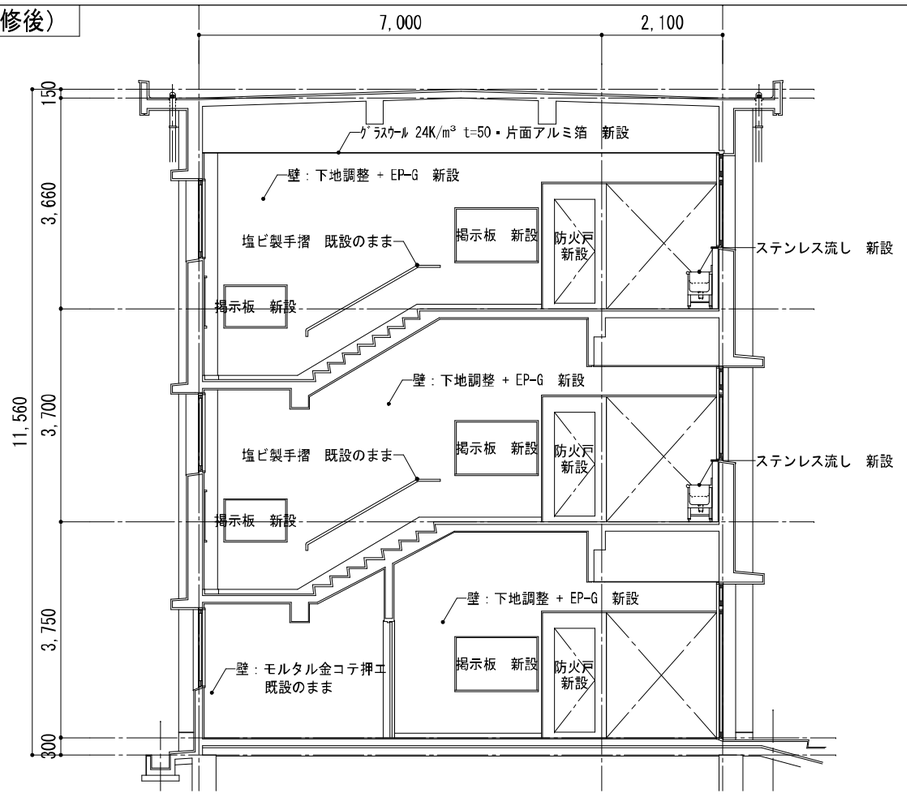

A面（改修前）

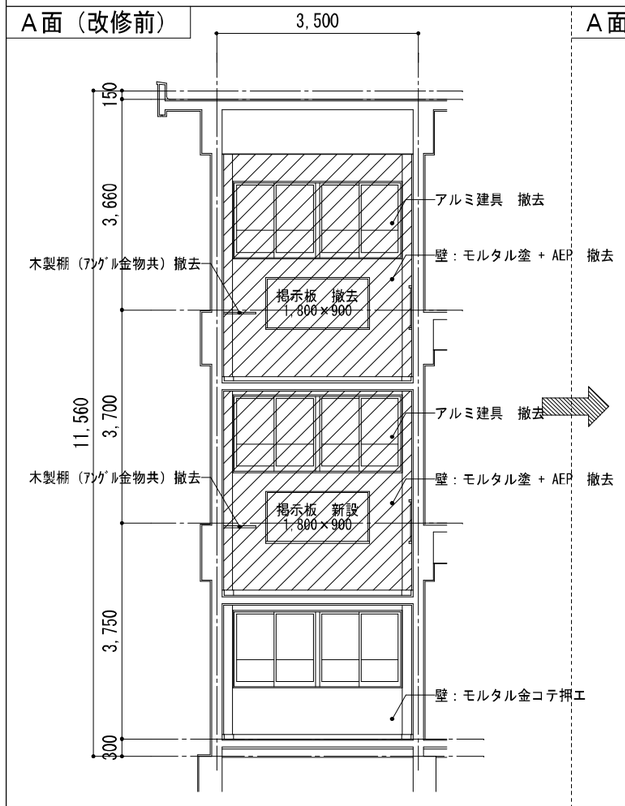

A面（改修後）

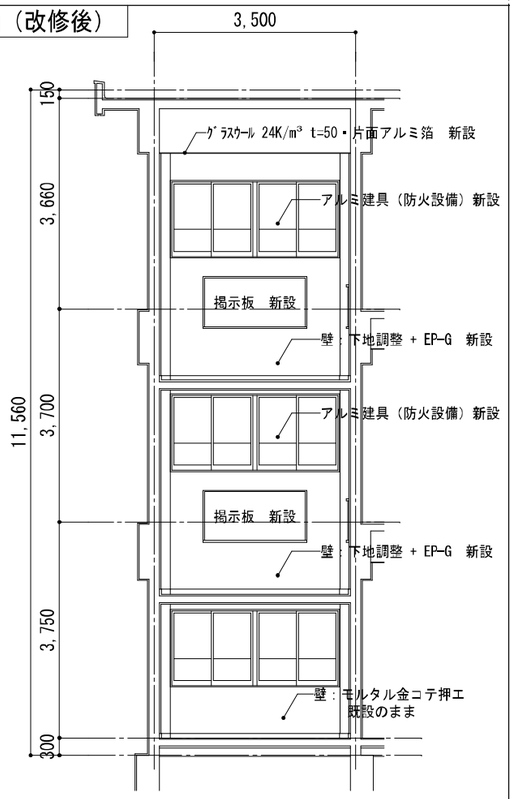

ゲンプラン設計株式会社 一級建築士事務所鹿児島県知事第１－３０－８７号 管理建築士　東野幸史良　一級建築士登録第３２６６３１号	松元小学校校舎１号棟長寿命化改良本体工事		
	階段断面詳細図（１） （改修前・改修後）	A3 1/100	A-34
	鹿児島市建設局建築部建築課		

D面（改修前）

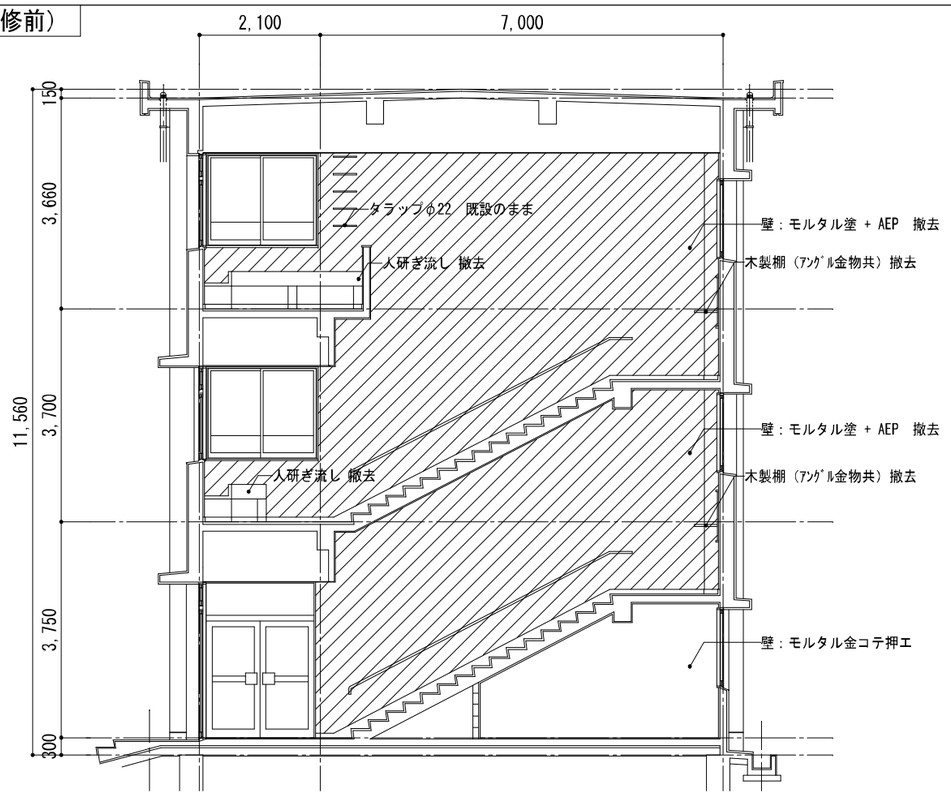

D面（改修後）

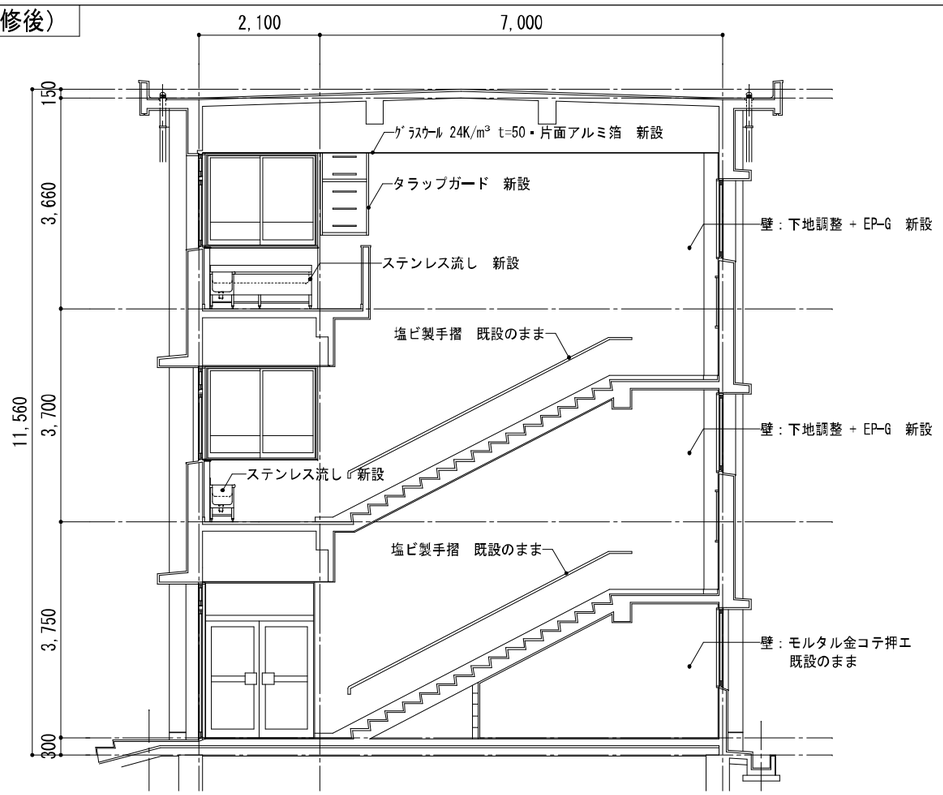

C面（改修前）

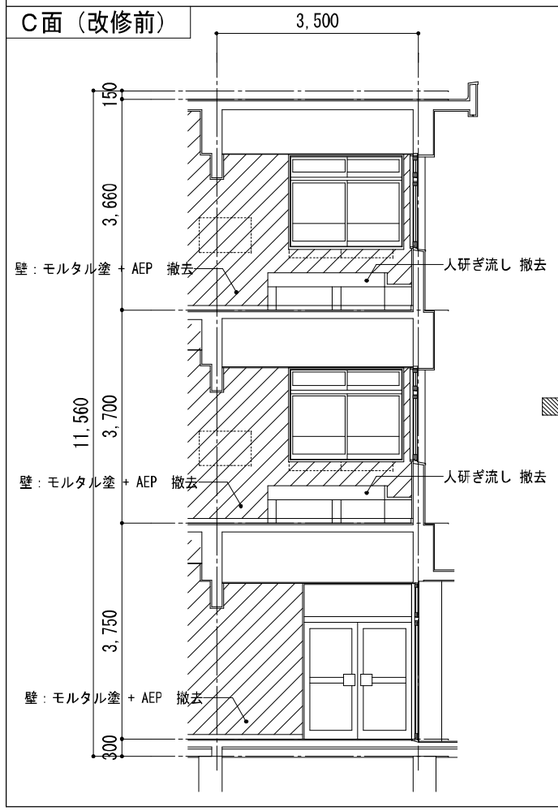

C面（改修後）

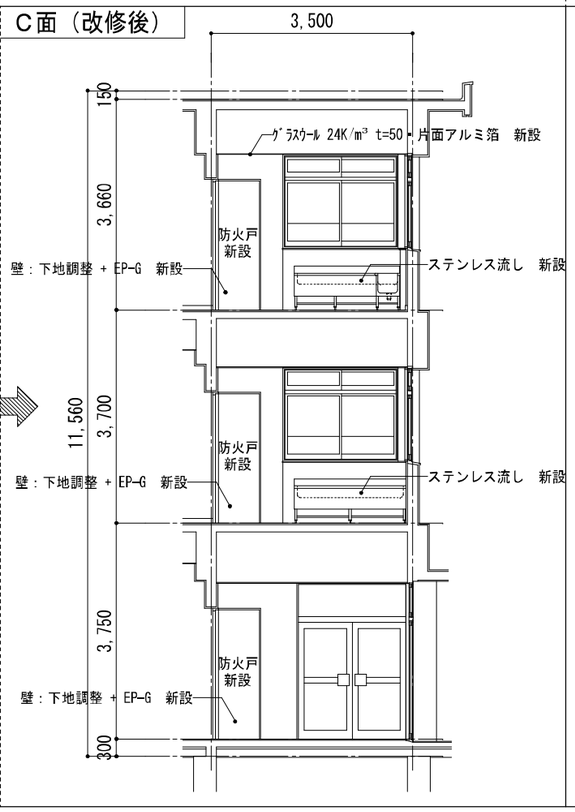

ゲンプラン設計株式会社 一級建築士事務所鹿児島県知事第１－３０－８７号 管理建築士　東野幸史良　一級建築士登録第３２６６３１号	松元小学校校舎１号棟長寿命化改良本体工事		
	階段断面詳細図（２） （改修前・改修後）	A3 1/100	A-35
	鹿児島市建設局建築部建築課		

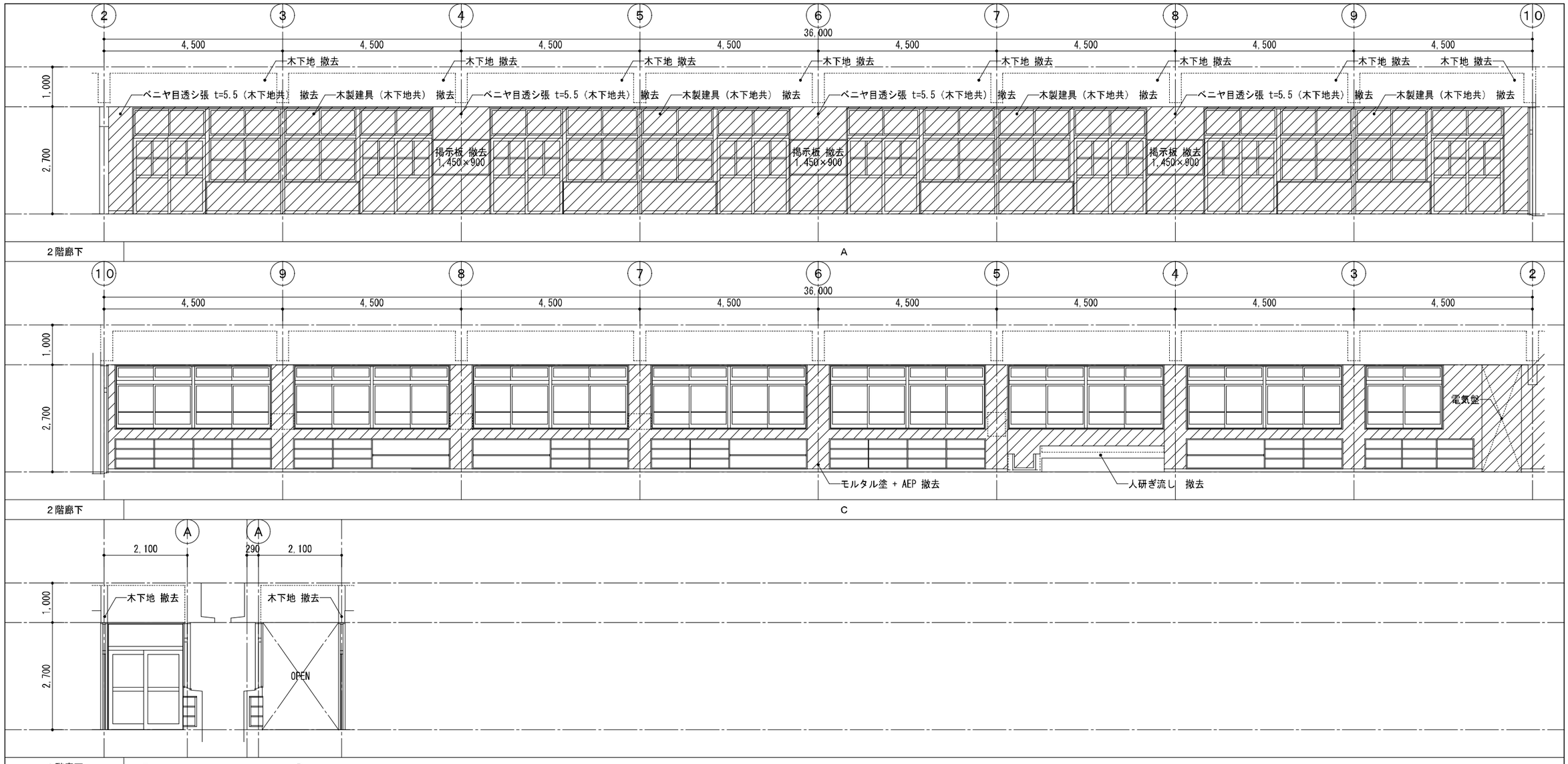

ゲンプラン設計株式会社 一級建築士事務所鹿児島県知事第１－３０－８７号 管理建築士 東野幸史良 一級建築士登録第３２６６３１号	松元小学校校舎１号棟長寿命化改良本体工事
	２階 廊下展開図（改修前） A3 1/100
	鹿児島市建設局建築部建築課
	A-36

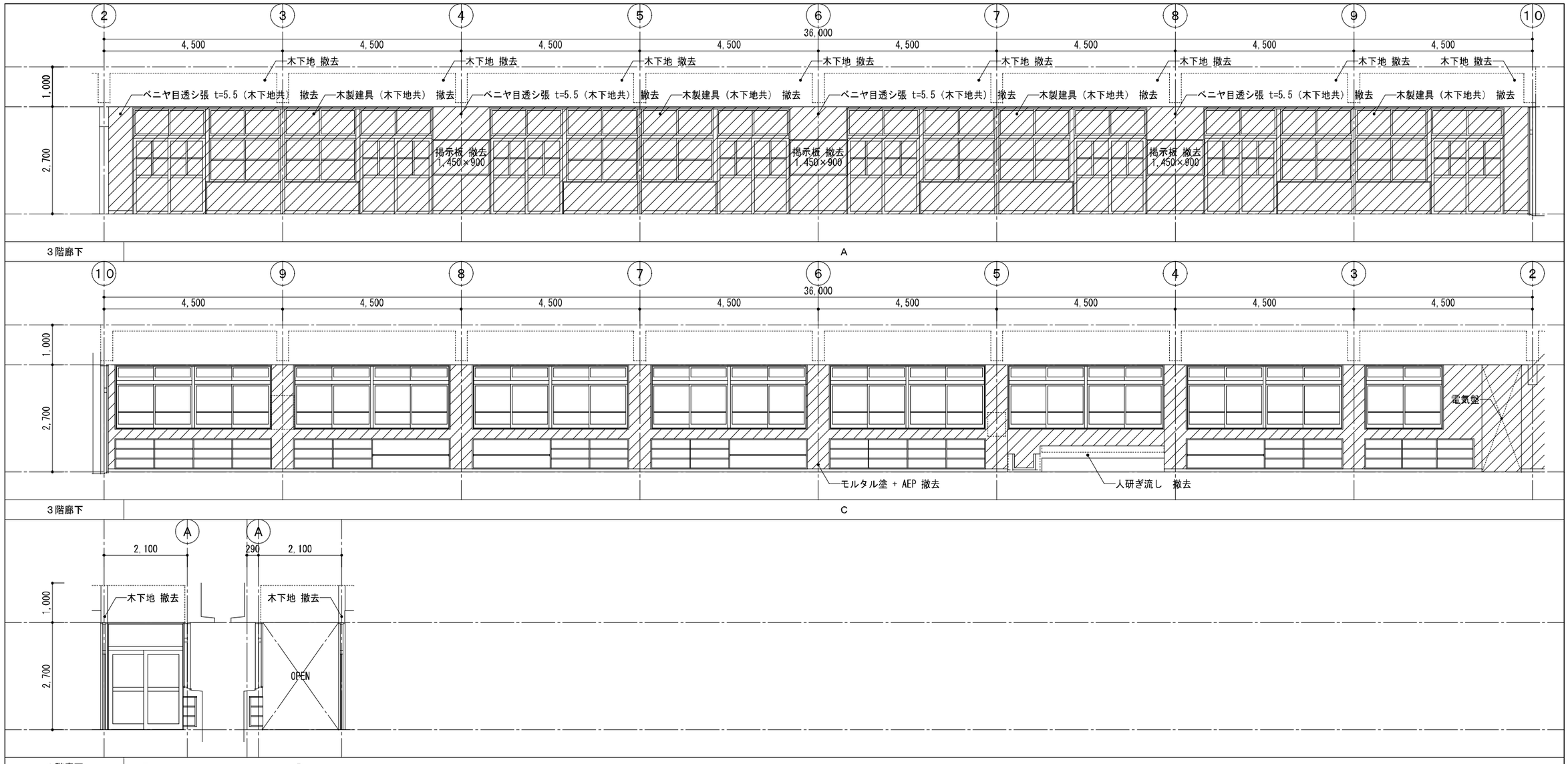

ゲンプラン設計株式会社 一級建築士事務所鹿児島県知事第１－３０－８７号 管理建築士 東野幸史良 一級建築士登録第３２６６３１号	松元小学校校舎１号棟長寿命化改良本体工事
	３階 廊下展開図（改修前） A3 1/100
	鹿児島市建設局建築部建築課
	A-37

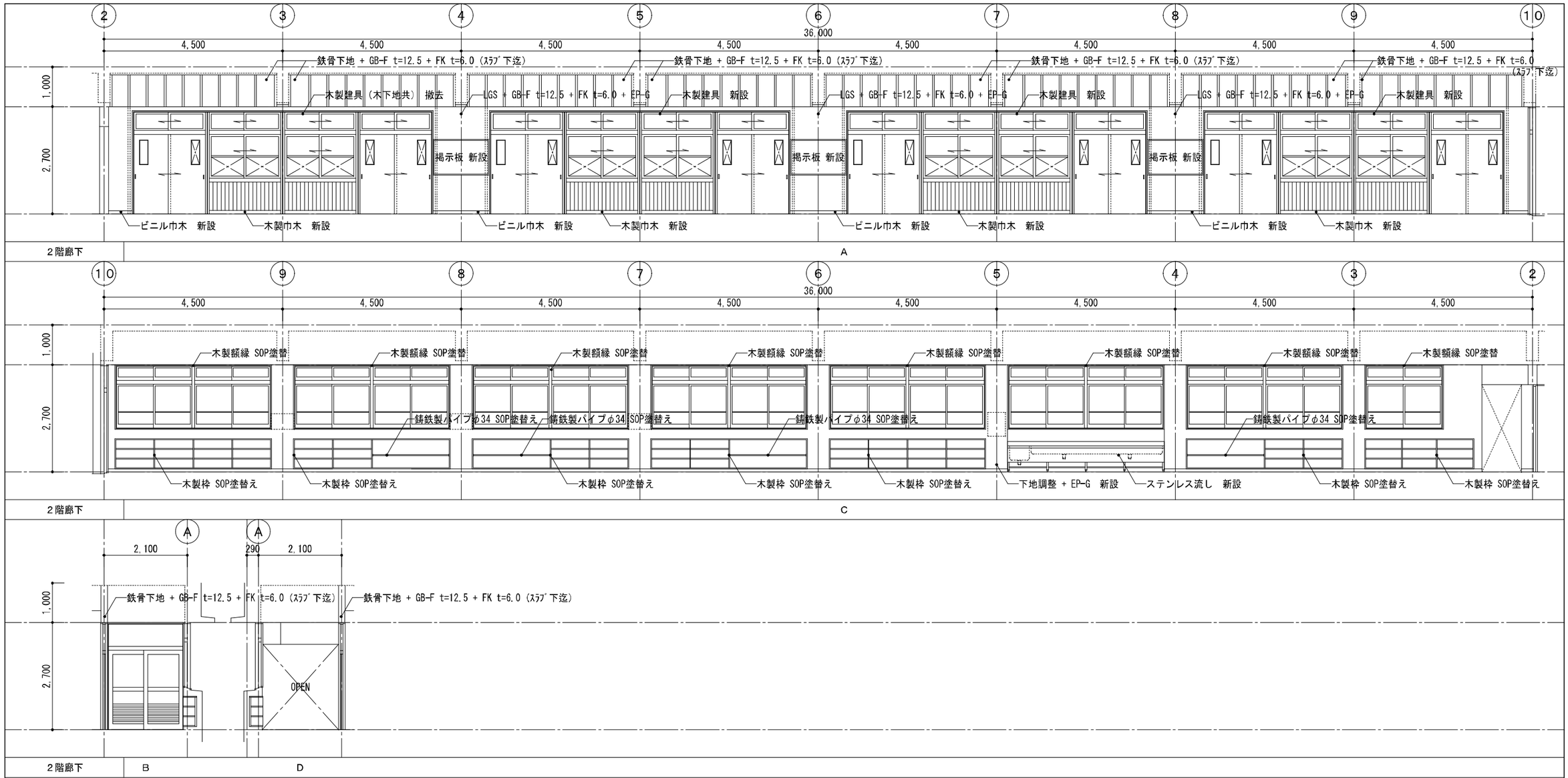

ゲンプラン設計株式会社 一級建築士事務所鹿児島県知事第１－３０－８７号 管理建築士 東野幸史長 一級建築士登録第３２６６３１号	松元小学校校舎１号棟長寿命化改良本体工事 ２階 廊下展開図（改修後） A3 1/100 鹿児島市建設局建築部建築課	A-38

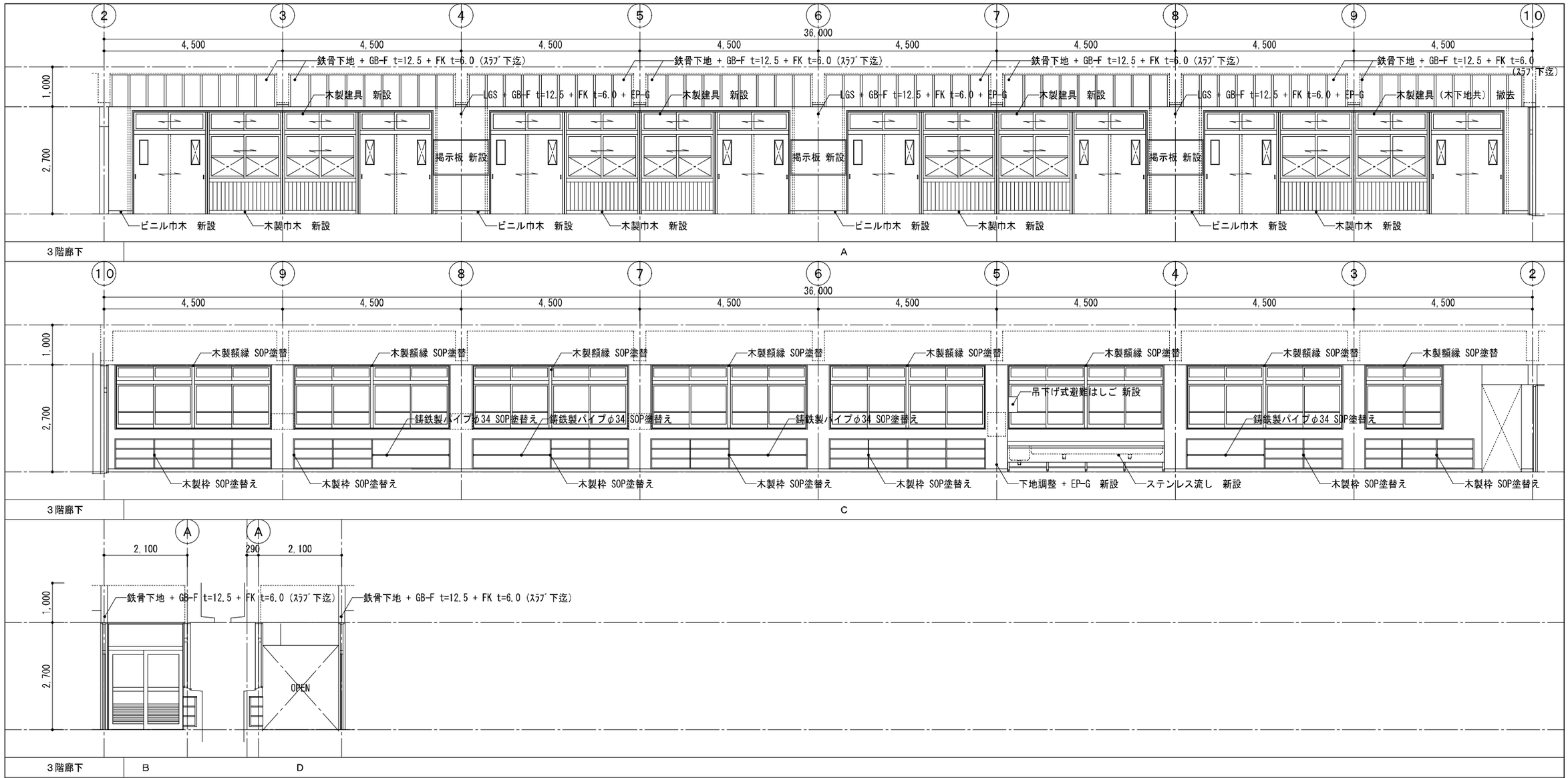

ゲンプラン設計株式会社 一級建築士事務所鹿児島県知事第１－３０－８７号 管理建築士 東野幸史良 一級建築士登録第３２６６３１号	松元小学校校舎１号棟長寿命化改良本体工事
	３階 廊下展開図（改修後） A3 1/100
	鹿児島市建設局建築部建築課
	A-39

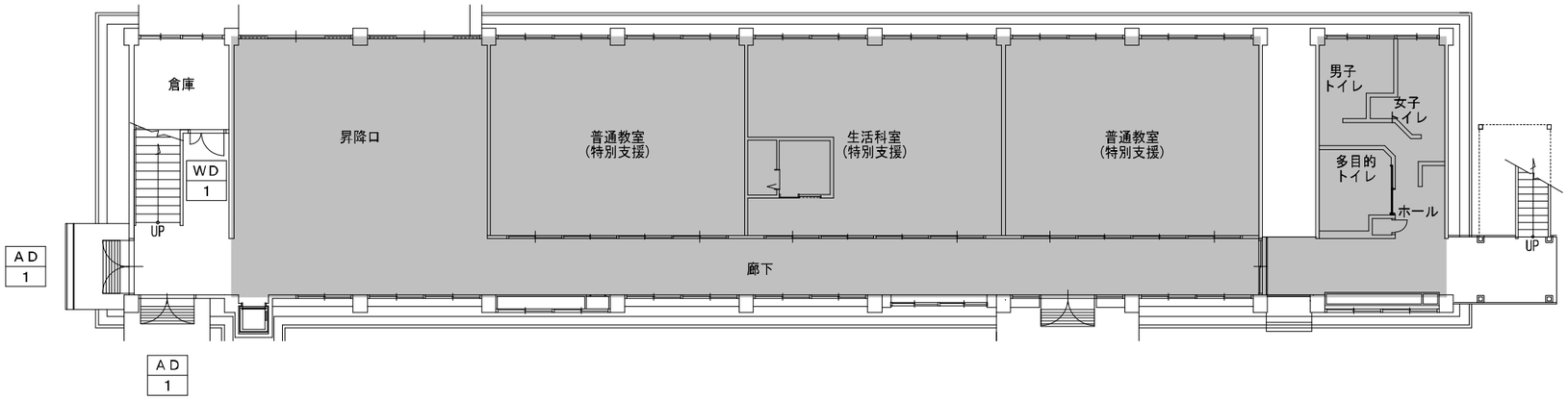

1階 平面図

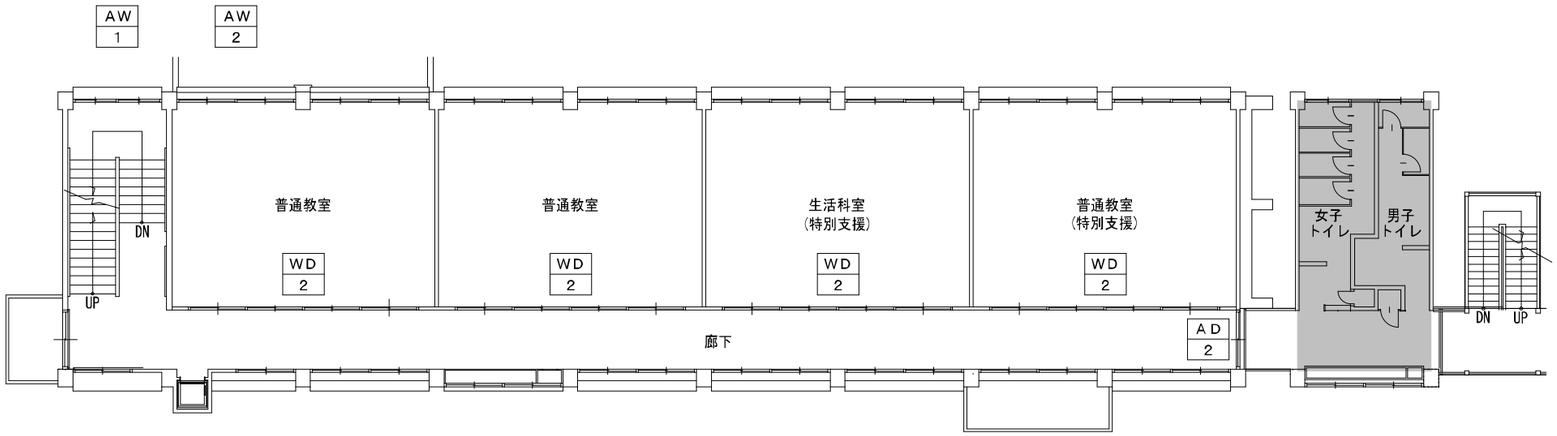

2階 平面図

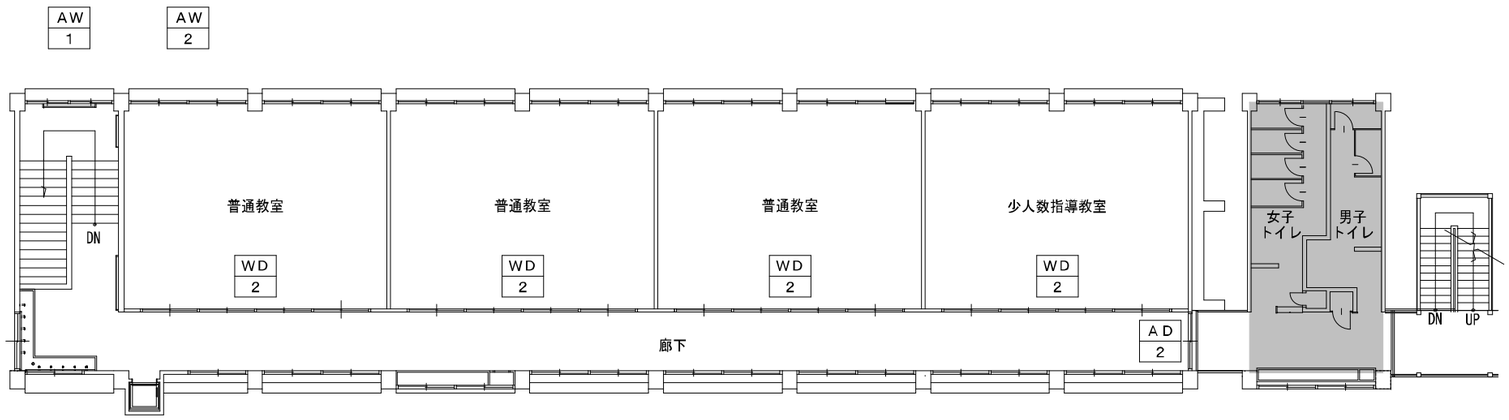

3階 平面図

建具表における凡例及び共通事項

a）建具符号

S D	鋼製ドア	W D	木製ドア	L S D	軽量鋼製ドア
S W	鋼製窓	W W	木製窓	L H D	軽量鋼製引戸
S S	鋼製シャッター	S	障子	S S D	ステンレス製ドア
T B	トイレブース	F	襖	S S W	ステンレス製窓

A D	アルミ製ドア	(特記なき限りアルミ縞板・アルミ水切を設ける)
A W	アルミサッシュ	(特記なき限りアルミ縞板・アルミ水切を設ける)
A G	アルミ製ガラリ	(特記なき限りアルミ縞板・アルミ水切を設ける)
A S	アルミ製シャッター	

b）ガラス符号　〔ガラス押さえは、シーリング（A種）とする。〕

F L	透明フロートガラス		C F L	熱線反射フロートガラス
F	型板ガラス		H F L	熱線吸収フロートガラス
F S	すり板ガラス		H P W C	熱線吸収網入磨き板ガラス
P	透明磨き板ガラス		H P W L	熱線吸収線入磨き板ガラス
P W C	網入磨き板ガラス	(特記なき限り菱形ワイヤーとする)	T	強化ガラス
F W C	網入型板ガラス	(特記なき限り菱形ワイヤーとする)	M	鏡
P W L	線入磨き板ガラス		P G	複層ガラス
F W L	線入型板ガラス		A	空気層

c）建具金物符号　〔金物類は見本・カタログを提出の上決定する。〕

P D	シリンダー本締錠	H	丁番（SUS製とする）
H L	シリンダー錠錠	P H	ピボットヒンジ
C P	シリンダー箱錠	F H	フロアーヒンジ
M O	シリンダーモノロック	A H	オートヒンジ
C O	空錠	D C S	ドアチェック ストッパー有
C L	棒錠錠	D C N	ドアチェック ストッパー無
G R	グレモン錠	A S	アームストッパー
L I	表示付ラッチ錠	D S	戸当り
L H	レバーハンドル（SUS製）	F	フランス落し
C H	ケースハンドル（SUS製）	F D	ファイアーダンパー
P P	押板（引手兼用）		
C R	クレセント錠（取付高さはFL+1500以下とする）		
P B	把手（特記なき限りSUS製L=600内外とする）		

d）仕上符号

SOP	合成樹脂調合ペイント塗	M-BE	メラミン系塗料焼付
C L	クリアラッカー塗	E-BE	エポキシ系塗料焼付
O S	油性ステイン塗	A-BE	アクリル系塗料焼付
M P	多彩模様塗料吹付		
		B A	ステンレス鏡面（バフ）仕上
		H L	ステンレスヘアライン仕上

a）建具表における凡例及び共通事項

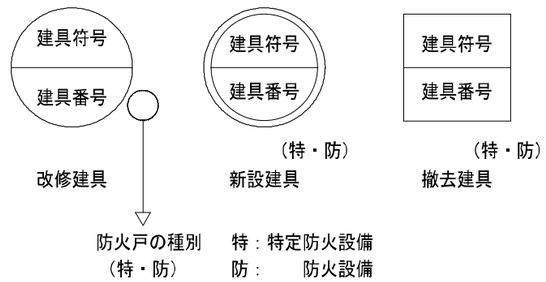

ゲンプラン設計株式会社
一級建築士事務所鹿児島県知事第１－３０－８７号
管理建築士　東野幸史良　一級建築士登録第３２６６３１号

松元小学校校舎１号棟長寿命化改良本体工事

建具キープラン（改修前）　A3 1/200

鹿児島市建設局建築部建築課

A-40

符号・数量	AD 1	1階階段ホール	2	AD 2	1階廊下	2	AW 1	教室	2	AW 2	階段	2
姿図 基準FL	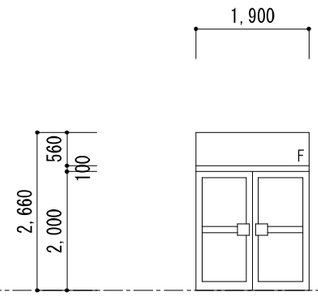			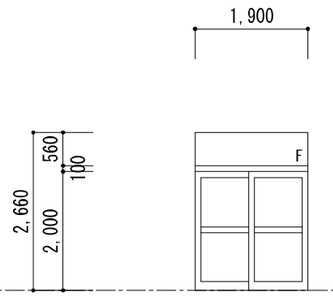			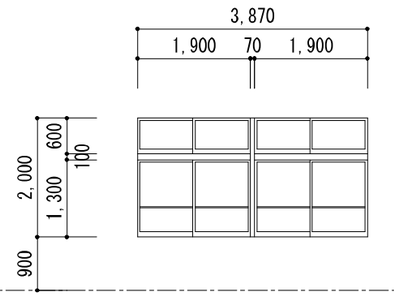			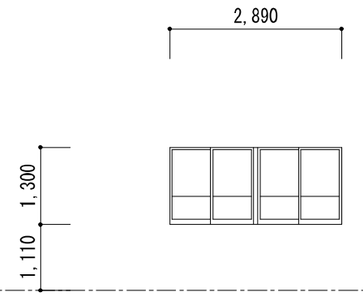	
形式	ランマFIX窓付両開キ戸			引違いランマFIX窓付引違い戸			２連ランマFIX窓付引違窓			２連引違窓		
見込	１００			７０			７０			７０		
ガラス	PWC-6.8			T-5 + A-6 + T-5			上部：FL-3 下部：FL-5			上部：FL-3 下部：FL-5		
材質・仕上	アルミ押出型材			アルミ押出型材・電解着色仕上			アルミ押出型材			アルミ押出型材		
施錠	ＤＰ			ＣＲ			ＣＲ			ＣＲ		
金物・備考	撤去			撤去			撤去			撤去		

符号・数量	WD 1	倉庫	1	WD 2	教室	8
姿図 基準FL	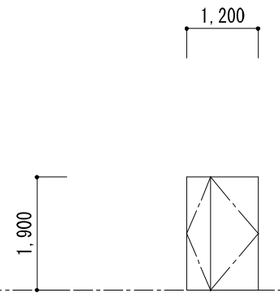			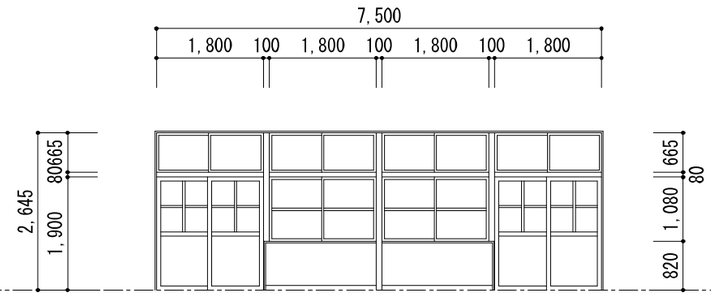	
形式	親子開キ戸			学校間仕切り		
見込	扉：３３			扉：33		
ガラス	―			上部：FL-1.9 下部：F -1.9		
材質・仕上	木製ラワンベニヤフラッシュ			木製 ＋ ＯＰ		
施錠	ＰＤ			外締錠		
金物・備考	Ｈ・ＰＢ・付属金物一式			SUS製下枠・引手・戸車・付属金物一式		

ゲンプラン設計株式会社
一級建築士事務所鹿児島県知事第１－３０－８７号
管理建築士　東野幸史長　一級建築士登録第３２６６３１号

松元小学校校舎１号棟長寿命化改良本体工事

建具表（改修前）　A3 1/100

鹿児島市建設局建築部建築課

A-41

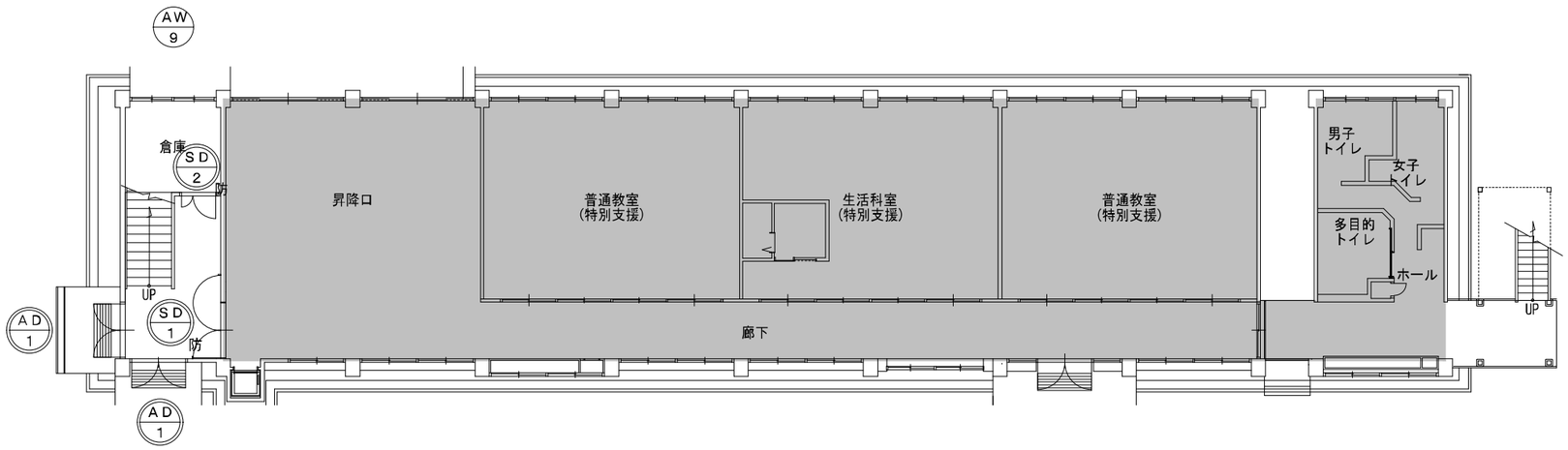

1階 平面図

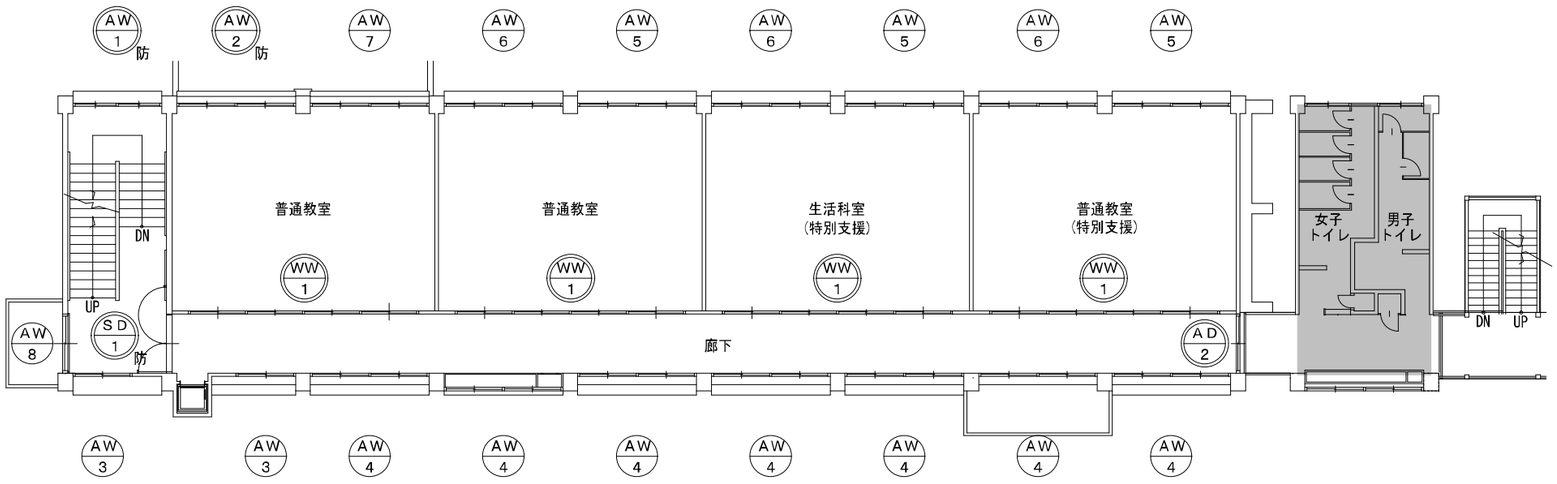

2階 平面図

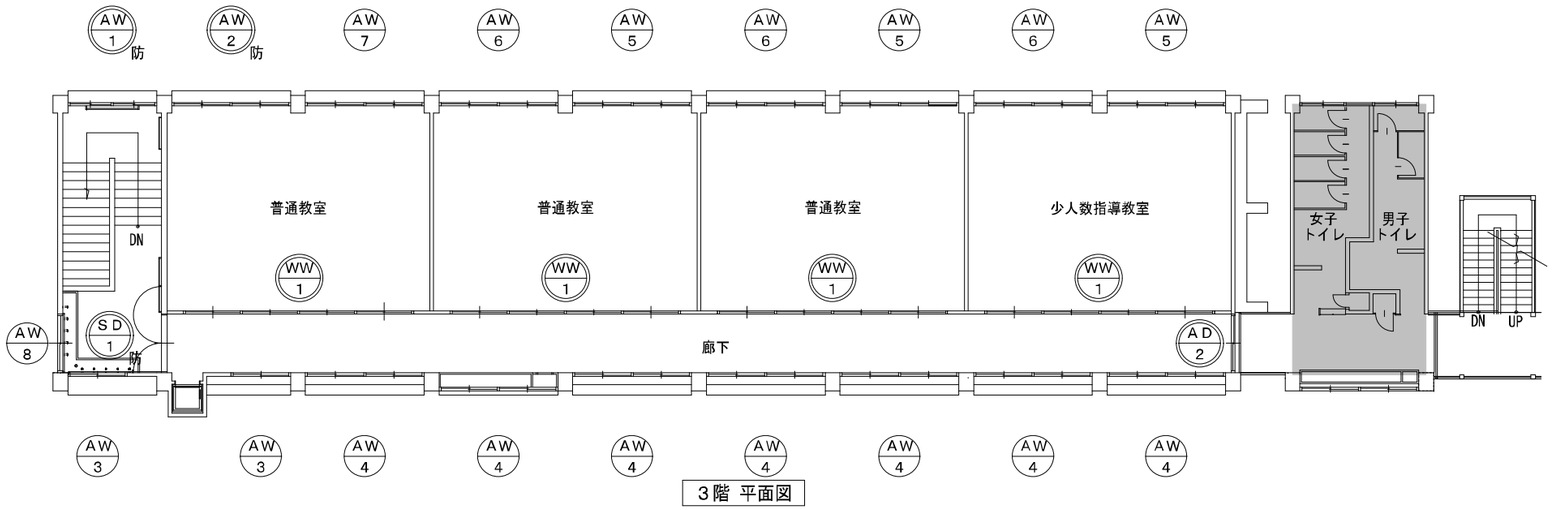

3階 平面図

建具表における凡例及び共通事項

a）建具符号

S D	鋼製ドア	W D	木製ドア	L S D	軽量鋼製ドア
S W	鋼製窓	W W	木製窓	L H D	軽量鋼製引戸
S S	鋼製シャッター	S	障子	S S D	ステンレス製ドア
T B	トイレブース	F	襖	S S W	ステンレス製窓

A D	アルミ製ドア	(特記なき限りアルミ縞板・アルミ水切を設ける)
A W	アルミサッシュ	(特記なき限りアルミ縞板・アルミ水切を設ける)
A G	アルミ製ガラリ	(特記なき限りアルミ縞板・アルミ水切を設ける)
A S	アルミ製シャッター	

b）ガラス符号　〔ガラス押さえは、シーリング（A種）とする。〕

F L	透明フロートガラス		C F L	熱線反射フロートガラス
F	型板ガラス		H F L	熱線吸収フロートガラス
F S	すり板ガラス		H P W C	熱線吸収網入磨き板ガラス
P	透明磨き板ガラス		H P W L	熱線吸収線入磨き板ガラス
P W C	網入磨き板ガラス	(特記なき限り菱形ワイヤーとする)	T	強化ガラス
F W C	網入型板ガラス	(特記なき限り菱形ワイヤーとする)	M	鏡
P W L	線入磨き板ガラス		P G	複層ガラス
F W L	線入型板ガラス		A	空気層

c）建具金物符号　〔金物類は見本・カタログを提出の上決定する。〕

P D	シリンダー本締錠	H	丁番（SUS製とする）
H L	シリンダー錠錠	P H	ピボットヒンジ
C P	シリンダー箱錠	F H	フロアーヒンジ
M O	シリンダーモノロック	A H	オートヒンジ
C O	空錠	D C S	ドアチェック ストッパー有
C L	棒錠錠	D C N	ドアチェック ストッパー無
G R	グレモン錠	A S	アームストッパー
L I	表示付ラッチ錠	D S	戸当り
L H	レバーハンドル（SUS製）	F	フランス落し
C H	ケースハンドル（SUS製）	F D	ファイアーダンパー
P P	押板（引手兼用）		
C R	クレセント錠（取付高さはFL+1500以下とする）		
P B	把手（特記なき限りSUS製L=600内外とする）		

d）仕上符号

SOP	合成樹脂調合ペイント塗	M-BE	メラミン系塗料焼付
C L	クリアラッカー塗	E-BE	エポキシ系塗料焼付
O S	油性ステイン塗	A-BE	アクリル系塗料焼付
M P	多彩模様塗料吹付		
		B A	ステンレス鏡面（バフ）仕上
		H L	ステンレスヘアライン仕上

a）建具表における凡例及び共通事項

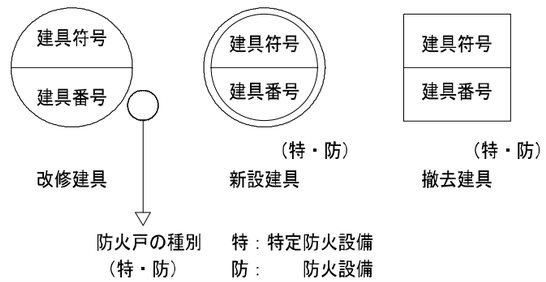

ゲンプラン設計株式会社
一級建築士事務所鹿児島県知事第１－３０－８７号
管理建築士　東野幸史良　一級建築士登録第３２６６３１号

松元小学校校舎１号棟長寿命化改良本体工事		
建具キープラン（改修後）	A3 1/200	A-42
鹿児島市建設局建築部建築課		

符号・数量	SD 1 防　階段ホール　3	SD 2 防　倉庫　1	AD 1　1階階段ホール　2	AD 2　2・3階廊下　2
姿図 基準FL	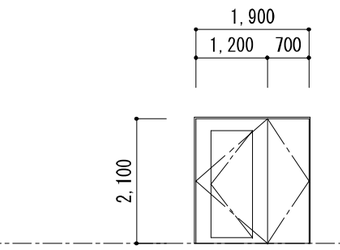	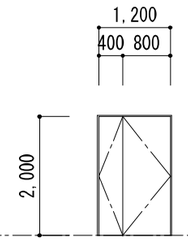	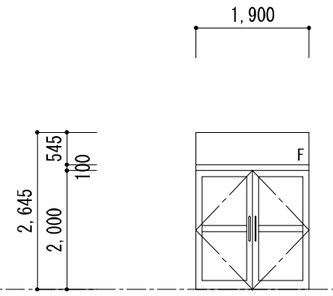	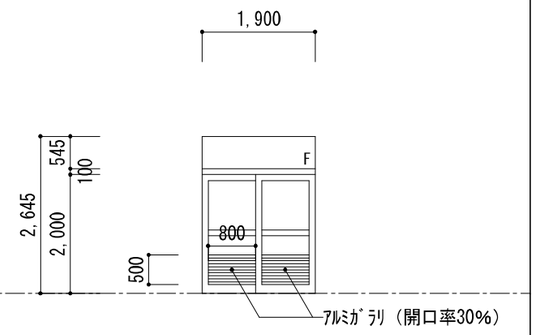
形式	常時開放煙感連動閉鎖式防火戸（くぐり戸付）	常時閉鎖式防火戸	ランマFIX窓付両開キ戸	引違いランマFIX窓付引違い戸
見込	100・40（扉）	100・40（扉）	１００	７０
ガラス	―	―	(Low-E)-3 + A6 + FL-3	(Low-E)-3 + A6 + FL-3
材質・仕上	鋼板加工 t=0.8・SOP	鋼板加工 t=0.8・SOP	アルミ押出型材	アルミ押出型材・電解着色仕上
施錠	ＰＤ	ＰＤ	ＰＤ	ＨＬ
金物・備考	新設 ＰＨ・ＣＨ・扉閉鎖順位調整器・附属金物一式	新設 Ｈ・ＬＨ・ＤＣＮ・附属金物一式	Ｆ・ＦＨ・アルミ額縁・ＰＢ・ＤＣＳ・SUS製下枠・付属金物一式	戸車・SUS製ﾌﾗｯﾄﾚｰﾙ・アルミ額縁・付属金物一式

符号・数量	AW 1 防　階段　2	AW 2 防　教室　2	AW 3　廊下・ホール　4	AW 4　廊下　１４
姿図 基準FL	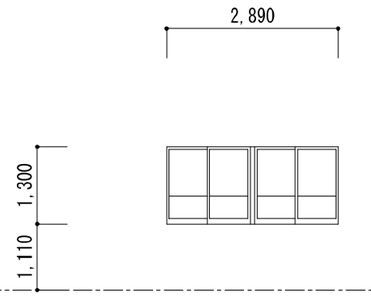	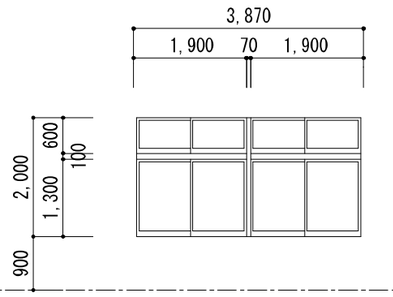	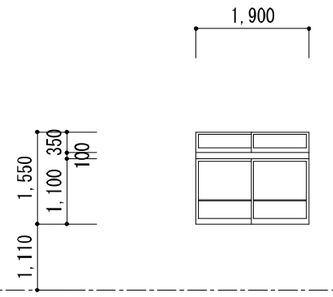	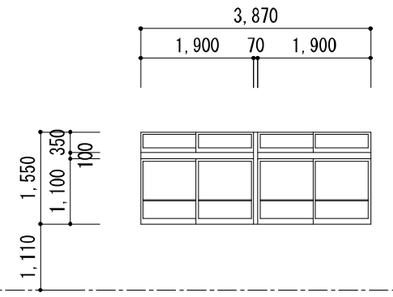
形式	２連引違窓	２連引違窓	２段引違窓	２連ランマ付引違窓
見込	７０	７０	７０	７０
ガラス	ＦＷＣ－6.8 + A6 + (Low-E)5	ＦＷＣ－6.8 + A6 + (Low-E)5	上部：FL-3 下部：FL-5	上部：FL-3 下部：FL-5
材質・仕上	アルミ押出型材	アルミ押出型材	アルミ押出型材	アルミ押出型材
施錠	ＣＲ	ＣＲ	ＣＲ	ＣＲ
金物・備考	付属金物一式	付属金物一式	改修 アタッチメント付ペアガラスへ取替：3.0（Low-E）+A6.0+3.0 クレセント・戸車 取替 シーリング打替（四周）	改修 アタッチメント付ペアガラスへ取替：3.0（Low-E）+A6.0+3.0 クレセント・戸車 取替 シーリング打替（四周）

※ マスターキーシステムについては監督員と協議すること。

ゲンプラン設計株式会社
一級建築士事務所鹿児島県知事第１－３０－８７号
管理建築士　東野幸史長　一級建築士登録第３２６６３１号

松元小学校校舎１号棟長寿命化改良本体工事

建具表（改修後１）　A3 1/100

鹿児島市建設局建築部建築課

A-43

符号・数量	AW 5　教室　6	AW 6　教室　6	AW 7　教室　2
姿図 基準FL	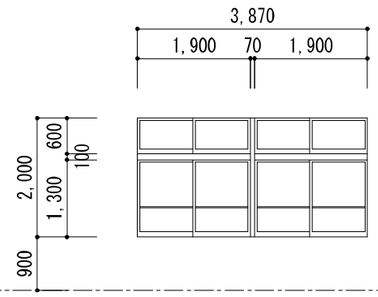	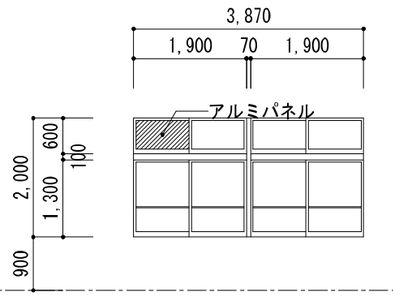	改修前 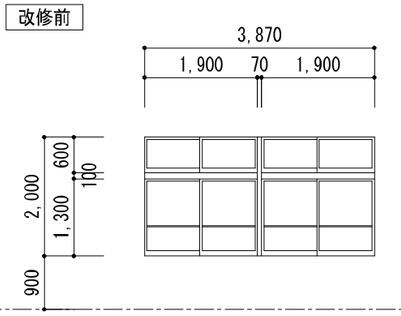 改修後 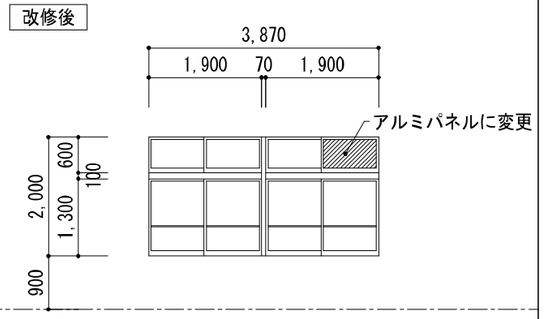
形式	２連ランマ付引違窓	２連ランマ付引違窓	２連ランマ付引違窓
見込	７０	７０	７０
ガラス	上部：FL-3 下部：FL-5	上部：FL-3 下部：FL-5	上部：FL-3 下部：FL-5
材質・仕上	アルミ押出型材	アルミ押出型材	アルミ押出型材
施錠	ＣＲ	ＣＲ	ＣＲ
金物・備考	改修 アタッチメント付ペアガラスへ取替：3.0（Low-E）+A6.0+3.0 クレセント・戸車 取替 シーリング打替（四周）	改修 アタッチメント付ペアガラスへ取替：3.0（Low-E）+A6.0+3.0 クレセント・戸車・アルミパネル 取替 シーリング打替（四周）	改修 アタッチメント付ペアガラスへ取替：3.0（Low-E）+A6.0+3.0 クレセント・戸車 取替 シーリング打替（四周）・一部アルミパネルに変更

符号・数量	AW 8　階段ホール　2	AW 9　倉庫　1	WW 1　教室　8
姿図 基準FL	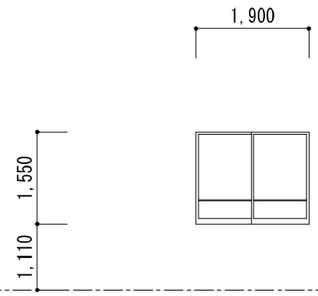	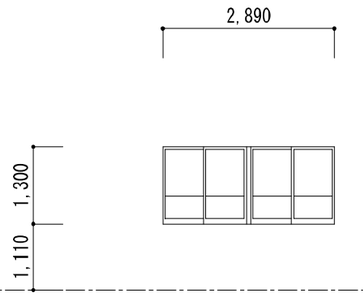	F-3 を示す 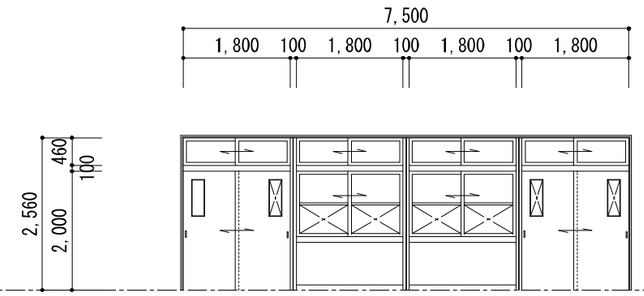
形式	引違窓	２連引違窓	ランマ付引違戸・ランマ付引違窓
見込	７０	７０	枠見込：157、窓：33、引戸：36
ガラス	上部：FL-3 下部：FL-5	ＦＷＣ－6.8 + A6 + FL-3	FL-3・F-3
材質・仕上	アルミ押出型材	アルミ押出型材	杉集成材CL塗装、扉表面材：シナ合板 t=4.0 CL塗装、腰壁：シナ合板 t=5.5 CL塗装
施錠	ＣＲ	ＣＲ	ＨＬ・ＣＬ
金物・備考	改修 アタッチメント付ペアガラスへ取替：3.0（Low-E）+A6.0+3.0 クレセント・戸車 取替 シーリング打替（四周）	改修 アタッチメント付ペアガラスへ取替：3.0（Low-E）+A6.0+3.0 クレセント・戸車 取替 シーリング打替（四周）	新設 SUS製下枠・SUS製戸車(非脱輪仕様)・指詰め防止・アルミ製Vレール 付属金物一式

ゲンプラン設計株式会社
一級建築士事務所鹿児島県知事第１－３０－８７号
管理建築士　東野幸史長　一級建築士登録第３２６６３１号

松元小学校校舎１号棟長寿命化改良本体工事

建具表（改修後２）　A3 1/100

鹿児島市建設局建築部建築課

A-44

パラペット詳細図 1/30

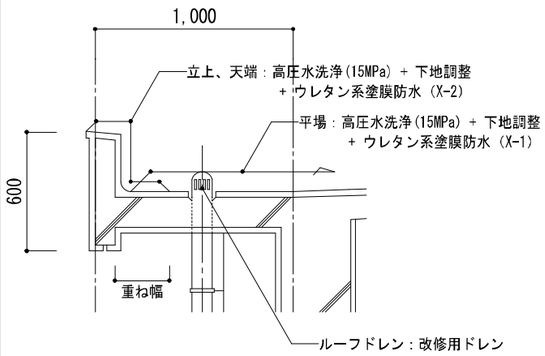

《参考図》

屋上点検口 1/30

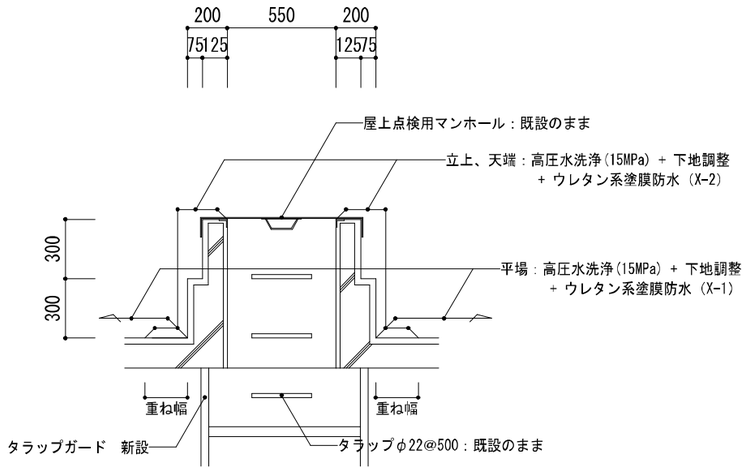

《参考図》

TVアンテナ用基礎 1/20

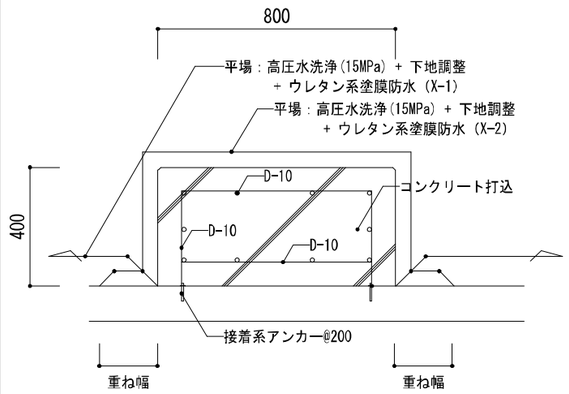

《参考図》

ポーチ庇部分 1/30

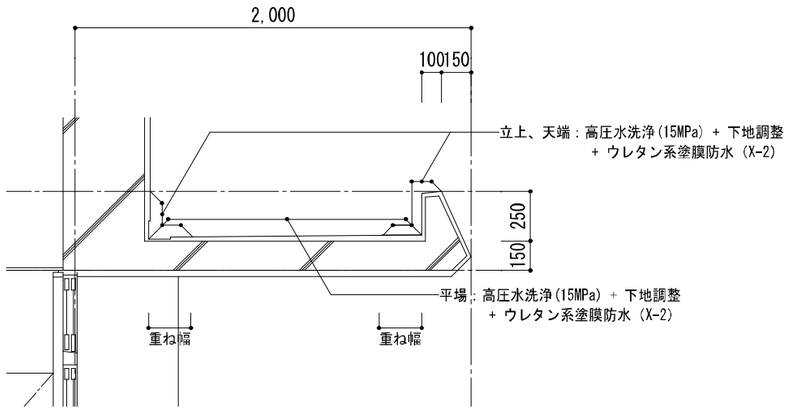

《参考図》

ゲンプラン設計株式会社 一級建築士事務所鹿児島県知事第１－３０－８７号 管理建築士 東野幸史郎 一級建築士登録第３２６６３１号	松元小学校校舎１号棟長寿命化改良本体工事	
	屋上防水改修詳細図	A3 図示
	鹿児島市建設局建築部建築課	A-45

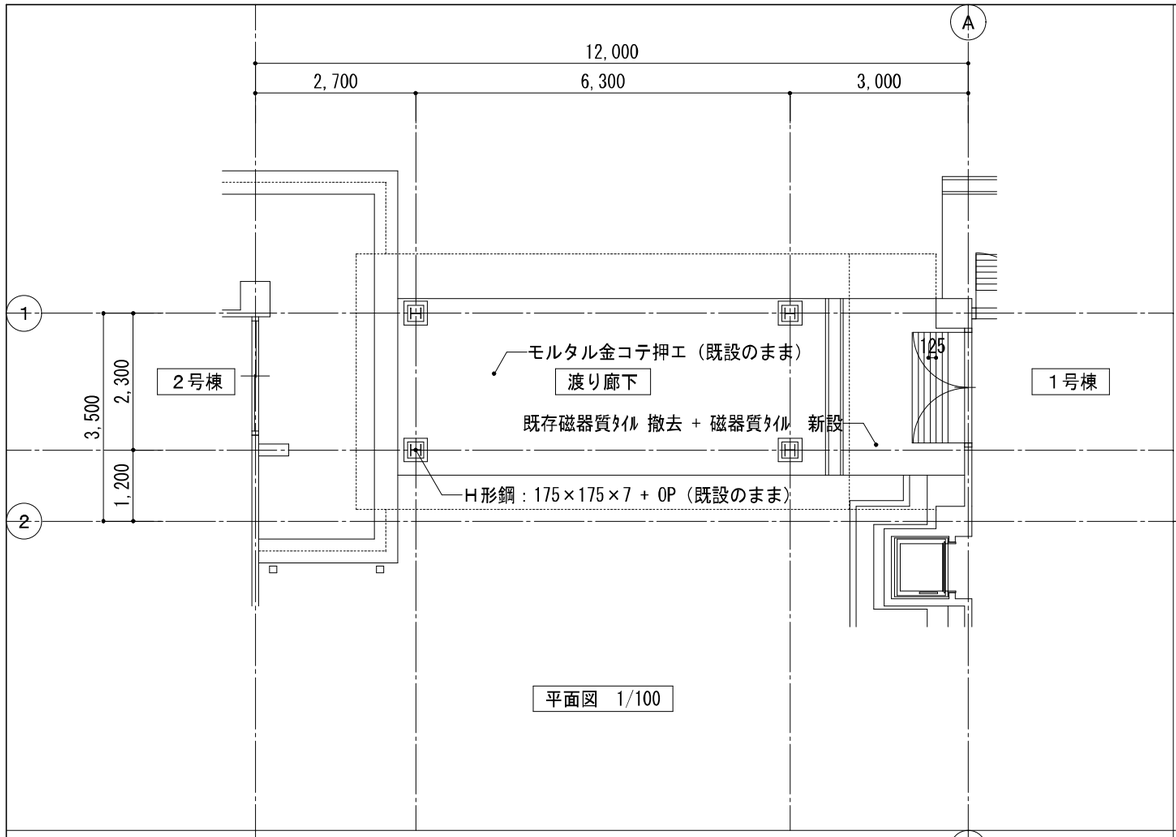

平面図 1/100

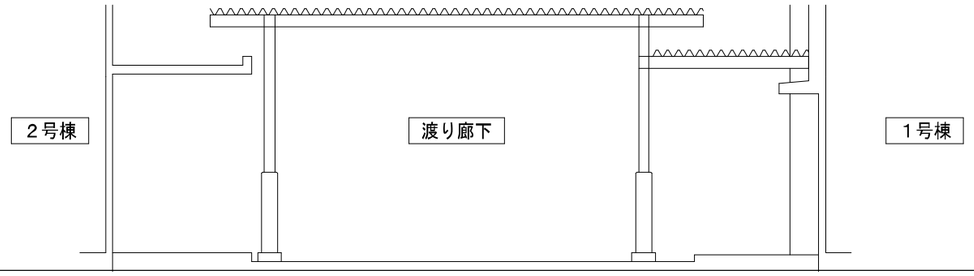

立面図 1/100

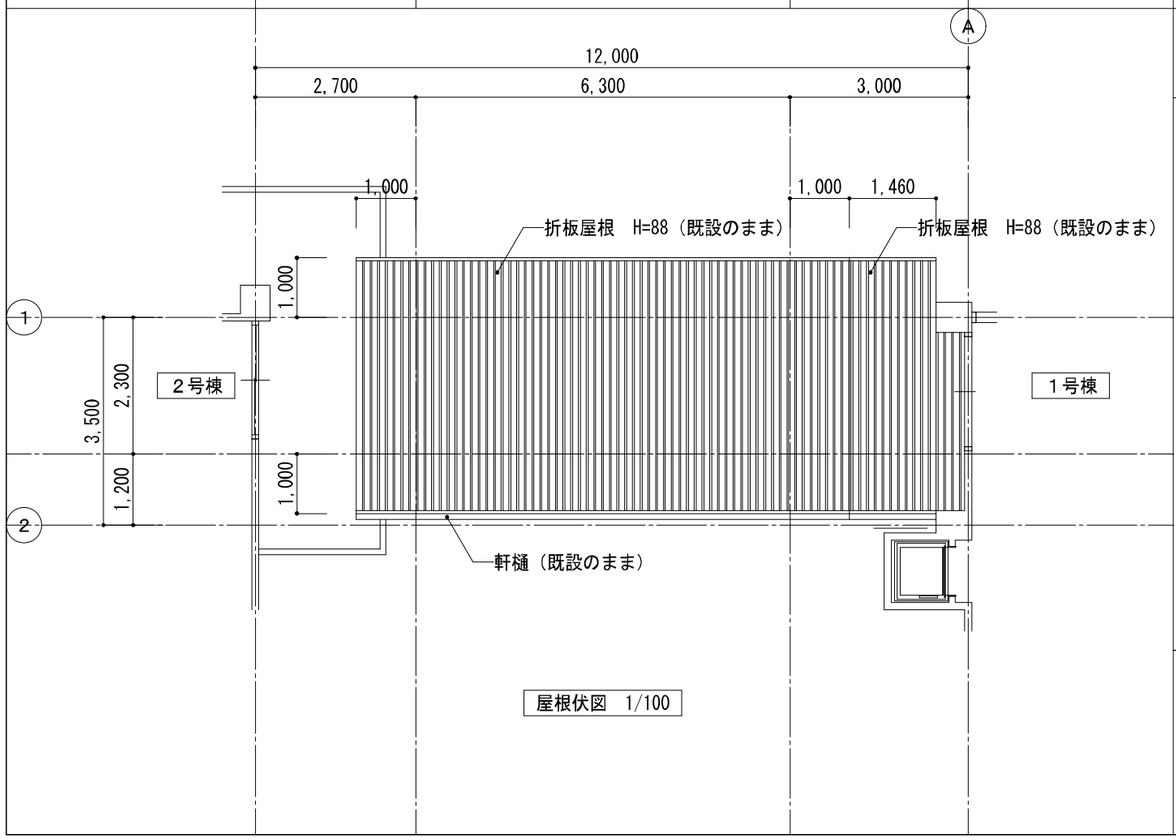

屋根伏図 1/100

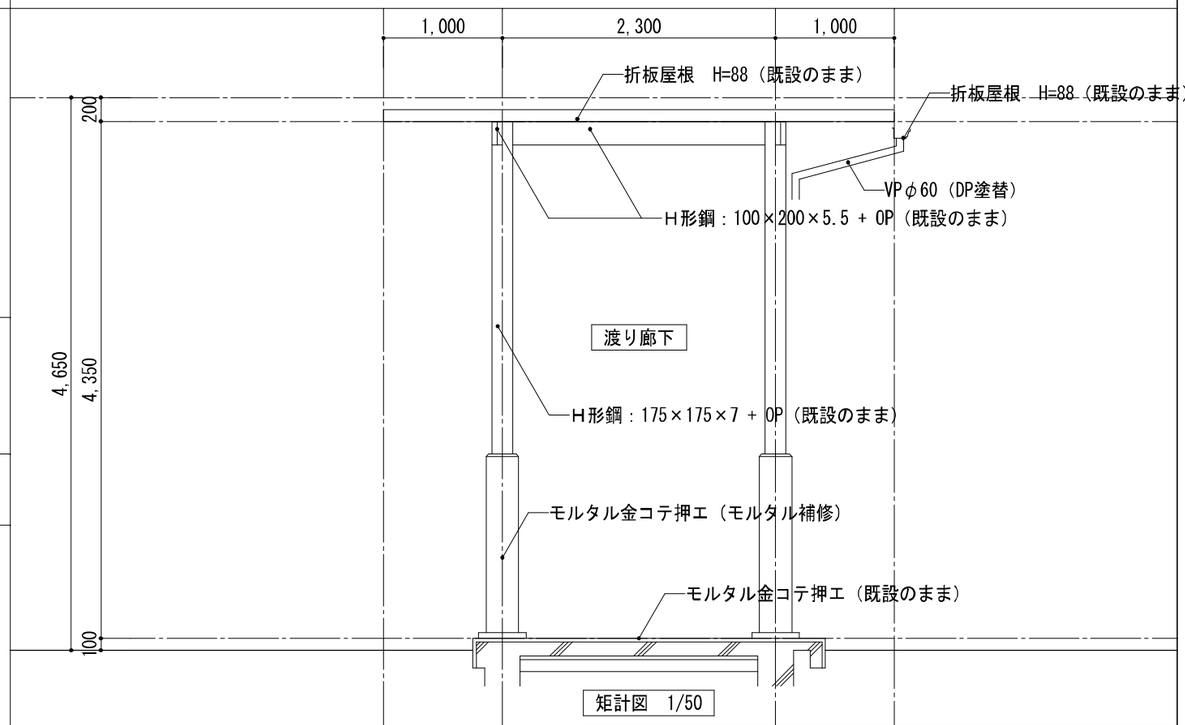

矩計図 1/50

ゲンプラン設計株式会社 一級建築士事務所鹿児島県知事第１－３０－８７号 管理建築士 東野幸史長 一級建築士登録第３２６６３１号	松元小学校校舎１号棟長寿命化改良本体工事		
	１・２号棟渡り廊下詳細図	A3 図示	A-46
	鹿児島市建設局建築部建築課		

A-1　２階教室：床シート張り（既存モザイクパーケット張り撤去）　S=1/10

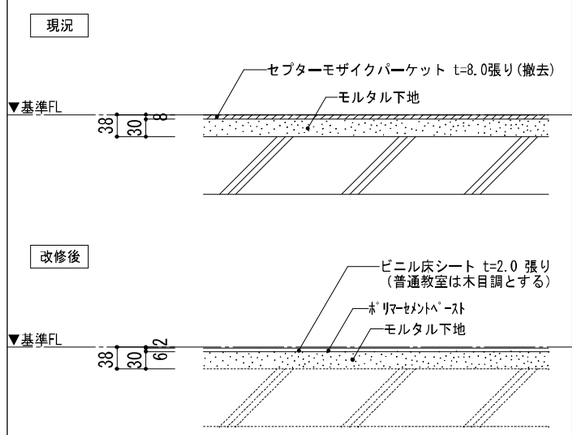

A-2　廊下・階段ホール：床シート張り（既存ビニル床シート撤去）　S=1/10

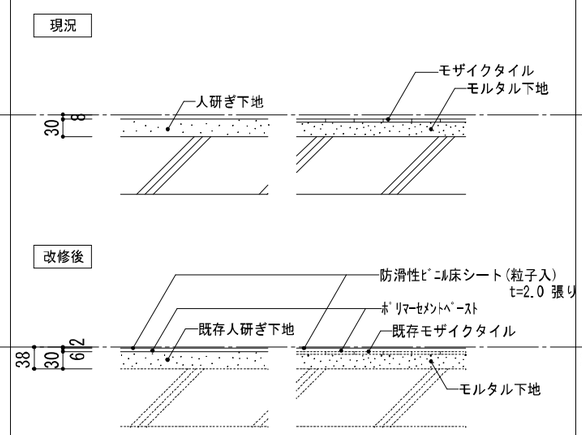

A-3　３階教室：床シート張り（既存集成ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞt12構造用合板下地撤去）　S=1/10

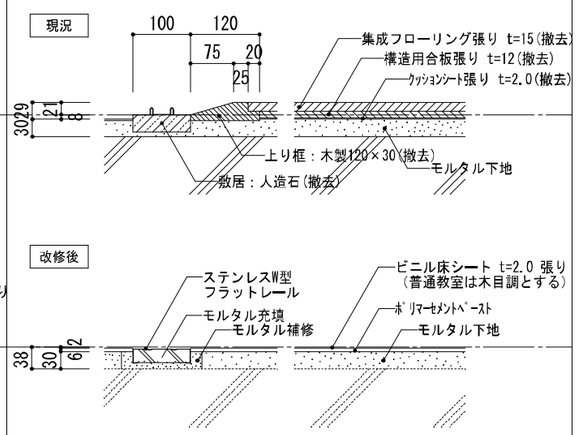

A-4　ステンレス床見切縁　S=1/10

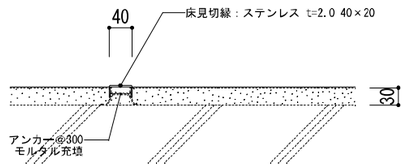

A-5　ステンレスノンスリップ　S=1/4

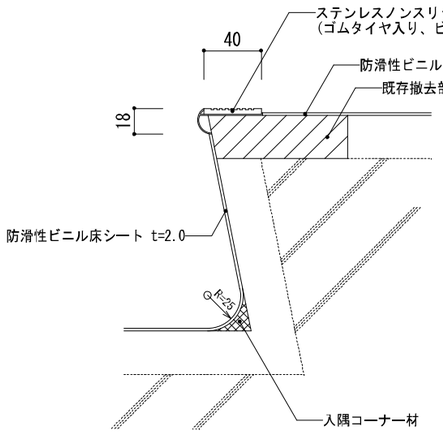

※ゴムタイヤ入とする。
※蹴上寸法は160mm以下となるようにする。

B-1　木製巾木（既存モルタル下地+杉板張り壁）　S=1/10

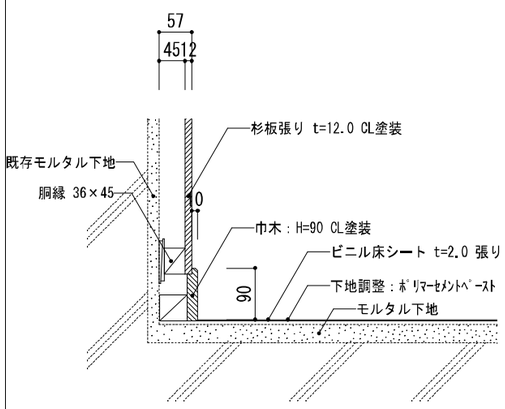

B-2　木製巾木（既存RC壁・木胴縁下地+杉板張り壁）　S=1/10

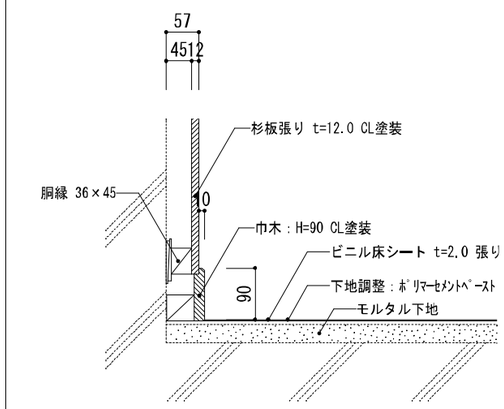

※普通教室（特別支援含む）の黒板設置壁については、F-1、F-2参照のこと。

C-1　既存モルタル下地　杉板 t=12.0張り　S=1/5

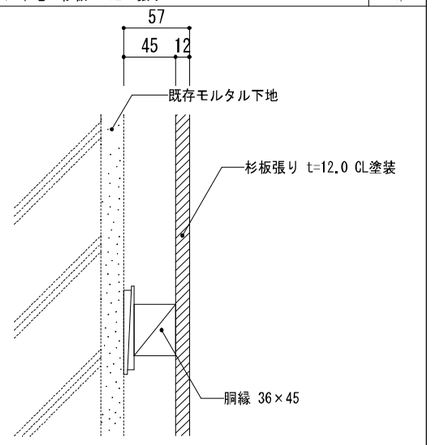

C-2　既存モルタル下地　杉板 t=12.0張り　入隅部分　S=1/5

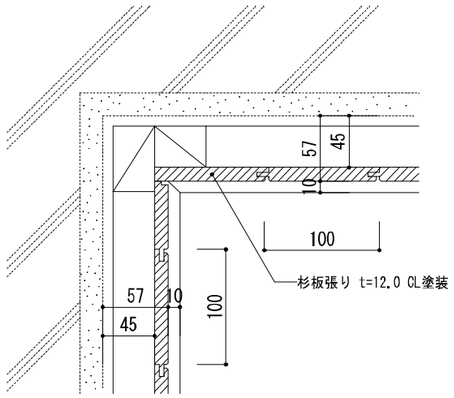

C-3　既存モルタル下地　杉板 t=12.0張り　出隅部分　S=1/5

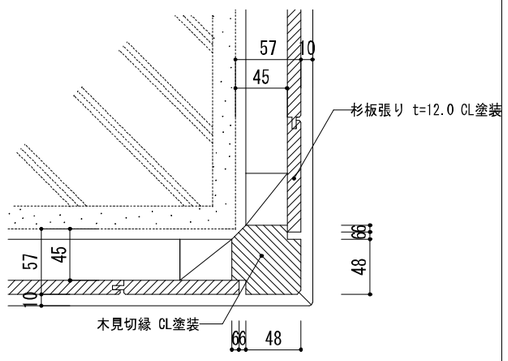

C-4　モルタル金コテ押え　既存下地調整 EPG塗装　S=1/5

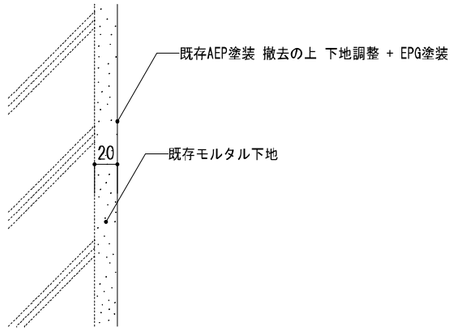

※ AEP:アスベスト含有

C-7　杉板 t=12.0張り　腰見切り　S=1/5

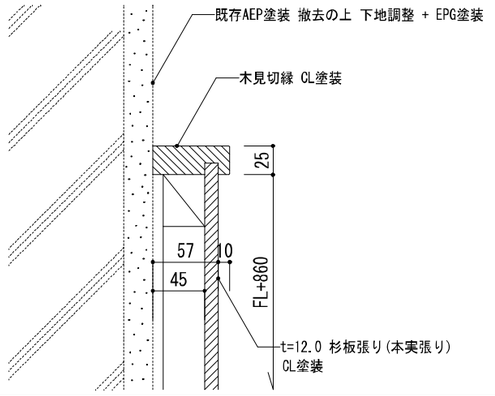

ゲンプラン設計株式会社 一級建築士事務所鹿児島県知事第１－３０－８７号 管理建築士　東野幸史良　一級建築士登録第３２６６３１号	松元小学校校舎１号棟長寿命化改良本体工事 部分詳細図（１）　A3 図示 鹿児島市建設局建築部建築課	A-47

C-8 廊下-教室間　間仕切壁（防火上主要間仕切壁） S=1/6

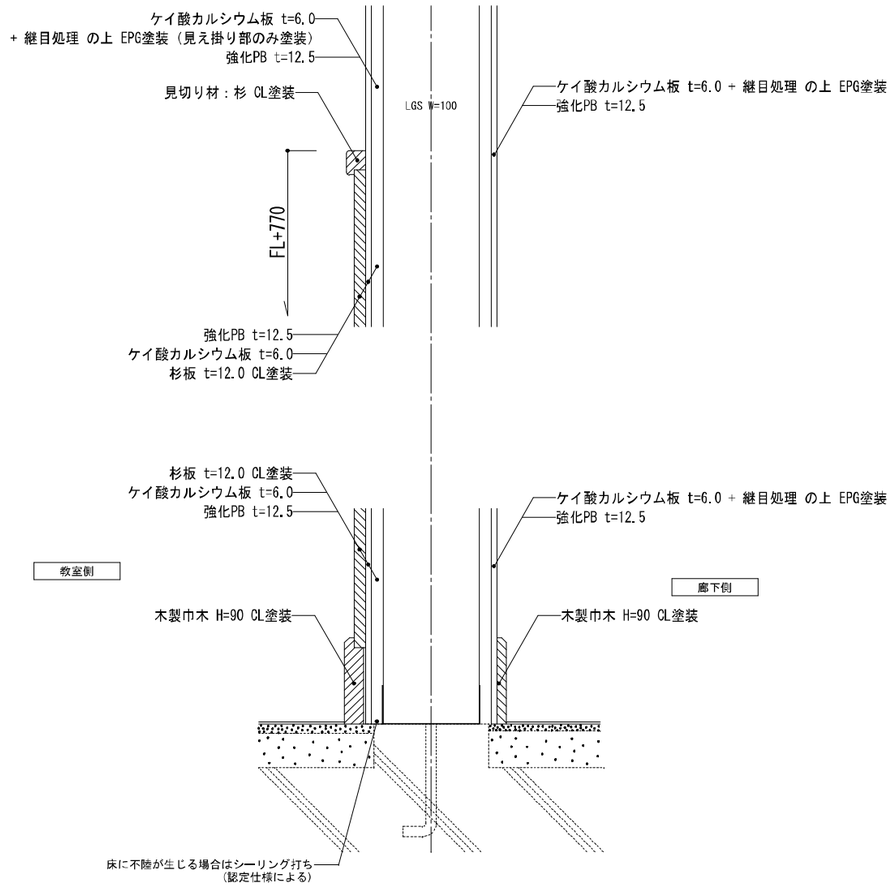

C-9 廊下-教室間　間仕切壁上部納まり（防火上主要間仕切壁） S=1/6

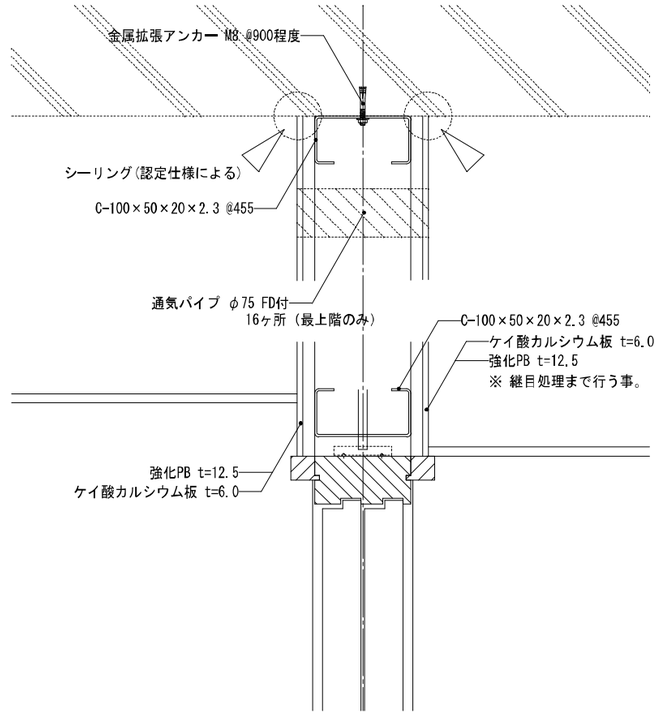

D-1 天井見切縁（壁ボード仕上の場合） S=1/5

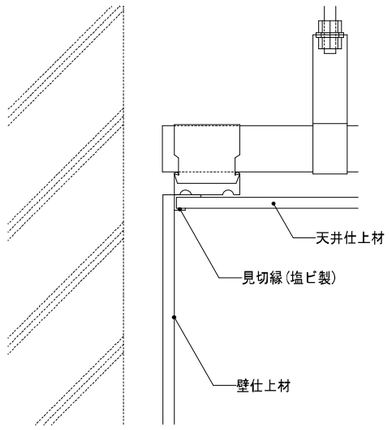

D-2 天井見切縁（壁・梁がモルタル仕上の場合） S=1/5

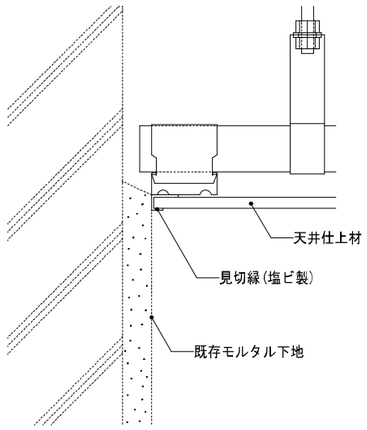

D-3 アルミ製カーテンボックス S=1/10

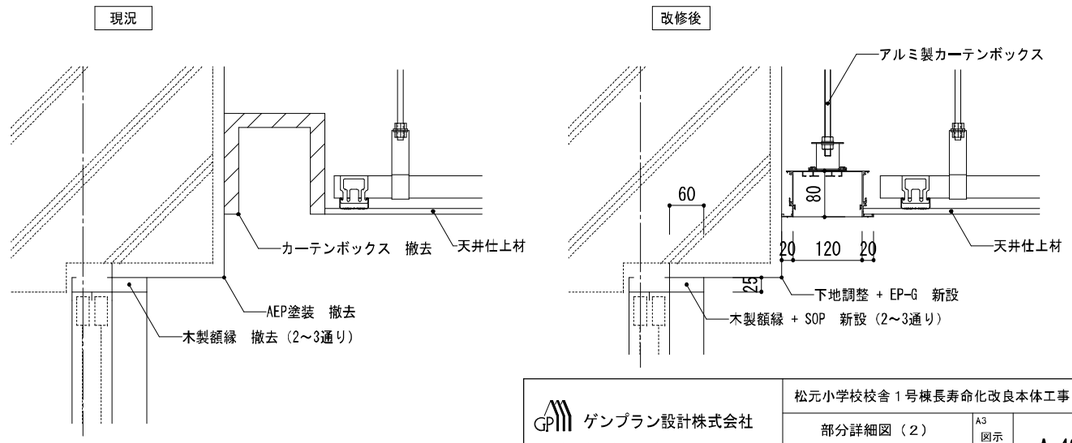

ゲンプラン設計株式会社 一級建築士事務所鹿児島県知事第１－３０－８７号 管理建築士　東野幸史良　一級建築士登録第３２６６３１号	松元小学校校舎１号棟長寿命化改良本体工事 部分詳細図（２）　A3 図示	A-48
	鹿児島市建設局建築部建築課	

E-1　廊下ステンレス流し部改修詳細図（4-5通り）　S=1/20

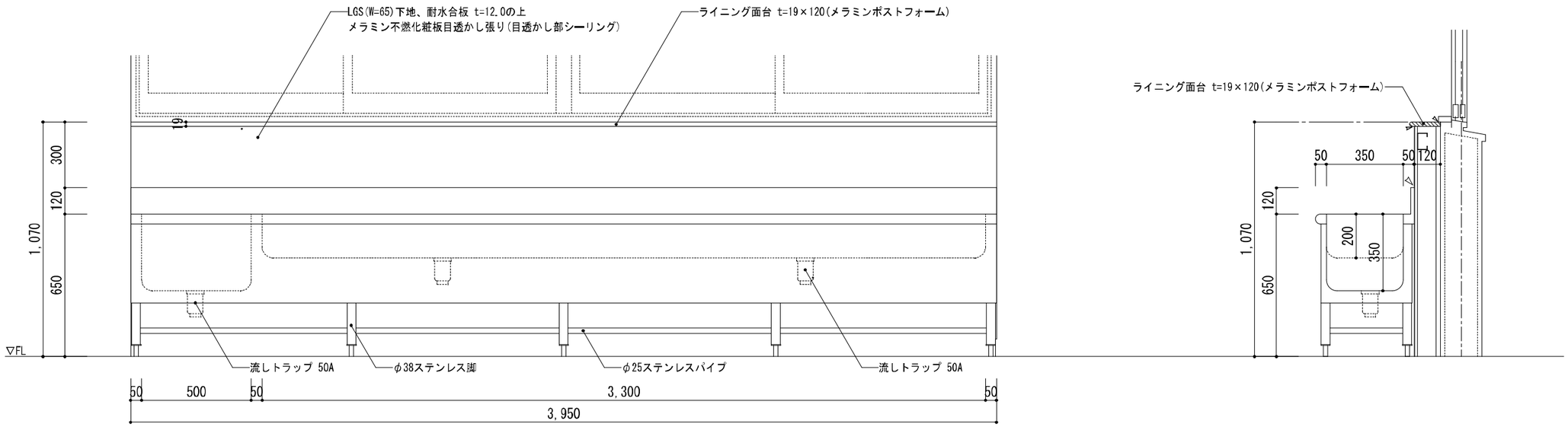

1）シンクトップ(SUS304 t=1.2mm) 目皿(流しトラップ付)　※シンクは発泡材裏打を行うこと。　※シンク底は勾配をつけること。

2）トラップは建築工事とする（ステンレス製流しトラップ50A、水封50mm以上）

3）脚部は床面に固定すること。

3）廊下幅は1800mm以上、確保すること。

E-2　ステンレス流し部改修詳細図（２階 階段ホール）　S=1/20

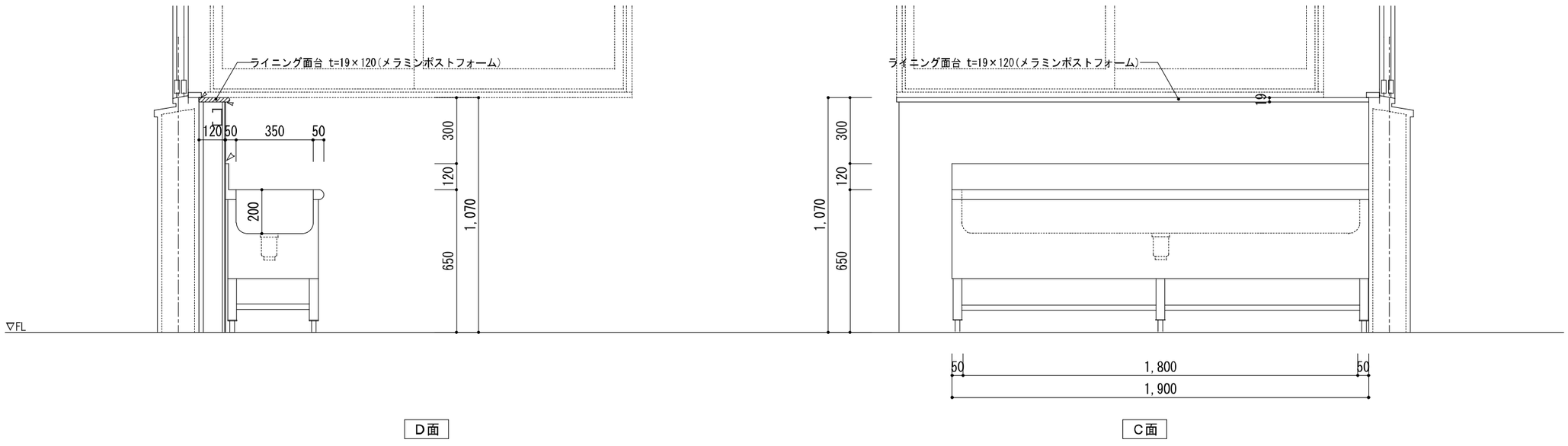

D面　　C面

1）シンクトップ(SUS304 t=1.2mm) 目皿(流しトラップ付)　※シンクは発泡材裏打を行うこと。　※シンク底は勾配をつけること。

2）トラップは建築工事とする（ステンレス製流しトラップ50A、水封50mm以上）

3）脚部は床面に固定すること。

3）廊下幅は1800mm以上、確保すること。

ゲンプラン設計株式会社 一級建築士事務所鹿児島県知事第１－３０－８７号 管理建築士　東野幸史良　一級建築士登録第３２６６３１号	松元小学校校舎１号棟長寿命化改良本体工事		
	部分詳細図（３）	A3 図示	A-49
	鹿児島市建設局建築部建築課		

E-3	ステンレス流し部改修詳細図（３階 階段ホール）	S=1/20

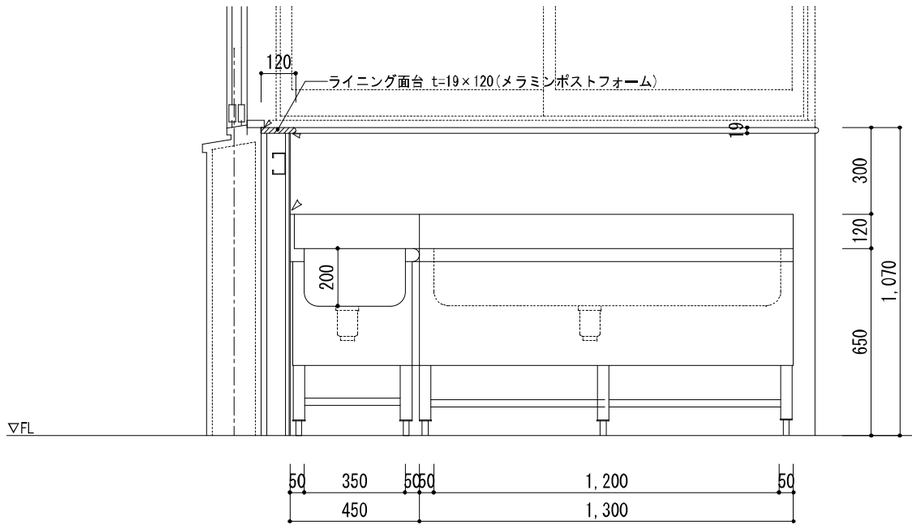

D面

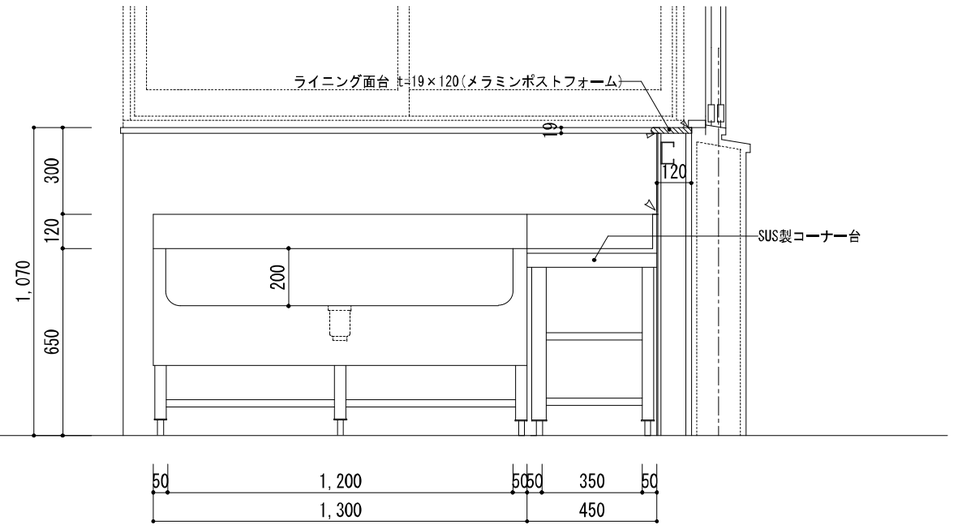

C面

1) シンクトップ(SUS304 t=1.2mm) 目皿(流しトラップ付)　※シンクは発泡材裏打を行うこと。　※シンク底は勾配をつけること。

2) トラップは建築工事とする（ステンレス製流しトラップ50A、水封50mm以上）

3) 脚部は床面に固定すること。

3) 廊下幅は1800mm以上、確保すること。

F-1	曲面黒板（既存張替え）	S=1/6	S=1/10

参考図

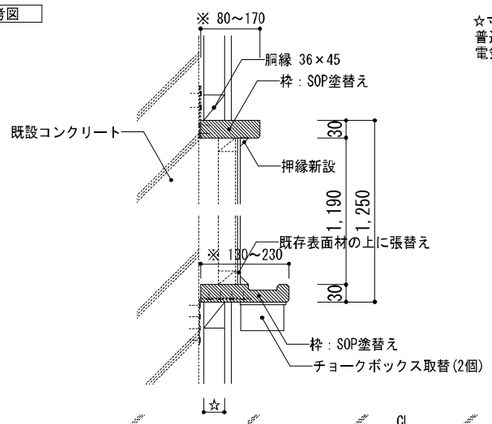

☆寸法について
普通教室（特別支援含む）の黒板及び児童用ロッカー設置壁がRC造の場合は、
電気配管及びボックスの設置に支障の無いよう、必要寸法設備業者と協議の上決定のこと。

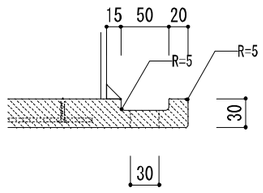

塗板枠寸法(※部分)は各メーカーにより
多少の相違があるものとする

階	室名（改修後）	数量
2階	普通教室	4
3階	普通教室	4

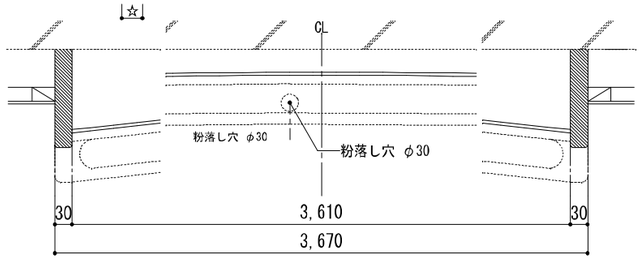

F-2	掲示板（新設）	S=1/10

参考図

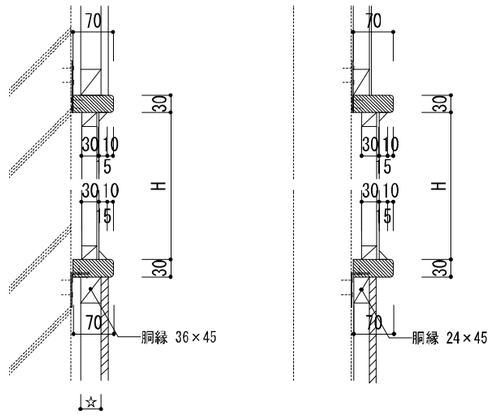

RC下地壁　　LGS下地壁

☆寸法について
普通教室（特別支援含む）の黒板及び児童用ロッカー設置壁がRC造の場合は、
電気配管及びボックスの設置に支障の無いよう、必要寸法設備業者と協議の上決定のこと。

塗板：地板　焼付ホーロー　補強桟　木製　仕上寸法30×24（ＪＡＳ　Ｓ１等級　縦上下@300）

枠：木製　防虫加工　SOP塗　チョークボックス　アルミ製ダブルボックス　枠：面取

壁板、地板の接着剤は、ＪＩＳ　A5538　F☆☆☆☆　４種合成ゴム系接着剤使用

表面：難燃性表面材張り

枠：木製　防虫加工 SOP塗り

塗板枠寸法（※部分）は各メーカーにより多少の違いがあるものとする

ゲンプラン設計株式会社
一級建築士事務所鹿児島県知事第１－３０－８７号
管理建築士　東野幸史良　一級建築士登録第３２６６３１号

松元小学校校舎１号棟長寿命化改良本体工事

部分詳細図（４）　A3 図示

鹿児島市建設局建築部建築課

A-50

G-1 木製額縁取替 S=1/10

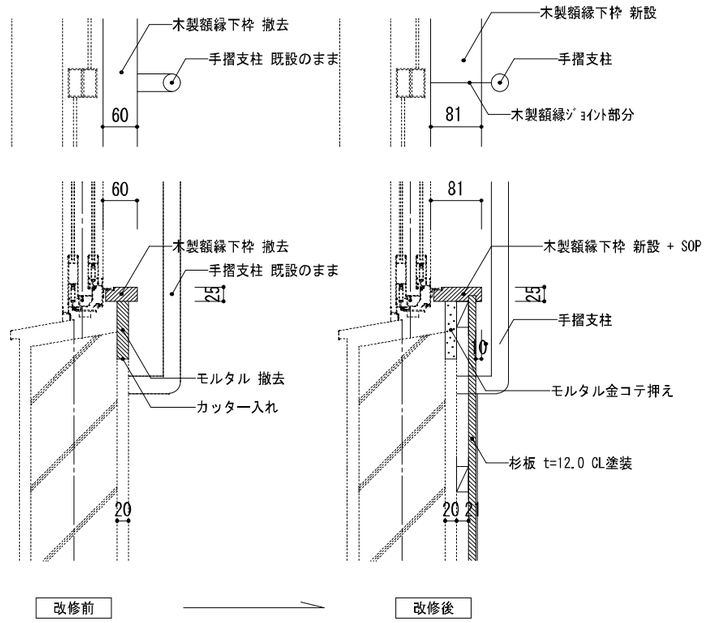

G-2 教室フック取付用窓下枠 S=1/10

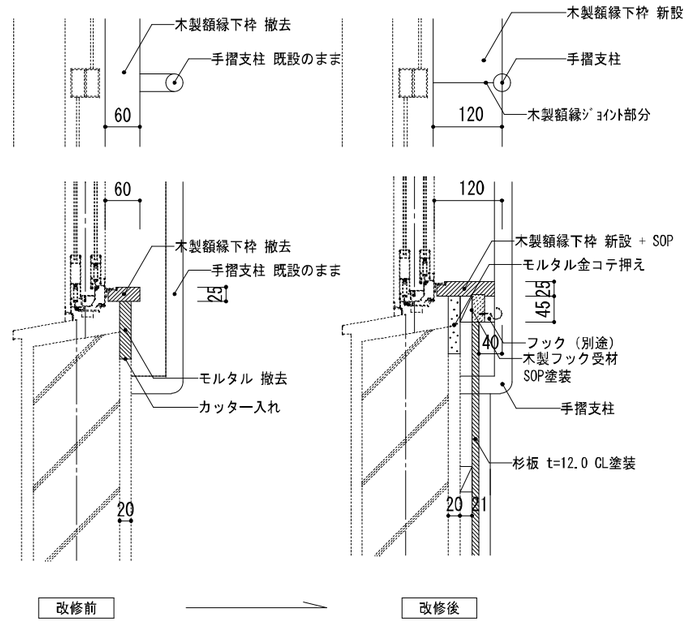

ー （防火設備）AW-2 アルミサッシ改修詳細図 S=1/20

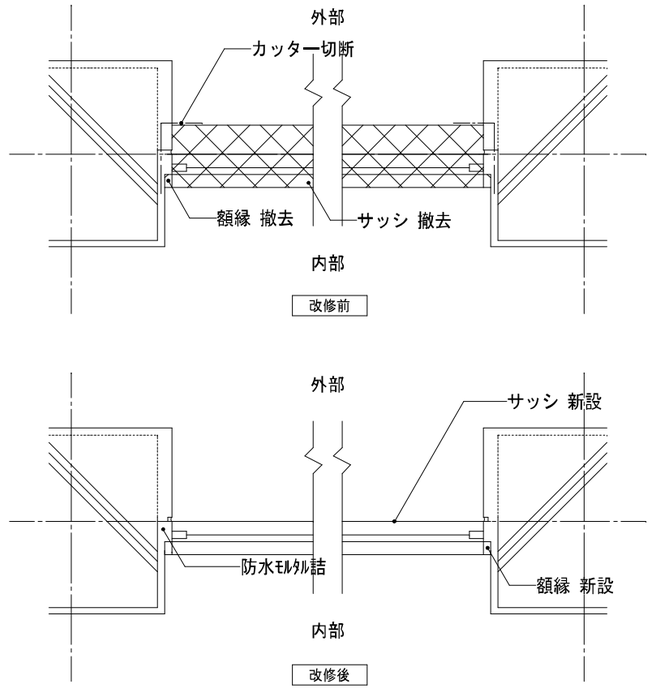

H-1 室名札・ピクトサイン S=1/10

室名札

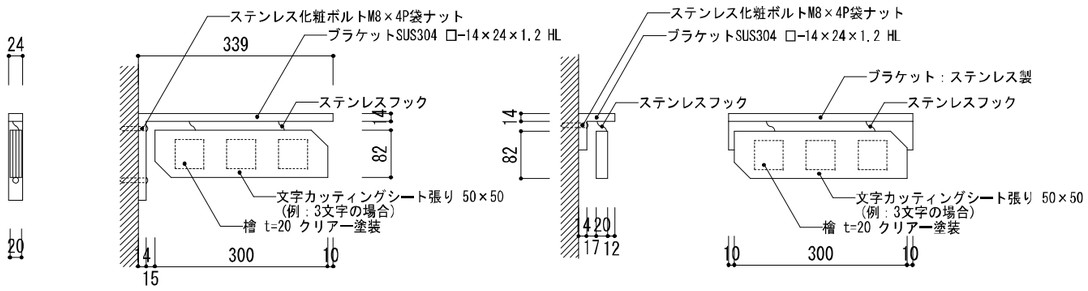

工事は取付文字を含む。文字はカッティングシート張りとし、色は監督員の指示による。字体は丸ゴシック。
檜板・無節・CL塗装（木材コーナーは面取りとする。）
各室1ヶ所の取付とし、取付場所は監督員の指示により最終決定のこと。
ピクトサインカッティングシートの内容については監督員の指示により最終決定のこと。

ゲンプラン設計株式会社 一級建築士事務所鹿児島県知事第１－３０－８７号 管理建築士 東野幸史良 一級建築士登録第３２６６３１号	松元小学校校舎１号棟長寿命化改良本体工事 部分詳細図（５） A3 図示 鹿児島市建設局建築部建築課	A-51

I-3 生徒用ロッカー

S=1/3 | S=1/30

室名	数量
普通教室	8

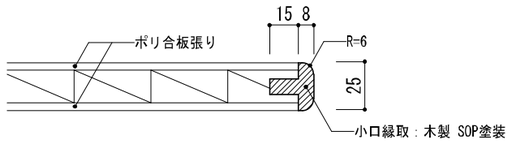

Ａ部分詳細図　Ｓ＝１：３

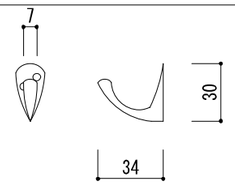

コート掛け（ダイカスト製）参考図

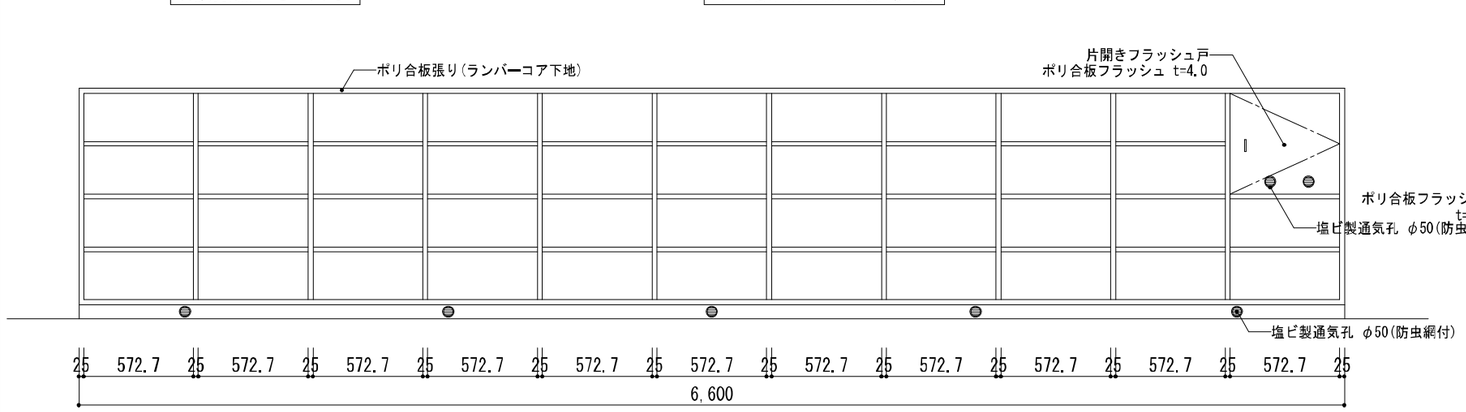

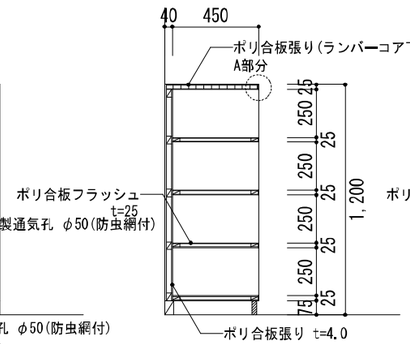

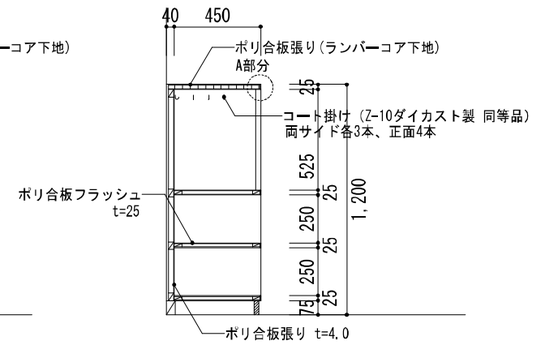

小口は全て面取りとする　　フラッシュ戸：見込24 厚4.0 ポリ合板フラシュ、取手（裏まで貫通させること）、丁番（2個）、マグネットキャッチ（金属ケース入）、アームストッパー（扉側：貫通ボルト止め）

塩ビ製通気孔 50φ（防虫網付）7ヶ所

木部見え掛りは全てポリ合板張りとする（内部共）

I-1 掃除具入

S=1/3 | S=1/30

室名	数量
普通教室	8

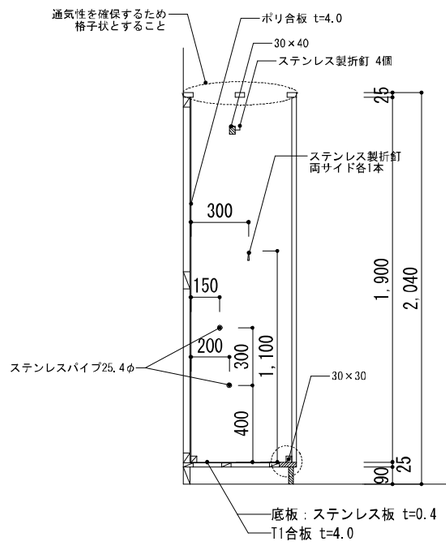

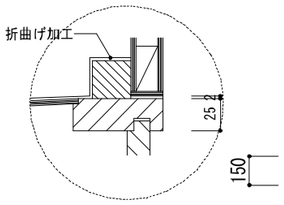

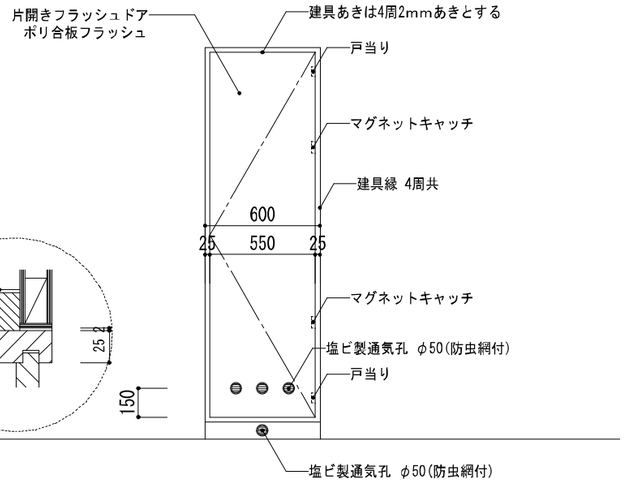

フラッシュ戸：見込24 厚4.0 ポリ合板フラシュ、取手（裏まで貫通させること）、丁番（3個）、マグネットキャッチ（2ヶ所、金属ケース入）

アームストッパー（扉側：貫通ボルト止め）、ステンレスパイプ：25.4φ SUS304 2ヶ所、ステンレス製折釘： 6個

底板：厚0.4 ステンレス板（取り外し可）、塩ビ製換気孔50φ（防虫網付）４ヶ所

木部見え掛りは全てポリ合板張りとする（内部共）

ゲンプラン設計株式会社
一級建築士事務所鹿児島県知事第１－３０－８７号
管理建築士　東野幸史良　一級建築士登録第３２６６３１号

松元小学校校舎１号棟長寿命化改良本体工事

部分詳細図（６）　A3 図示

鹿児島市建設局建築部建築課

A-52

J-5 教師用ロッカー　S=1/3　S=1/30

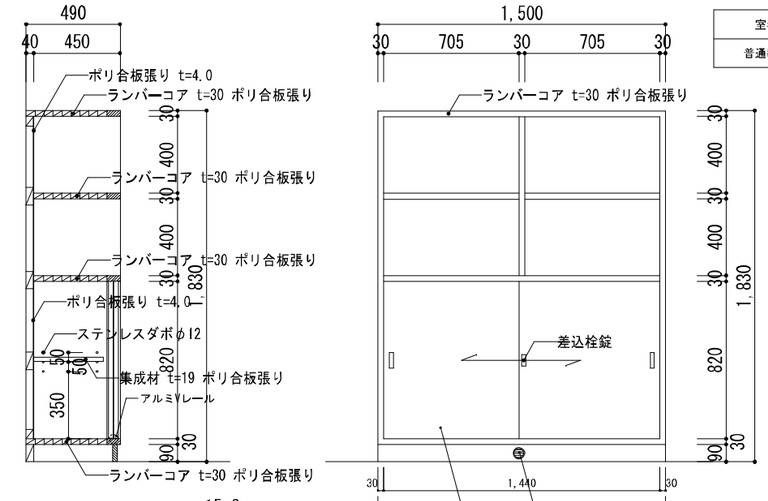

室名	数量
普通教室	8

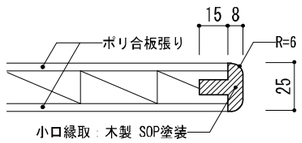

小口納まり詳細図　S=1/3

塩ビ製通気孔 50φ（防虫網付）１ヶ所、戸車、アルミＶレール、彫込引手、差込栓錠

木部見え掛りは全てポリ合板張りとする（内部共）

— 消火器ボックス（参考図）　S=1/20

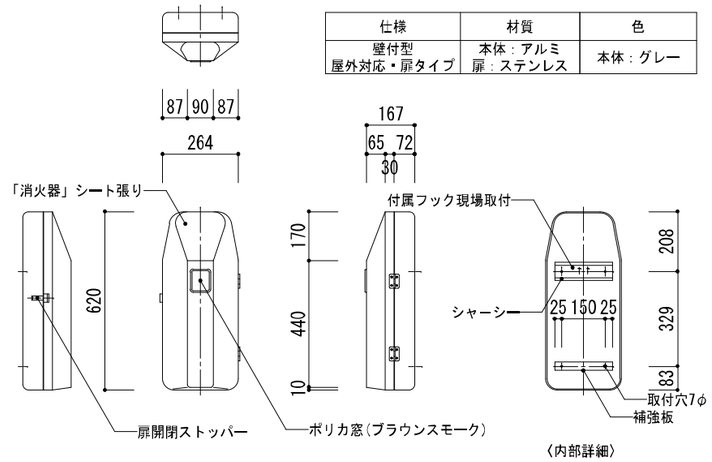

仕様	材質	色
壁付型 屋外対応・扉タイプ	本体：アルミ 扉：ステンレス	本体：グレー

〈内部詳細〉

— 設備機器　壁塞ぎ（１通り）　S=1/20

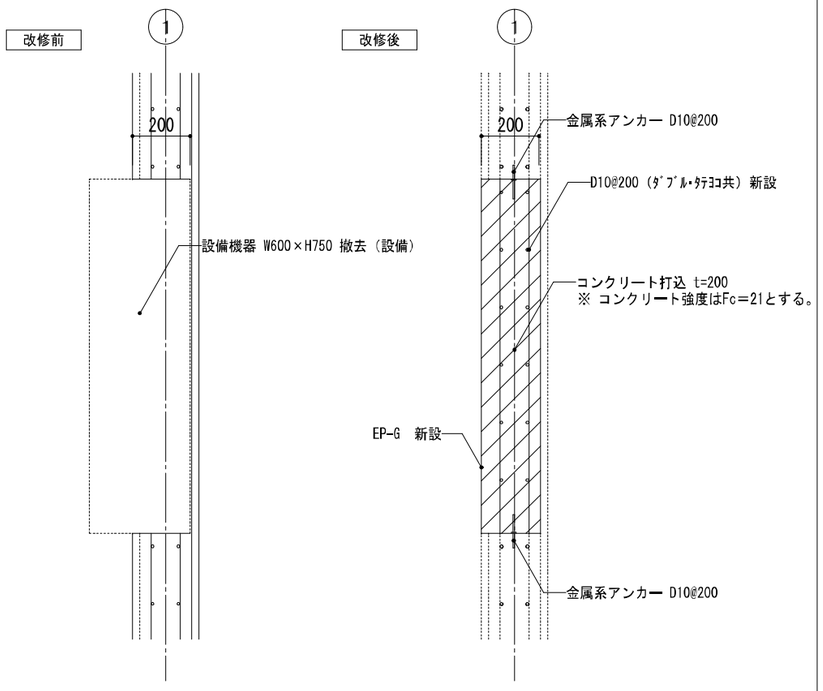

— 設備機器　壁塞ぎ（２通り）　S=1/20

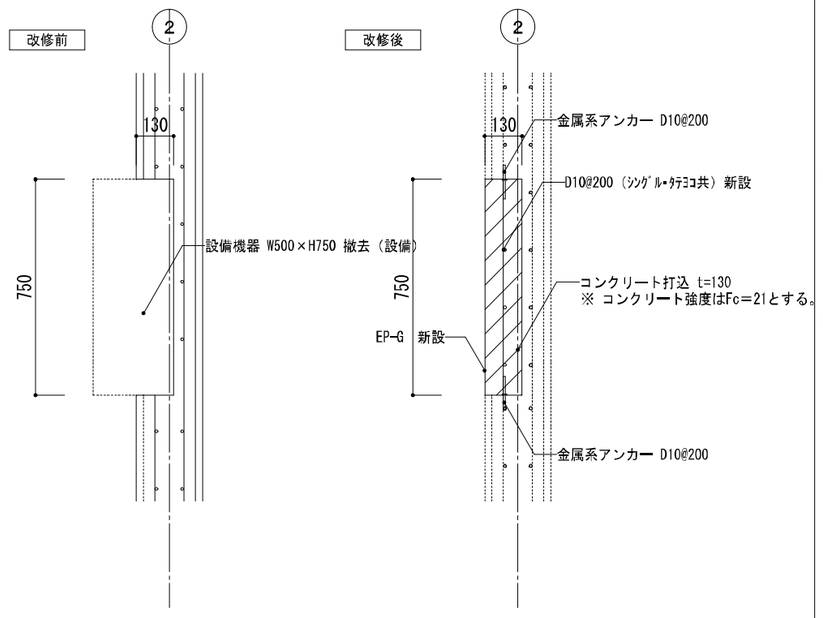

— タラップガード　S=1/30

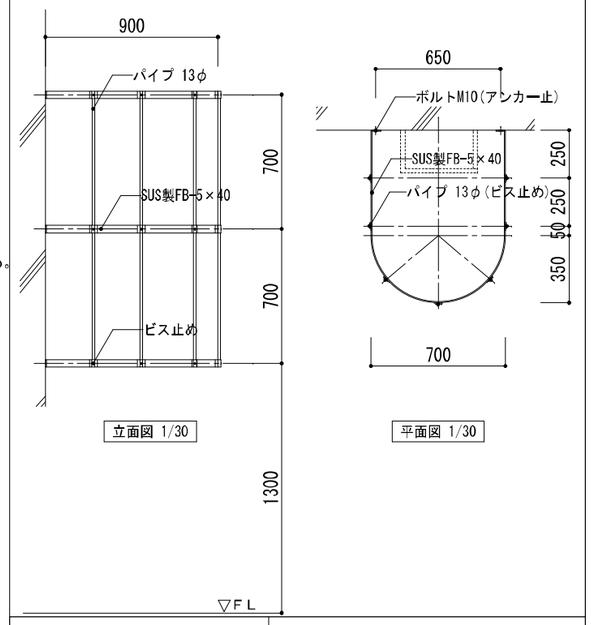

立面図 1/30　平面図 1/30

ゲンプラン設計株式会社 一級建築士事務所鹿児島県知事第１－３０－８７号 管理建築士　東野幸史良　一級建築士登録第３２６６３１号	松元小学校校舎１号棟長寿命化改良本体工事 部分詳細図（７）　A3 図示	A-53
	鹿児島市建設局建築部建築課	

L-1　新設木製学校間仕切り　（参考図）　S=1/10

出入口部断面詳細図

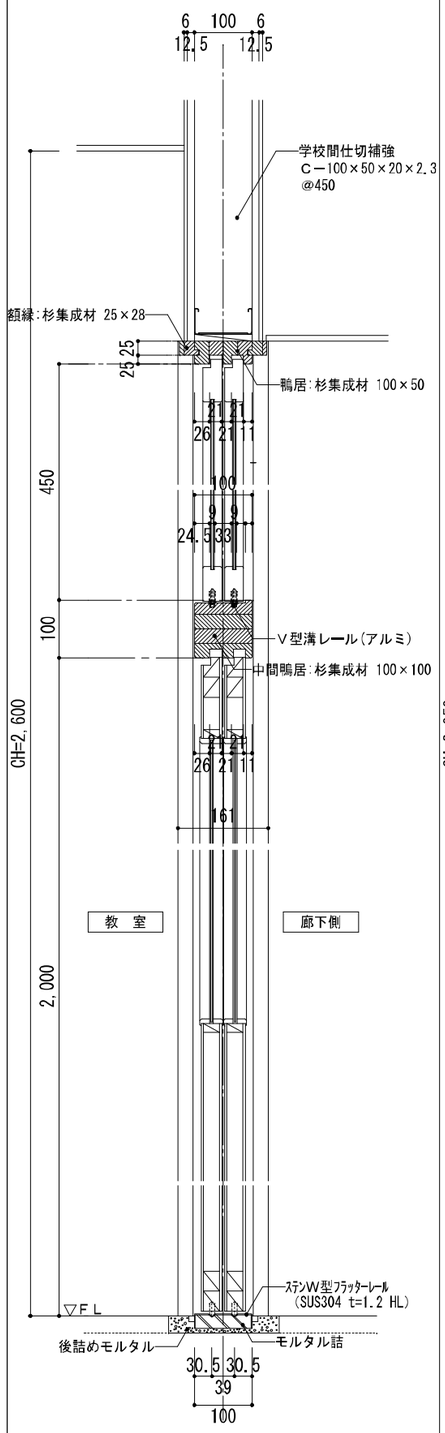

腰窓付部断面詳細図

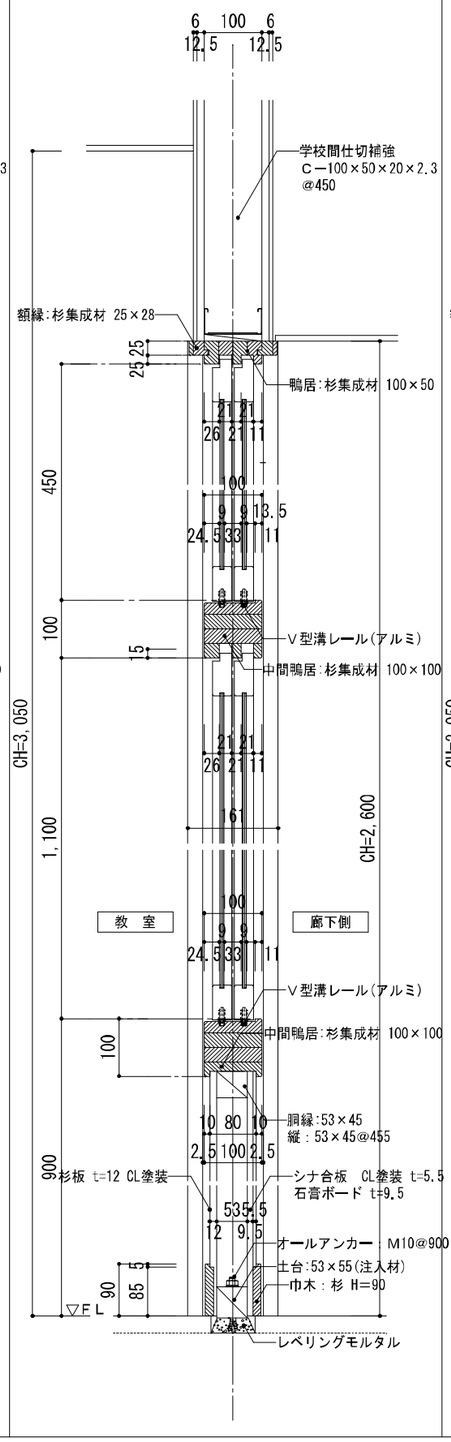

外れ止め防止部断面詳細図

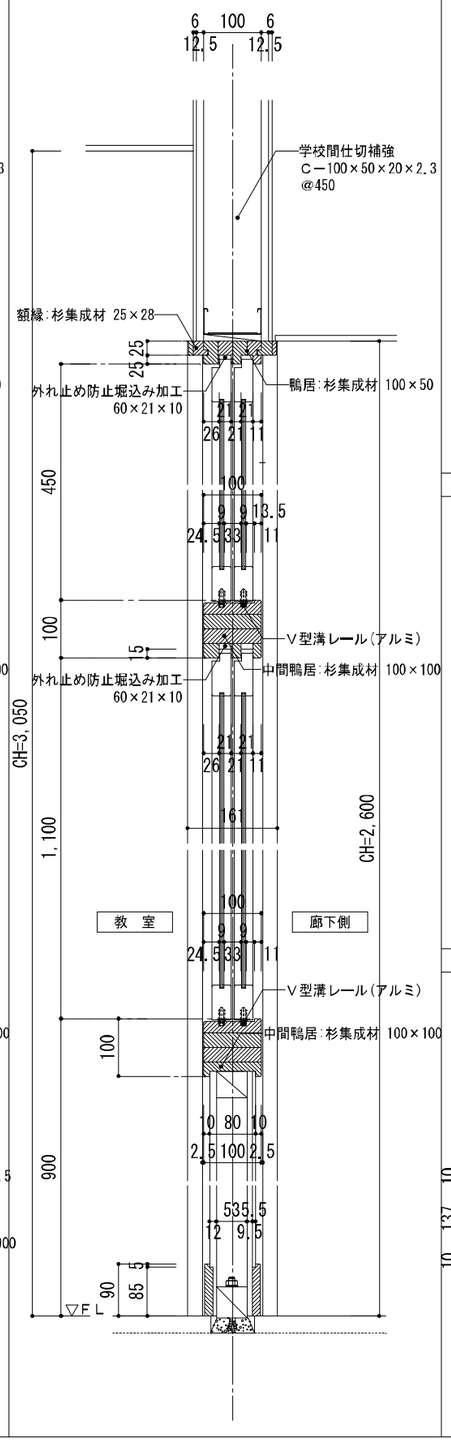

天窓部横断面図

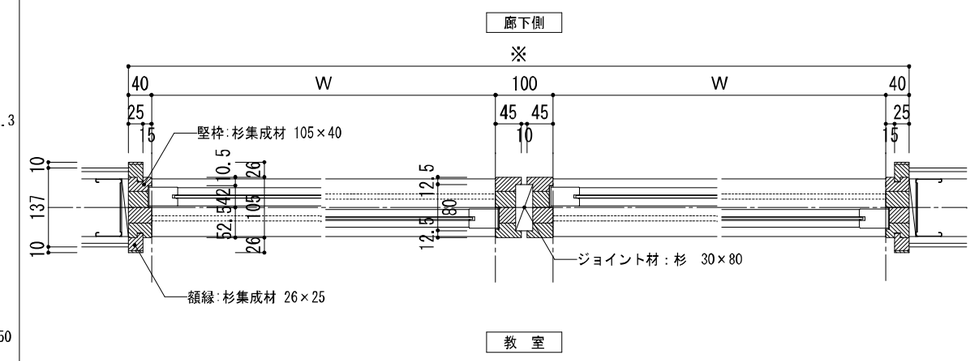

腰壁部横断面図

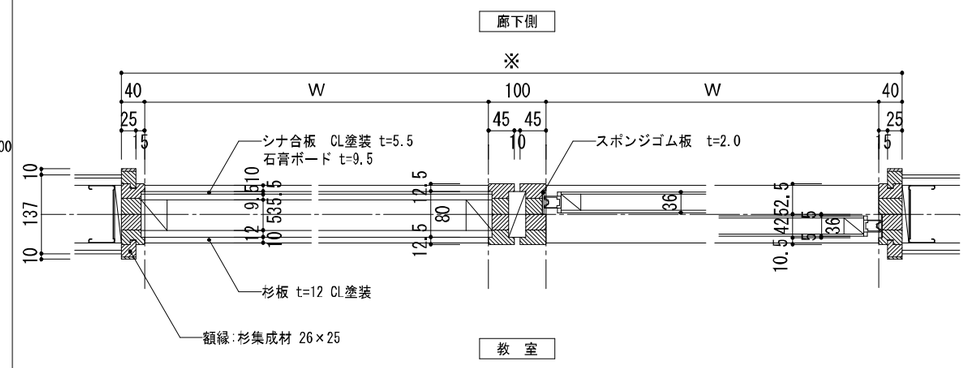

腰窓・天窓部 鴨居横断面図

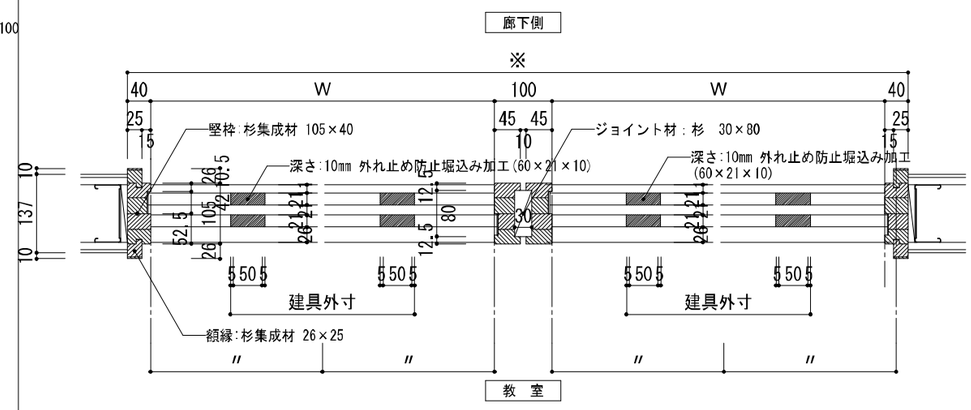

レール：ステンレス製フラッターレール　，戸車：非脱輪仕様　枠ーステンレス，車ージュラコン

※木部は全てＣＬ塗装

ゲンプラン設計株式会社 一級建築士事務所鹿児島県知事第１－３０－８７号 管理建築士　東野幸史良　一級建築士登録第３２６６３１号	松元小学校校舎１号棟長寿命化改良本体工事 部分詳細図（８）　A3 図示 鹿児島市建設局建築部建築課	A-54

M-1 普通教室・特別教室外壁側落下防止手摺 S=1/30

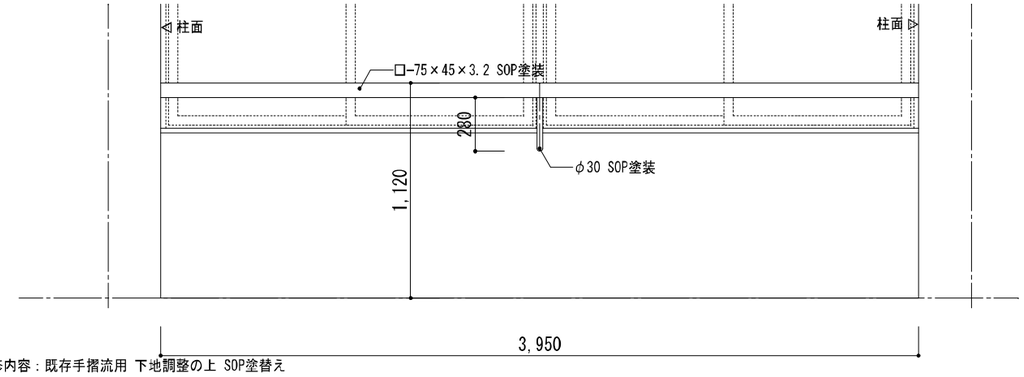

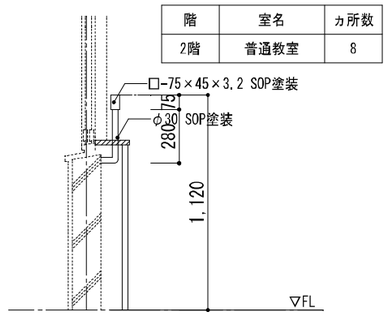

階	室名	ヵ所数
2階	普通教室	8

※改修内容：既存手摺流用 下地調整の上 SOP塗替え
※手摺の高さはFL+1,100㎜以上確保すること。

M-3 普通教室外壁側落下防止手摺 S=1/30

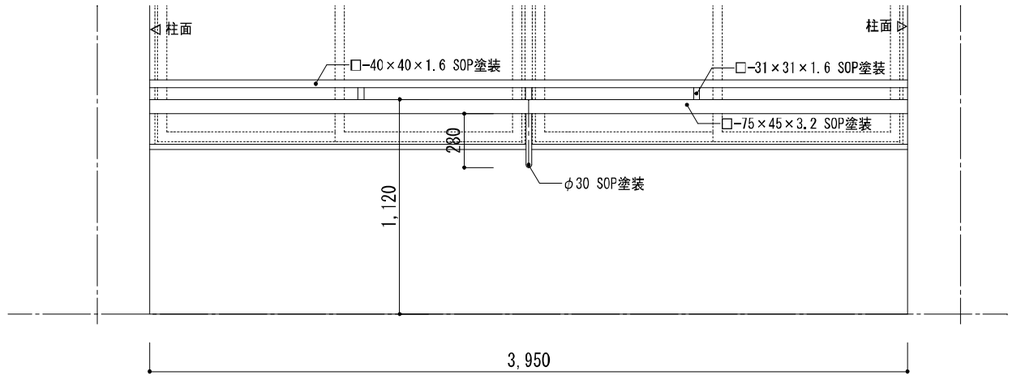

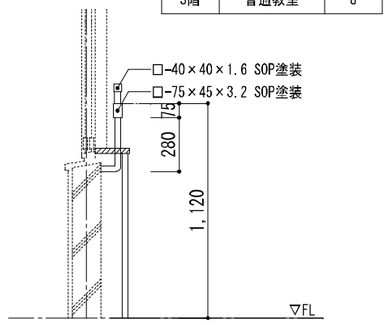

階	室名	ヵ所数
3階	普通教室	8

※改修内容：既存手摺流用 下地調整の上 SOP塗替え
※手摺の高さはFL+1,100㎜以上確保すること。

L-1 樹脂製マット詳細 S=1/20

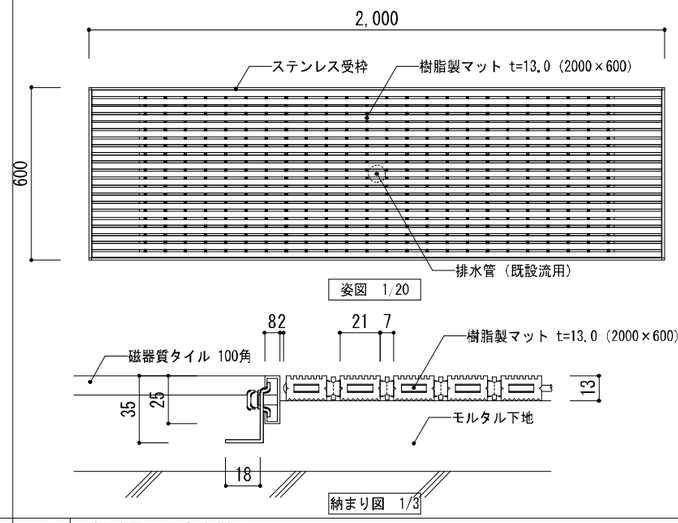

L-2 階段ホール側ポーチ改修 S=1/50

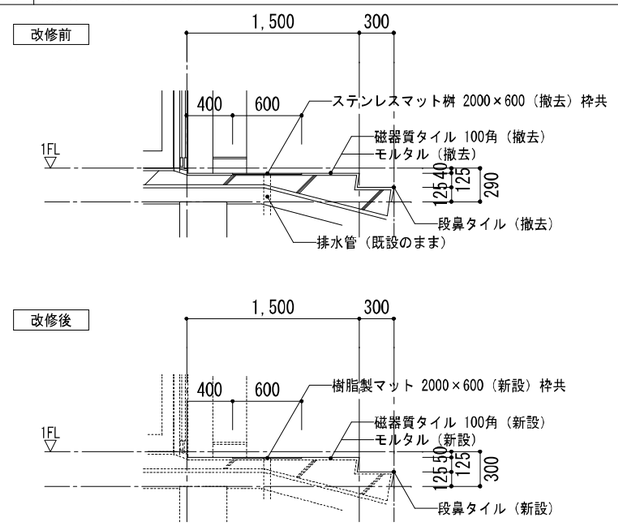

L-3 西側ポーチ改修 S=1/50

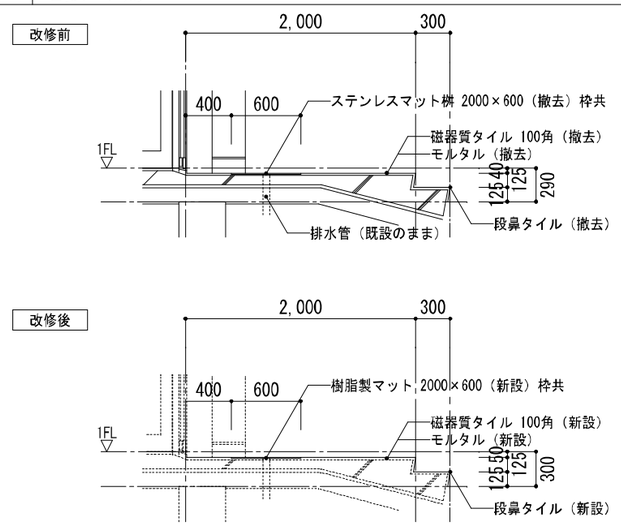

J-1 渡り廊下 EXP.J部分詳細図 S=1/10

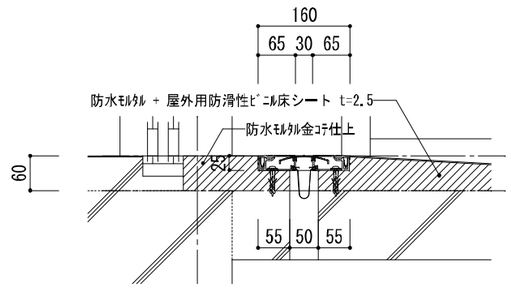

ゲンプラン設計株式会社 一級建築士事務所鹿児島県知事第１－３０－８７号 管理建築士 東野幸史良 一級建築士登録第３２６６３１号	松元小学校校舎１号棟長寿命化改良本体工事 部分詳細図（９） A3 図示	A-55
	鹿児島市建設局建築部建築課	

L-1	北側ポーチ改修	S=1/50

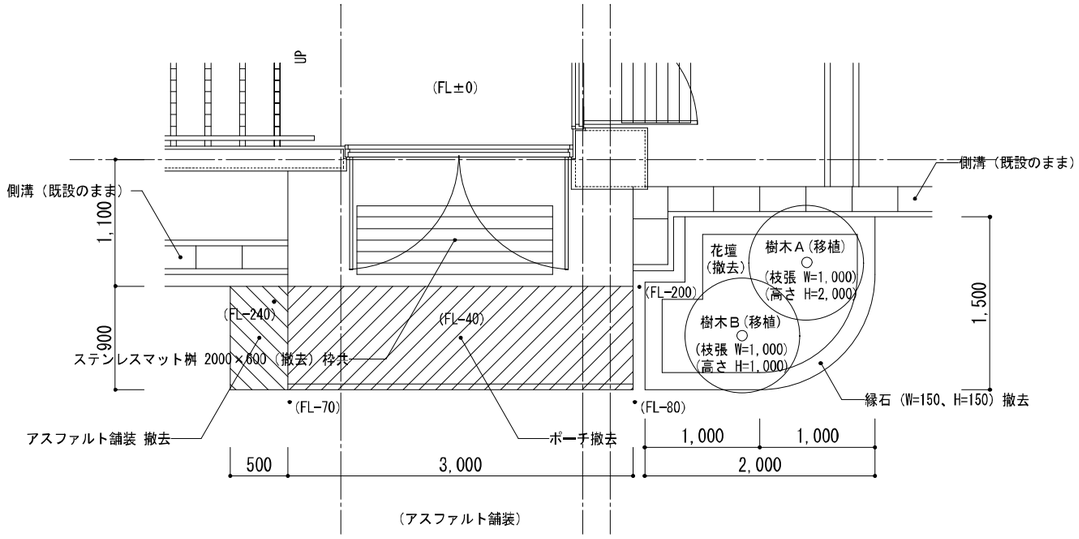

平面図（改修前）

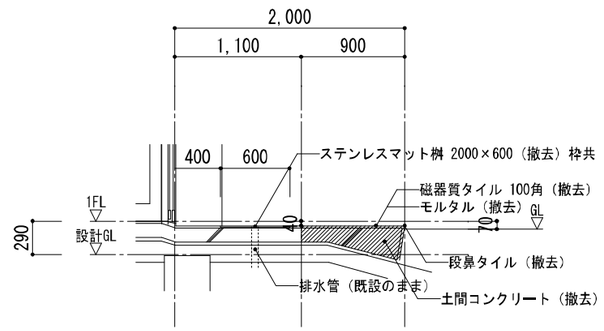

断面図（改修前）

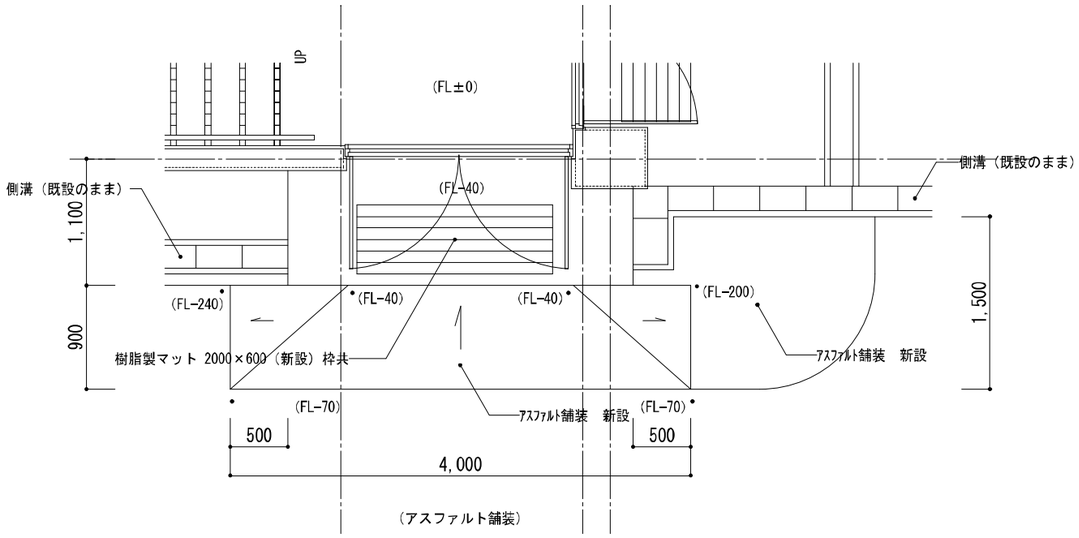

平面図（改修後）

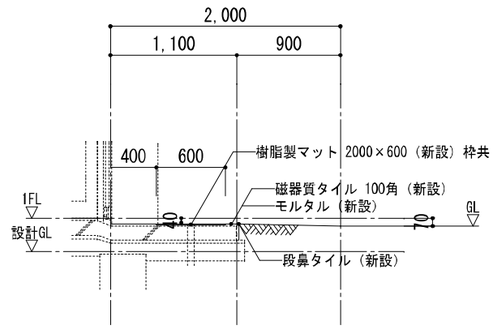

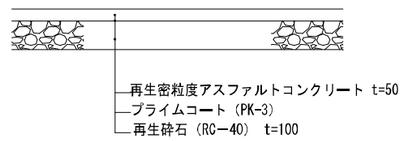

断面図（改修後）

ゲンプラン設計株式会社 一級建築士事務所鹿児島県知事第１－３０－８７号 管理建築士　東野幸史良　一級建築士登録第３２６６３１号	松元小学校校舎１号棟長寿命化改良本体工事		
	部分詳細図（１０）	A3 図示	A-56
	鹿児島市建設局建築部建築課		